

(仮称)新根岸地区土地区画整理事業(米軍返還前)

## 計画段階配慮書

令和7年7月

横浜市



## はじめに

横浜市は第二次世界大戦後に進駐した連合軍により、市の中心部や港湾施設などが広範囲にわたり接收され、横浜の再建・復興は著しく遅れることとなりました。

それ以来、横浜市では市民共通の念願、市政の重要課題として市内米軍施設の返還に向けた取組を進め、その結果、今日まで多くの返還を実現してまいりました。

このような中、平成 16 年 10 月に市内米軍施設の 7 割を超える面積の返還と池子住宅地区における米軍住宅の建設の方針が、日米合同委員会において合意されました。

その後、今日まで十数年が経過するなかで、市民・市会・行政が一体となった取組により、4 施設 370 ヘクタールを超える米軍施設が返還されました。

なお、令和元年 11 月には根岸住宅地区について返還に向けた原状回復作業のための共同使用が日米で合意されております。

返還される米軍施設は、これまでまちづくりに大きな制約を与えてきた反面、都市化が進んだ現代において、その広大さゆえに非常に貴重であるとともに、様々な都市課題を解決できる可能性を持つ有効な資産でもあります。

跡地利用にあたっては、戦後長きに渡り米軍施設の影響を受けてきた民間土地所有者や周辺地域の皆さまの意見を伺いながら検討を進めております。

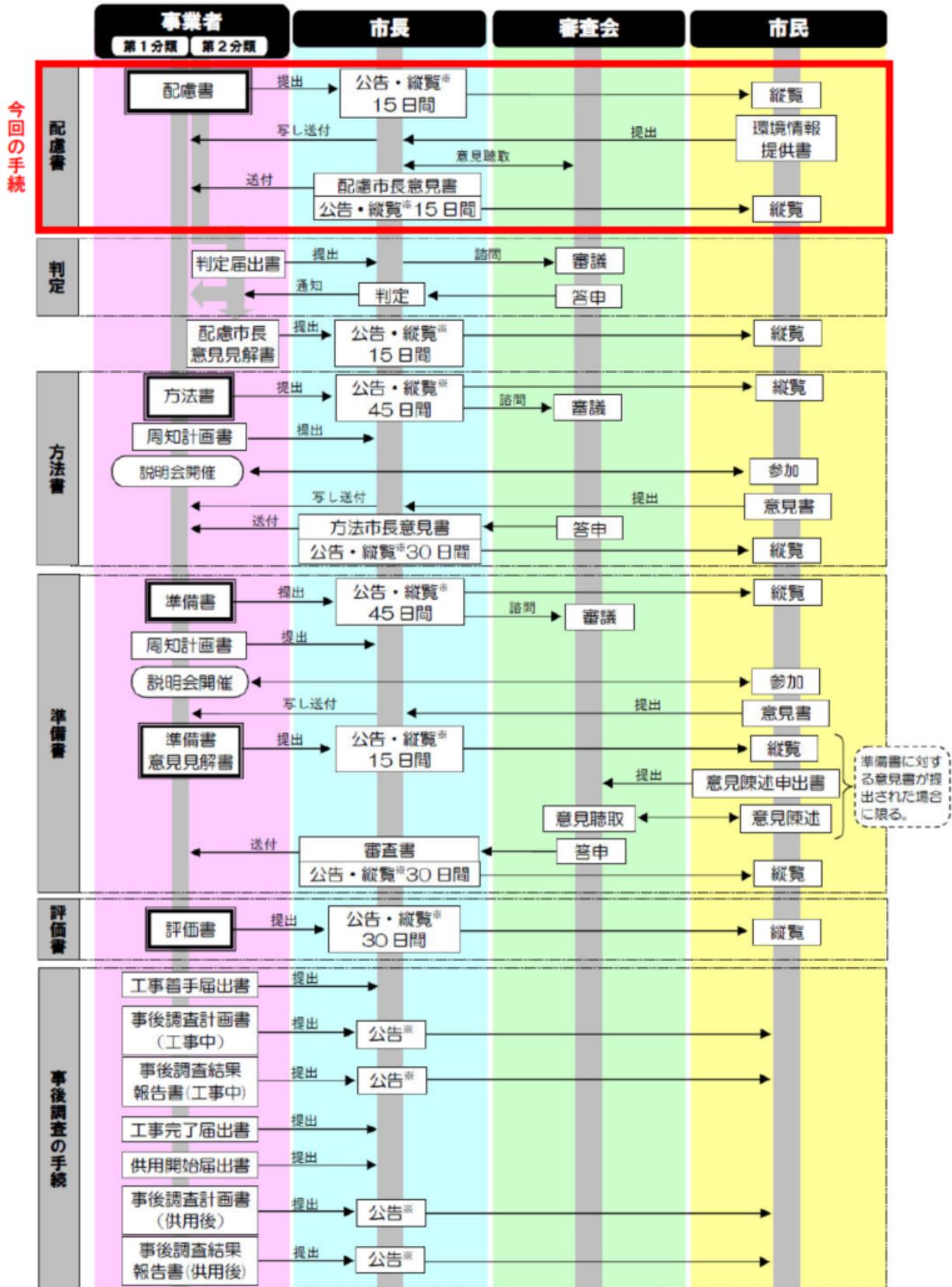
(仮称)新根岸地区土地区画整理事業(米軍返還前)(以下、「本事業」といいます。)については、昭和 22 年の接收後に根岸住宅地区として米軍による土地利用がされていた所(非提供地等を含む)を対象に、公共施設の整備改善と宅地の利用の増進とを目的とする土地区画整理事業を実施するものです。

本事業については、都市計画法で規定する市街地開発事業として都市計画に定めることから、横浜市環境影響評価条例第 44 条第 1 項の規定により、計画段階配慮その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第 1 分類事業に係る計画段階事業者に代わり行います。

今後、事業計画の策定や事業の実施にあたっては、今般取りまとめた計画段階配慮の内容を踏まえ、環境に配慮した計画としつつ、事業を進めていきます。

接收された土地は、昭和 27 年の日米両国間の行政協定に基づき市内の接收区域があらためて米軍に提供されていることから、本図書においては「提供」と記載します。

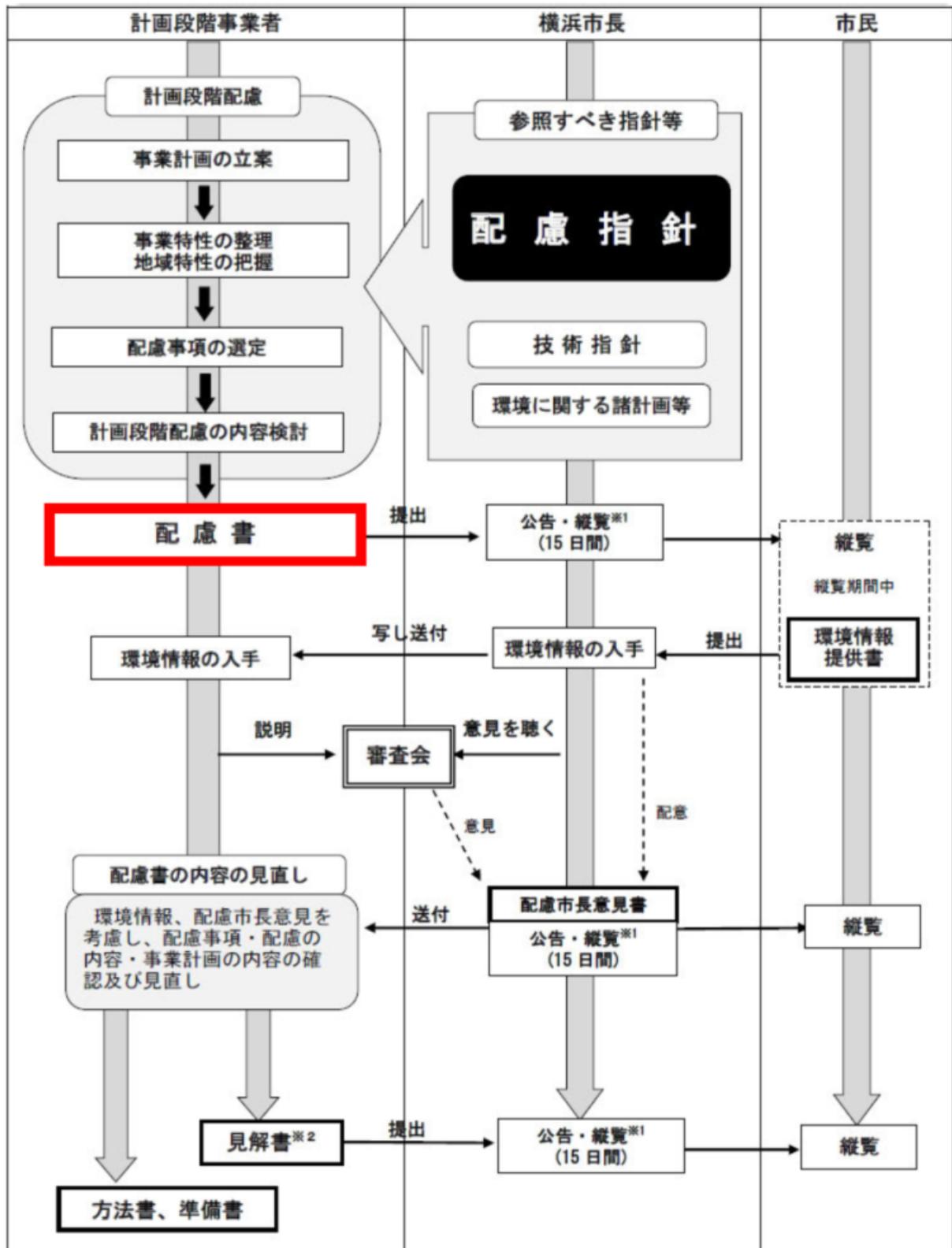
# 横浜市環境影響評価条例における対象事業の手續の流れ



※併せて、インターネット等での公表も行います。

資料：「横浜市環境影響評価条例対象事業の手續の流れ」（令和7年4月、ホームページ閲覧）に一部加筆。

## 計画段階配慮の検討手順（概要）



※1 環境影響評価課及び計画区域が存在する区の区役所で縦覧を行うとともに、インターネットで公表します。

※2 条例第16条第1項第2号の措置をとられた第2分類事業を実施しようとする者が作成します。

資料：「横浜市環境配慮指針 資料編」（横浜市、令和7年4月改定）



## <目次>

はじめに

第1章 事業計画の概要	1-1
1.1 事業計画の概要	1-1
1.2 事業の目的及び必要性	1-5
1.3 事業計画の内容	1-6
1.3.1 事業計画の方針	1-6
1.3.2 事業の手法等と現況	1-7
1.3.3 計画区域の土地利用計画及び配置計画	1-12
1.3.4 本事業を実施する際の配慮（施工計画）	1-14
1.3.5 事業スケジュール	1-15
1.4 事業計画を立案した経緯	1-16
1.4.1 （仮称）新根岸地区土地区画整理事業（米軍返還前）の経緯	1-16
1.4.2 上位計画・関連計画	1-18
1.4.3 環境配慮検討の経緯	1-19
第2章 地域の概況及び地域特性	2-1
2.1 調査対象地域等の設定	2-1
2.2 地域の概況	2-2
2.2.1 気象の状況	2-2
2.2.2 地形、地質、地盤の状況	2-4
2.2.3 水循環の状況	2-12
2.2.4 植物、動物の状況	2-15
2.2.5 人口、産業の状況	2-55
2.2.6 土地利用の状況	2-58
2.2.7 交通、運輸の状況	2-62
2.2.8 公共施設等の状況	2-69
2.2.9 文化財等の状況	2-89
2.2.10 公害等の状況	2-96
2.2.11 災害の状況	2-119
2.2.12 廃棄物の状況	2-140
2.2.13 法令等の状況	2-143
2.3 調査区域の地域特性	2-147
第3章 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容	3-1

巻末添付資料

- ・「根岸住宅地区跡地利用基本計画」（令和3年3月、横浜市）

本書に掲載した地図の下図については、出典名に記載の無い図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 又は電子地形図（タイル）、空中写真を加工して作成したものです。



# 第1章 事業計画の概要

## 1.1 事業計画の概要

事業計画の概要は、表 1.1-1 に示すとおりです。

また、本事業を実施しようとする区域（以下、「計画区域」といいます。）は、図 1.1-1、図 1.1-2 及び図 1.1-3 に示すとおりです。

計画区域については、JR 京浜東北・根岸線の根岸駅の北側約 1km、横浜市高速鉄道 1 号線（ブルーライン）吉野町駅の南側約 1km の大半が標高約 50m の高台に位置し、南側には国道 357 号、西側には国道 16 号、北側には国道 16 号及び横浜鎌倉線、東側には横浜駅根岸線といった幹線道路が存在します。

表 1.1-1 事業計画の概要

都市計画決定権者の名称並びに当該第 1 分類事業を実施しようとする者の氏名及び住所	<b>【都市計画決定権者】</b> 横浜市 <b>【第 1 分類事業を実施しようとする者】</b> 名称：横浜市 代表者の氏名：横浜市長 山中 竹春 主たる事務所の所在地：横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
事業の名称	(仮称) 新根岸地区土地区画整理事業（米軍返還前）
事業の種類、規模	土地区画整理事業（第 1 分類事業） 計画区域の面積：約 50ha ※土地区画整理事業による基盤整備を対象とし、解体以外の建設行為は別事業で行うため対象外としています。
計画区域	横浜市中区（箕沢、寺久保、塚越、大平町、山元町、大芝台、根岸台、根岸旭台）、南区（山谷、平楽、中村町）及び磯子区（上町、下町、馬場町、坂下町） ※それぞれ各一部
事業計画に係る許可等の内容	<b>【施行区域の決定】</b> 都市計画法第 19 条 <b>【都市計画事業認可】</b> 都市計画法第 59 条 <b>【事業計画の決定】</b> 土地区画整合法第 52 条 <b>【土地造成許可】</b> 宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条 <b>【埋蔵文化財包蔵地の発掘通知】</b> 文化財保護法第 94 条 <b>【一定の規模以上の土地の形質の変更届出】</b> 土壌汚染対策法第 4 条第 1 項 <b>【木竹の伐採協議、宅地の造成等協議】</b> 横浜市風致地区条例第 2 条 <b>【建築物の除却の届出】</b> ※ 建築基準法第 15 条第 1 項 <b>【アスベスト調査】</b> ※ 大気汚染防止法第 18 条の 15 ※根岸森林公園に接する一部（管理棟エリア）に立地する未解体の米軍施設の撤去のため。位置は図 1.1-3 参照。
図書作成の受託者	株式会社プレック研究所 代表取締役社長 杉尾 大地 東京都千代田区麴町 3 丁目 7 番地 6

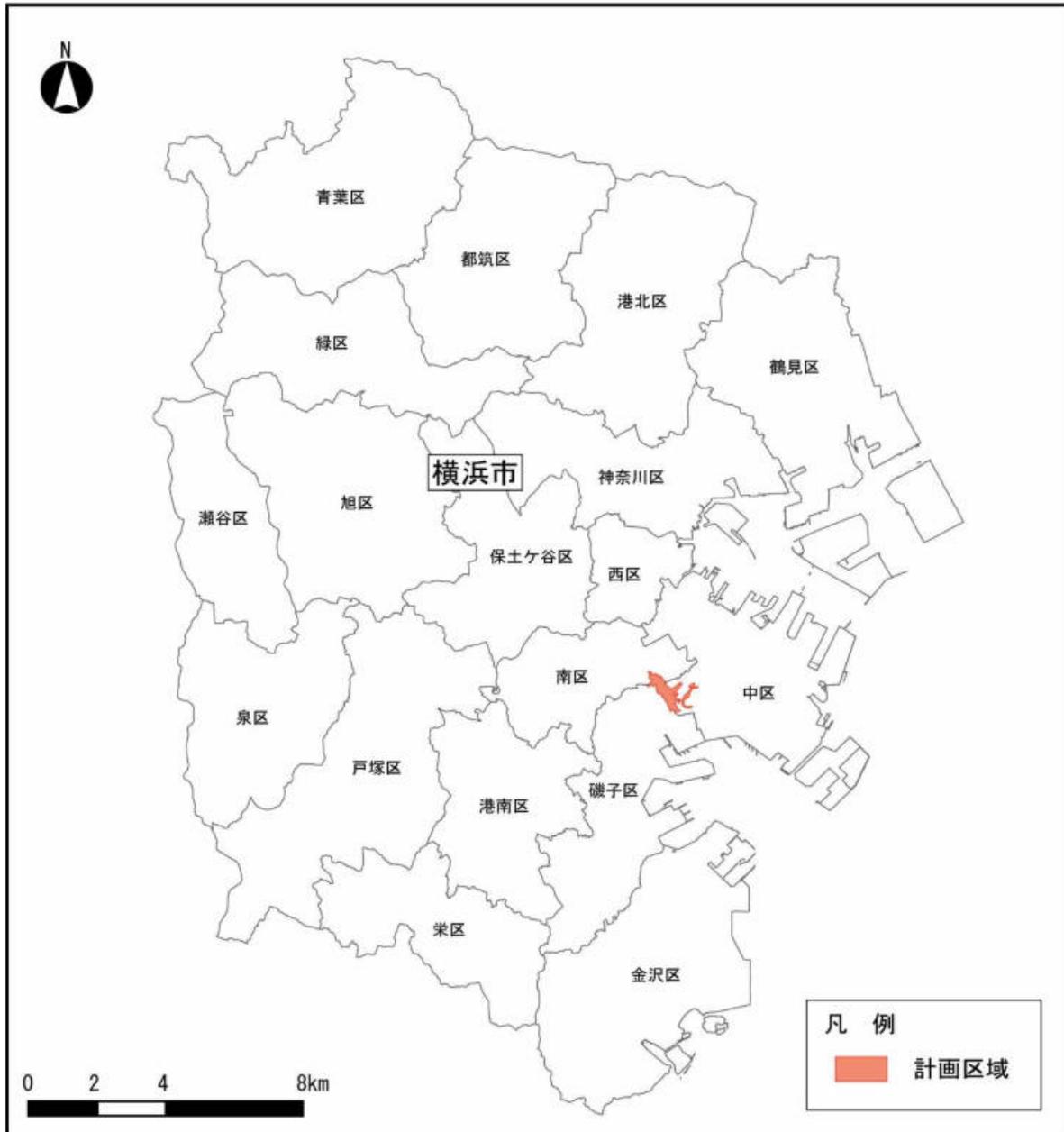
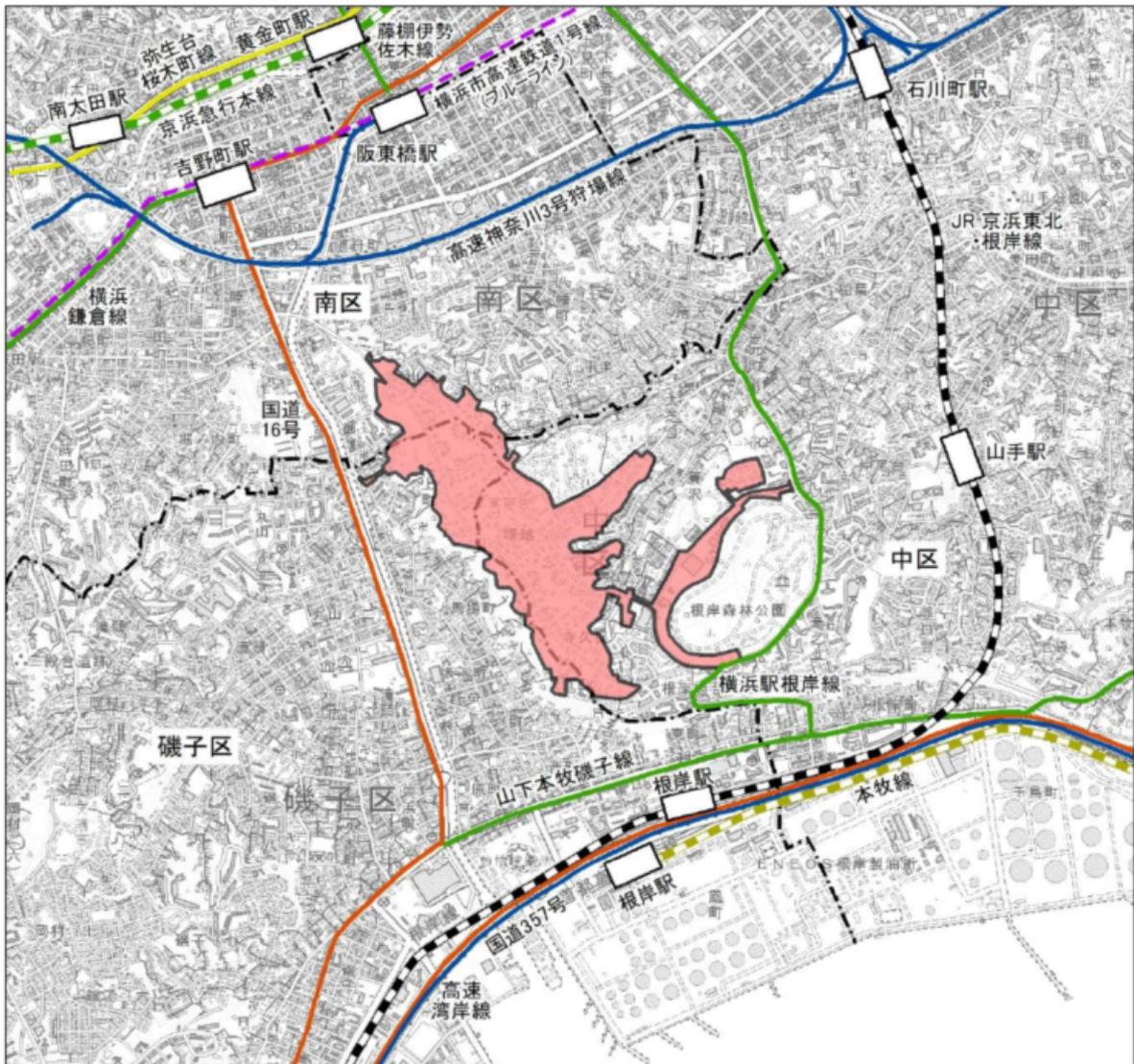


图 1.1-1 計画区域位置図（広域）



- 凡例
- 計画区域
  - 区界
- |  |  |
|--|--|
| <p>主要道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 2px; background-color: blue; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 高速自動車道</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 2px; background-color: orange; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 一般国道</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 2px; background-color: green; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 主要地方道</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 2px; background-color: yellow; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 一般県道</li> </ul> | <p>鉄道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; border-top: 1px dashed black; margin-right: 5px;"></span> JR 京浜東北・根岸線</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; border-top: 1px dashed green; margin-right: 5px;"></span> 京浜急行</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; border-top: 1px dashed purple; margin-right: 5px;"></span> 横浜市高速鉄道1号線(ブルーライン)</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; border-top: 1px dashed yellow; margin-right: 5px;"></span> 神奈川臨海鉄道</li> </ul> |
|--|--|
- 駅

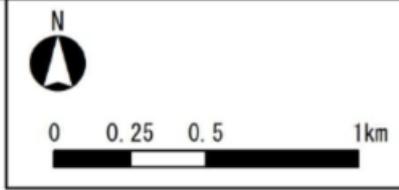


図 1.1-2 計画区域位置図



凡 例

計画区域

区界



0 125 250 500m

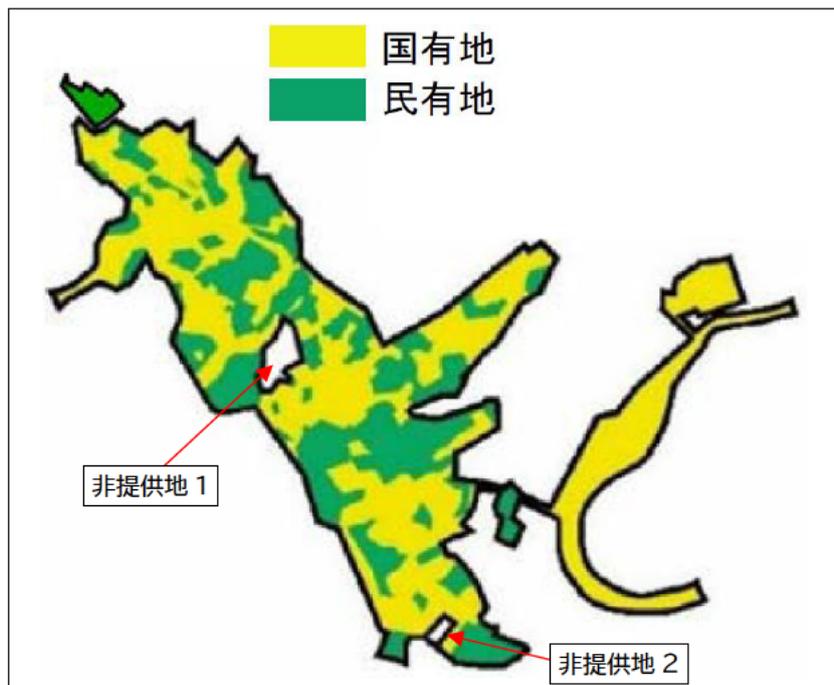
空中写真番号：CKT20194-C13-33  
 CKT20194-C12-33  
 CKT20194-C13-35  
 CKT20194-C12-35  
 ※2019年撮影

図 1.1-3 計画区域位置図（航空写真）

## 1.2 事業の目的及び必要性

計画区域内には、昭和 22 年の接收後に根岸住宅地区として、米軍による土地利用がなされていた範囲と周囲を提供地に囲まれた非提供地（図 1.2-1 の中央左及び中央下の空白地）があり、国有地と民有地とが細分化されてモザイク状に混在していたり（図 1.2-1 の黄色と緑色とで記載）、道路、公園及び下水道などの都市基盤が未整備であったりしている状況があります。本事業は、戦後約 80 年に渡り、貴重な土地を使用する制限を受けてきた地権者の方々はもちろんのこと、米軍施設があることで不便を強いられてきた周辺にお住まいの方々の想いも汲み、この状況を改善することを目的としています。

これにより、横浜市中期計画 2022-2025 にも記載がある「コミュニティの維持」などと関係する地域力の低下などの本市の都市課題を解決する契機と捉え、横浜市中期計画 2022-2025 の政策 26「人を惹きつける郊外部のまちづくり」の主な施策 4「戦略的な土地利用の誘導・推進」を実現し、様々な世代が「住み」、「働き」、「楽しみ」、「交流できる」まちとして活用されるように基盤整備を行います。



資料：「根岸住宅地区跡地利用基本計画」（令和 3 年 3 月）（巻末添付 p5 参照）

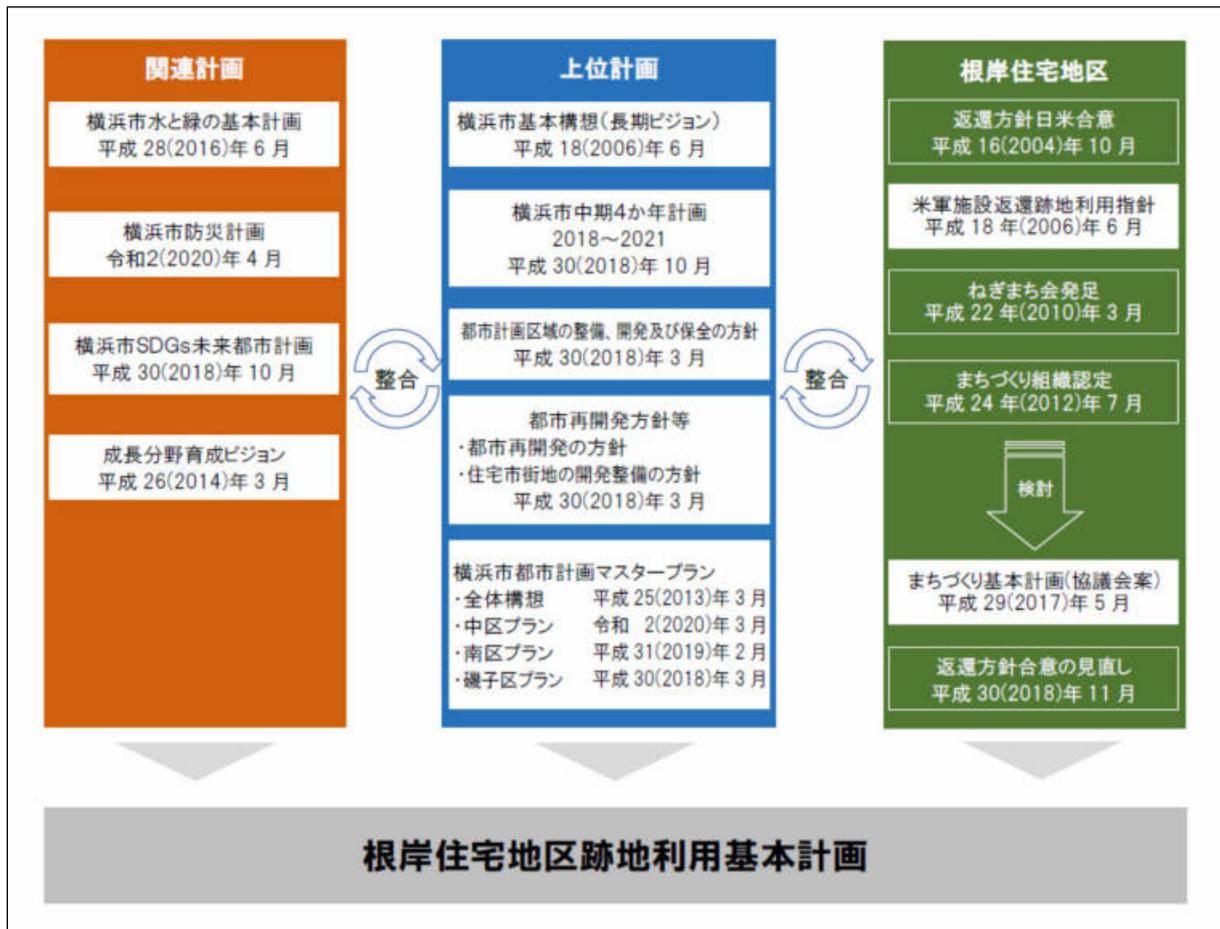
図 1.2-1 土地所有分布図

## 1.3 事業計画の内容

### 1.3.1 事業計画の方針

本事業の内容については、計画区域の約4割を占める民有地の地権者組織の「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」（以下、「ねぎまち協議会」といいます。）が平成29年5月に策定した「まちづくり基本計画（協議会案）」（以下、「協議会計画」といいます。）を受けて、ねぎまち協議会との対話や本市の上位計画や関連計画との整合（図1.3-1）、及び市民意見募集を経て、令和3年3月に横浜市が策定した「根岸住宅地区跡地利用基本計画」（以下、「跡地利用基本計画」といいます。）を基本方針としています。

※図1.3-1中の「ねぎまち会」は平成24年3月に「ねぎまち協議会」へ移行しています。



資料：「根岸住宅地区跡地利用基本計画」（令和3年3月）（巻末添付資料p8参照）

図 1.3-1 各計画との関係図

跡地利用基本計画では、協議会計画のテーマ及び方向性を尊重しつつ、横浜都心部との近接性を生かした地域活性化や周辺地区との連携の観点新たなまちづくりの方向性として付加し、まちづくりのテーマ及びコンセプト（図1.3-2）と、後述する「1.3.3 計画区域の土地利用計画及び配置計画」で示す計画区域の土地利用計画（図1.3-5）としてまとめています。



資料：「根岸住宅地区跡地利用基本計画」（令和3年3月）（巻末添付資料 p 19 参照）

図 1.3-2 まちづくりのテーマとコンセプト

### 1.3.2 事業の手法等と現況

本事業においては、跡地利用基本計画（まちづくりのテーマや土地利用計画など）の実現に向けて実施するものですが、その名称を「（仮称）新根岸地区土地区画整理事業（米軍返還前）」としているように、目的を達成する手法は「土地区画整理事業」としており、具体的な方法は地物の撤去、土地の切土や盛土、道路や公園等の公共施設の整備、住宅等の建築物が設置される土地の造成を想定しています。工事の着手については、計画区域内の提供地が日本国へ返還後に実施することを想定しています。

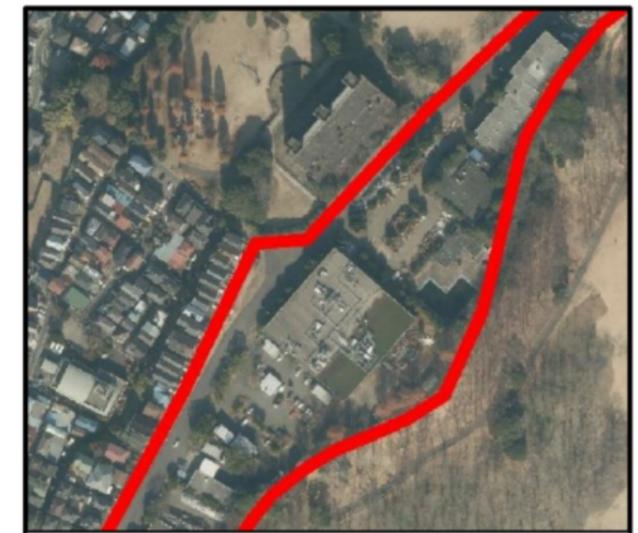
本事業の計画区域の現況については、「①提供時代<sup>※</sup>の建築物とアスファルト舗装の道路等とが存置されている箇所」、「②提供時代の住居等は原状回復の一環として撤去されているもののアスファルト舗装の道路や設置物（小擁壁等）が存置されている箇所」、及び「③提供地内であるが公園及び公園管理用通路として、米国と横浜市で共同使用している箇所」の大きく3つに大別されます。

それぞれの箇所の外観については、①は、根岸森林公園に隣接した箇所で米軍施設が存置されているので、提供時代の様相、②は、米軍施設（住居等）が撤去されているので、丘陵状の土地にアスファルト舗装の道路や設置物（小擁壁等）が残された提供時代とは異なる様相、③は、一般に利用もされており、周囲のまち並みに溶け込んだ様相をそれぞれ呈しています（①及び②は図 1.3-3 参照、③は図 1.3-4 参照）。

なお、図 1.3-3 に示す「非提供地 1」及び「非提供地 2」について、前者は、提供時代の期間から現在まで横浜市民の方が生活をしている土地であり、現在は小さい森のような様相、後者は、横浜市が取得していた土地であり、現在は林のような様相をそれぞれ呈しています。

※「提供時代」とは、米軍住宅としての機能を有して、住まわれていた時代という意味で使用しています。

(ページ見開きの調整のために白紙としている)



<破線囲み (a) 部の拡大>  
米軍施設が存置されている様子が見られる



<破線囲み (b) 部の拡大>  
米軍施設(住居)が撤去されている様子が見られる

出典：「©横浜市財政局 地図情報システムデータ」、2025年撮影

図 1.3-3 計画区域の現況

(ページ折り返し調整のために白紙としている)

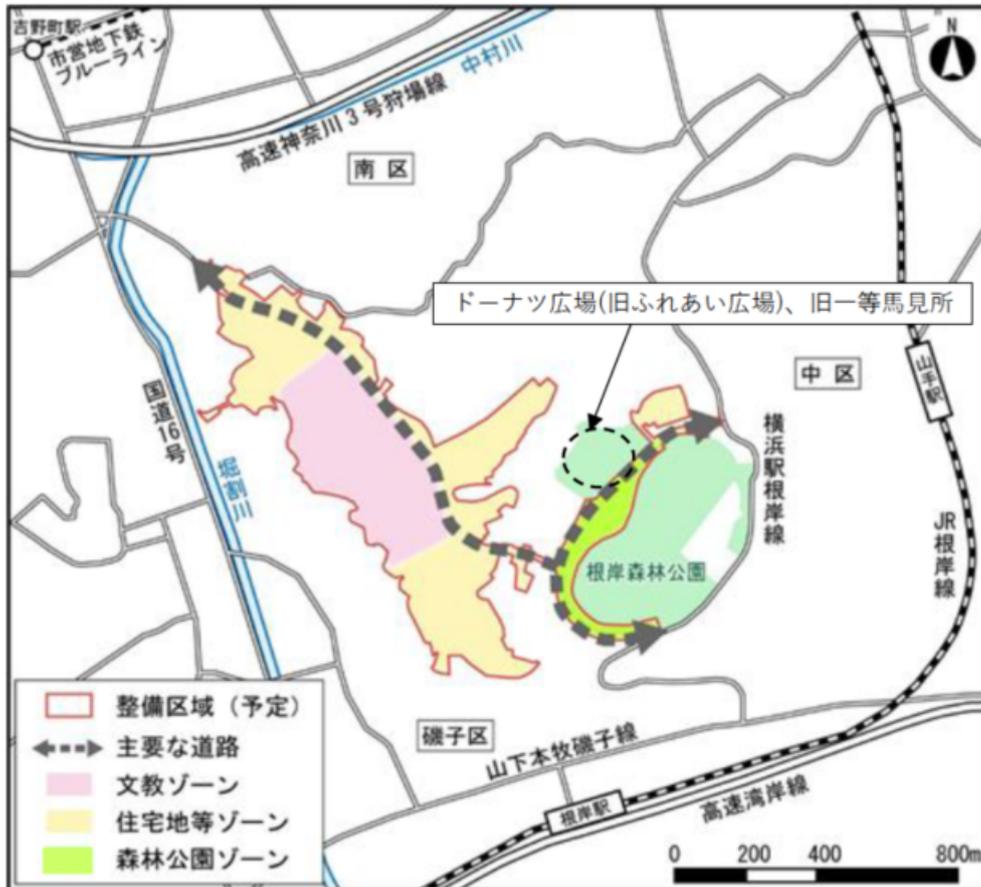


図 1.3-4 米国と横浜市で共同使用している箇所と代表的な外観

### 1.3.3 計画区域の土地利用計画及び配置計画

跡地利用基本計画で設定された土地利用計画は、図 1.3-5 に示すとおり、「文教ゾーン」、「住宅地等ゾーン」及び「森林公園ゾーン」の3つのゾーンで構成されています。

各ゾーンの内容及び配置理由は表 1.3-1 に示すとおりです。また、表 1.3-1 の下段には、計画区域において周辺環境への影響を考慮し検討する事項を記載しています。



資料：「根岸住宅地区跡地利用基本計画」（令和3年3月、横浜市）のゾーニング図に一部加筆。（巻末添付資料 p41 参照）

※：凡例の「整備区域（予定）」は、本文中の計画区域と同義です。

図 1.3-5 土地利用計画

表 1.3-1 将来の土地利用計画と配置理由

ゾーン名称	内容	配置理由
文教ゾーン	教育・研究の場である大学施設等を想定 (※横浜市立大学の医学部の教育・研究施設は本事業の計画区域内で整備することを基本としています。)	・横浜市高速鉄道1号線(ブルーライン)吉野町駅、JR 京浜東北・根岸線の根岸駅、山手駅の各方面からの公共交通等によるアクセスを想定し、根岸森林公園に隣接していない計画区域の中央に配置
住宅地等ゾーン	住宅施設、生活利便施設の立地を想定 (※低層住宅を主とし、一部に中層住宅を想定しています。)	・JR 京浜東北・根岸線の根岸駅や根岸森林公園から比較的近く住宅需要が見込まれる根岸森林公園に隣接していない計画区域の南側と横浜市高速鉄道1号線(ブルーライン)吉野町駅からのアクセス性を考慮した根岸森林公園に隣接していない計画区域の北側に配置 ・この他、主要道路の横浜駅根岸線に近接し、ドーナツ広場(旧ふれあい広場)に隣接した場所にも緑豊かな公園に近い住環境として配置
森林公園ゾーン	根岸森林公園を拡張	・根岸森林公園に隣接する計画区域に配置
全域	<p><b>【周辺環境への影響を考慮し検討する事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難場所※としての機能を継続できるよう、土地利用を検討します。</li> <li>・計画区域における雨水排水の検討により、必要となる調整池の設置については、土地利用計画と調和した配置を検討します。</li> <li>・計画区域の大半は高台に位置していることから、開放的で眺望に優れていますが、隣接する住宅内部が見えないようにするなど、造成高さを周辺住環境への影響を踏まえて検討します。</li> <li>・整備する主要な道路においては、街路樹や植樹帯などの緑化を図るとともに、保水性舗装、透水性舗装、遮熱性舗装等の採用を検討します。</li> <li>・計画区域の立地条件等を踏まえ、バス交通を基本として、計画区域周辺の鉄道駅からのアクセス性の向上を図るため、計画区域の中央部付近へ交通広場の設置を検討します。</li> <li>・良好な住環境などを創出し、防災性の向上にも寄与できるよう、「横浜市水と緑の基本計画」を考慮しながら、適切な公園配置を検討します。</li> <li>・根岸森林公園に隣接する部分については、公園の魅力が向上するよう、主要な道路を通行する車両と、公園利用者の動線を分離しながら根岸森林公園を拡張し、ドーナツ広場(旧ふれあい広場)や旧一等馬見所などのゾーンと一体的に利用できるようにするなど、安全性の確保と回遊性の向上を図りつつ、周辺地区からのアクセス性を高めていくことや、緑を増やしていくことを検討します。</li> <li>・生物多様性の観点から、緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽を検討します。</li> <li>・本事業で整備する道路や公園等の緑化等により、生物の生息・生育の場、良好な景観、緑の回遊空間を確保し、自然や緑が身近に感じられるよう配慮することを通じて、グリーンインフラの保全・活用を検討します。</li> <li>・更に、別事業として、地域に必要な都市インフラ、福祉施設、消防施設などの公共・公益施設や生活利便施設等の配置を検討します。</li> </ul>	

資料：「根岸住宅地区跡地利用基本計画」(令和3年3月、横浜市)に示される土地利用計画の考え方をもとに加筆。

※：「広域避難場所」については、「根岸住宅地区跡地利用基本計画」より。(巻末添付資料 p30 参照)

なお、土地利用計画については、今後、地権者の皆様との対話、周辺環境への影響、経済性等を総合的に勘案し、範囲や配置を決定します。

### 1.3.4 本事業を実施する際の配慮（施工計画）

当該事業については、地物の撤去、土地の切土や盛土、道路や公園等の公共施設の整備、宅地となる土地の造成の実施を想定しています。その施工計画の立案に当たっては、次に示す配慮を検討していきます。

#### 【事前計画】

- ・現地調査、地質調査等により周辺状況を適切に把握した上で、状況に応じた設計や工法を検討し、適切な施工管理計画を策定・実行することで、安全な構造物の構築、工事作業上の安全確保、地下水位・地盤沈下、近接する構造物等への影響の低減を図ります。
- ・効率的な施工計画の策定や工事工程の管理により、建設機械の稼働や工事用車両の通行が集中しないよう配慮する計画とします。
- ・使用する建設機械について、環境対策型建設機械の採用に努めます。また、アイドリングストップの推進や過負荷運転の防止等を徹底し、周辺への影響を軽減する計画とします。
- ・工事用車両の走行について、規制速度の順守や歩行者・自転車の優先等、交通安全の確保を徹底するとともに、周辺の渋滞状況に配慮した運行計画の調整、予め検討した運行ルートへの順守や過積載・急発進・急加速の禁止、出入り口付近における工事用車両のタイヤ洗浄等を徹底することにより、生活道路及びその周辺への影響を軽減する計画とします。

#### 【現場対応】

- ・適切な点検・整備により建設機械及び工事用車両の性能を維持し、不要な環境負荷を生じさせないように努めます。
- ・長時間連続して稼働する建設機械等がある場合、防音型仮囲いの設置等により周辺への影響の低減に努めます。
- ・工事区域への仮囲いの設置や交通誘導員の配置等により、周辺住民の安全及び円滑な通行の確保に配慮します。
- ・工事区域において、工事用車両のタイヤ洗浄を徹底するとともに、必要に応じて散水を実施し、粉じんの飛散防止や周辺道路の汚れの防止に努めます。
- ・工事排水が発生する場合には、必要に応じて濁水処理施設を設け、適切に処理します。
- ・工事用型枠材等は、熱帯雨林の減少を防ぐため、鋼製の使用を推奨することとし、木製を使用せざるを得ない場合においては、グリーン購入法により、調達が推奨されている特定調達品目に該当する型枠を使用する等、配慮します。
- ・コンクリート廃材や建設汚泥などの建設副産物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努めます。再使用、再生利用できないものについては、適正に処理を行います。また、建設発生土は、事業内再利用や他の公共事業等での再利用を図るとともに、汚泥が発生した場合は適切に処理します。

**【周知】**

- ・事業全般や工事に関する問い合わせには真摯に対応し、周辺住民とのコミュニケーションを図り情報提供を行います。
- ・工事の実施に当たっては、事前に周辺住民へ工事内容の情報提供を行い、周知徹底を図ります。

**1.3.5 事業スケジュール**

本事業のスケジュールについては、今後、返還時期によって変動することもあります  
が、現時点で想定するスケジュールは、令和9年度に都市計画決定、令和11年度に工事  
着手を目指しています。

## 1.4 事業計画を立案した経緯

### 1.4.1 (仮称)新根岸地区土地区画整理事業(米軍返還前)の経緯

本事業に係る主な経緯は、表 1.4-1 に示すとおりです。計画区域は、昭和 22 年に米軍人やその家族などが居住する住宅地区として接収されました。

平成 16 年の日米合同委員会において、横浜市内の米軍施設 6 施設を対象とした返還方針が合意されたことを受け、同年 10 月に「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト」を設置し、跡地利用の検討を始めました。平成 17 年 6 月には学識経験者等を委員とする「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」を設置し、同年 12 月に「返還施設の跡地利用に関する提言」をいただき、この提言や市民意見を踏まえ、平成 18 年 6 月に「米軍施設返還跡地利用指針」を策定しました。その後、指針の具体化に向けた取組方針を、平成 19 年 3 月に「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」としてまとめ、指針や行動計画に基づき、米軍施設の早期返還と跡地利用検討を進めてきました。

返還については、平成 30 年の日米合同委員会において、早期の引き渡しに向け、原状回復作業を速やかに実施するため、共同使用について日米間で協議を開始することが合意され、令和元年の日米合同委員会において、原状回復作業を速やかに実施するための共同使用が合意されました。その後、令和 2 年 6 月から防衛省により原状回復作業に必要な施設現況調査等の各種調査や建物等の解体のための設計が行われ、令和 3 年 7 月から住宅等の解体撤去工事に着手されました。

跡地利用については、民間土地所有者等の組織である「ねぎまち協議会」が平成 29 年 5 月に「まちづくり基本計画(協議会案)」を策定し、平成 30 年に返還方針が見直されたことを受け、令和 2 年 9 月に本市が「跡地利用基本計画(案)」を公表し、市民意見募集を経て、令和 3 年 3 月に「跡地利用基本計画」を策定しました。その後、本事業の事業化に向けた検討を進め、令和 7 年 4 月に将来的な土地利用の可能性や事業手法等についてのサウンディング調査を実施しています。

表 1.4-1(1) 本事業に係る主な経緯

年月日	主な経緯
昭和 22 年 10 月 16 日	農耕地域(野菜畑など民有地)が、X住宅地区として接収
昭和 36 年 4 月 19 日	根岸住宅地区に名称変更
昭和 44 年 11 月 23 日	旧根岸競馬場地区(昭和 20 年 9 月 3 日接収)の馬場部分(165,425m <sup>2</sup> )が返還、残部(土地 118,573m <sup>2</sup> 、建物 37,330m <sup>2</sup> )が根岸住宅地区に統合
昭和 47 年 2 月 16 日	広域避難場所に指定
昭和 47 年 3 月 31 日	日米合同委員会において、市営バス根岸台折り返し場の土地の共同使用が合意
昭和 52 年 12 月 15 日	日米合同委員会において、旧根岸競馬場地区の一部の返還が、横浜海浜住宅地区及び新山下住宅地区等の返還とともに合意
昭和 54 年 3 月 1 日	根岸住宅地区の一部(中区根岸台 1~2、山元町 5 丁目 198-5 外)の土地 354.16m <sup>2</sup> が道路拡幅のため返還
昭和 55 年 8 月 5 日	根岸住宅地区の一部(磯子区上町)土地 336.60m <sup>2</sup> が返還(子供の遊び場)
昭和 55 年 9 月 25 日	日米合同委員会において、根岸旭台地区の下水道整備のための根岸住宅地区内道路の共同使用が合意
昭和 55 年 12 月 10 日	根岸住宅地区の一部(中区山元町 3 丁目 152-5 外)米軍専用送電線敷 372m <sup>2</sup> が返還
昭和 56 年 7 月 16 日	根岸住宅地区の一部(磯子区上町)土地 32.40m <sup>2</sup> が返還(子供の遊び場追加)

表 1.4-1(2) 本事業に係る主な経緯

年月日	主な経緯
昭和 57 年 3 月 31 日	旧根岸競馬場地区の一部（中区蓑沢外）土地 50,342.06m <sup>2</sup> 、建物 29,018.71m <sup>2</sup> が、横浜海浜住宅地区及び新山下住宅地区とともに返還
昭和 58 年 9 月 8 日	日米合同委員会において、道路拡幅整備のため、根岸住宅地区の一部土地（南区山谷）の返還が合意
昭和 59 年 1 月 20 日	上記土地 61.66m <sup>2</sup> が返還（道路拡幅整備工事完了：昭和 59 年 3 月 31 日）
昭和 63 年 8 月 11 日	日米合同委員会において、根岸森林公園拡張整備区域への道路として、根岸住宅地区内山元町側進入路の共同使用が合意
平成 4 年 6 月 25 日	根岸森林公園拡張整備区域が一般公開される（面積 38,985m <sup>2</sup> ） これにあわせ、山元町側進入路も供用開始
平成 6 年 6 月 30 日	根岸住宅地区の一部土地（南区山谷）76.03m <sup>2</sup> が返還
平成 11 年 2 月 17 日	根岸住宅地区の隣接地（南区中村町）の崖が崩落
平成 11 年 12 月 17 日	横浜防衛施設局が、隣接地崖崩落箇所の恒久対策工事に着手
平成 13 年 8 月 31 日	横浜防衛施設局による、上記恒久対策工事が完了
平成 16 年 10 月 18 日	日米合同委員会において、返還の方針が合意
平成 16 年 10 月	市経営責任職による「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト」を設置
平成 17 年 6 月	学識経験者等を委員とする「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」が設立
平成 17 年 12 月	「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」から「返還施設の跡地利用に関する提言」をいただく
平成 18 年 1～3 月	「返還施設の跡地利用に関する提言」に対して、意見募集を実施
平成 18 年 6 月	「米軍施設返還跡地利用指針」を策定
平成 19 年 3 月	「米軍施設返還跡地利用指針」の具体化に向けた取組方針を「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」としてまとめる
平成 21 年 2 月 20 日	米海軍横須賀基地司令部と根岸住宅地区などを対象とした「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する覚書」を締結
平成 22 年 3 月 27 日	根岸住宅地区の民間土地所有者等の組織「米軍根岸住宅地区返還とまちづくりの会」が設立
平成 24 年 3 月 24 日	「米軍根岸住宅地区返還とまちづくりの会」から民間土地所有者等の合意形成を図る「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」へ移行
平成 24 年 7 月 25 日	「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」が横浜市地域まちづくり推進条例の規定に基づく地域まちづくり組織に認定
平成 26 年 8 月 25 日	根岸住宅地区の 4 箇所のゲートのうち 2 箇所が閉鎖
平成 27 年 12 月	米軍人、軍属及びその家族等の米軍関係居住者がすべて退去
平成 28 年 7 月 4 日	住宅地区側のゲート 1 箇所を残し、管理事務所側のゲートが閉鎖
平成 29 年 5 月 13 日	「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」が「まちづくり基本計画（協議会案）」をまとめる
平成 30 年 11 月 14 日	日米合同委員会において、早期の引き渡しに向け、原状回復作業を速やかに実施するため、共同使用について日米間で協議を開始することが合意
令和元年 6 月 5 日	「根岸住宅地区跡地利用基本計画 まちづくりの方向性」を公表
令和元年 9 月 24 日	「根岸住宅地区跡地利用基本計画 基本的考え方」を公表
令和元年 11 月 15 日	日米合同委員会において、早期の引き渡しに向け、原状回復作業を速やかに実施するための共同使用が合意
令和 2 年 9 月 18 日	「根岸住宅地区跡地利用基本計画（案）」を公表
令和 2 年 6 月	南関東防衛局が、施設現況調査等の原状回復作業を開始
令和 2 年 10 月 30 日～11 月 30 日	「根岸住宅地区跡地利用基本計画（案）」に対する市民意見募集を行う
令和 3 年 3 月 31 日	「根岸住宅地区跡地利用基本計画」を策定
令和 3 年 7 月	南関東防衛局が、既設建物及び工作物の解体撤去工事に着手
令和 6 年 1 月 18 日	日米合同委員会において、横浜市による跡地利用のための作業を実施するため、共同使用の内容を変更することについて合意
令和 7 年 4 月 7 日～5 月 16 日	対象地区における土地利用や、企画での参加に関心がある法人の皆様などを対象に、将来的な土地利用の可能性や事業手法等について、サウンディング型市場調査（対話）を実施

## 1.4.2 上位計画・関連計画

本事業は、「米軍施設返還跡地利用指針」の検討内容を踏まえ、表 1.4-2 に示す横浜市の上位計画や関連計画との整合を図り、跡地利用の基本方針を定めた「根岸住宅地区跡地利用基本計画」（令和3年3月）に基づいています。

表 1.4-2(1) 上位計画・関連計画における計画区域周辺地域の位置づけ

上位計画	計画区域及び周辺の位置づけ
横浜市中期計画 2022～2025	【V 9つの戦略及び38の政策 戦略6「成長と活力を生み出す都心・臨海部のまちづくり」～人や企業が活躍できるまちづくり～】より 根岸住宅地区など大規模な土地利用転換や建物更新の機会を捉えた新たな機能集積、企業立地に取り組みます。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (令和7年5月)	【3 主要な都市計画の決定の方針 エ住宅地】より 地域の個性や特色に応じた魅力的な居住を実現し、豊かさを実感できる良質で持続可能な居住環境を確保することにより、人口減少社会にあっても選択されうる住宅市街地の形成を進めるとともに、既存の住宅市街地を中心に持続可能なまちづくりを進める。 駅から離れた郊外住宅地などでは、緑豊かな自然環境を生かしつつ、土地利用の整序・転換、地域の公共交通維持・活性化、日常的な買物・サービス施設、身近なエリアで働くことができる場等の整備・誘導を図り、豊かな住宅市街地を形成する。
都市再開発の方針 (令和7年5月)	【都市再開発の方針 2号再開発促進地区】より 既成市街地を中心に、横浜型のコンパクトな市街地形成を図る都市構造の実現に向け、計画的な再開発が必要な市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区として積極的に市街地の整備改善を進めるもの。本事業で想定する計画区域を2号再開発促進地区へ位置付けた。
住宅市街地の開発整備の方針 (令和7年5月)	【住宅市街地の開発整備の方針 重点地区】より 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項第二号イに掲げる「一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域における相当規模の地区」として良好な住宅市街地の開発整備を図ることを目的としています。本事業で想定する計画区域を重点地区へ位置付けた。
横浜市都市計画 マスタープラン・全市プラン (令和7年5月)	【第2章都市づくりのテーマと方針 3にぎわい】より 臨海エリアでも郊外エリアでも、多くの市民や国内外の来街者を惹きつける拠点を形成し、様々な地域で、それぞれの歴史や個性を育むことでにぎわいが創り出され、快適にまちを楽しめる滞在空間や移動手段があることで、各地のにぎわいをつなぎ、新しい魅力をさらに引き出すまちづくりを進めます。 ①国内外の来街者を惹きつける、にぎわい拠点の形成 ・土地利用転換等を契機とした拠点の形成 (旧上瀬谷通信施設地区における郊外部の活性化拠点の形成 など)
横浜市都市計画 マスタープラン・中区プラン (令和2年3月)	【3-2 エリア別方針 (4)本牧・根岸エリアのまちづくり】より 米軍根岸住宅地区は、「米軍施設返還跡地利用指針」及び「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」等を踏まえ、土地所有者等と必要な機能の導入を含め、跡地利用の検討を進めます。

表 1.4-2(2) 上位計画・関連計画における計画区域周辺地域の位置づけ

上位計画	計画区域及び周辺の位置づけ
横浜市都市計画 マスタープラン・ 南区プラン (平成31年2月)	【IVまちづくりの方針 1.土地利用の方針】より 米軍根岸住宅地区は、「米軍施設返還跡地利用指針」及び「横浜市米軍施設返還跡地利用行勅計画」等を踏まえ、土地所有者等と必要な機能の導入を含め、跡地利用の検討を進めていきます。
横浜市都市計画 マスタープラン・ 磯子区プラン (平成30年3月)	【第4章.地区別まちづくり方針】より 米軍根岸住宅地区は、平成18(2006)年にまとめられた「米軍施設返還跡地利用指針」を踏まえ、土地所有者等と米軍根岸住宅地区の周辺環境に配慮した跡地利用を検討します。
横浜市水と緑の基本 計画 (平成28年6月)	【第4章水・緑環境の保全と創造の推進計画】より 旧海岸線沿いに連なる台地や丘陵地の緑の軸を「海をのぞむ丘の軸」と位置付け、横浜独特の崖地形、眺望とともに、海側からのぞむことができる斜面緑地を保全するほか、軸内の樹林地や農地の保全や水・緑環境の整備、民有地の緑化を進めます。保全した斜面緑地は、景観に配慮しながら安全性の向上を図ります。

### 1.4.3 環境配慮検討の経緯

#### (1) 計画区域の設定

本事業の計画区域については、米国に提供されていた土地（非提供地を含む）の境界（提供地界）となっています。

本事業の最終的な区域の決定に際しては、地権者等との合意を図るとともに、斜面地や周辺地域の土地利用状況を踏まえて今後詳細に検討し、道路整備等による宅地造成に伴う建設発生土の低減に配慮し計画します。

#### (2) 環境影響回避・低減の検討

施工計画における配慮は、「1.3.4 本事業を実施する際の配慮（施工計画）」に示したとおりですが、供用後において、次に示す事項を配慮する計画とします。

- ・文教ゾーン、住宅地等ゾーン、及び森林公園ゾーンの配置に当たっては、地盤の造成高さ等の影響を踏まえて検討します。
- ・土地利用における生物多様性への配慮として、斜面林の保全、根岸森林公園の拡張、調整池の緑化、街路樹・植樹帯の整備、公園と一体となった緑の回遊空間の形成等を検討します。
- ・整備する道路及び公園においては、「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、関係機関と協議のうえ、生物多様性の保全に配慮し、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断を避けるような配置計画を検討します。

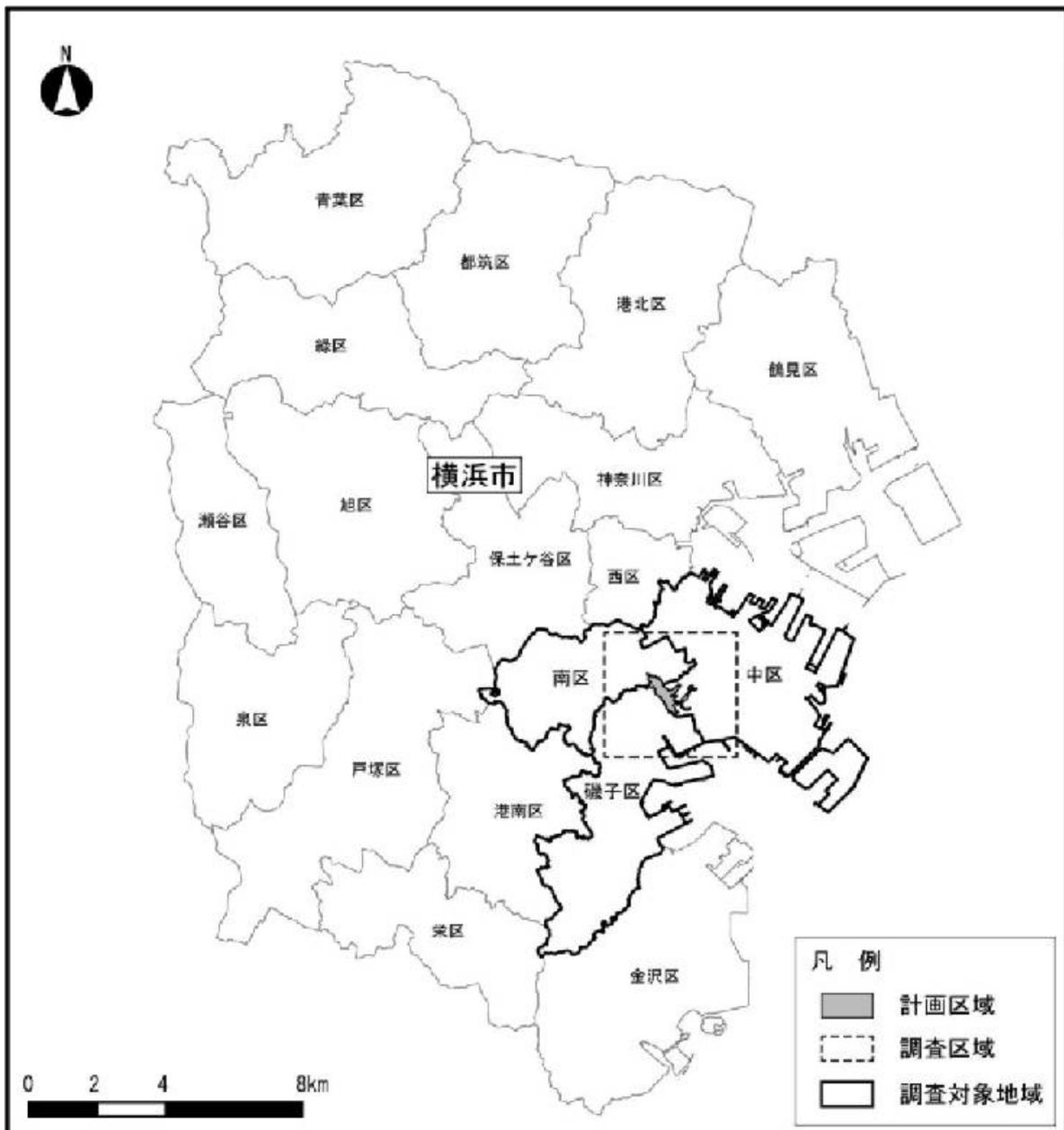
(ページ見開きの調整のために白紙としている)

## 第2章 地域の概況及び地域特性

### 2.1 調査対象地域等の設定

計画区域及びその周辺における自然的・社会的状況に関する情報を収集し、計画区域を含む周辺の地域特性の把握に努めました。

自然的・社会的状況に関する情報の収集は、図 2.1-1 に示すとおり、本事業の影響を網羅できる範囲として計画区域周辺の区域（約 4km 四方）（以下「調査区域」とします。）を対象として行うことを基本としました。統計データの情報収集に関しては、横浜市中区、南区及び磯子区（以下「調査対象地域」とします。）を対象としました。



## 2.2 地域の概況

### 2.2.1 気象の状況

横浜地方気象台(横浜市中区山手町99番地)における気象の状況は表 2.2-1及び図 2.2-1に、横浜地方気象台の位置は図 2.2-2に示すとおりです。

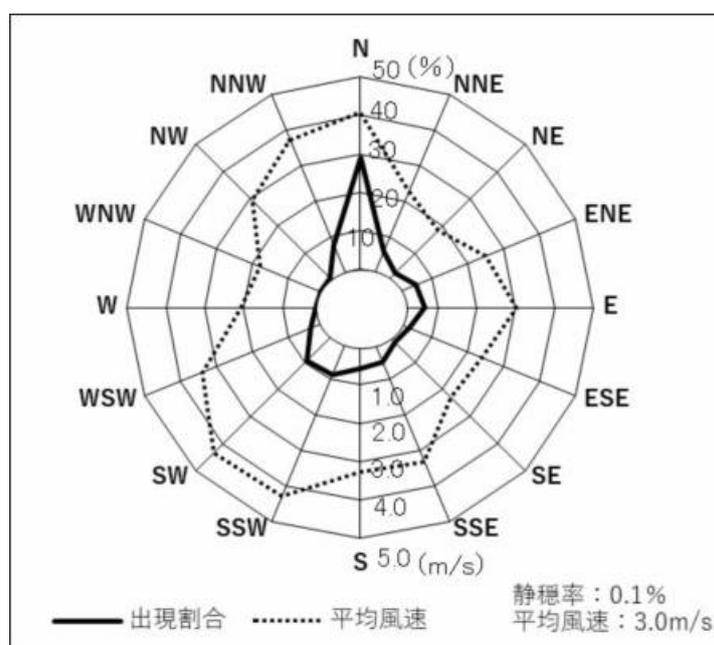
令和6年の気象の状況は、平均気温が18.0℃、最高気温が37.1℃、最低気温が0.6℃、平均湿度が69%、平均風速が3.5m/s、最多風向が北、日照時間が2,227.3時間、降水総量が1,819.0mmとなっています。

表 2.2-1 気象の状況 (令和6年)

項目	全年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温(℃)	18.0	8.0	8.5	10.1	17.0	19.9	23.1	28.8	29.3	26.9	21.0	14.4	9.0
最高気温(℃)	37.1	17.5	24.0	26.9	27.7	28.0	33.4	37.1	36.4	34.9	31.1	23.4	18.2
最低気温(℃)	0.6	0.8	0.6	0.9	8.3	10.2	15.8	22.7	24.4	19.1	12.2	6.0	2.2
平均湿度(%)	69	52	63	57	73	73	78	77	77	79	78	66	53
平均風速(m/s)	3.5	3.6	4.0	4.3	2.9	3.8	3.0	3.0	3.3	3.6	3.5	3.7	3.2
最多風向	北	北	北)	北	北	南南西	南西	南西	南南東	北	北	北	北
日照時間(h)	2227.3	212.3	146.3	195.6	146.4	194.5	184.9	221.9	229.9	192.7	116.7	146.4	239.7
降水総量(mm)	1819.0	32.5	83.5	223.0	128.5	212.5	356.0	82.0	245.0	96.5	207.5	152.0	0.0

注：「)」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていますが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同等に扱う値を示しています(準正常値)。

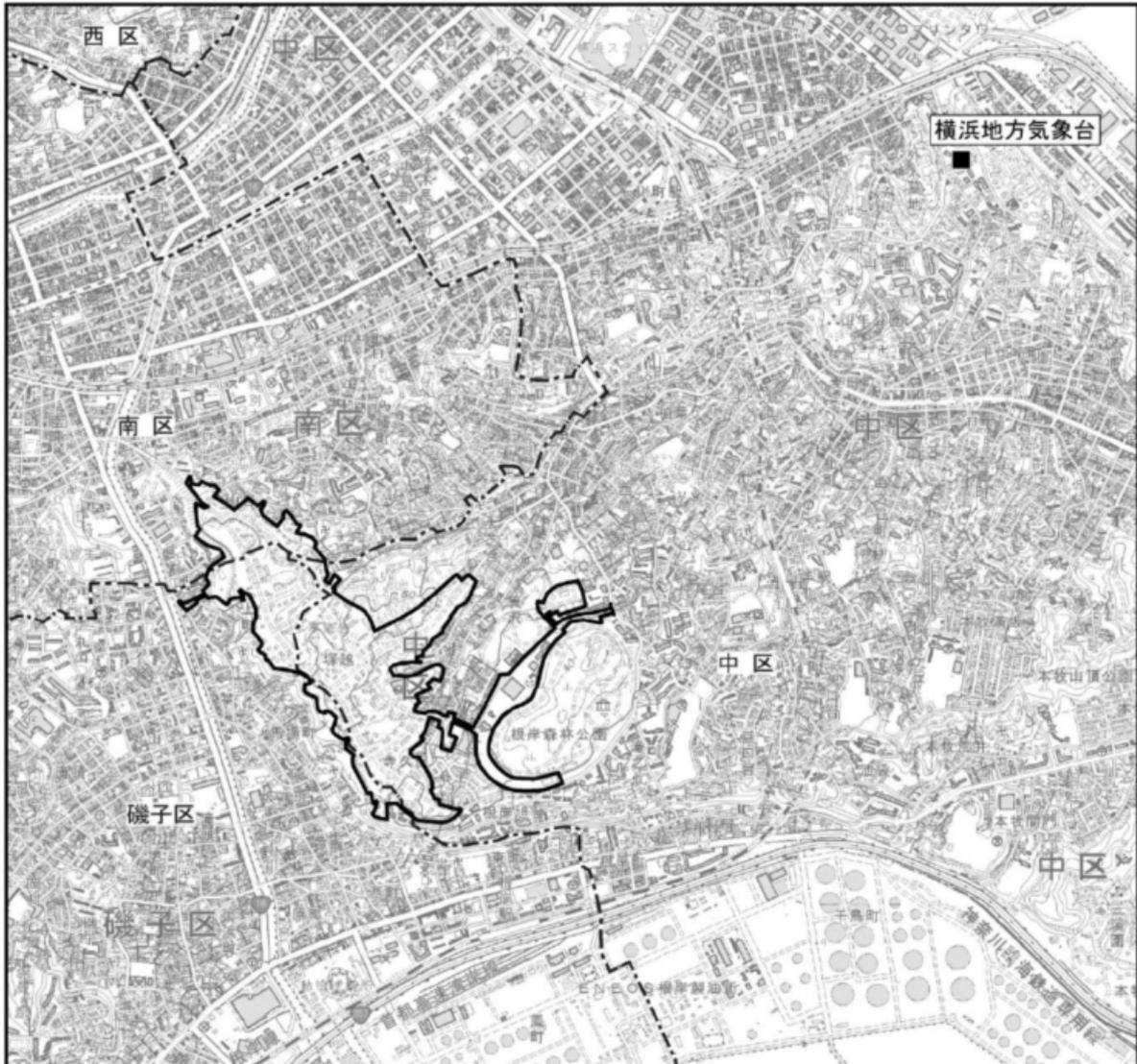
資料：「各種データ・資料」(気象庁ホームページ、令和7年3月閲覧)



注：静穏は、風速0.2m/s以下。

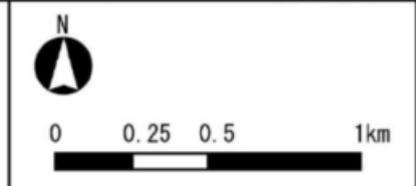
資料：「各種データ・資料」(気象庁ホームページ、令和7年4月閲覧)

図 2.2-1 風配図 (令和6年)



凡例

- 計画区域
- 区界
- 気象観測所



資料：「地域気象観測所一覧（令和6年12月18日時点）」（気象庁ホームページ、令和7年3月閲覧）

図 2.2-2 横浜地方気象台の位置

## 2.2.2 地形、地質、地盤の状況

### (1) 地形

調査区域の地形分類図は、図 2.2-3 に示すとおりです。

計画区域の地形は、主に「下末吉段丘面群」及び「山麓緩斜面」が主体であり、周辺を含めると「一般斜面」、「平坦化地」及び「盛土地」となっています。

なお、調査区域に「日本の典型地形 都道府県一覧」(建設省国土地理院、平成 11 年 4 月)、「自然環境保全調査報告書」(環境庁、昭和 51 年 3 月)、「第 3 回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」(環境庁、平成元年)、「日本の地形レッドデータブック 第 1 集(新装版)―危機にある地形―」(小泉武栄・青木賢人編、平成 12 年 12 月)、「日本の地形レッドデータブック 第 2 集―保全すべき地形―」(小泉武栄・青木賢人編、平成 14 年 3 月)、「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月法律第 214 号)、「神奈川県文化財保護条例」(昭和 30 年 4 月神奈川県条例第 13 号)及び「横浜市文化財保護条例」(昭和 62 年 12 月横浜市条例第 53 号)に記載されている保全すべき地形は存在しません。

調査区域における標高区分図は、図 2.2-4 に示すとおりです。

計画区域の標高(250mメッシュの最高標高)は、一部を除き「40m以上～50m未満」及び「50m以上」となっています。

### (2) 地質

調査区域の表層地質の状況は、図 2.2-5 に示すとおりです。

計画区域の表層地質は、大部分が「火山灰・泥・砂及び礫」であり、一部が「泥を主とする未固結堆積物」、「砂・泥互層及び砂質泥岩」となっています。

計画区域及びその周辺の地質断面の状況は、図 2.2-6 に示すとおりです。

計画区域及びその周辺の地質として、計画区域の東側に分布する低地(A-A'断面)については「沖積層(粘土、砂)」及び「上総層群(泥岩・砂岩・礫岩)」、計画区域の南側に分布する台地(B-B'断面)については「立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層」、「相模層群(ローム・凝灰質粘土)」及び「上総層群(泥岩・砂岩・礫岩)」から構成されています。

なお、調査区域に「日本の地形レッドデータブック第 1 集(新装版)―危機にある地形―」(小泉武栄・青木賢人編、平成 12 年 12 月)、「日本の地形レッドデータブック第 2 集―保全すべき地形―」(小泉武栄・青木賢人編、平成 14 年 3 月)に記載されている保全すべき地質は存在しません。

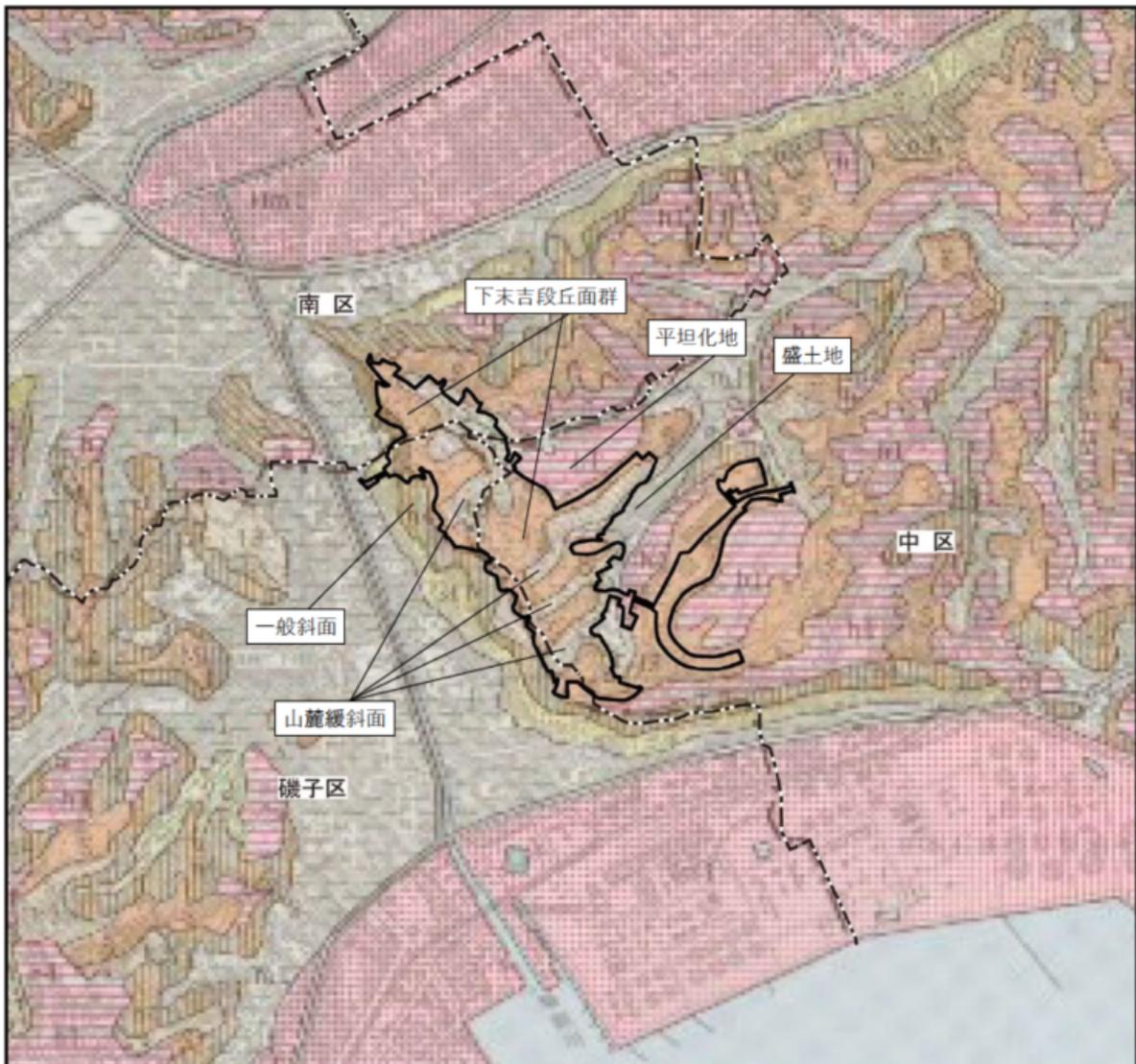
### (3) 地盤・土壌

調査区域の土壌の状況は、図 2.2-7 に示すとおりです。

計画区域の土壌は、「人工改変土」となっています。

調査区域における軟弱地盤の分布状況は、図 2.2-8 に示すとおりです。

計画区域は、一部を除き「丘陵地および台地面」となっており、軟弱地盤の分布はほとんどありません。



凡例

□ 計画区域

----- 区界

一般山地

r3 山麓緩斜面

r3 r4 一般斜面

段丘地形

s 下末吉段丘面群

低地の微高地

st1 砂堆・砂州

人工地形

h1 平坦化地

h-1 旧水面上の埋立地

m2 盛土地



0 0.25 0.5 1km

資料：「地形分類図（横浜・東京西南部・東京東南部・木更津）」（神奈川県、平成3年3月）

図 2.2-3 地形分類図

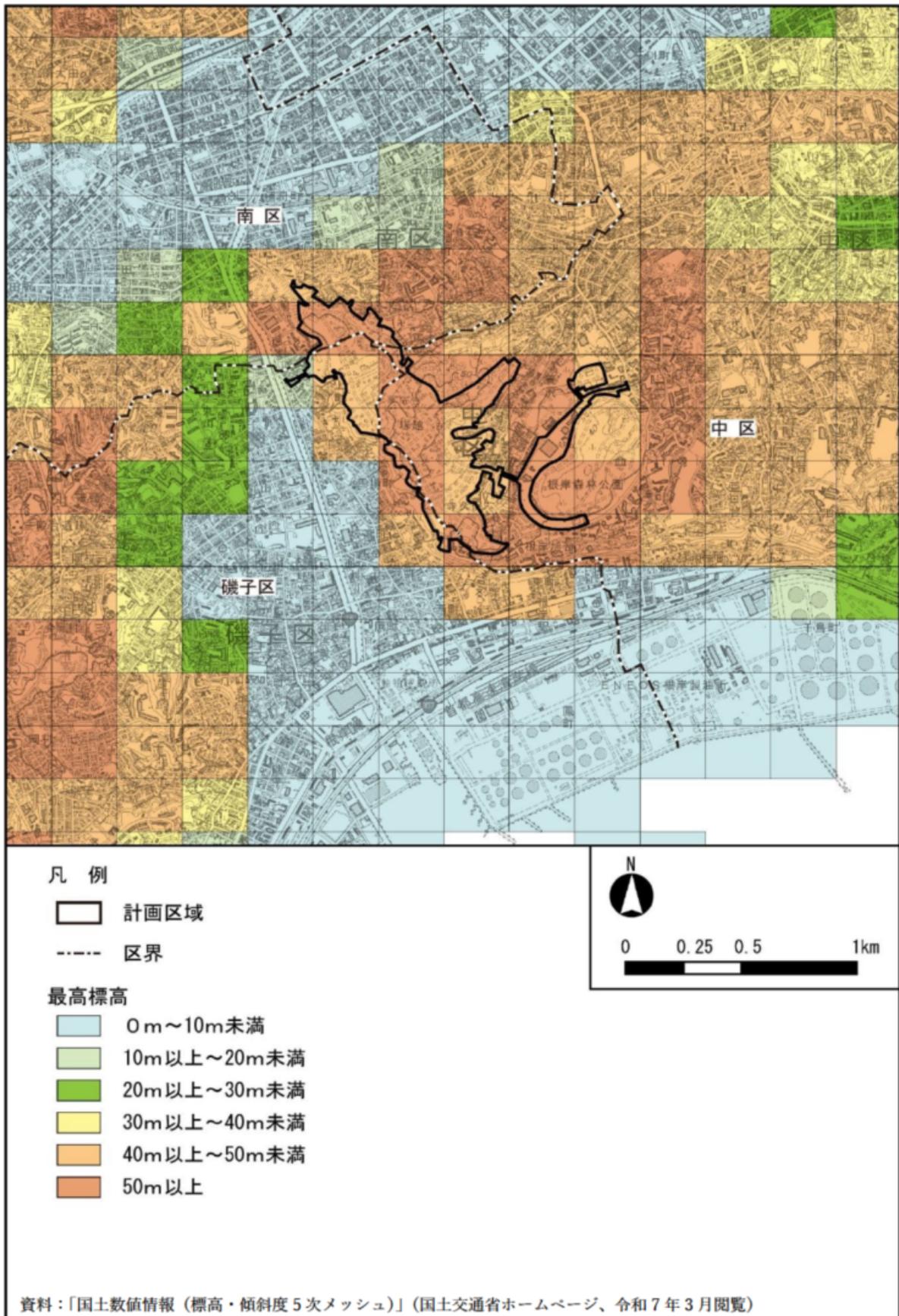


図 2.2-4 標高区分図

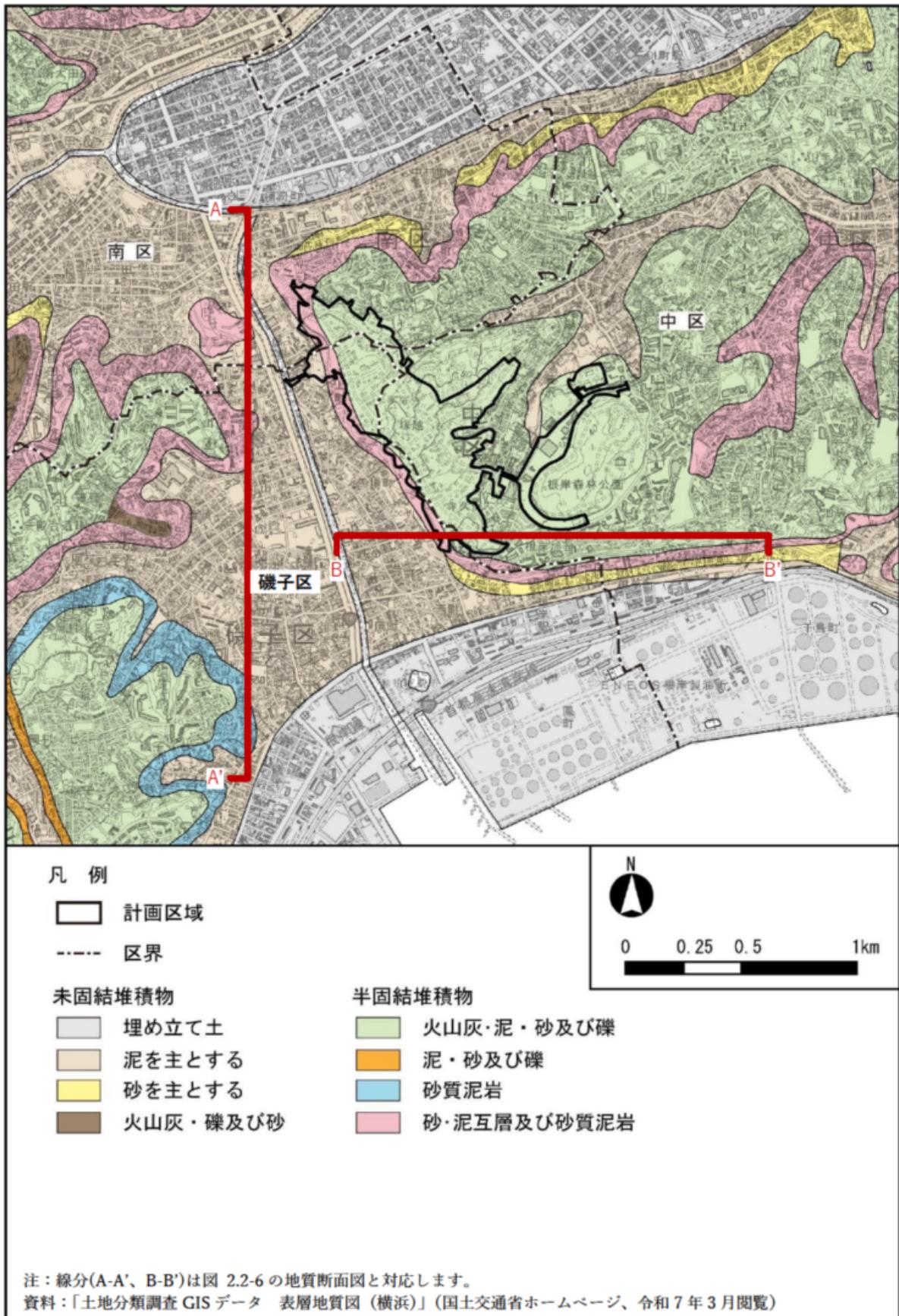
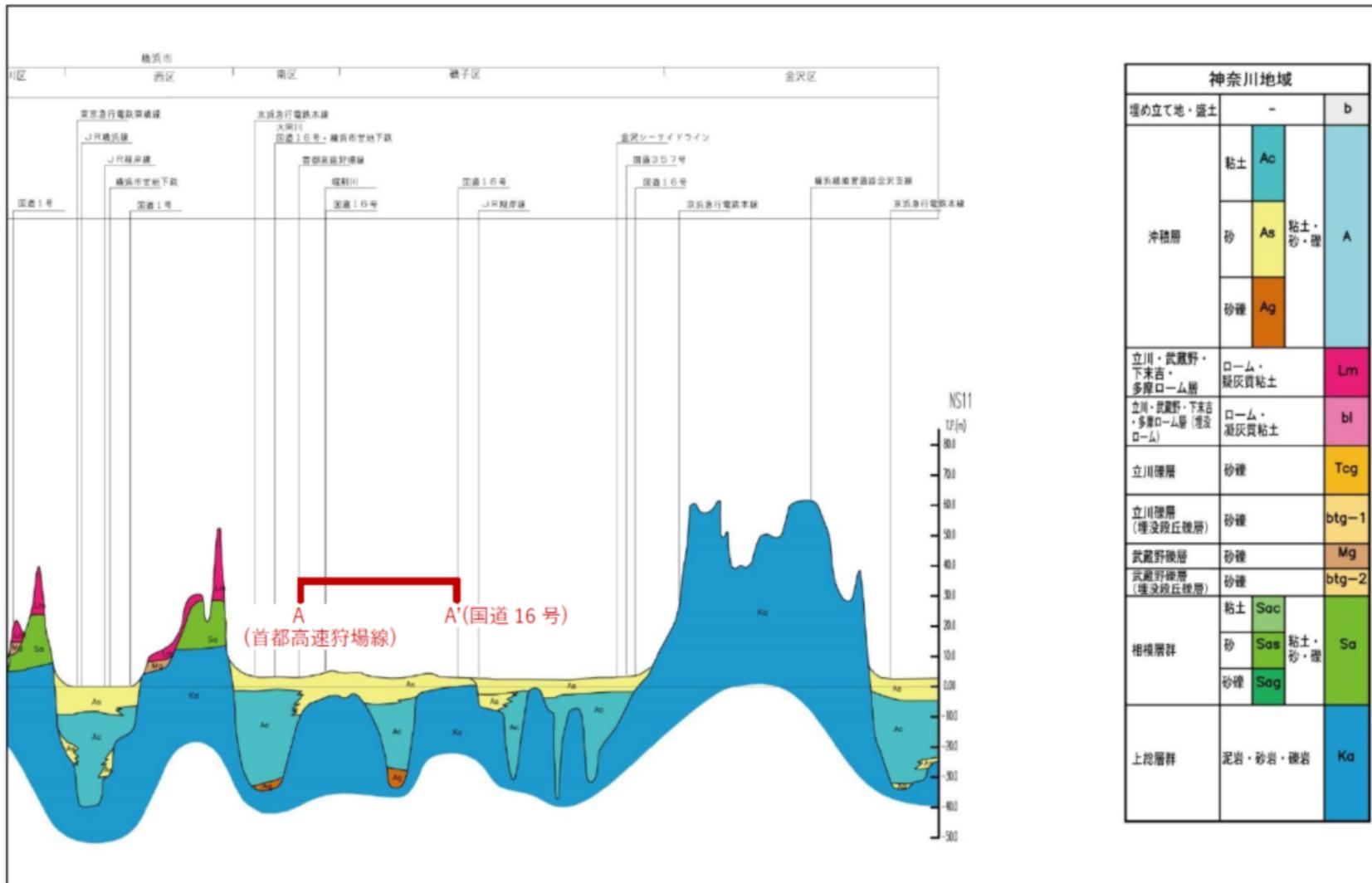


図 2.2-5 表層地質図

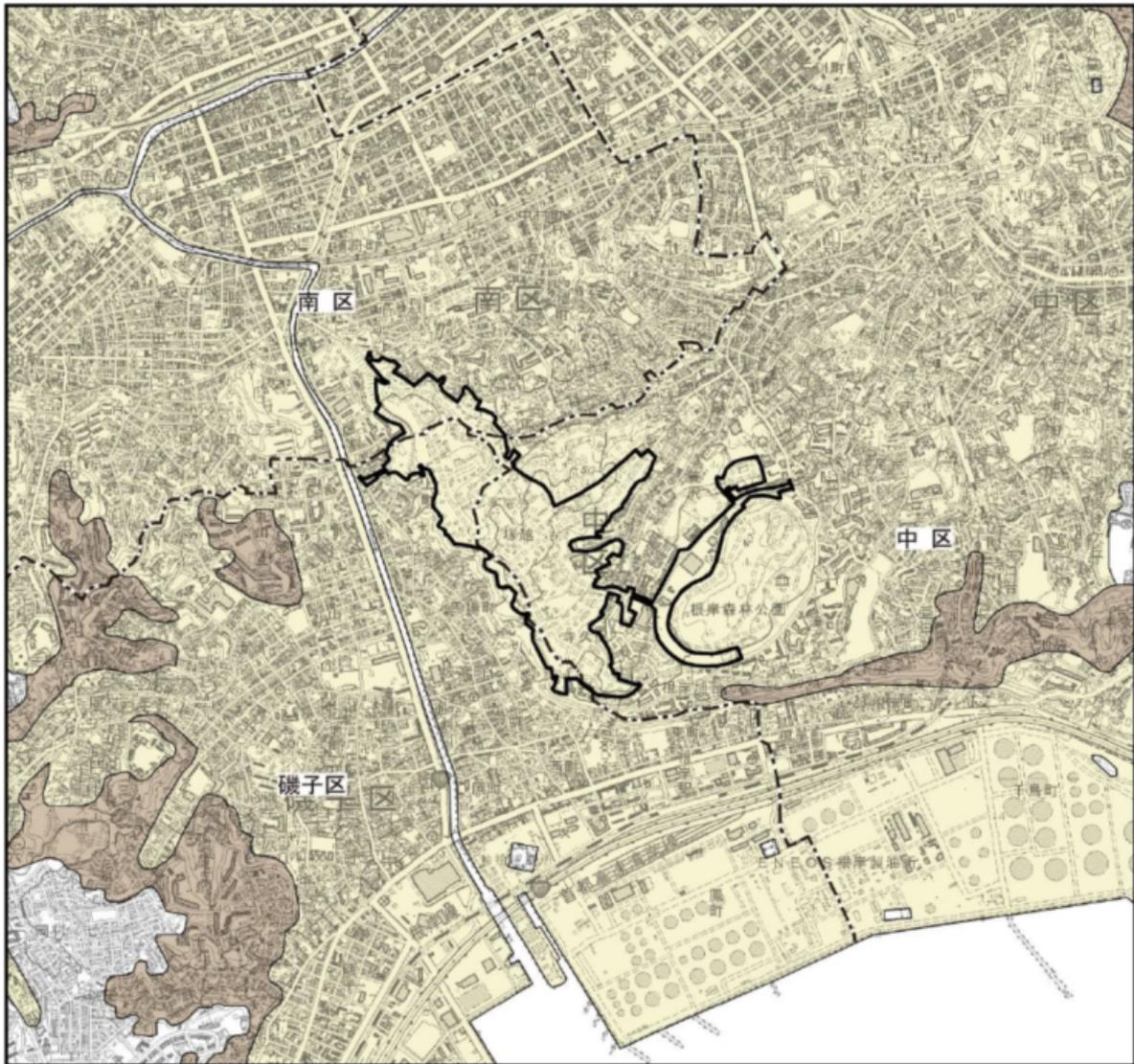


資料：「土地分類基本調査（垂直調査）」（国土交通省ホームページ、令和7年3月閲覧）

注：線分(A-A')は図 2.2-5 の地質断面と対応。

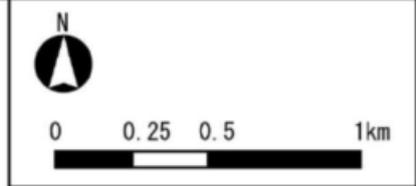
図 2.2-6(1) 地質断面図 (A-A' 断面)





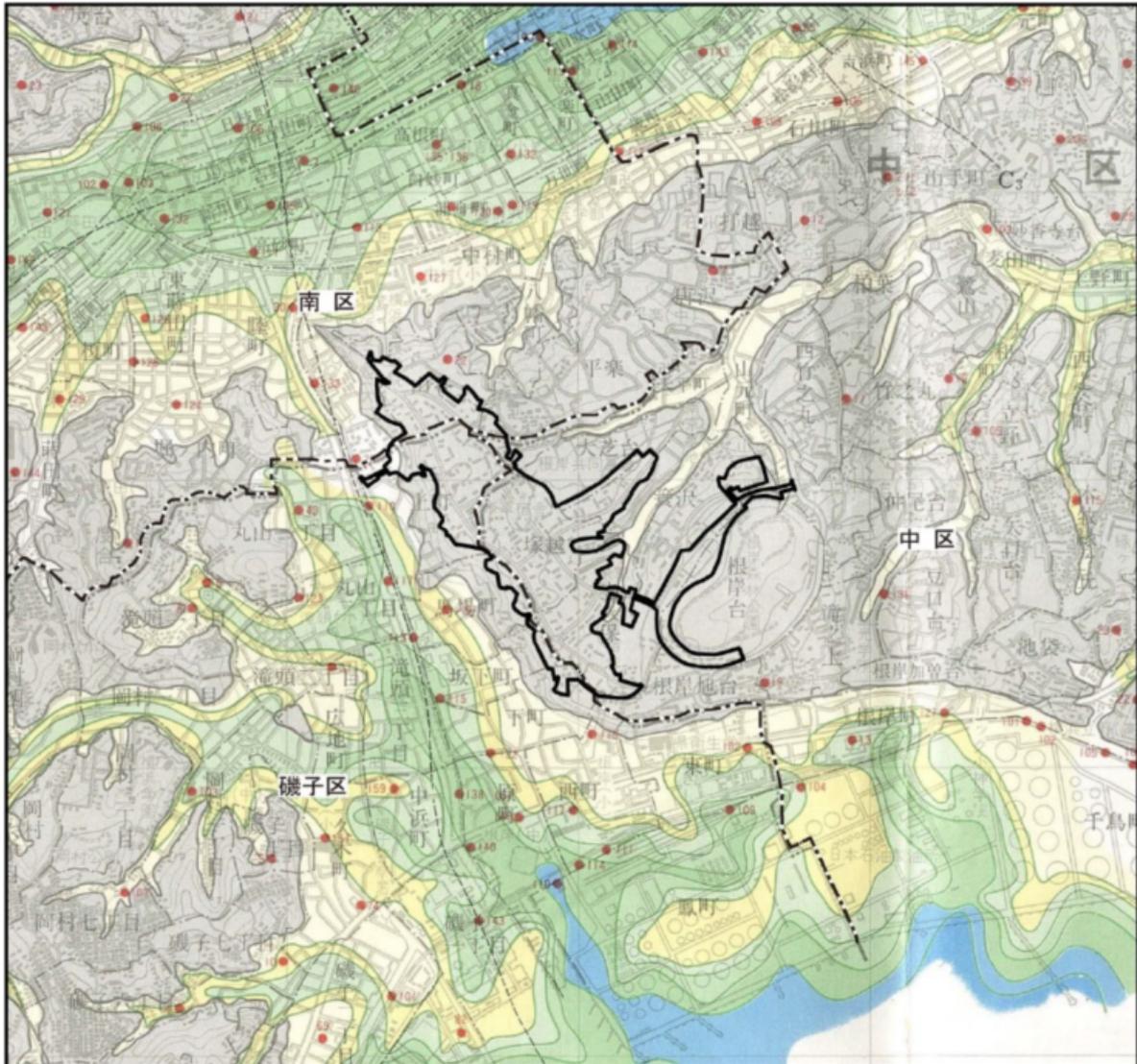
凡 例

- 計画区域
- 区界
- 黒ボク土
- 人工改変土
- その他



資料：「土地分類調査 GIS データ 土壌図（横浜）」（国土交通省ホームページ、令和7年3月閲覧）

図 2.2-7 土壌図



凡例

□ 計画区域

---- 区界

● ボーリング地点

軟弱地盤の層厚

0～5m

5～10m

10～20m

20～30m

30～40m

40～50m

50～60m

丘陵地および台地面



0 0.25 0.5 1km

資料：「横浜のボーリング調査位置及び軟弱地盤分布図」（横浜市、平成8年3月）

図 2.2-8 軟弱地盤分布図

## 2.2.3 水循環の状況

計画区域及びその周辺における河川及び海域の状況、流量観測地点は図 2.2-9 に、河川の概要は表 2.2-2 に示すとおりです。

計画区域の周辺には、大岡川、中村川、堀川、堀割川及び大岡川分水路の 5 河川が流れています。また、計画区域の南側は、東京湾となっています。

流量の観測は大岡川の清水橋で行われており、令和 5 年度の測定結果(平均値)は 3.28<sup>注</sup> m<sup>3</sup>/s となっています。

調査区域に存在する地下水利用施設の概要は表 2.2-3、位置は図 2.2-10 に示すとおりです。調査区域の東側には、届出揚水施設である「学校法人 聖光学院」があります。

調査区域の湧水の状況は、図 2.2-10 に示すとおりです。調査区域には、湧水が 2 箇所（打越湧水、滝之上白滝不動尊）存在します。

注)「令和 5 年度横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」に関連するデータ（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧）より、全 24 回（各月×1 日 2 回）の測定結果で流速が 0m<sup>3</sup>/s 以上のものを平均した値です。

表 2.2-2 河川の概要

区分	水系名	河川名	河川延長 (m)
二級河川	大岡川	大岡川	10,540
		中村川	3,000
		堀川	900
		堀割川	2,700
		大岡川分水路	3,640

資料：「横浜市を流れる河川」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧）

表 2.2-3 地下水利用施設の概要

種別	事業所名	事業所所在地	さく井 年月日	井戸深度 (m)	ストレーナー 位置 (m)	揚水量 (m <sup>3</sup> /日)
届出揚水 施設	学校法人 聖光学院	中区滝ノ上 100 番地	平成 24 年 3 月 15 日	100	6.5-12, 72.5-78, 83.5-94.5	15

資料：「工業用水法・横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水施設の名簿 令和 7 年 4 月 1 日時点」  
(横浜市みどり環境局水・土壌環境課、令和 7 年 4 月)

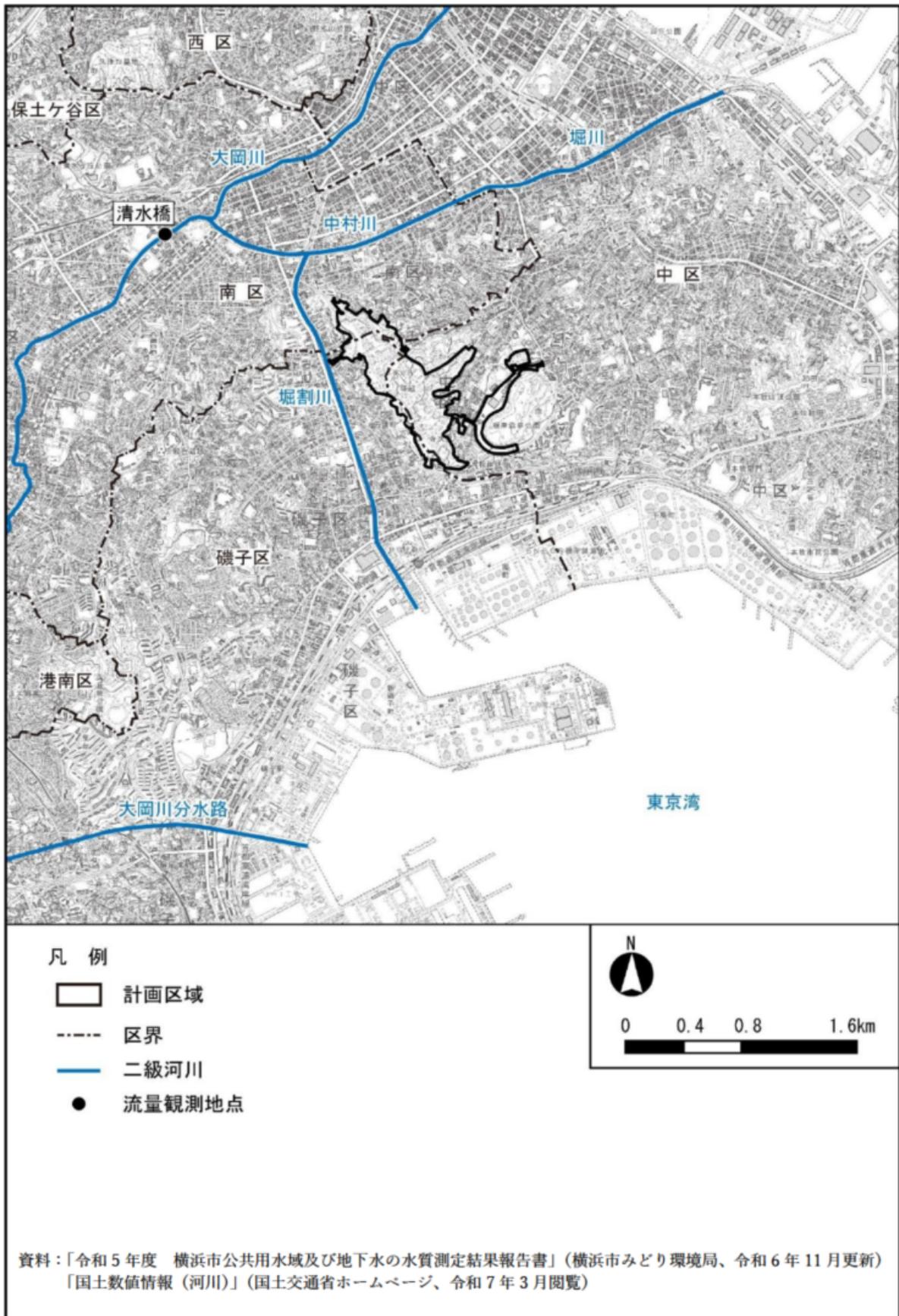
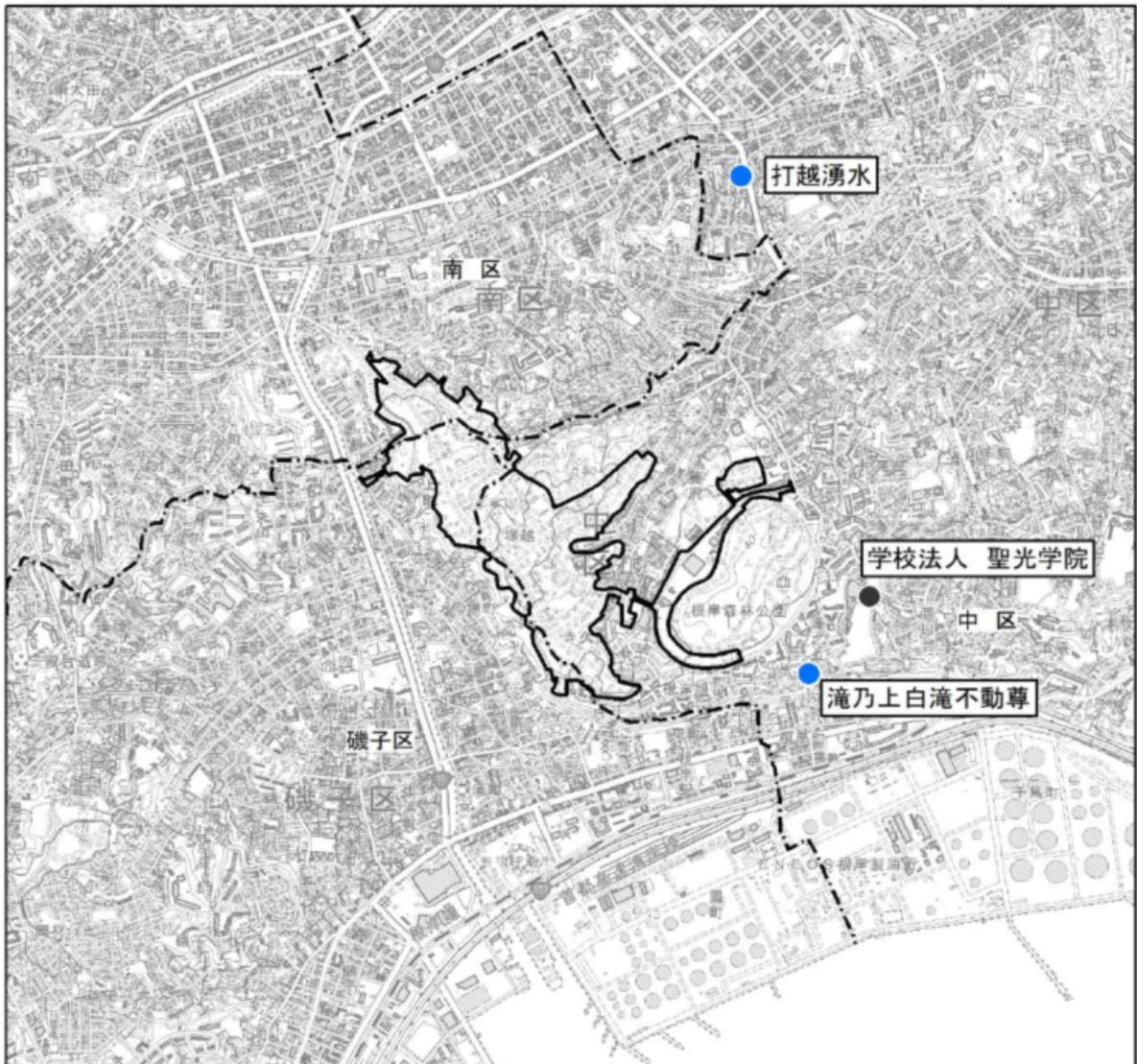
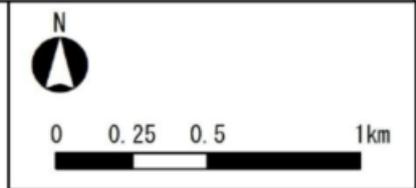


図 2.2-9 河川及び海域の状況、流量観測地点



凡例

- 計画区域
- 区界
- 地下水利用施設
- 湧水



資料：「横浜市内の湧水特性」（横浜市環境科学研究所報 第32号、平成20年）  
「工業用水法・横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水施設の名簿」  
（横浜市みどり環境局水・土壌環境課、令和7年4月）

図 2.2-10 地下水利用施設及び湧水の状況

## 2.2.4 植物、動物の状況

### (1) 植物相及び植生の状況

調査区域及びその周辺の植物相の状況を把握するため、表 2.2-4 に示す文献を整理しました。

表 2.2-4 文献その他の資料一覧（植物）

No.	文献その他資料名	出典・編集者	発行年	対象データの範囲
1	横浜の植物	横浜植物会	平成 15 年 7 月	調査対象地域
2	横浜のレッドデータ植物目録	北川淑子・田中徳久	平成 16 年 3 月	調査対象地域
3	横浜の川と海の生物（第 15 報・河川編） 修正版	横浜市環境科学研究所	令和 2 年 3 月	調査区域を 通過する水系
4	横浜の植物 2020-横浜の植物（2003）補遺-	横浜植物会	令和 2 年 10 月	調査対象地域
5	神奈川県レッドデータブック 2022 [植物編]	神奈川県環境農政局 緑政部自然環境保全課	令和 4 年 3 月	調査対象地域

### ① 植物相の概要

調査区域及びその周辺の植物相の概要は、表 2.2-5 に示すとおりであり、62 目 155 科 1,399 種の植物が確認されています。

表 2.2-5 文献により確認された植物

分類	確認種数	主な確認種
シダ植物	12 目 22 科 101 種	トウゲシバ（広義）、イヌカタヒバ、タチクラマゴケ、クラマゴケ、ミズニラ、スギナ、オオハナワラビ、ゼンマイ、イヌシダ、ホウライシダ、ヒメワラビ、イヌガンソク、イヌワラビ、ホソバナライシダ、マメツタ等
種子植物	50 目 133 科 1,298 種	イチョウ、モミ、ヒノキ、イヌガヤ、シキミ、ヒトリシズカ、ドクダミ、ウマノスズクサ、ユリノキ、クスノキ、セキショウ、ムサシアブミ、ヘラオモダカ、ヤナギスズタ、サルトリイバラ、ウバユリ、エビネ、ヒメヒオウギズイセン、ノビル、オランダキジカクシ、マルバツユクサ、ヒメガマ、ウキヤガラ、ヤマヌカボ、イヌビエ、シバ、クサノオウ、ツクバトリカブト、チダケサシ、キリンソウ、ノブドウ、エンジュ、ヒメハギ、クマヤナギ、アキニレ、ムクノキ、ヒメコウゾ、ヒメキンミズヒキ、クサイチゴ、オニグルミ、アマチャヅル、イモカタバミ、エノキグサ、アリアケスマレ、オトギリソウ、ミズタマソウ、オオモミジ、イチビ、シャクチリソバ、ムギセンノウ、ヤブツバキ、コヒルガオ、ホタルカズラ、イヌツゲ、ノコギリソウ、ヤブタビラコ、イワミツバ、ツクバネウツギ等
合計	62 目 155 科 1,399 種	—

## ② 植生の概要

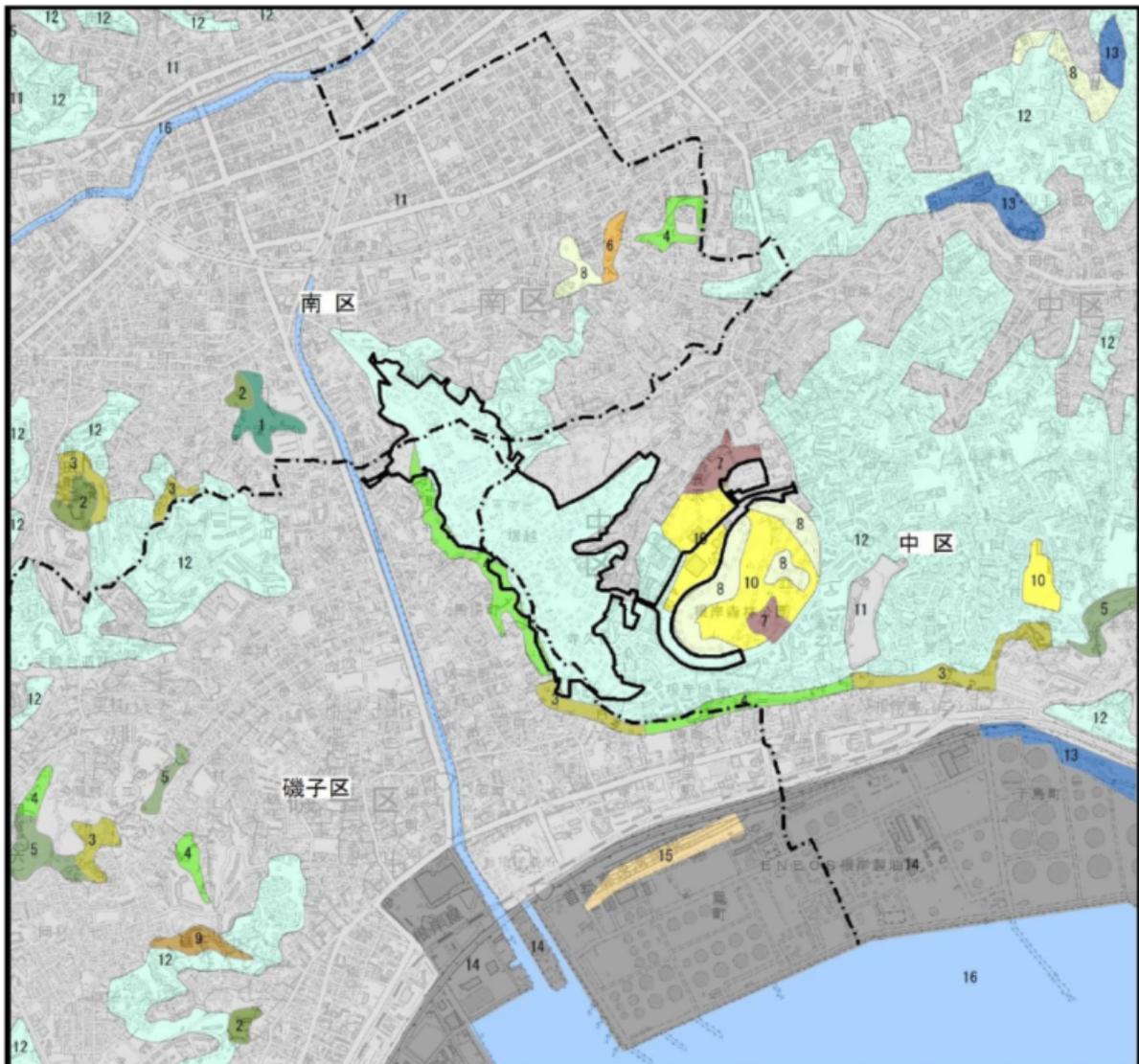
調査区域における現存植生図は、図 2.2-11 に示すとおりです。

調査区域の現存植生は、「市街地」、「緑の多い住宅地」及び「工場地帯」の占める割合が多く、その中に「ヤブコウジースダジイ群集」、「アカメガシワーカラスザンショウ群落」、「ゴルフ場・芝地」等が点在しています。

計画区域の現存植生は、「緑の多い住宅地」が大部分を占めており、一部が「シイ・カシ二次林」、「オニシバリーコナラ群集」、「ゴルフ場・芝地」及び「市街地」となっています。

調査区域における潜在自然植生図は、図 2.2-12 に示すとおりです。

計画区域の潜在植生は、「ヤブコウジースダイジイ群集・典型亜群集」が成立するとされています。



凡例

□ 計画区域

--- 区界



0 0.25 0.5 1km

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1. ヤブコウジースダジイ群集      | 9. 竹林                 |
| 2. イノデータブノキ群集        | 10. ゴルフ場・芝地           |
| 3. シイ・カシ二次林          | 11. 市街地               |
| 4. オニシバリーコナラ群集       | 12. 緑の多い住宅地           |
| 5. アカメガシワーカラスザンショウ群落 | 13. 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 |
| 6. ススキ群団(VII)        | 14. 工場地帯              |
| 7. その他植林             | 15. 造成地               |
| 8. クスノキ植林            | 16. 開放水域              |

資料：「第6・7回自然環境保全基礎調査（植生調査）」（環境省ホームページ、令和7年3月閲覧）

図 2.2-11 既存植生図

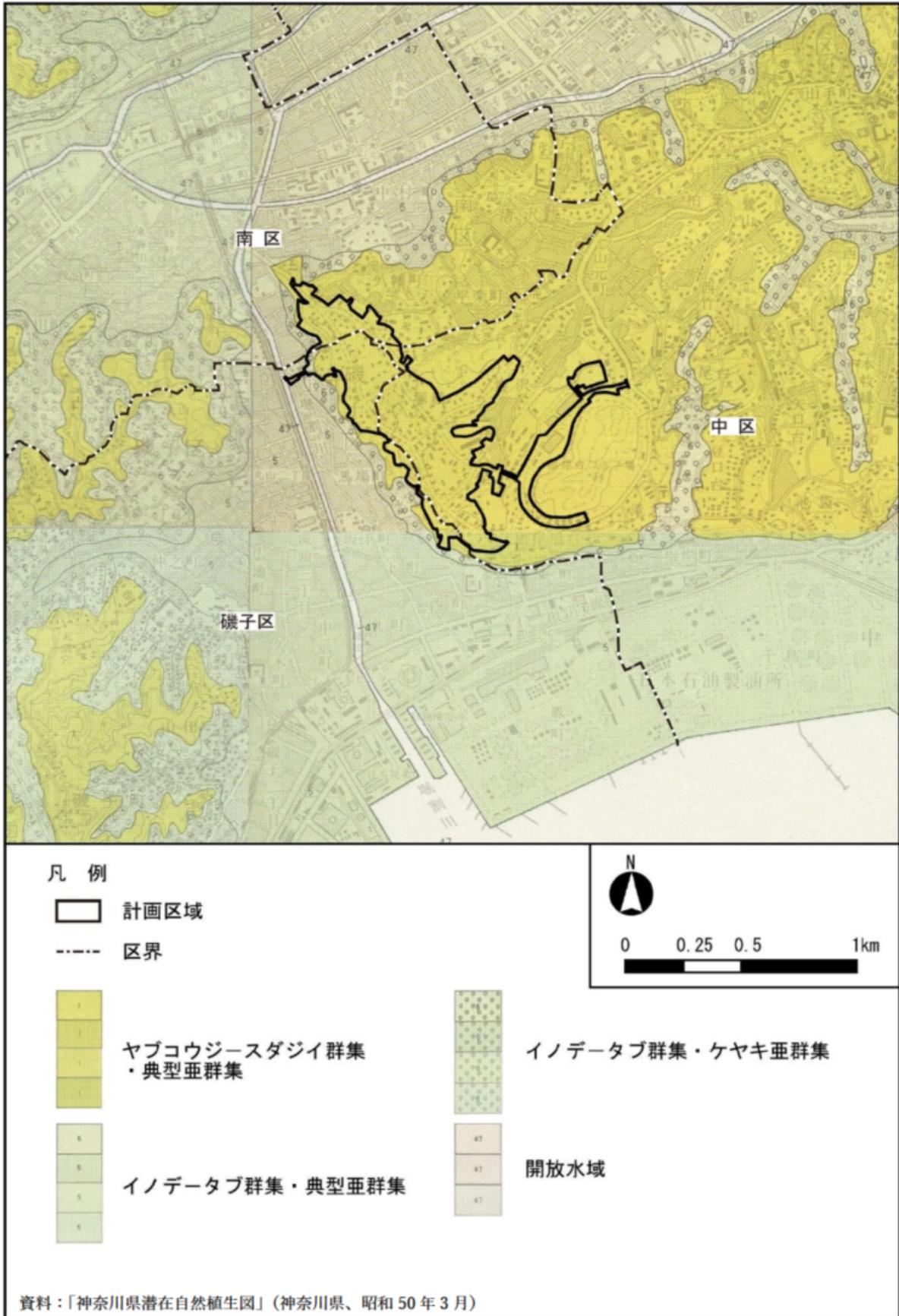


図 2.2-12 潜在自然植生図

### ③ 植物の重要な種、重要な群落及び重要な樹木

植物の重要な種の選定基準は表 2.2-6 に、重要な群落の選定基準は表 2.2-7 に、重要な樹木の選定基準は表 2.2-8 に示すとおりです。

表 2.2-6 重要な種の選定基準（植物）

記号	選定基準	カテゴリー
I	「文化財保護法」 (昭和 25 年 5 月法律第 214 号) 「神奈川県文化財保護条例」 (昭和 30 年 4 月神奈川県条例第 13 号) 「横浜市文化財保護条例」 (昭和 62 年 12 月横浜市条例第 53 号)	特天：特別天然記念物 国天：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 市天：横浜市天然記念物
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月法律第 75 号)	国内：国内希少野生動植物種
III	「第 5 次レッドリスト」 (環境省、令和 7 年 3 月)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
IV	「神奈川県レッドデータブック 2022[植物編]」 (神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課、令和 4 年 3 月)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 I 類 CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 注目：注目種
V	「横浜のレッドデータ植物目録」 (北川淑子・田中徳久、平成 16 年 3 月)	Ex-A：絶滅種(Ex)のうち、分布域・分布量が限られた種 Ex-B：絶滅種(Ex)のうち、横浜市全域にみられた種 En-A：絶滅寸前(En)のうち、分布域・分布量が限られた種 En-B：絶滅寸前(En)のうち、横浜市全域にみられた種 V-A：危急種(V)のうち、分布域・分布量が限られた種 V-B：危急種(V)のうち、横浜市全域にみられた種 R：準絶滅危惧種

表 2.2-7 重要な群落の選定基準

記号	選定基準	カテゴリー
I	「文化財保護法」 (昭和 25 年 5 月法律第 214 号) 「神奈川県文化財保護条例」 (昭和 30 年 4 月神奈川県条例第 13 号) 「横浜市文化財保護条例」 (昭和 62 年 12 月横浜市条例第 53 号)	特天：特別天然記念物 国天：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 市天：横浜市天然記念物
II	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」 (神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年)	群落複合
III	「植物群落レッドデータ・ブック」 ((財)日本自然保護協会、(財)世界自然保護基金日本委員会、平成 8 年)	4：緊急に対策必要 3：対策必要 2：破壊の危惧 1：要注意
IV	「第 2 回自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査)」 (環境庁、昭和 54 年 3 月) 「第 3 回自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査)」 (環境庁、昭和 63 年 3 月) 「第 5 回自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査)」 (環境庁、平成 12 年 3 月)	A：原生林もしくはそれに近い自然林 B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落 または個体群 C：比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、 隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落 または個体群 D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、 石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個 体群で、その群落の特徴が典型的なもの E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特 徴が典型的なもの F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森 林であっても、長期にわたって伐採等の手が入って いないもの G：乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内 で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個 体群 H：その他、学術上重要な植物群落または個体群
V	「第 6・7 回自然環境保全基礎調査(植生調査)」 (環境省ホームページ、令和 7 年 6 月閲覧)	・植生自然度 9 ・植生自然度 10

表 2.2-8 重要な樹木の選定基準

記号	選定基準	カテゴリー
I	「第 4 回自然環境保全基礎調査報告書(全国版・概要版)」 (環境庁、平成 2 年 3 月) 「第 6 回自然環境保全基礎調査巨樹・巨木林フ ォローアップ調査報告書」 (環境省、平成 13 年 3 月)	・巨樹・巨木林
II	「名木古木に指定されている樹木一覧」 (横浜市ホームページ、令和 7 年 6 月閲覧)	・名木古木

#### ア. 植物の重要な種

調査区域及びその周辺における植物の重要な種は表 2.2-9 に示すとおりであり、ナツノハナワラビ、アマナ、ヨコハマダケ、ヒメアカガシ、ミヤコアザミ等の 33 目 61 科 148 種が確認されています。

なお、選定基準Ⅳの絶滅（EX）及び野生絶滅（EW）及び選定基準Ⅴの絶滅種（Ex-A、Ex-B）に該当する種は除外しています。

表 2.2-9(1) 文献その他の資料による重要な種(植物)

No.	目名	科名	種名	選定基準及びランク						
				I	II	III	IV	V		
1	イワヒバ	イワヒバ	イヌカタヒバ			VU				
2	ミズニラ	ミズニラ	ミズニラ			NT	VU	V-B		
3	ハナヤスリ	ハナヤスリ	ナツノハナワラビ					V-B		
4			コヒロハハナヤスリ				NT	V-B		
5			ヒロハハナヤスリ					En-A		
6	コケシノブ	コケシノブ	ハイホラゴケ					En-A		
7	サンショウモ	サンショウモ	サンショウモ			NT	CR	En-B		
8	へゴ	キジノオシダ	オオキジノオ				NT	En-A		
9	ウラボシ	コバノイシカグマ	フモトカグマ					En-A		
10		イノモトソウ	アマクサシダ					R		
11		チャセンシダ	コバノヒノキシダ					V-B		
12		メシダ	シケチシダ						En-A	
13			ムクゲシケシダ				VU	En-A		
14			ヘラシダ						V-B	
15			ナチシケシダ						En-B	
16		オシダ	メヤブソテツ						En-A	
17			イワへゴ						En-A	
18			ギフベニシダ						V-A	
19			エンシュウベニシダ						V-A	
20			イノデモドキ						V-B	
21		ウラボシ		マメヅタ					V-B	
22	マツ	マツ	モミ					V-A		
23	ヒノキ	ヒノキ	ネズミサシ				NT			
24	コショウ	ドクダミ	ハンゲショウ					V-B		
25		ウマノスズクサ	カントウカンアオイ					V-A		
26	オモダカ	トチカガミ	ミズオオバコ			NT	VU	En-B		
27		ヒルムシロ	エビモ					V-B		
28			アイノコイトモ						En-B	
29	ヤマノイモ	ヤマノイモ	タチドコロ					En-A		
30			キクバドコロ						V-B	
31	ユリ	ユリ	タイワンホトトギス			VU				
32			アマナ					NT	En-B	
33	クサスギカズラ	ラン	エビネ			NT	NT	V-B		
34			キンラン				NT	NT		
35			クゲヌマラン				VU			
36			サイハイラン						V-B	
37			マヤラン				VU		R	
38			クマガイソウ				VU	VU	En-B	
39			タシロラン				NT		R	
40			オノノヤガラ						R	
41			クロヤツシロラン						R	
42			ヨウラクラン					VU	En-A	
43			クサスギカズラ	コバギボウシ						En-B
44				ヤマアマドコロ					NT	
45	イネ	ホシクサ	ホシクサ					En-B		
46		イグサ	ヒロハノコウガイゼキショウ					V-B		
47		カヤツリグサ	ウキヤガラ						V-B	
48			ミヤマシラスゲ						V-B	
49			イソアオスゲ						En-A	
50			カンスゲ						En-A	

表 2.2-9(2) 文献その他の資料による重要な種(植物)

No.	目名	科名	種名	選定基準及びランク					
				I	II	III	IV	V	
51	イネ	カヤツリグサ	オタルスゲ					En-A	
52			シラコスゲ					V-B	
53			アゼスゲ					V-B	
54			モエギスゲ					V-B	
55			コアゼガヤツリ					V-B	
56			セイタカハリイ				VU	V-A	
57			ハリイ				VU		
58			クログワイ					V-B	
59			シカクイ				NT	V-B	
60			クロテンツキ					V-B	
61			メアゼテンツキ				VU		
62			フトイ					V-B	
63			マツカサススキ					V-B	
64			イネ	ヤマヌカボ					V-B
65				ヤマアワ					V-B
66				オガルカヤ					V-B
67		キタメヒシバ					NT		
68		スズメガヤ					VU		
69		アシカキ						En-A	
70		アゼガヤ						En-B	
71		ハチジョウススキ						En-B	
72		セイタカヨシ					NT	En-A	
73		ヨコハマダケ					EN	En-A	
74		ヤマミゾイチゴツナギ						R	
75		ハマヒエガエリ					VU		
76		イヌアワ						V-B	
77		キンポウゲ		ケシ	キケマン				V-B
78				キンポウゲ	ボタンヅル				V-B
79					シロバナハンショウヅル				En-B
80			ウマノアシガタ					V-B	
81		ヤマモガシ	アワブキ	アワブキ				V-B	
82		ユキノシタ	ユズリハ	ヒメユズリハ				En-A	
83	ユキノシタ		アカショウマ				V-B		
84			ヨゴレネコノメ				V-B		
85	タコノアシ		タコノアシ			NT	V-B		
86	マメ	マメ	クサネム				En-A		
87			ホドイモ				V-B		
88			マキエハギ				V-B		
89			イヌエンジュ				En-B		
90			タンキリマメ				En-A		
91	バラ	グミ	オオバグミ				V-A		
92			マルバアキグミ				En-A		
93			アキグミ				V-B		
94		クロウメモドキ	ネコノチチ				EN	En-A	
95		イラクサ	ナガバヤブマオ				En-A		
96			ラセイタソウ				V-A		
97			カテンソウ				V-B		
98			イラクサ				V-B		
99		バラ	ヒロハノカワラサイコ			VU	VU	En-A	
100			フユイチゴ					V-B	

表 2.2-9(3) 文献その他の資料による重要な種（植物）

No.	目名	科名	種名	選定基準及びランク				
				I	II	III	IV	V
101	ブナ	ブナ	ツブラジイ				DD	
102			ウバメガシ				CR	
103			ツクバネガシ					V-A
104			ヒメアカガシ					V-B
105		カバノキ	ハシバミ					En-A
106			ツノハシバミ					En-A
107	キントラノオ	ヤナギ	ヤマナラシ					V-B
108			オオタチヤナギ				EN	
109	ムクロジ	ウルシ	ヤマウルシ					En-B
110		ミカン	マツカゼソウ					En-B
111	アブラナ	アブラナ	ジャンジン					R
112	ナデシコ	タデ	シロバナサクラタデ					V-B
113			シンミズヒキ					V-B
114			サクラタデ					V-B
115			ウナギツカミ					En-A
116		ナデシコ	カワラナデシコ					En-B
117	ツツジ	ツリフネソウ	キツリフネ					V-B
118		マタタビ	サルナシ					V-A
119		ツツジ	ヤマツツジ					V-B
120	リンドウ	リンドウ	センブリ					En-B
121		マチン	アイナエ				VU	
122		キョウチクトウ	コイケマ				VU	En-A
123	ナス	ヒルガオ	ハマヒルガオ					En-A
124	シソ	モクセイ	ミウライボタ				NT	
125		オオバコ	シソクサ				VU	En-A
126			トウオオバコ				VU	
127			カワヂシャ			NT		
128		アゼナ	エダウチスズメノトウガラシ					En-B
129		シソ	メハジキ					V-B
130			コシロネ					En-B
131			クマツヅラ	クマツヅラ				
132		モチノキ	モチノキ	ウメモドキ				
133	キク	キク	タウコギ					En-B
134			コヤブタバコ					V-B
135			アズマヤマアザミ					R
136			オグルマ				NT	En-B
137			カワラニガナ			NT	VU	
138			ヤマニガナ					V-B
139			センボンヤリ					V-B
140			サワギク					En-A
141			モミジガサ					V-B
142			ミヤコアザミ				VU	En-A
143			タムラソウ					En-B
144	セリ	セリ	セントウソウ					V-B
145			ヤマゼリ					En-A
146			ボタンボウフウ					En-A
147	マツムシソウ	スイカズラ	ツクバネウツギ					V-A
148			オミナエシ					En-B
計	33目	61科	148種	0種	0種	15種	35種	129種

注1：選定基準の記号は、表 2.2-6 に対応します。

注2：目名、科名、種名及び配列は、「令和6年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土技術政策総合研究所、令和6年）に準拠しました。

## イ. 重要な群落

調査区域における植物の重要な群落の状況は、表 2.2-10 及び図 2.2-13 に示すとおりです。

調査区域には、神奈川県指定の天然記念物である「根岸八幡神社の社叢林」、「宝生寺・弘誓院の寺林」及び特定植物群落の「大岡のイロハモミジ-ケヤキ群集」が存在します。

また、第 6・7 回自然環境保全基礎調査における「植生自然度 9」に該当する植生として、「ヤブコウジ-スダジイ群集」、「イノデ-タブノキ群集」が存在します。

なお、計画区域に重要な群落は存在しません。

表 2.2-10 文献その他の資料による重要な群落（植物）

No.	名称	所在地	選定基準				
			I	II	III	IV	V
1	根岸八幡神社の社叢林	横浜市磯子区	県天				
2	宝生寺・弘誓院の寺林	横浜市南区	県天				
3	大岡のイロハモミジ-ケヤキ群集	横浜市南区				E	
4	ヤブコウジ-スダジイ群集	横浜市南区					植生自然度 9 (ヤブツバキクラス域自然植生)
5	イノデ-タブノキ群集	横浜市南区 横浜市磯子区					植生自然度 9 (ヤブツバキクラス域自然植生)

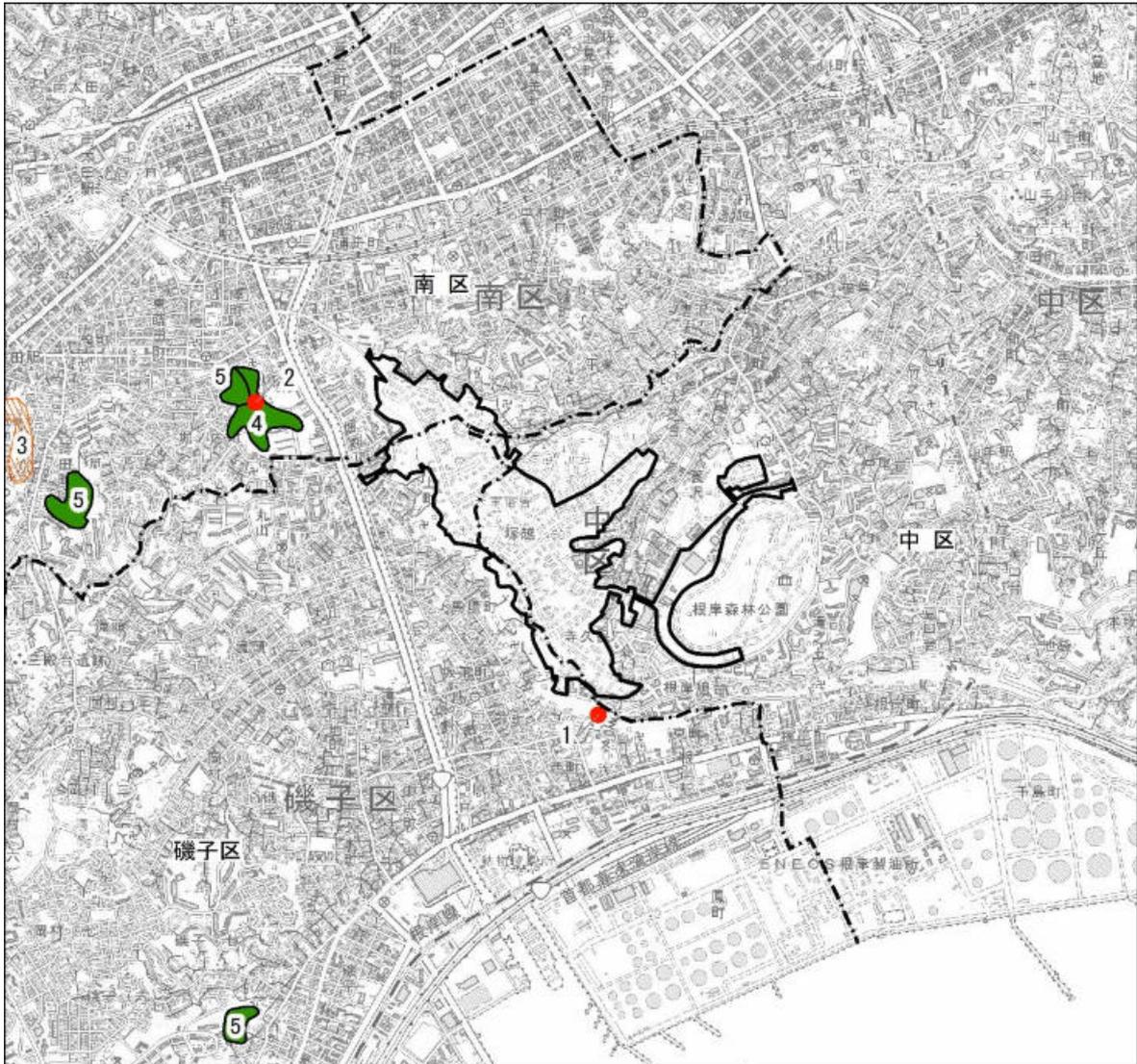
注 1：表中の No. は、図 2.2-13 に対応します。

注 2：選定基準の記号は、表 2.2-7 に対応します。

資料：「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録」（横浜市ホームページ、令和 7 年 6 月閲覧）

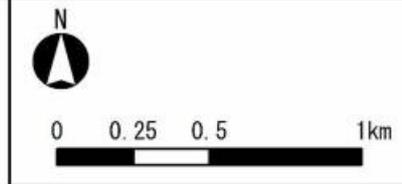
「第 2 回自然環境保全基礎調査（特定植物群落調査）」（環境省ホームページ、令和 7 年 6 月閲覧）

「第 6・7 回自然環境保全基礎調査（植生調査）」（環境省ホームページ、令和 7 年 6 月閲覧）



凡例

- 計画区域
- 区界
- 天然記念物
- 特定植物群落
- 植生自然度9(ヤブツバキクラス域自然植生)



注：図中のNo.は、表 2.2-10 に対応します。

資料：「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録」（横浜市ホームページ、令和7年6月閲覧）

「第2回自然環境保全基礎調査（特定植物群落調査）」（環境省ホームページ、令和7年6月閲覧）

「第6・7回自然環境保全基礎調査（植生調査）」（環境省ホームページ、令和7年6月閲覧）

図 2.2-13 重要な群落の状況

#### ウ. 重要な樹木

調査区域における重要な樹木の状況は、表 2.2-11、表 2.2-12 及び図 2.2-14 に示すとおりです。

調査区域には、自然環境保全基礎調査（環境省）により選定された「巨樹・巨木林」が 1 本存在します。また、横浜市の名木古木保存事業により指定された「名木古木」が 89 件存在します。

なお、計画区域に巨樹及び名木古木は存在しません。

表 2.2-11 巨樹・巨木林

記号	所在地	樹種	樹齢	樹高 (m)	樹幹 (cm)
A	横浜市中区山手町 230	ヒマラヤスギ	—	25	401

注：表中の記号は、図 2.2-14 に対応します。

資料：「第 6 回自然環境保全基礎調査（巨樹・巨木林調査）」（環境省ホームページ、令和 7 年 6 月閲覧）

表 2.2-12(1) 名木古木 (横浜市指定)

No.	樹種	所在地	樹齡	群指定	指定番号
1	コルクガシ	中区山手町 36	139		90017
2	ヒマラヤスギ	中区山手町 36	139		200039
3	ヒマラヤスギ	中区山手町 230	100~120	13 本	95002
4	タブノキ	中区豆口台 111	160		200205
5	タブノキ	中区豆口台 111	250		201732
6	ケヤキ	中区竹之丸 38	110		200301
7	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200510
8	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200511
9	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200512
10	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200513
11	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200514
12	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200515
13	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200516
14	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200517
15	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200518
16	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200519
17	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200520
18	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200521
19	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200522
20	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200523
21	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200524
22	クスノキ	中区山元町 5-219-1	100		200525
23	タブノキ	中区妙香寺台 4	150		200934
24	タブノキ	中区妙香寺台 4	100		200935
25	イチョウ	中区矢口台 19	100		201009
26	クスノキ	中区立野 64-30	100		201010
27	フジ	中区立野 49	100		201011
28	ソメイヨシノ	中区元町 211-36	90		201040
29	イチョウ	中区元町 211-36	100		201041
30	カキノキ	中区山手町 42-2	139		201059
31	ケヤキ	中区根岸旭台 11-2	150		201078
32	ケヤキ	中区根岸旭台 11	100		201830
33	シラカシ	中区根岸旭台 11	100		201831
34	シラカシ	中区根岸旭台 11	100		201832
35	ヒマラヤスギ	中区山手町 49-2	130		201080
36	アメリカデイゴ	中区山手町 48-7	200		201081
37	タブノキ	中区山手町 44-2	400		201082
38	ヒマラヤスギ	中区山手町 37-2	100		201083
39	ヒマラヤスギ	中区山手町 37-1	130		201084
40	ヒマラヤスギ	中区山手町 37-1	130		201085
41	タブノキ	中区山手町 37-1	200		201086
42	サザンカ	中区山手町 38-1	90		201087
43	ムクノキ	中区柏葉 75-2	200		201101
44	イチョウ	中区西之谷町 21	250		201105
45	タブノキ	中区西之谷町 21	250		201106
46	タブノキ	中区西之谷町 21	250		201107
47	タブノキ	中区西之谷町 32	250		201109
48	タブノキ	中区西之谷町 20	250		201110
49	エノキ	中区山手町 89-6	100		201207
50	クスノキ	中区竹之丸 70-2	150		201413

表 2.2-12(2) 名木古木（横浜市指定）

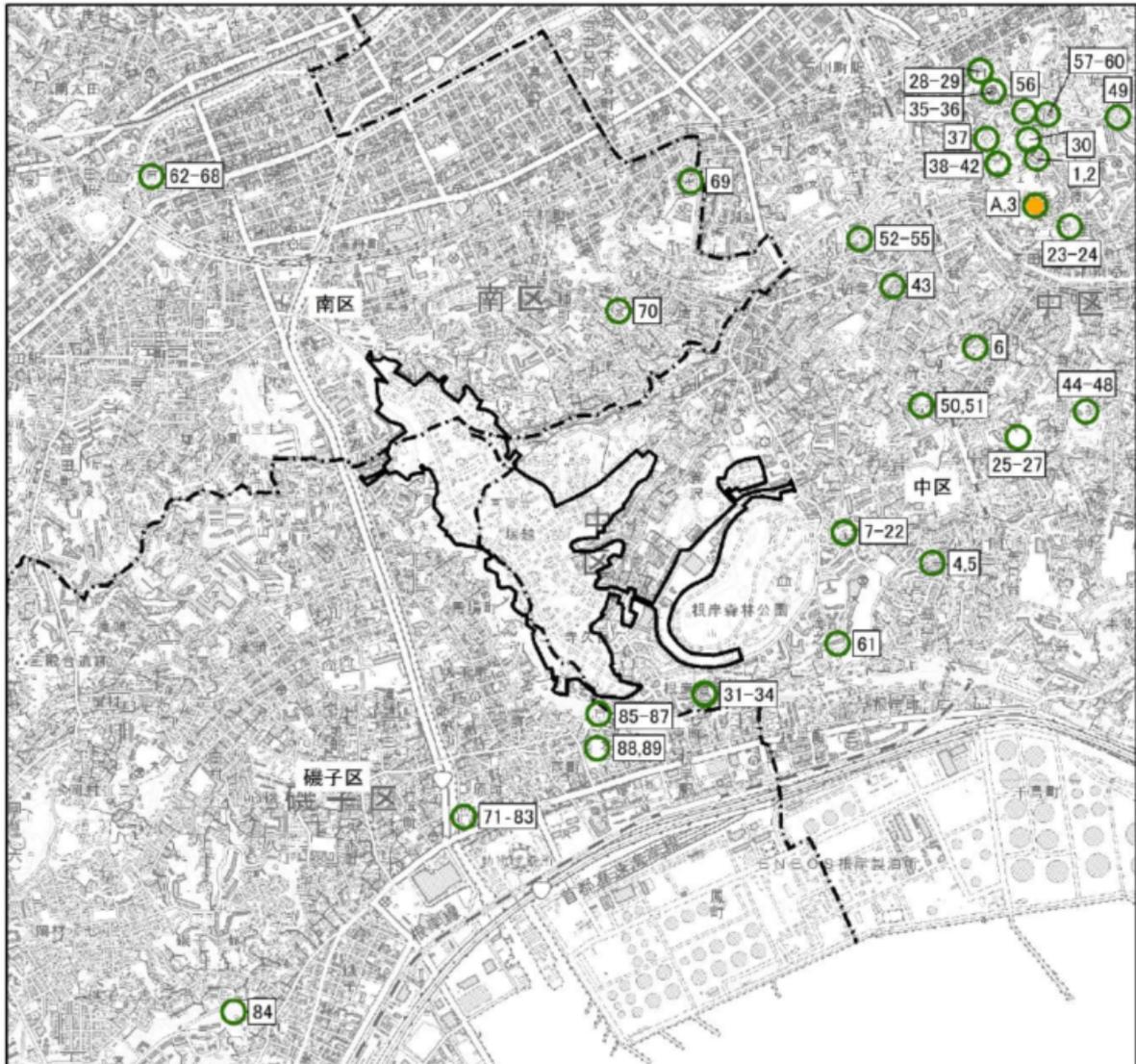
No.	樹種	所在地	樹齡	群指定	指定番号
51	クスノキ	中区竹之丸 70-2	150		201414
52	スダジイ	中区山手町 225	100		201503
53	シラカシ	中区山手町 225	100		201504
54	スダジイ	中区山手町 225	100		201505
55	スダジイ	中区山手町 225	100		201506
56	イロハモミジ	中区山手町 60-12	100		201606
57	スダジイ	中区山手町 66-2	100		201728
58	スダジイ	中区山手町 66-2	100		201729
59	スダジイ	中区山手町 66-2	100		201730
60	ヒマラヤスギ	中区山手町 66-2	100		201731
61	ソメイヨシノ	中区滝之上 7	100		202022
62	ケヤキ	南区山王町 5-32	190		49214
63	クスノキ	南区山王町 5-32	240		49217
64	クスノキ	南区山王町 5-32	240		49218
65	クスノキ	南区山王町 5-32	240		49219
66	クスノキ	南区山王町 5-32	240		49220
67	ヒマラヤスギ	南区山王町 5-32-1	100		201053
68	ヒマラヤスギ	南区山王町 5-32-1	100		201054
69	スダジイ	南区中村町 1-37	280		51010
70	ユリノキ	南区平楽 1	100		200928
71	エノキ	磯子区原町 10-9	200		48116
72	ケヤキ	磯子区原町 10-9	200		48117
73	ケヤキ	磯子区原町 10-9	200		48119
74	ケヤキ	磯子区原町 10-9	200		48120
75	ケヤキ	磯子区原町 10-9	200		48121
76	イチョウ	磯子区原町 10-9	400		49262
77	イチョウ	磯子区原町 10-9	400		49263
78	カヤ	磯子区原町 10-9	350		49265
79	タブノキ	磯子区原町 10-9	250		49266
80	タブノキ	磯子区原町 10-9	200		49267
81	タブノキ	磯子区原町 10-9	250		49268
82	ムクノキ	磯子区原町 10-9	150		201510
83	カヤ	磯子区原町 10-9	200		201511
84	ナギ	磯子区磯子 4-3-6	330		49256
85	イチョウ	磯子区西町 1-1	650		49257
86	タブノキ	磯子区西町 1-1	450		49258
87	タブノキ	磯子区西町 1-1	300		49259
88	クスノキ	磯子区西町 2-155-3	114		200931
89	クスノキ	磯子区西町 2-155-3	114		200932

注1：「群指定」とは、2本以上の樹木をまとめて1指定として指定したものです。

注2：表中のNo.は、図 2.2-14 に対応します。

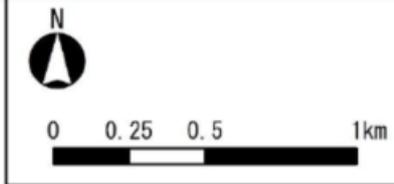
資料：「名木古木に指定されている樹木一覧（令和5年9月1日時点）」

（横浜市ホームページ、令和7年6月閲覧）



凡例

- 計画区域
- 区界
- 巨樹
- 名木古木(横浜市指定)



注1：図中の記号(A)は表 2.2-11、No.は表 2.2-12 に対応します。

資料：「第6回自然環境保全基礎調査(巨樹・巨木林調査)」(環境省ホームページ、令和7年6月閲覧)

「名木古木に指定されている樹木一覧(令和5年9月1日時点)」(横浜市ホームページ、令和7年6月閲覧)

図 2.2-14 巨樹・巨木及び名木古木の状況

## (2) 動物の生息の状況

調査区域及びその周辺における動物相の状況を把握するため表 2.2-13 に示す動物相に係る文献を整理しました。分類群別では、哺乳類関係文献 4 編、鳥類関係文献 6 編、爬虫類関係文献 2 編、両生類関係文献 2 編、魚類関係文献 6 編、昆虫類等関係文献 5 編、底生動物関係文献 7 編、陸産貝類関係文献 1 編となっています。また、調査範囲は、図 2.2-15 に示すとおりです。

表 2.2-13 文献その他の資料一覧（動物）

No.	文献その他資料名	出典・編集者	発行年・ 閲覧時期	対象分類群								対象データ の範囲	
				哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類等 <sup>注1</sup>	底生動物	陸産貝類		
1	生物多様性情報システム －基礎調査データベース検索－ (第2回～第6回自然環境保全 基礎調査 動物分布調査書)	環境省 ホームページ	令和7年 6月 閲覧	○	○	○	○	○	○	○	○	○	調査区域を含む 2次メッシュ
2	神奈川県レッドデータ 生物調査報告書 2006	神奈川県立 生命の星・地球 博物館	平成18年 7月	○		○	○	○	○ <sup>注2</sup>	○			魚類・水生昆虫： 調査区域を通過する 水系 それ以外：横浜市
3	環境アセスメント データベース (EADAS)	環境省 ホームページ	令和7年 6月 閲覧	○	○								調査区域を含む 2次メッシュ
4	神奈川の鳥と獣 神奈川県鳥獣生息 分布調査報告書	神奈川県	平成4年 3月	○	○								調査区域を含む 5km メッシュ
5	かながわの鳥図鑑	神奈川県	平成4年 3月		○								調査対象地域 <sup>注3</sup>
6	神奈川猛禽類レポートⅡ	神奈川野生 生物研究会	平成29年 9月		○								調査対象地域
7	自然環境保全基礎調査 全国鳥類繁殖分布調査 (2016-2021年)	環境省 ホームページ	令和3年 10月		○								調査区域を含む 20 kmメッシュ
8	神奈川県内河川の魚類	神奈川県	平成26年 3月					○					調査区域を通過する 水系
9	横浜の川と海の生物 第15報(河川編) 修正版	横浜市環境 科学研究所	令和2年 3月					○		○			調査区域を通過する 水系
10	横浜の川と海の生物 (第15報・海域編)	横浜市環境 科学研究所	令和4年 3月					○		○			調査区域に含まれる河口
11	横浜の川と海の生物 (第16報・河川編)	横浜市環境 科学研究所	令和6年 3月					○		○			調査区域を通過する 水系
12	横浜のホタル生息地 (1983年度版)	横浜市	昭和59年 3月						○	○			調査区域を通過する 水系
13	神奈川県昆虫誌 2004	神奈川昆虫 談話会	平成16年 12月							○			調査対象地域
14	神奈川県昆虫誌 2018	神奈川昆虫 談話会	平成30年 12月							○			調査対象地域
15	神奈川県内河川の 底生動物Ⅱ	神奈川県	平成26年 3月							○			調査区域を通過する 水系

注1：昆虫類等とは、昆虫類及びクモ類を示します。

注2：No.2(神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006)における昆虫類等のうち、昆虫類についてはNo.13(神奈川県昆虫誌 2004)及びNo.14(神奈川県昆虫誌 2018)により調査対象地域における網羅的な昆虫類相を把握することが可能なため、水生昆虫類及びクモ類のみを対象としました。

注3：No.5(かながわの鳥図鑑)については文献における分布整理の都合により調査対象地域のほか、西区・栄区・港南区で確認された種も含まれます。

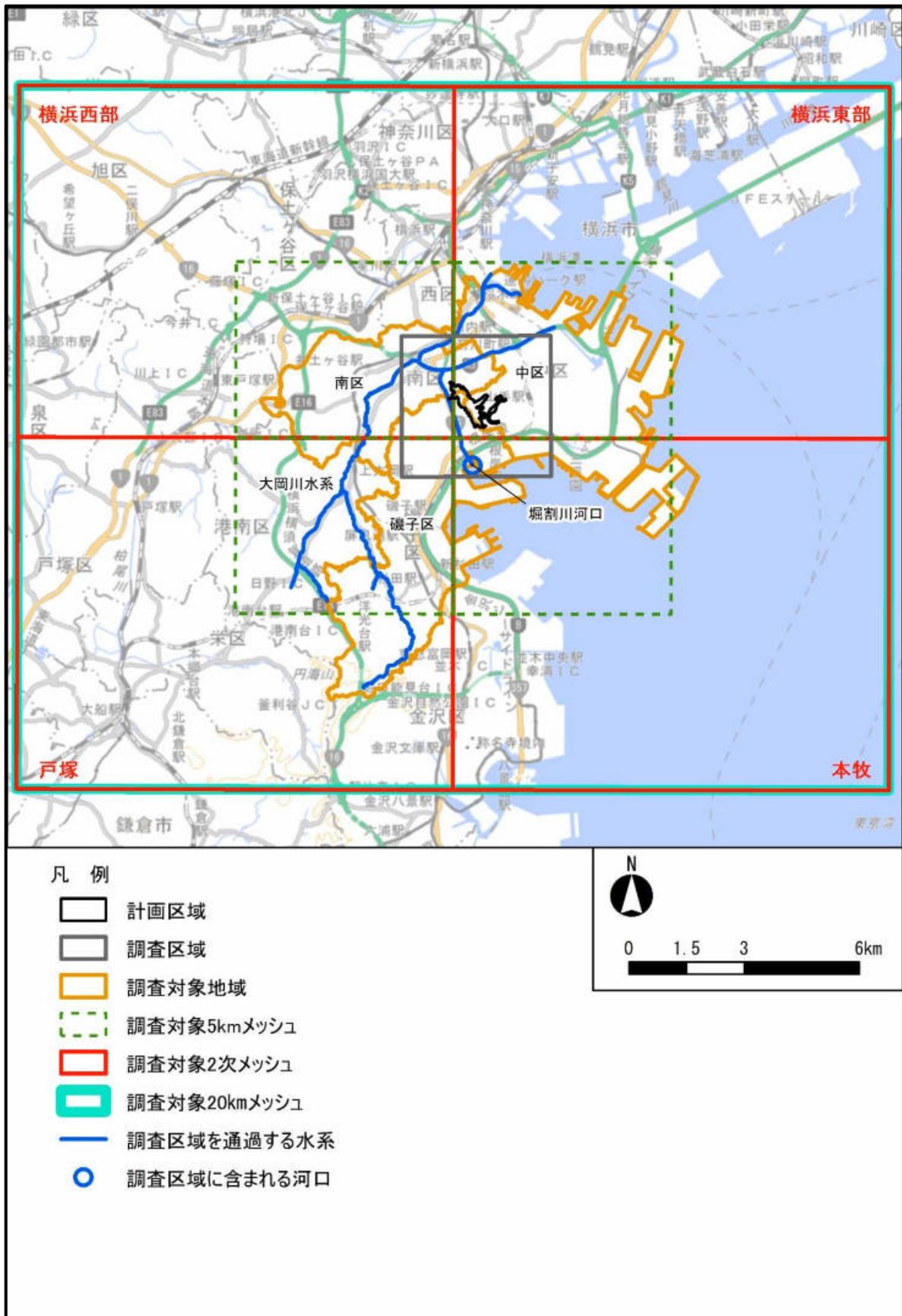


図 2.2-15 文献その他の資料による調査範囲

## ① 動物相の概要

調査区域及びその周辺における動物相の概要は、表 2.2-14 に示すとおりであり、哺乳類 4 目 8 科 12 種、鳥類 21 目 51 科 147 種、爬虫類 2 目 7 科 11 種、両生類 1 目 5 科 8 種、魚類 16 目 49 科 115 種、昆虫類等 19 目 196 科 1062 種、底生動物 54 目 151 科 272 種及び陸産貝類 3 目 14 科 34 種が確認されています。

表 2.2-14 動物相の概要

分類群	確認種数	主な確認種
哺乳類	4 目 8 科 12 種	ヒミズ、ヤマコウモリ、ヒナコウモリ、クリハラリス、アカネズミ、カヤネズミ、ハツカネズミ、アライグマ、タヌキ、ニホンイタチ、アナグマ、ハクビシン
鳥類	21 目 51 科 147 種	マガモ、キジ、アマツバメ、ホトトギス、アオバト、クイナ、カイツブリ、コチドリ、ハマシギ、カモメ、カワウ、アオサギ、ミサゴ、トビ、フクロウ、ヤツガシラ、ブッポウソウ、カワセミ、コゲラ、ハヤブサ、サンショウクイ、サンコウチョウ、モズ、カケス、ヒレンジャク、シジュウカラ、ヒバリ、ヒヨドリ、ツバメ、ウグイス、エナガ、センダイムシクイ、オオヨシキリ、セッカ、メジロ、キクイタダキ、ミノサザイ、ムクドリ、ツグミ、ルリビタキ、スズメ、カヤクグリ、ハクセキレイ、カワラヒワ、ホオジロ等
爬虫類	2 目 7 科 11 種	ニホンイシガメ、クサガメ、ミシシippアカミミガメ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、タカチホヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ヒバカリ、ヤマカガシ、ニホンマムシ
両生類	1 目 5 科 8 種	アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエル、ツチガエル、ヌマガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル
魚類	16 目 49 科 115 種	コイ、ナマズ、アユ、ボラ、クサフグ、アカエイ、カライワシ、ニホンウナギ、カタクチイワシ、ヨウジウオ、トウゴロウイワシ、カダヤシ、ダツ、スズキ、マコガレイ等
昆虫類等	19 目 196 科 1062 種	コガネグモ、シロハラコカゲロウ、クロイトトンボ、ワモンゴキブリ、ハラビロカマキリ、オオハサミムシ、ショウリョウバッタ、ナナフシモドキ、アブラゼミ、ヤマトクロスジヘビトンボ、ウスバカゲロウ、ガガンボモドキ、ホタルトビケラ、モンシロチョウ、キンバエ、コクワガタ、クロヤマアリ、ヨシイムシ、タマトビムシ等
底生動物	54 目 151 科 272 種	タテジマイソギンチャク、ナミウズムシ、エビヤドリツノムシ、ヒメケハダヒザラガイ、ツボミガイ、コシダカガンガラ、オオタニシ、クロシタナシウミウシ、モノアラガイ、ムラサキガイ、マガキ、マツカサガイ、アサリ、サミドリサシバ、ルドルフイソメ、イトゴカイ、ムラクモケヤリ、エラミミズ、シマイシビル、クダトゲイソウミグモ、イワフジツボ、キスイタナイス、フナムシ、スジエビ、ヨシノコカゲロウ、シオカラトンボ、アメンボ、ヘビトンボ、ゲンジボタル、ホンダワラコケムシ、フサコケムシ、シロボヤ等
陸産貝類	3 目 14 科 34 種	ムシオイガイ、ウゼンゴマガイ、ナミギセル、オカチョウジガイ、タワラガイ、ヒメオカモノアラガイ、ヒメベッコウガイ、ヤマコウラナメクジ、ニッポンマイマイ、ミスジマイマイ、ニホンケシガイ、コハクガイ等

## ② 動物の重要な種

調査区域及びその周辺における動物の重要な種は表 2.2-16 に示すとおりであり、哺乳類 3 目 3 科 4 種、鳥類 12 目 30 科 64 種、爬虫類 2 目 4 科 7 種、両生類 1 目 3 科 6 種、魚類 6 目 11 科 23 種、昆虫類等 6 目 28 科 67 種、底生動物 7 目 11 科 14 種及び陸産貝類 2 目 4 科 5 種が確認されています。

なお、選定基準Ⅳの絶滅（EX）及び野生絶滅（EW）に該当する種は除外しています。

表 2.2-15 動物の重要な種の選定基準

記号	選定基準	カテゴリー
I	「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月法律第 214 号） 「神奈川県文化財保護条例」 （昭和 30 年 4 月神奈川県条例第 13 号） 「横浜市文化財保護条例」 （昭和 62 年 12 月横浜市条例第 53 号）	特天：特別天然記念物 国天：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 市天：横浜市天然記念物
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 （平成 4 年 6 月法律第 75 号）	国内：国内希少野生動植物種
III	「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
IV	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」 （神奈川県立生命の星・地球博物館、平成 18 年）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 希少：希少種 要注：要注意種 注目：注目種 DD：情報不足 不明：不明種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 繁：繁殖、非繁：非繁殖（鳥類のみ使用）

表 2.2-16(1) 文献その他の資料による動物の重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
1	コウモリ	ヒナコウモリ	ヤマコウモリ			VU	VU
2			ヒナコウモリ				VU
3	ネズミ	ネズミ	カヤネズミ				NT
4	ネコ	イタチ	ニホンイタチ				NT
計	3目	3科	4種	0種	0種	1種	4種

注1：選定基準の記号は、表 2.2-15 に対応します。

注2：目名、科名、種名及び配列は、「令和6年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土技術政策総合研究所、令和6年）に準拠しました。

表 2.2-16(2) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類 1/2）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				I	II	III	IV	
1	カモ	カモ	オシドリ			DD	希少(繁)、減少(非繁)	
2			シマアジ				希少(非繁)	
3			ウミアイサ				NT(非繁)	
4	アマツバメ	アマツバメ	ヒメアマツバメ				減少(繁)	
5	ハト	ハト	アオバト				注目(繁)、注目(非繁)	
6	ツル	クイナ	クイナ				VU(非繁)	
7			ヒクイナ			NT	CR+EN(繁)	
8	チドリ	チドリ	タグリ				VU(非繁)	
9			イカルチドリ				NT(繁)、注目(非繁)	
10			コチドリ				注目(繁)	
11			シロチドリ			VU	VU(繁)、NT(非繁)	
12		シギ	キョウジョシギ	キョウジョシギ				VU(非繁)
13				ハマシギ			NT	VU(非繁)
14				ヤマシギ				希少(非繁)
15				オオジシギ			NT	EX(繁)
16				タシギ				注目(非繁)
17				イソシギ				希少(繁)、注目(非繁)
18				クサシギ				NT(非繁)
19				キアシシギ				VU(非繁)
20				タカブシギ			VU	NT(非繁)
21				カモメ	オオセグロカモメ	オオセグロカモメ		
22		コアジサシ					VU	CR+EN(繁)
23		カツオドリ	ウ	ウミウ				NT(非繁)
24		ベリカン	サギ	ササゴイ				VU(繁)
25				アマサギ				減少(繁)
26		タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	VU(繁)、NT(非繁)
27			タカ	ハチクマ			NT	CR+EN(繁)
28				ツミ				VU(繁)、希少(非繁)
29	ハイタカ					NT	DD(繁)、希少(非繁)	
30	オオタカ					NT	VU(繁)、希少(非繁)	
31	オジロワシ			天	国内	VU		
32	サンバ					VU	CR+EN(繁)	
33	ノスリ						VU(繁)、希少(非繁)	
34	フクロウ			フクロウ	アオバズク			
35		フクロウ					NT(繁)	
36	ブッポウソウ	ブッポウソウ	ブッポウソウ			EN	CR+EN(繁)	
37		カワセミ	ヤマセミ				希少(繁)	
38	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内	VU	CR+EN(繁)、希少(非繁)	
39	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	VU(繁)	
40		カササギヒタキ	サンコウチョウ				VU(繁)	
41		モズ	チゴモズ			CR	CR+EN(繁)	
42			モズ				減少(繁)	
43		ヒバリ	ヒバリ				減少(繁)	
44		ツバメ	ツバメ	ツバメ				減少(繁)
45				コシアカツバメ				減少(繁)

表 2.2-16(3) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類 2/2）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
46	スズメ	ウグイス	ヤブサメ				NT(繁)
47		ムシクイ	センダイムシクイ				NT(繁)
48		ヨシキリ	オオヨシキリ				VU(繁)
49		セッカ	セッカ				減少(繁)、減少(非繁)
50		ククイタダキ	ククイタダキ				希少(繁)
51		ツグミ	トラツグミ				減少(繁)
52			アカハラ				減少(繁)
53		ヒタキ	コサメビタキ				CR+EN(繁)
54			オオルリ				NT(繁)
55			キビタキ				減少(繁)
56			ルリビタキ				VU(繁)
57		セキレイ	キセキレイ				減少(繁)
58			セグロセキレイ				減少(繁)
59			ビンズイ				VU(繁)
60		アトリ	カワラヒワ				減少(繁)
61		ホオジロ	ホオアカ				CR+EN(繁)
62	アオジ					VU(繁)	
63	クロジ					CR+EN(繁)、減少(非繁)	
64	オオジュリン					VU(非繁)	
計	12 目	30 科	64 種	1 種	2 種	18 種	62 種

注1：選定基準の記号は、表 2.2-15 に対応します。

注2：目名、科名、種名及び配列は、「日本鳥類目録改訂第8版」（日本鳥学会、令和6年）に準拠しました。

表 2.2-16(4) 文献その他の資料による動物の重要な種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ			NT	CR+EN
2	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ				要注
3		ナミヘビ	シマヘビ				要注
4			アオダイショウ				要注
5			ヒバカリ				NT
6			ヤマカガシ				要注
7		クサリヘビ	ニホンマムシ				要注
計	2目	4科	7種	0種	0種	1種	7種

注1：選定基準の記号は、表 2.2-15 に対応します。

注2：目名、科名、種名及び配列は、「令和6年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土技術政策総合研究所、令和6年）に準拠しました。

表 2.2-16(5) 文献その他の資料による動物の重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
1	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル				要注
2		アカガエル	ニホンアカガエル				VU
3			トウキョウダルマガエル			NT	VU
4			ツチガエル				要注
5		アオガエル	シュレーゲルアオガエル				要注
6			モリアオガエル				要注
計	1目	3科	6種	0種	0種	1種	6種

注1：選定基準の記号は、表 2.2-15 に対応します。

注2：目名、科名、種名及び配列は、「令和6年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土技術政策総合研究所、令和6年）に準拠しました。

表 2.2-16(6) 文献その他の資料による動物の重要な種（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				I	II	III	IV	
1	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			EN		
2	コイ	コイ	アブラハヤ				NT	
3			タカハヤ				EN	
4			マルタ				VU	
5			ウグイ				NT	
6			ドジョウ	ドジョウ			NT	
7		ヒガシシマドジョウ					NT	
8		フクドジョウ	ホトケドジョウ			EN	EN	
9		ナマズ	ナマズ	ナマズ				注目
10	ボラ	ボラ	メナダ				DD	
11	ダツ	メダカ	ミナミメダカ			VU	CR	
12	スズキ	タイ	キチヌ				DD	
13		カワアナゴ	カワアナゴ				EN	
14		ハゼ	トビハゼ			NT	EN	
15			ボウズハゼ				NT	
16			ルリヨシノボリ				NT	
17			オオヨシノボリ				NT	
18			クロヨシノボリ				NT	
19			ゴクラクハゼ				NT	
20			ウロハゼ					注目
21			スミウキゴリ					NT
22			チクゼンハゼ				VU	
23			クロユリハゼ	サツキハゼ				DD
計	6目	11科	23種	0種	0種	6種	20種	

注1：選定基準の記号は、表 2.2-15 に対応します。

注2：目名、科名、種名及び配列は、「令和6年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土技術政策総合研究所、令和6年）に準拠しました。

表 2.2-16(7) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類等 1/2）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				I	II	III	IV	
1	クモ	ジグモ	ワスレナグモ			NT	VU	
2		コガネグモ	コガネグモ				要注	
3	トンボ	アオイトトンボ	ホソミオツネントンボ				要注	
4			オツネントンボ				VU	
5		イトトンボ	キイトトンボ				EN	
6			クロイトトンボ				要注	
7			オオイトトンボ				CR	
8		カワトンボ	ハグロトンボ				要注	
9		ヤンマ	コシボソヤンマ				要注	
10			カトリヤンマ				NT	
11			ミルンヤンマ				要注	
12			サラサヤンマ				EN	
13		サナエトンボ	ヤマサナエ				要注	
14		エゾトンボ	コヤマトンボ				NT	
15			タカネトンボ				要注	
16		トンボ	コフキトンボ				要注	
17			ハラビロトンボ				要注	
18			シオヤトンボ				要注	
19			チョウトンボ				EN	
20			ナツアカネ				要注	
21			マユタテアカネ				要注	
22			マイコアカネ				DD	
23			ミヤマアカネ				NT	
24			リスアカネ				要注	
25			バッタ	クツワムシ	クツワムシ			
26		マツムシ		ヒロバネカントン				NT
27	バッタ	ショウリョウバッタモドキ					要注	
28	イナゴ	ハネナガイナゴ					NT	
29	カメムシ	セミ	ハルゼミ				要注	
30		コオイムシ	コオイムシ			NT	EN	
31	チョウ	セセリチョウ	アオバセセリ本土亜種				要注	
32			ホソバセセリ				VU	
33			ギンイチモンジセセリ			NT	NT	
34			ミヤマチャバネセセリ				要注	
35			オオチャバネセセリ				VU	
36		シジミチョウ	ミドリシジミ				NT	
37		タテハチョウ	コムラサキ				EN	
38			ウラギンスジヒョウモン			VU	EN	
39			オオウラギンスジヒョウモン				NT	
40			ウラギンヒョウモン				VU	
41			クモガタヒョウモン				EN	
42			シータテハ				VU	
43			オオムラサキ			NT	NT	
44		コウチュウ	オサムシ	クロズカタキバゴミムシ				NT
45	コアトワアオゴミムシ						NT	

表 2.2-16(8) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類等 2/2）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
46	コウチュウ	オサムシ	クロサマメゴモクムシ				NT
47		ミズスマシ	ミズスマシ			VU	NT
48		ムネアカセンチコガネ	ムネアカセンチコガネ				NT
49		クワガタムシ	ミヤマクワガタ				要注
50		コガネムシ	クロスジチャイロコガネ				DD-A
51		タマムシ	クロケシタマムシ				NT
52			ウバタマムシ				NT
53			タマムシ				要注
54		コメツキムシ	ウバタマコメツキ				NT
55		ホタル	ヘイケボタル				NT
56		カミキリムシ	ヒゲナガモエトカミキリ				NT
57			ルリカミキリ				VU
58			シロスジカミキリ				要注
59			クロトラカミキリ				VU
60			ベーツヒラタカミキリ				VU
61			キイロトラカミキリ				要注
62			ネジロカミキリ				NT
63			ヨツボシカミキリ			EN	CR+EN
64			マルクビケマダラカミキリ				NT
65			トラフカミキリ				要注
66	ブドウトラカミキリ					NT	
67	ハムシ		イネネクイハムシ				VU
計	6目	28科	67種	0種	0種	7種	67種

注1：選定基準の記号は、表 2.2-15 に対応します。

注2：目名、科名、種名及び配列は、「令和6年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土技術政策総合研究所、令和6年）に準拠しました。

表 2.2-16(9) 文献その他の資料による動物の重要な種（底生動物）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
1	カサガイ	ユキノカサガイ	ツボミガイ			NT	
2	新生腹足	タニシ	オオタニシ			NT	
3	汎有肺	モノアラガイ	モノアラガイ			NT	
4		ヒラマキガイ	カワコザラガイ			CR	
5			ヒラマキミズマイマイ			DD	
6	イシガイ	イシガイ	ニセマツカサガイ			VU	
7			マツカサガイ			NT	
8	マルスダレガイ	シジミ	マシジミ			VU	
9	トンボ	カワトンボ	ハグロトンボ				要注
10		ヤンマ	コシボソヤンマ				要注
11			ミルンヤンマ				要注
12		サナエトンボ	ヤマサナエ				要注
13		エゾトンボ	コヤマトンボ				NT
14	コウチュウ	ホタル	ヘイケボタル				NT
計	7目	11科	14種	0種	0種	8種	6種

注1：選定基準の記号は、表 2.2-15 に対応します。

注2：目名、科名、種名及び配列は、「令和6年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土技術政策総合研究所、令和6年）に準拠しました。

表 2.2-16(10) 文献その他の資料による動物の重要な種（陸産貝類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				I	II	III	IV
1	ニナ	ヤマタニシ	サドヤマトガイ			NT	
2	マイマイ	キセルガイ	ツメギセル			NT	
3			スルガギセル			NT	
4		オオコウラナメクジ	ヤマコウラナメクジ			NT	
5		ニッポンマイマイ	キヌビロウドマイマイ			NT	
計	2目	4科	5種	0種	0種	5種	0種

注1：選定基準の記号は、表 2.2-15 に対応します。

注2：目名、科名、種名及び配列は、「日本産野生生物目録 - 本邦産野生動植物の種の現状 - 無脊椎動物編Ⅲ」（環境庁、平成13年）に準拠しました。

### ③ 動物の注目すべき生息地

動物の注目すべき生息地の選定基準は、表 2.2-17 に示すとおりです。

調査区域及びその周辺には、鳥獣保護区（図 2.2-21）及び保安林の指定（図 2.2-20）があります。

表 2.2-17 動物の注目すべき生息地の選定基準

No.	選定基準となる法律・文献等
1	「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月法律第 214 号） 「神奈川県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月神奈川県条例第 13 号） 「横浜市文化財保護条例」（昭和 62 年 12 月横浜市条例第 53 号） 【区分】 特天：特別天然記念物、国天：天然記念物、県天：神奈川県天然記念物、市天：横浜市天然記念物
2	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号） 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年 2 月政令第 17 号） ・生息地等保護区
3	「自然公園法」（昭和32年6月法律第161号） 「神奈川県立自然公園条例」（昭和34年4月神奈川県条例第6号） ・国立公園 ・国定公園 ・県立自然公園
4	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月法律第88号） ・鳥獣保護区
5	「森林法」（昭和26年6月法律第249号） ・保安林
6	「神奈川県自然環境保全条例」（昭和 47 年 10 月神奈川県条例第 52 号） ・自然環境保全地域
7	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年 9 月条約第 28 号） ・国際的に重要な湿地に係る登録簿（ラムサール条約湿地）に登録されている湿地
8	「世界の文化的遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年 9 月条約第 7 号） ・自然遺産
9	「IBA（Important Bird Areas）重要野鳥生息地プログラム」（（公財）日本野鳥の会ホームページ、令和 7 年 6 月閲覧）に選定された生息地 【区分】 ・A1：世界的に絶滅が危惧される種の生息地 ・A2：生息地域限定種の生息地 ・A3：バイオーム限定種の生息地 ・A4：群れをつくる種の生息地
10	「KBA（Key Biodiversity Area）生物多様性の保全の鍵になる重要な地域」（国際環境 NGO コンサベーション・インターナショナル・ジャパンホームページ、令和 7 年 6 月閲覧） 【区分】 ・危機性(CR、EN、VU) ・非代替性(RR) ・A3：バイオーム限定種 ・A4：群れをつくる種
11	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（重要湿地）（環境省ホームページ、令和 7 年 6 月閲覧） ・選定地
12	「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧） ・選定地
13	「緑の回廊（平成 31 年 4 月 1 日時点）」（林野庁ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧） ・設定地
14	「保護林」（林野庁ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧） ・保護林

### (3) 生態系の状況

#### ① 環境類型区分

調査区域における環境類型区分の概要は表 2.2-18 に、分布状況は図 2.2-16 に示すとおりです。

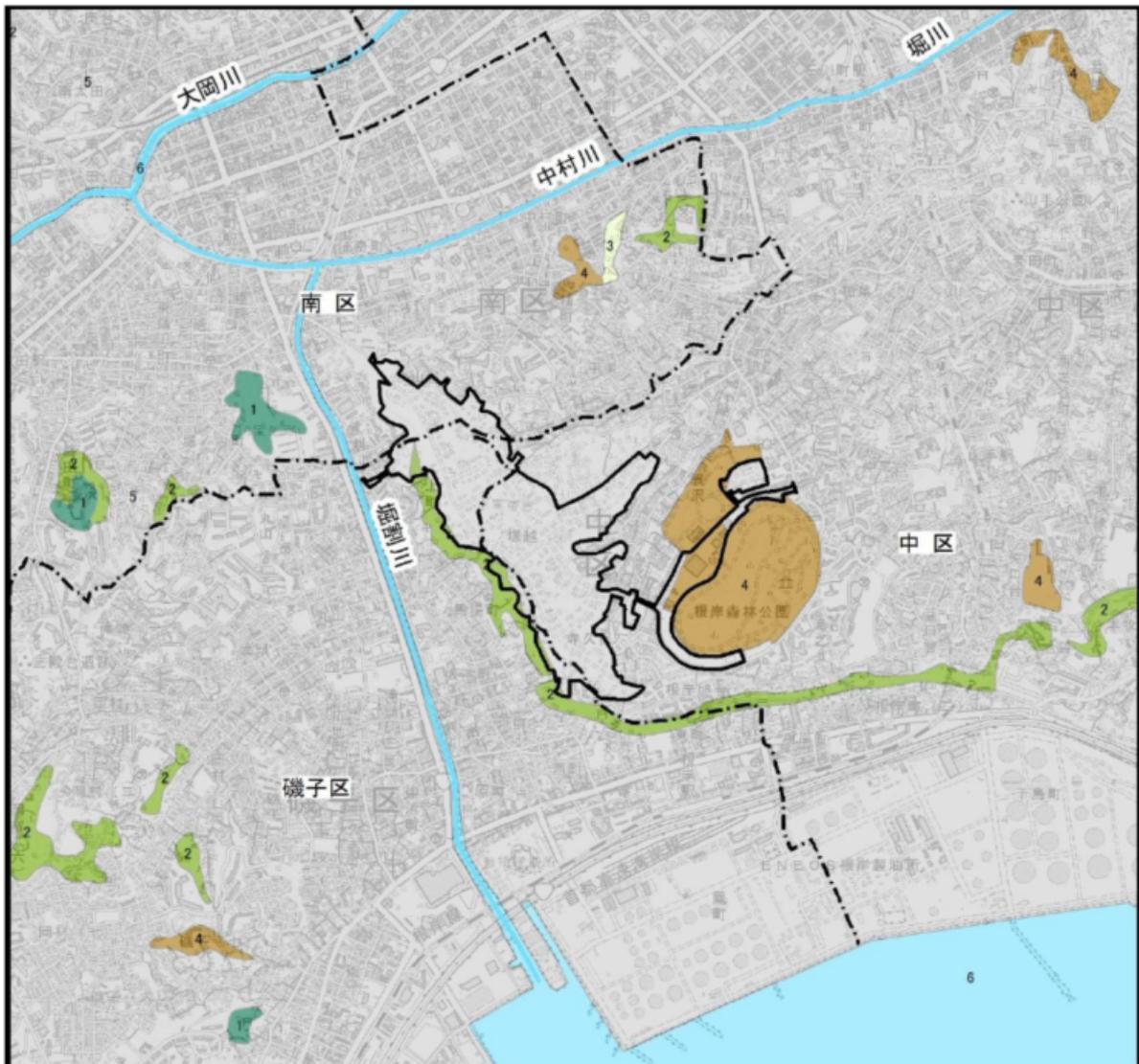
調査区域の植生は、「樹林（自然植生）」、「樹林（代償植生）」、「草地（代償植生）」、「植林地・耕地植生」、「市街地等」、「水域」の6つの環境類型区分に分類されます。

計画区域の環境類型区分は大部分が「市街地等」であり、計画区域の西側から南側にかけては帯状に「樹林（代償植生）」、東側の一部は「植林地・耕地植生」となっています。

また、計画区域の周辺には、「水域」として河川及び海域が存在します。

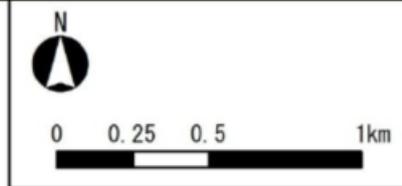
表 2.2-18 環境類型区分の概要

No.	環境類型区分	植生区分
1	樹林（自然植生）	ヤブコウジースダジイ群集、イノデータブノキ群集
2	樹林（代償植生）	シイ・カシ二次林、オニシバリーコナラキ群集、アメガシワーカラスザンショウ群落
3	草地（代償植生）	ススキ群団（VII）
4	植林地・耕地植生	その他植林、クスノキ植林、竹林、ゴルフ場・芝地
5	市街地等	市街地、緑の多い住宅地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、工場地帯、造成地
6	水域	開放水域



凡例

- 計画区域
- 区界
- 1. 樹林(自然植生)
- 2. 樹林(代償植生)
- 3. 草地(代償植生)
- 4. 植林地・耕作地植生
- 5. 市街地等
- 6. 水域



資料：「第6・7回自然環境保全基礎調査（植生調査）」（環境省ホームページ、令和7年6月閲覧）

図 2.2-16 環境類型区分の状況

## ② 生態系の概要

地域の生態系を総合的に把握するため、文献その他の資料により確認された環境類型、植生及び生物種から、生物とその生息環境の関わり、また、生物相互の関係について代表的な植生及び生物種を選定し、食物連鎖模式図として図 2.2-17 に概要を整理しました。

調査区域の生態系は、前掲図 2.2-16（環境類型区分の状況）に示すとおり、樹林環境と草地環境を基盤に成立しているものと考えられます。

また、前掲図 2.2-11（現存植生図）に示すとおり、計画区域は緑の多い住宅地となっており、その西側から南側にかけて、帯状にオニシバリーコナラ群集、シイ・カシ二次林が分布しています。計画区域の南東側には根岸森林公園があり、園内はクスノキ植林や芝地等がみられます。その周囲は市街地が広がっており、計画区域西側を南北に流れる堀割川が存在します。堀割川の西側には、前掲図 2.2-13（主要な群落等の状況）に示すとおり、「植生自然度 9」の自然植生が一部にみられます。

陸域の生態系では、ヤブコウジースダジイ群集、イノデ・タブノキ群集、シイ・カシ二次林、アメガシワーカラスザンショウ群落、その他植林、クスノキ植林、竹林、ゴルフ場・芝地、ススキ群団（Ⅶ）等に生育する植物を生産者として、低次消費者はガ類、カミキリムシ類、チョウ類、ハムシ類等の昆虫類が想定されます。これらの上位にはネズミ類、リス類等の雑食性小型哺乳類、コウモリ類等の昆虫食性哺乳類が想定されます。さらに上位には森林性・草地性鳥類、ヘビ類等の爬虫類、タヌキ、ニホンアナグマ等の雑食性哺乳類が位置し、最上位に高次消費者としてオオタカ、サシバ等の猛禽類、ニホンイタチ、ハクビシン等の中型哺乳類が想定されます。

また、水域の生態系では、開放水域（河川）の低次消費者として水生昆虫類等の底生動物が想定されます。これらの上位には、オイカワ等の魚類、カエル類等の両生類が位置し、最上位に高次消費者として魚食性鳥類のサギ類、カワセミ等が想定されます。

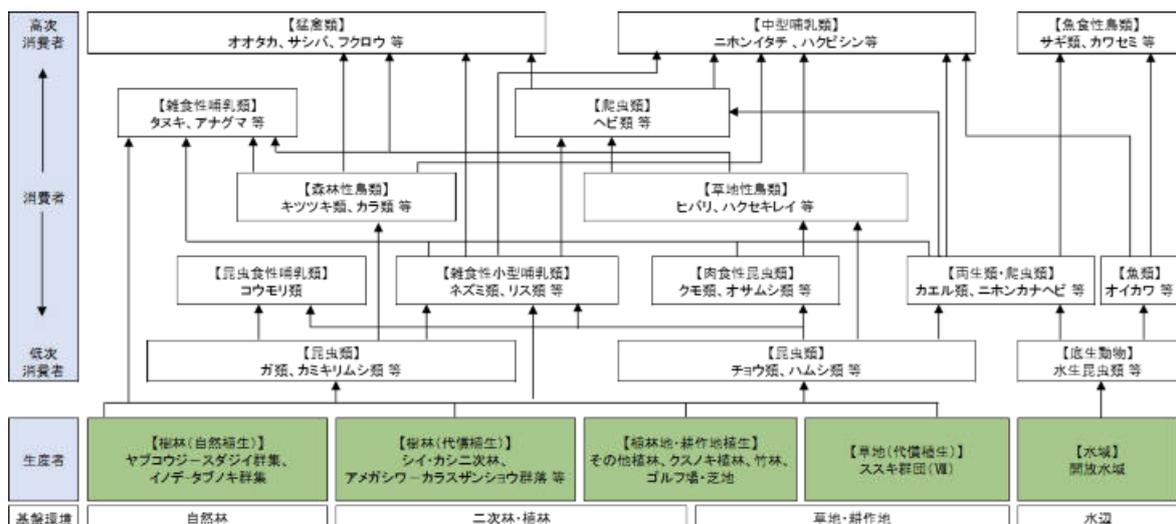


図 2.2-17 食物連鎖模式図

### ③ 重要な自然環境のまとまりの場

重要な自然環境のまとまりの場の選定基準は、表 2.2-19 に示すとおりです。

調査区域における重要な自然環境のまとまりの場の状況は、表 2.2-20 及び図 2.2-18 に示すとおりです。

調査区域には、天然記念物、鳥獣保護区、「植生自然度 9」の自然植生、特定植物群落及び湧水が存在します。

なお、計画区域には、鳥獣保護区（根岸）の指定があります。

表 2.2-19(1) 重要な自然環境のまとまりの場の選定基準

記号	選定基準となる法律・文献等
A	「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月法律第 214 号） 「神奈川県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月神奈川県条例第 13 号） 「横浜市文化財保護条例」（昭和 62 年 12 月横浜市条例第 53 号） 【区分】 特天：特別天然記念物、国天：天然記念物、県天：神奈川県天然記念物、市天：横浜市天然記念物
B	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月法律第 75 号） 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年 2 月政令第 17 号） ・生息地等保護区
C	「自然公園法」（昭和32年6月法律第161号） 「神奈川県立自然公園条例」（昭和34年4月神奈川県条例第6号） ・国立公園 ・国定公園 ・県立自然公園
D	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月法律第88号） ・鳥獣保護区
E	「神奈川県自然環境保全条例」（昭和 47 年 10 月神奈川県条例第 52 号） ・自然環境保全地域
F	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年 9 月条約第 28 号） ・国際的に重要な湿地に係る登録簿（ラムサール条約湿地）に登録されている湿地
G	「世界の文化的遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年 9 月条約第 7 号） ・自然遺産
H	「第 6・7 回自然環境保全基礎調査（植生調査）」（環境省ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧） ・植生自然度 10：高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区 ・植生自然度 9：エゾマツートドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
I	「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査（第2回（環境庁、昭和54年3月）、第3回（環境庁、昭和63年3月）、第5回（環境庁、平成12年3月））」 ・A：原生林もしくはそれに近い自然林 ・B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 ・C：比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 ・D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの ・E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの ・F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの ・G：乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 ・H：その他、学術上重要な植物群落または個体群

表 2.2-19(2) 重要な自然環境のまとまりの場の選定基準

記号	選定基準となる法律・文献等
J	「IBA (Important Bird Areas) 重要野鳥生息地プログラム」((公財) 日本野鳥の会ホームページ、令和7年3月閲覧) に選定された生息地 【区分】 ・A1:世界的に絶滅が危惧される種の生息地 ・A2:生息地域限定種の生息地 ・A3:バイオーム限定種の生息地 ・A4:群れをつくる種の生息地
K	「KBA (Key Biodiversity Area) 生物多様性の保全の鍵になる重要な地域」(国際環境 NGO コンサベーション・インターナショナル・ジャパンホームページ、令和7年3月閲覧) 【区分】 ・危機性(CR、EN、VU) ・非代替性(RR) ・A3:バイオーム限定種 ・A4:群れをつくる種
L	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(重要湿地)(環境省ホームページ、令和7年3月閲覧) ・選定地
M	「生物多様性保全上重要な里地里山」(環境省ホームページ、令和7年3月閲覧) ・選定地
N	「緑の回廊(平成31年4月1日時点)」(林野庁ホームページ、令和7年3月閲覧) ・設定地
O	「保護林」(林野庁ホームページ、令和7年3月閲覧) ・保護林
P	「横浜市内の湧水特性」(横浜市環境科学研究所報 第32号、平成20年) ・湧水

表 2.2-20 重要な自然環境のまとまりの場

No.	区分	名称	選定基準				
			A	D	H	I	P
1	天然記念物	根岸八幡神社の社叢林	県天				
2		宝生寺・弘誓院の寺林	県天				
3	鳥獣保護区	根岸		○			
4	植生自然度9	自然林			○		
5	特定植物群落	大岡のイロハモミジ・ケヤキ群集				E	
6	湧水	滝之上白滝不動尊					○

注1: 選定基準の記号は、表 2.2-19 に対応します。

注2: 表中の No. は、図 2.2-18 に対応します。

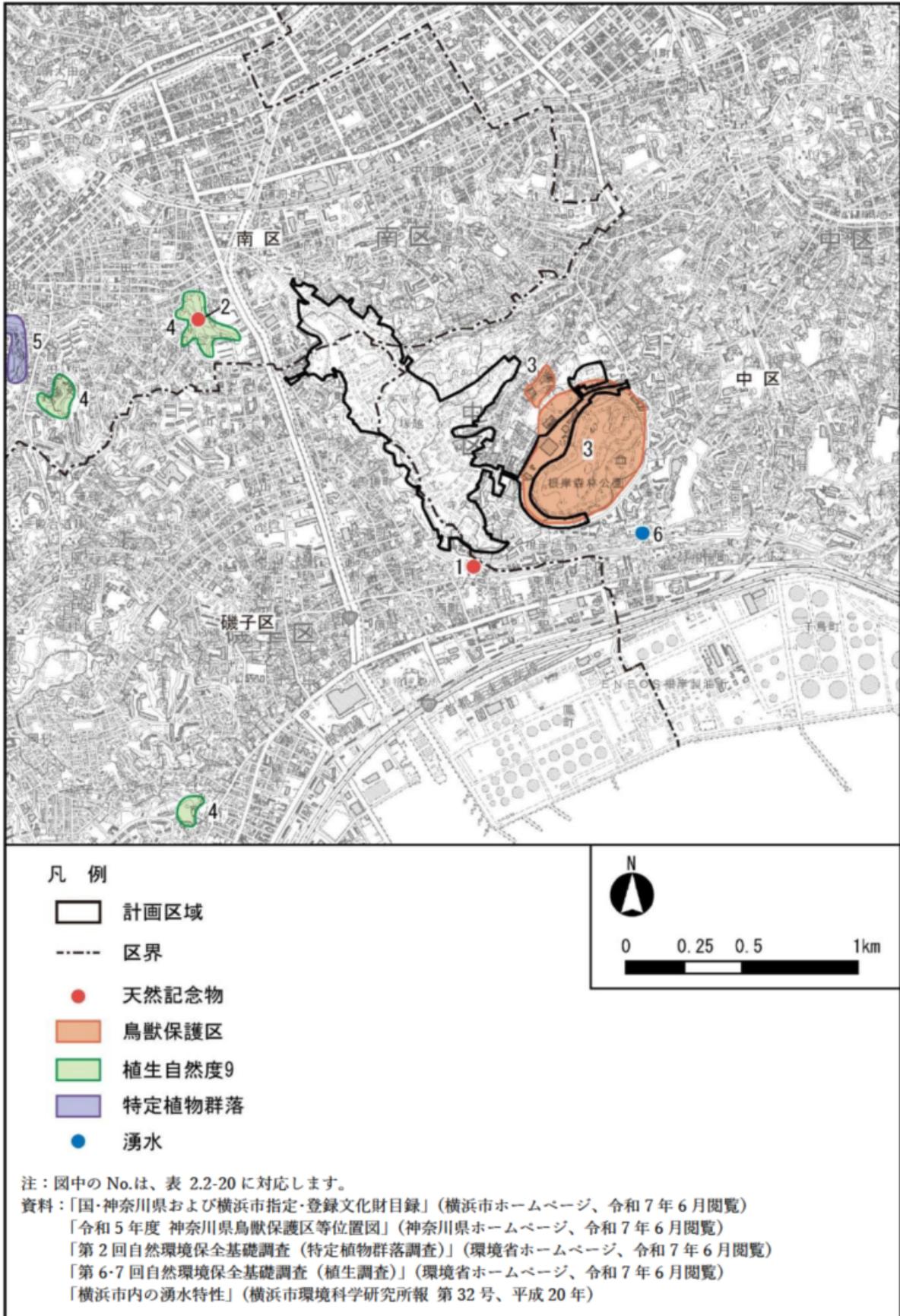


図 2.2-18 重要な自然環境のまとまりの場の状況

#### (4) 関係法令による指定状況

##### ① 自然公園

調査区域に「自然公園法」（昭和 32 年 6 月法律第 161 号）及び「神奈川県県立自然公園条例」（昭和 34 年 4 月神奈川県条例第 6 号）に基づく自然公園の指定はありません。

##### ② 自然環境保全地域等

調査区域に「自然環境保全法」（昭和 47 年 6 月法律第 85 号）及び「神奈川県自然環境保全条例」（昭和 47 年 10 月神奈川県条例第 52 号）に基づく自然環境保全地域等の指定はありません。

##### ③ 特別緑地保全地区

調査区域に「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月法律第 72 号）に基づく特別緑地保全地区の指定はありません。

##### ④ 近郊緑地保全区域

調査区域に「首都圏近郊緑地保全法」（昭和 41 年 6 月法律第 101 号）に基づく近郊緑地保全区域の指定はありません。

##### ⑤ 風致地区

調査区域における「都市計画法」（昭和 43 年 6 月法律第 100 号）及び「横浜市風致地区条例」（昭和 45 年 6 月横浜市条例第 35 号）に基づく風致地区の指定状況は、表 2.2-21 及び図 2.2-19 に示すとおりです。

調査区域には、「山手風致地区」、「根岸風致地区」、「磯子風致地区」の指定があり、計画区域には「根岸風致地区」の指定があります。

表 2.2-21 風致地区の概要

名称	種別	面積 (ha)	概要
山手	第 3 種 第 4 種	104	山手丘陵地として山手、元町公園を始め異国情緒豊かな外国人墓地、教会のほか港の見える丘公園などがあり一年中美しくすぐれた景観地です。
根岸	第 3 種 第 4 種	111	根岸森林公園を中核とした閑静な丘陵地帯の住宅地です。
磯子	第 3 種 第 4 種	199	久良岐公園、岡村公園を配し、汐見台団地を含む高台の住宅地です。

資料：「横浜市風致地区一覧」（横浜市ホームページ、令和 7 年 6 月閲覧）

##### ⑥ 海岸保全区域

調査区域に「海岸法」（昭和 31 年 5 月法律第 101 号）に基づく海岸保全区域の指定はありません。

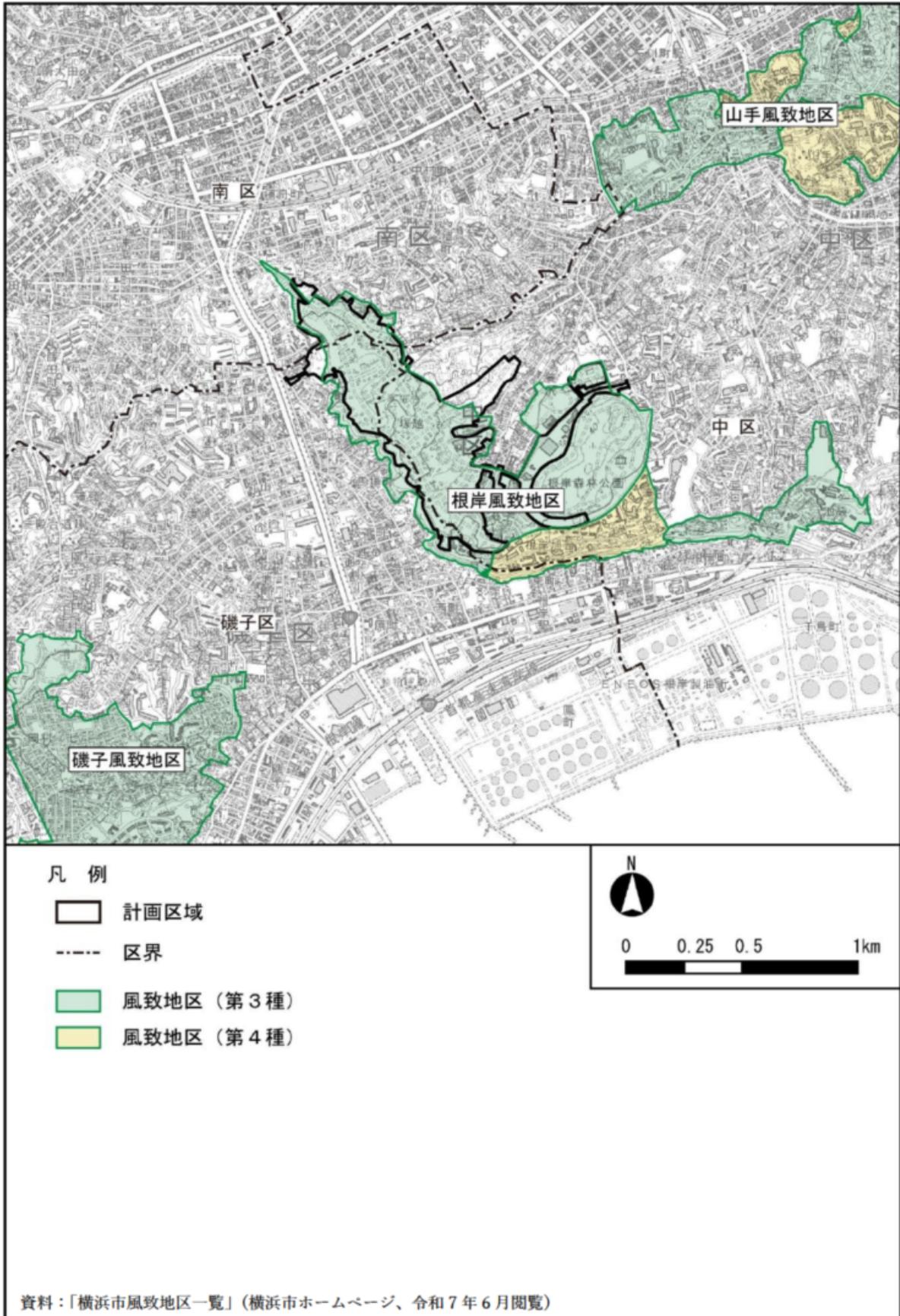


図 2.2-19 風致地区の指定状況

### ⑦ 森林地域

調査区域における「国土利用計画法」（昭和 49 年 6 月法律第 92 号）に基づく森林地域の指定状況は、図 2.2-20 に示すとおりであり、計画区域の一部に森林地域（「森林法」（昭和 26 年 6 月法律第 249 号）に基づく地域森林計画対象民有林）の指定があります。

また、計画区域に隣接する西側斜面には「森林法」に基づく保安林の指定があります。

### ⑧ 生産緑地地区等

調査区域における「生産緑地法」（昭和 49 年 6 月法律第 68 号）及び「横浜市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」（平成 29 年 12 月横浜市条例第 42 号）に基づく生産緑地地区の指定は図 2.2-20 に示すとおりであり、計画区域の一部に生産緑地地区の指定があります。

また、調査区域に「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年 7 月法律第 58 号）に基づく農用地区域の指定はありません。

### ⑨ 鳥獣保護区

調査区域における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区の指定状況は、表 2.2-22 及び図 2.2-21 に示すとおりです。

計画区域には、「鳥獣保護区（根岸）」の指定があります。なお、調査区域に特別保護地区の指定はありません。

表 2.2-22 鳥獣保護区の概要

名称	場所	面積 (ha)	期間	種類
根岸	横浜市中区、横浜市立根岸森林公園	19.3	令和 3 年 11 月 1 日～ 令和 13 年 10 月 31 日	身近な鳥獣生 息地

資料：「令和 6 年度 神奈川県鳥獣保護区等位置図」（神奈川県ホームページ、令和 7 年 5 月閲覧）

### ⑩ 生息地等保護区

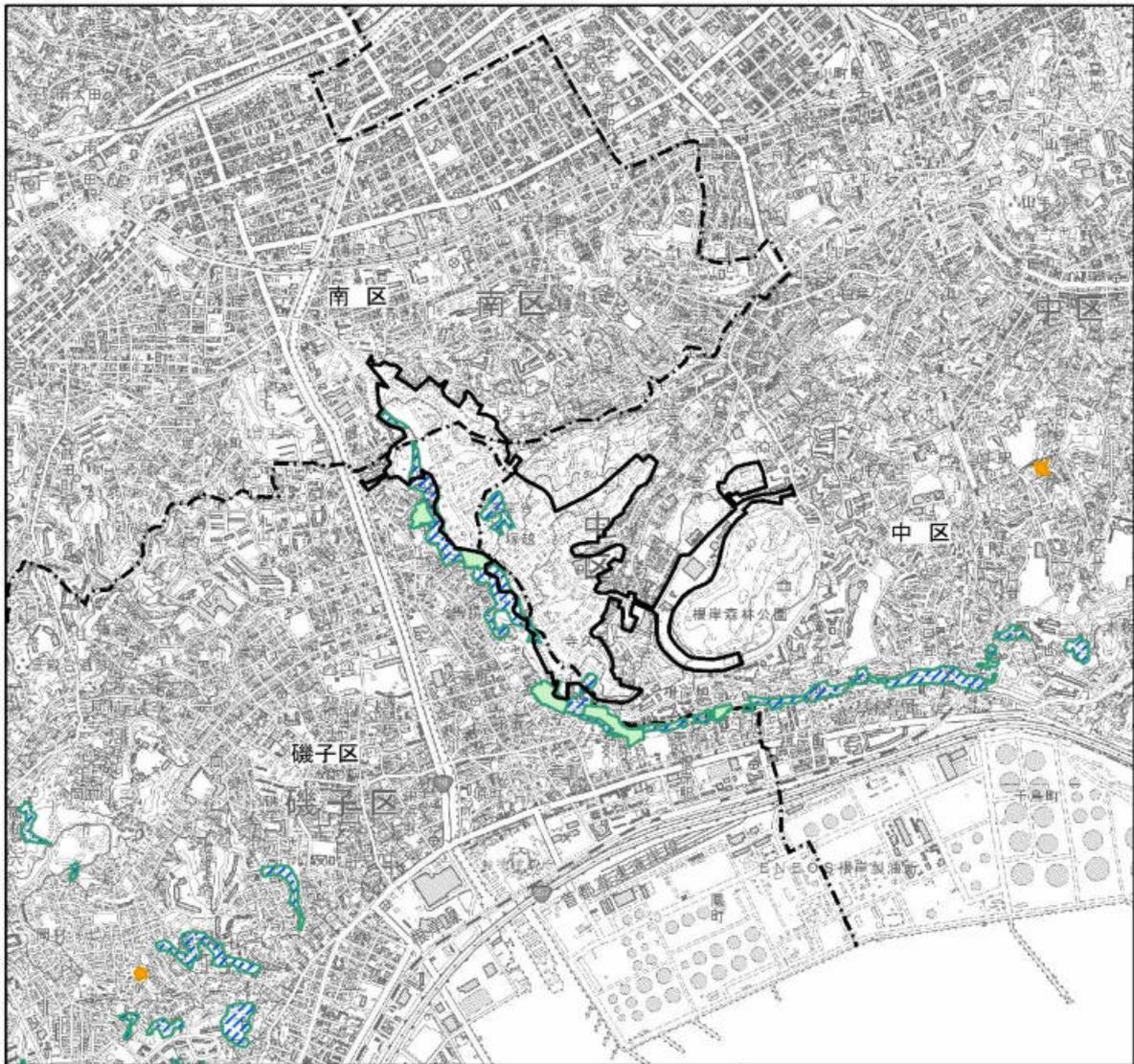
調査区域に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）に基づく生息地等保護区の指定はありません。

### ⑪ 重要な湿地

調査区域に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年 9 月 22 日条約第 28 号）に基づく区域の指定はありません。

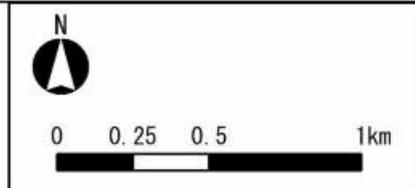
### ⑫ 自然遺産

調査区域に「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年 9 月 28 日条約第 7 号）に基づく自然遺産の指定はありません。



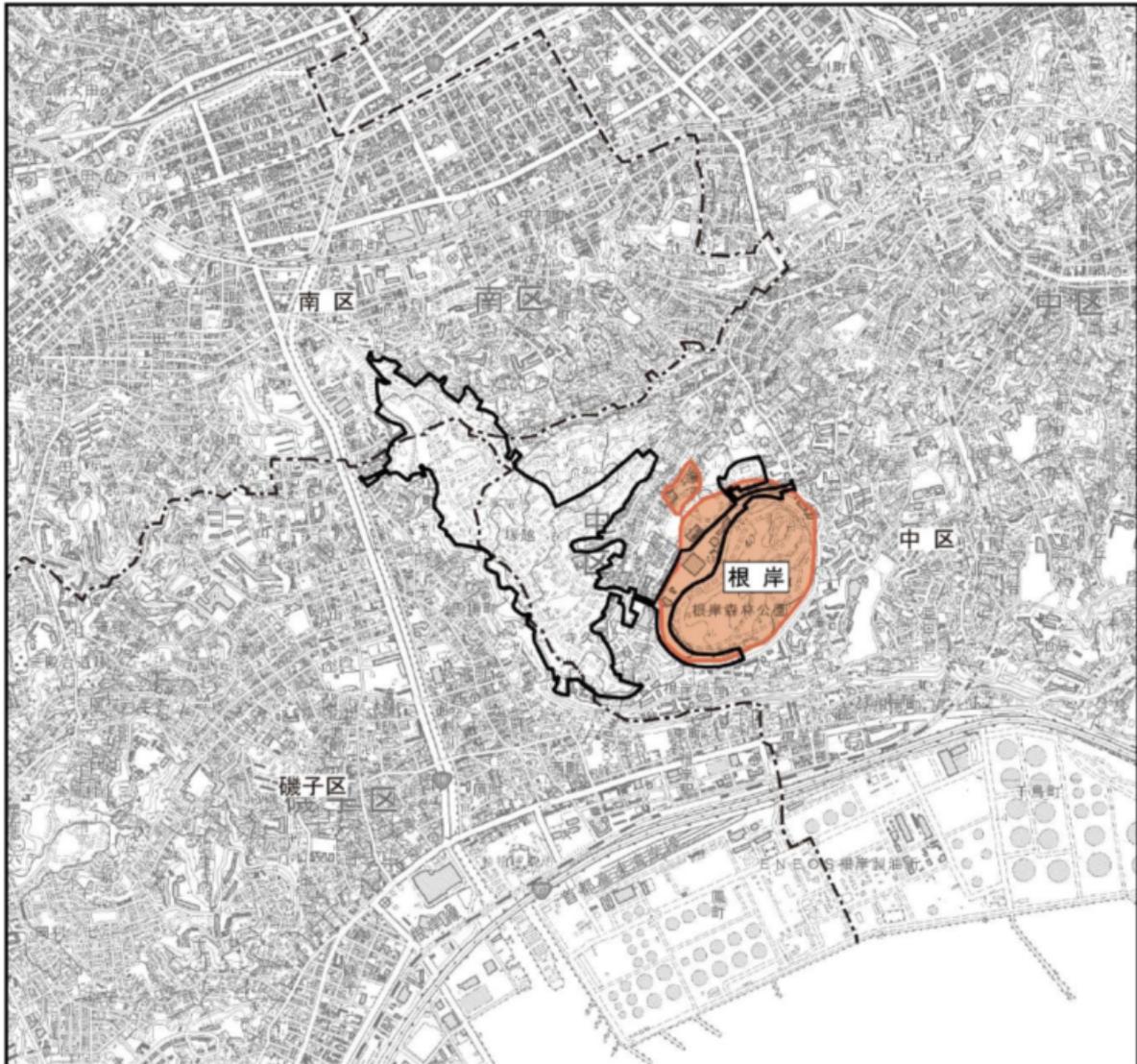
凡例

- 計画区域
- 区界
- 森林地域
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 生産緑地地区



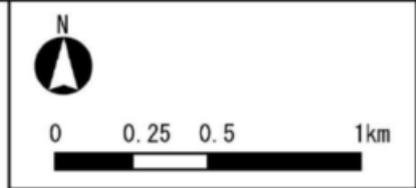
資料：「e-かなマップ（地域森林計画対象民有林位置図）」（神奈川県ホームページ、令和7年6月閲覧）  
 「国土数値情報（森林地域）」（国土交通省ホームページ、令和7年6月閲覧）  
 「神奈川県横浜川崎地区農政事務所からの提供情報より作成した図」

図 2.2-20 森林地域及び生産緑地地区等の指定状況



凡例

- 計画区域
- 区界
- 鳥獣保護区



資料：「令和6年度 神奈川県鳥獣保護区等位置図」（神奈川県ホームページ、令和7年6月閲覧）

図 2.2-21 鳥獣保護区の指定状況

## 2.2.5 人口、産業の状況

### (1) 人口

調査対象地域における人口等の状況は、表 2.2-23 に示すとおりです。

令和 6 年 10 月 1 日時点の人口及び世帯数は、中区が約 15 万人、約 8 万 9 千世帯、南区が約 20 万人、約 10 万 9 千世帯、磯子区が約 16 万人、約 8 万世帯となっています。

令和 2 年から令和 6 年における人口及び世帯数は、各区ともにほぼ横ばいで推移しています。

表 2.2-23(1) 人口等の状況

行政区分	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1 世帯当たり 人員 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
横浜市	438.23	3,771,063	1,817,762	2.07	8,605
中区	22.01	153,008	88,989	1.72	6,952
南区	12.65	199,485	109,350	1.82	15,770
磯子区	19.02	164,598	80,342	2.05	8,654

注：令和 6 年 10 月 1 日時点の値です。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ、令和 7 年 4 月閲覧）

「令和 6 年全国都道府県市区町村別面積調（10 月 1 日時点）」（国土地理院、令和 6 年 12 月）

表 2.2-23(2) 人口等の推移

行政区分		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
横浜市	人口 (人)	3,777,491	3,775,352	3,771,961	3,771,766	3,771,063
	世帯数 (世帯)	1,753,081	1,767,218	1,781,879	1,799,480	1,817,762
中区	人口 (人)	151,388	150,667	150,877	151,931	153,008
	世帯数 (世帯)	85,108	85,139	86,028	87,497	88,989
南区	人口 (人)	198,157	197,761	197,672	198,934	199,485
	世帯数 (世帯)	103,719	104,576	105,755	107,869	109,350
磯子区	人口 (人)	166,731	166,363	165,605	165,196	164,598
	世帯数 (世帯)	78,731	79,167	79,373	79,912	80,342

注：各年 10 月 1 日時点の値です。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ、令和 7 年 4 月閲覧）

## (2) 産業

調査対象地域における産業大分類別事業所数及び従業者数は表 2.2-24 に、農業、工業、商業の概要は表 2.2-25～表 2.2-27 に示すとおりです。

事業所数は各区ともに「卸売業,小売業」が最も多く、従業者数は中区では「サービス業（他に分類されないもの）」、南区及び磯子区では「医療,福祉」が最も多くなっています。

表 2.2-24 産業大分類別事業所数及び従業者数

分類		横浜市			
		中区	南区	磯子区	
全産業	事業所数(事業所)	117,684	14,787	5,424	3,898
	従業者数(人)	1,618,721	203,020	49,265	50,465
農業, 林業	事業所数(事業所)	176	4	2	5
	従業者数(人)	1,641	36	16	36
漁業	事業所数(事業所)	—	—	—	—
	従業者数(人)	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	事業所数(事業所)	—	—	—	—
	従業者数(人)	—	—	—	—
建設業	事業所数(事業所)	11,430	668	655	429
	従業者数(人)	95,934	8,897	4,584	4,063
製造業	事業所数(事業所)	6,013	252	261	163
	従業者数(人)	124,462	3,768	1,874	8,193
電気・ガス・熱供給・水道業	事業所数(事業所)	144	17	2	11
	従業者数(人)	5,190	1,039	268	346
情報通信業	事業所数(事業所)	2,570	485	74	60
	従業者数(人)	73,329	11,825	292	799
運輸業, 郵便業	事業所数(事業所)	3,235	827	77	104
	従業者数(人)	92,048	17,630	1,708	3,930
卸売業, 小売業	事業所数(事業所)	25,089	2,900	1,140	776
	従業者数(人)	296,217	29,399	8,724	7,827
金融業, 保険業	事業所数(事業所)	1,701	348	50	38
	従業者数(人)	32,813	7,502	396	492
不動産業, 物品賃貸業	事業所数(事業所)	11,449	1,382	541	353
	従業者数(人)	53,596	7,598	1,328	1,070
学術研究, 専門・技術サービス業	事業所数(事業所)	7,563	1,697	278	218
	従業者数(人)	84,545	11,819	1,296	3,027
宿泊業, 飲食サービス業	事業所数(事業所)	12,654	2,725	626	426
	従業者数(人)	130,192	23,246	3,565	3,145
生活関連サービス業, 娯楽業	事業所数(事業所)	8,800	886	482	323
	従業者数(人)	55,477	7,774	1,827	1,639
教育, 学習支援業	事業所数(事業所)	5,282	351	208	180
	従業者数(人)	97,046	5,479	3,173	2,452
医療, 福祉	事業所数(事業所)	13,472	988	668	528
	従業者数(人)	257,839	14,754	13,176	9,424
複合サービス事業	事業所数(事業所)	378	31	13	17
	従業者数(人)	5,068	336	92	381
サービス業 (他に分類されないもの)	事業所数(事業所)	7,396	1,127	336	261
	従業者数(人)	169,126	29,414	5,632	2,773
公務 (他に分類されるものを除く)	事業所数(事業所)	332	99	11	6
	従業者数(人)	44,198	22,504	1,314	868

注1：令和3年6月1日時点の値です。

注2：「—」は当該値のないものです。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

表 2.2-25 農業の概要

行政区分	農家数 (戸)			経営耕地面積 (a)
	総数	販売農家	自給的農家	総面積
横浜市	3,056	1,770	1,286	152,739
中区	1	—	1	—
南区	9	7	2	x
磯子区	24	14	10	556

注1：令和2年2月1日時点の値です。

注2：「—」は当該値のないもの、「x」は値が公表されていないものです。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

表 2.2-26 工業の概要

行政区分	事業所数 (事業所)	従事者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)	付加価値額 (万円)
横浜市	3,315	91,029	429,567,200	83,020,000
中区	110	1,439	7,366,268	1,874,947
南区	129	922	1,390,763	606,963
磯子区	86	7,980	144,312,888	-11,869,879

注：事業所及び従業者数は令和5年6月1日時点、製造品出荷額等及び付加価値額は令和4年1月～12月の値です。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

表 2.2-27 商業の概要

行政区分	事業所数 (事業所)	従事者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	売場面積 (m <sup>2</sup> )
横浜市	19,245	237,013	10,721,961	2,756,841
中区	2,086	19,050	1,101,802	189,296
南区	853	7,088	162,578	67,652
磯子区	606	6,789	155,447	76,314

注：令和3年6月1日時点、年間商品販売額は令和2年1年間の値です。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

## 2.2.6 土地利用の状況

### (1) 土地利用

調査対象地域における地目別土地利用の現況は表 2.2-28 に、調査区域の土地利用現況図は図 2.2-22 に示すとおりです。

中区、南区及び磯子区ともに宅地の割合が最も多く、面積は中区が 9.71km<sup>2</sup>、南区が 7.45km<sup>2</sup>、磯子区が 11.22km<sup>2</sup>となっています。

計画区域の土地利用は、大部分が低層建物で、一部が森林、高層建物、低層建物（密集地）、公園・緑地になっています。

計画区域の周辺は、低層建物、低層建物（密集地）、公共施設等用地、公園・緑地等となっています。

表 2.2-28 地目別土地利用の現況

単位：km<sup>2</sup>

地目	横浜市			
	中区	南区	磯子区	
総面積	272.52	10.08	8.06	13.24
宅地	205.35	9.71	7.45	11.22
田	1.90	—	—	—
畑	25.37	—	0.02	0.20
山林	17.29	0.15	0.30	0.69
原野	0.06	—	—	—
池沼	0.02	—	—	—
雑種地	22.52	0.22	0.28	1.14

注1：令和6年1月1日時点の値です。

注2：0.01km<sup>2</sup>未満については「-」と表示しています。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

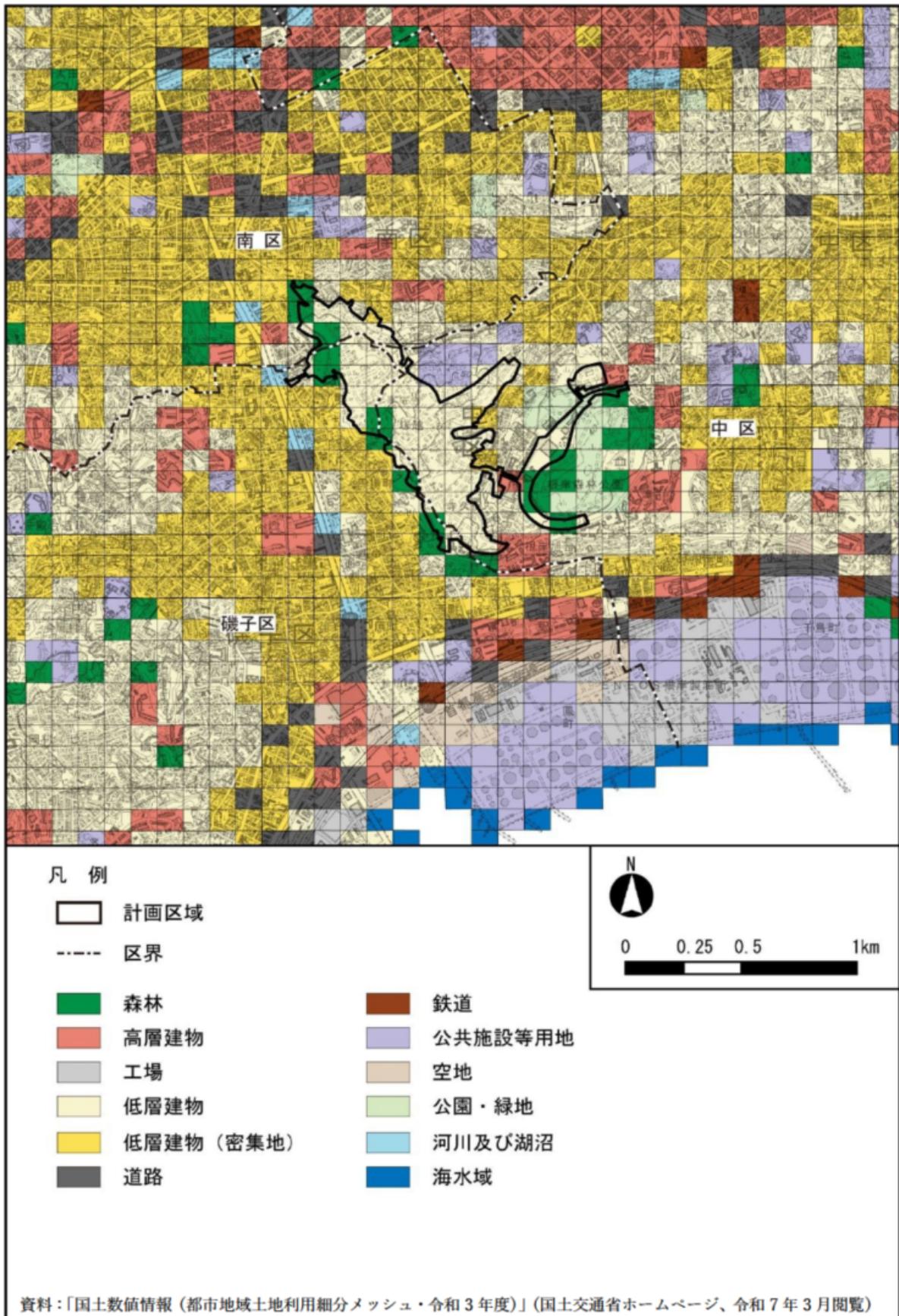


図 2.2-22 土地利用現況図

(2) 都市計画法に基づく地域地区等の状況

① 用途地域

調査対象地域における「都市計画法」（昭和43年6月法律第100号）に基づく都市計画区域及び用途地域の状況は表2.2-29に、用途地域の指定状況は図2.2-23に示すとおりです。

計画区域は、大部分が第1種低層住居専用地域であり、一部に第1種住居地域、第2種住居地域、準工業地域の指定があります。

計画区域の周辺は、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準工業地域に指定されています。

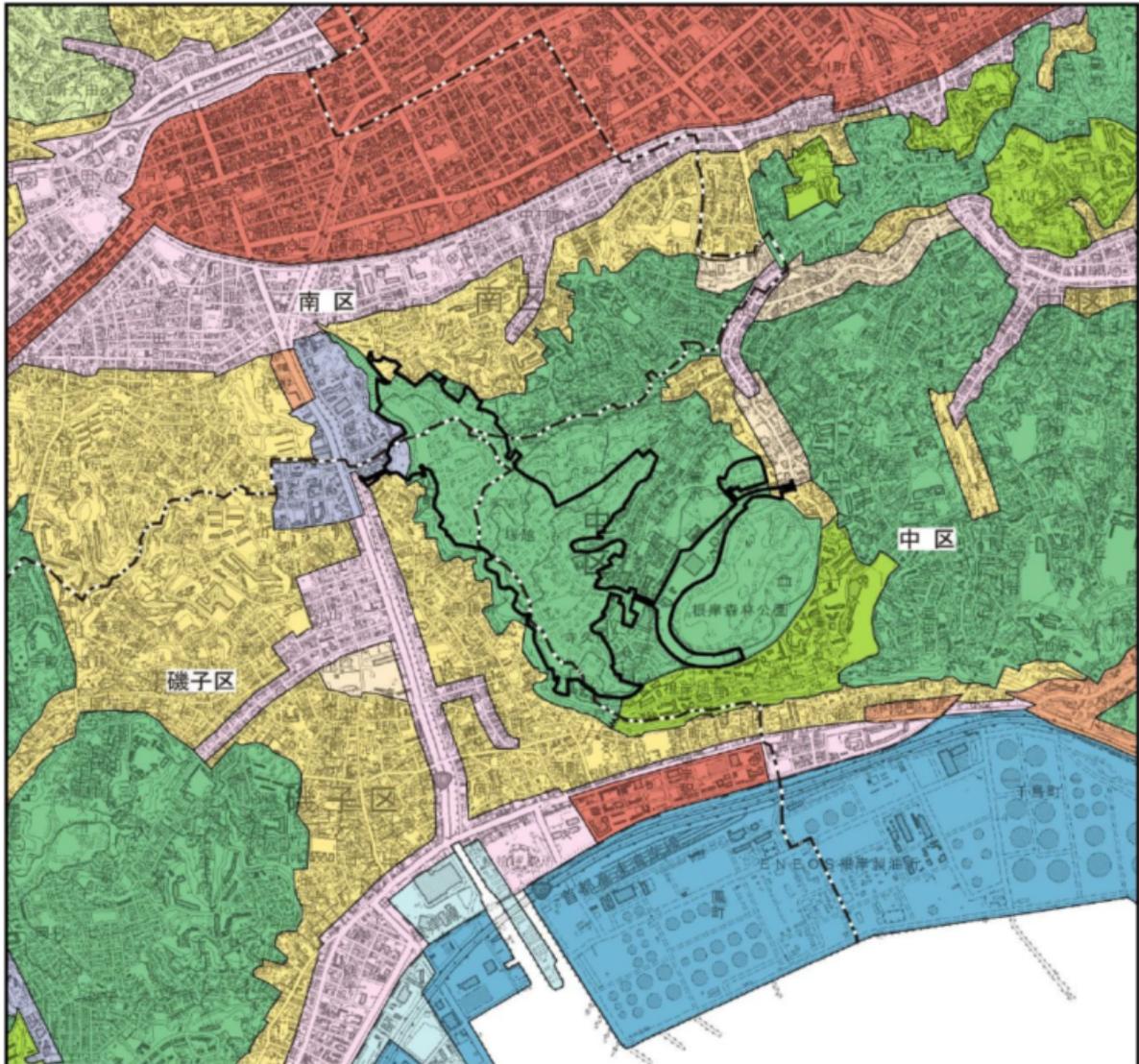
表 2.2-29 都市計画区域及び用途地域の状況

単位：km<sup>2</sup>

行政区分		横浜市					
		中区	南区	磯子区			
都市計画区域	総面積	436.5	21.5	12.7	19.0		
	市街化区域	337.7	21.5	12.6	16.8		
	用途地域	住居系	第1種低層住居専用地域	137.0	4.6	4.2	5.8
			第2種低層住居専用地域	1.7	—	0.1	—
			第1種中高層住居専用地域	27.0	0.5	0.4	1.7
			第2種中高層住居専用地域	17.7	0.1	0.9	0.3
			第1種住居地域	46.2	1.4	3.7	2.5
			第2種住居地域	5.3	0.2	0.3	0.3
			準住居地域	14.9	0.5	0.1	0.6
		小計	249.8	7.3	9.7	11.2	
	商業系	近隣商業地域	14.3	0.7	1.5	1.2	
		商業地域	19.3	6.7	1.1	0.3	
		小計	33.6	7.4	2.6	1.5	
	工業系	準工業地域	18.4	3.2	0.4	0.2	
		工業地域	17.2	—	—	0.4	
		工業専用地域	18.3	3.6	—	3.6	
		小計	53.9	6.8	0.4	4.2	
	市街化調整区域	98.9	—	0.1	2.3		

注：令和5年3月31日時点の値です。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）



凡例

□ 計画区域

----- 区界

- 第1種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域

- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域



0 0.25 0.5 1km

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（用途地域等）」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

図 2.2-23 用途地域の指定状況

## 2.2.7 交通、運輸の状況

### (1) 道路交通

調査区域における主要な道路は、図 2.2-24 に示すとおりです。

調査区域には、高速湾岸線、高速神奈川 3 号狩場線、国道 16 号、横浜駅根岸線及び山下本牧磯子線等が通っています。

調査区域における交通量の状況は表 2.2-30 に、交通量調査区間は図 2.2-24 に示すとおりです。

計画区域周辺の道路の交通量は、高速神奈川 3 号狩場線 (No.3) が 35,539 台/12 時間、国道 16 号 (No.7) が 20,752 台/12 時間、横浜駅根岸線 (No.13) が 4,444 台/12 時間、山下本牧磯子線 (No.15) が 14,677 台/12 時間となっています。

調査区域におけるバス路線は、図 2.2-25 に示すとおりです。

調査区域には、横浜市営バス、神奈川中央交通バス、京浜急行バス、相鉄バス及びフジエクスプレス (横浜タウンバス) が運行しています。計画区域の周辺のバス停としては、横浜市営バスの「山元町 4 丁目」、「滝の上」、「旭台」、「根岸台」、「不動坂上」及び「天神橋」、神奈川中央交通バスの「山谷」及び「増徳院前」があります。

表 2.2-30 交通量の状況（平日 12 時間）

路線名	No.	観測地点名	平成 22 年度		平成 27 年度		令和 3 年度	
			交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)
高速神奈川 1 号 横羽線	1	横浜公園出入口～石川町 JCT・石川町出入口	34,818	15.6	29,362	18.5	22,359	13.3
高速神奈川 3 号 狩場線	2	山下町出口～石川町 JCT・石 川町出入口	53,080	22.7	51,367	29.9	41,755	28.1
	3	石川町 JCT・石川町出入口～ 阪東橋出入口	44,958	37.5	41,382	32.5	35,539	24.9
	4	阪東橋出入口～花之木出入口	52,821	35.3	48,812	24.3	44,688	25.7
	5	花之木出入口～永田出入口	48,480	39.2	45,400	25.4	39,549	26.0
高速湾岸線	6	三溪園出入口～磯子出入口	38,890	19.8	34,576	20.1	34,131	20.9
一般国道 16 号	7	横浜市磯子区磯子 1-3-5	23,675	14.5	25,109	14.2	20,752	14.3
	8	横浜市中区曙町 3-32	17,132	8.4	17,173	13.4	15,366	12.3
一般国道 357 号	9	—	—	—	17,980	41.9	20,115	41.9
	10	—	—	—	6,542	8.1	7,319	8.1
主要地方道 横浜鎌倉線	11	横浜市南区吉野町 3-7	27,511	6.7	27,446	6.7	14,395	8.5
主要地方道 横浜駅根岸線	12	横浜市中区日ノ出町 1-18	10,902	8.1	11,083	12.6	6,617	9.0
	13	横浜市中区根岸町 3-165-1	11,222	6.6	6,362	6.7	4,444	6.9
主要地方道 藤棚伊勢佐木線	14	横浜市中区末吉町 3	17,736	10.4	23,498	10.4	15,832	9.3
主要地方道 山下本牧磯子線	15	横浜市中区根岸町 3-165-1	25,067	21.9	7,324	11.8	14,677	10.5
一般県道 弥生台桜木町	16	横浜市南区井土ヶ谷下町 212- 2	14,352	9.3	18,464	9.3	12,050	9.8

注 1：表中の No. は、図 2.2-24 に対応します。

注 2：交通量は、昼間（午前 7 時～午後 7 時）の 12 時間交通量を示しています。

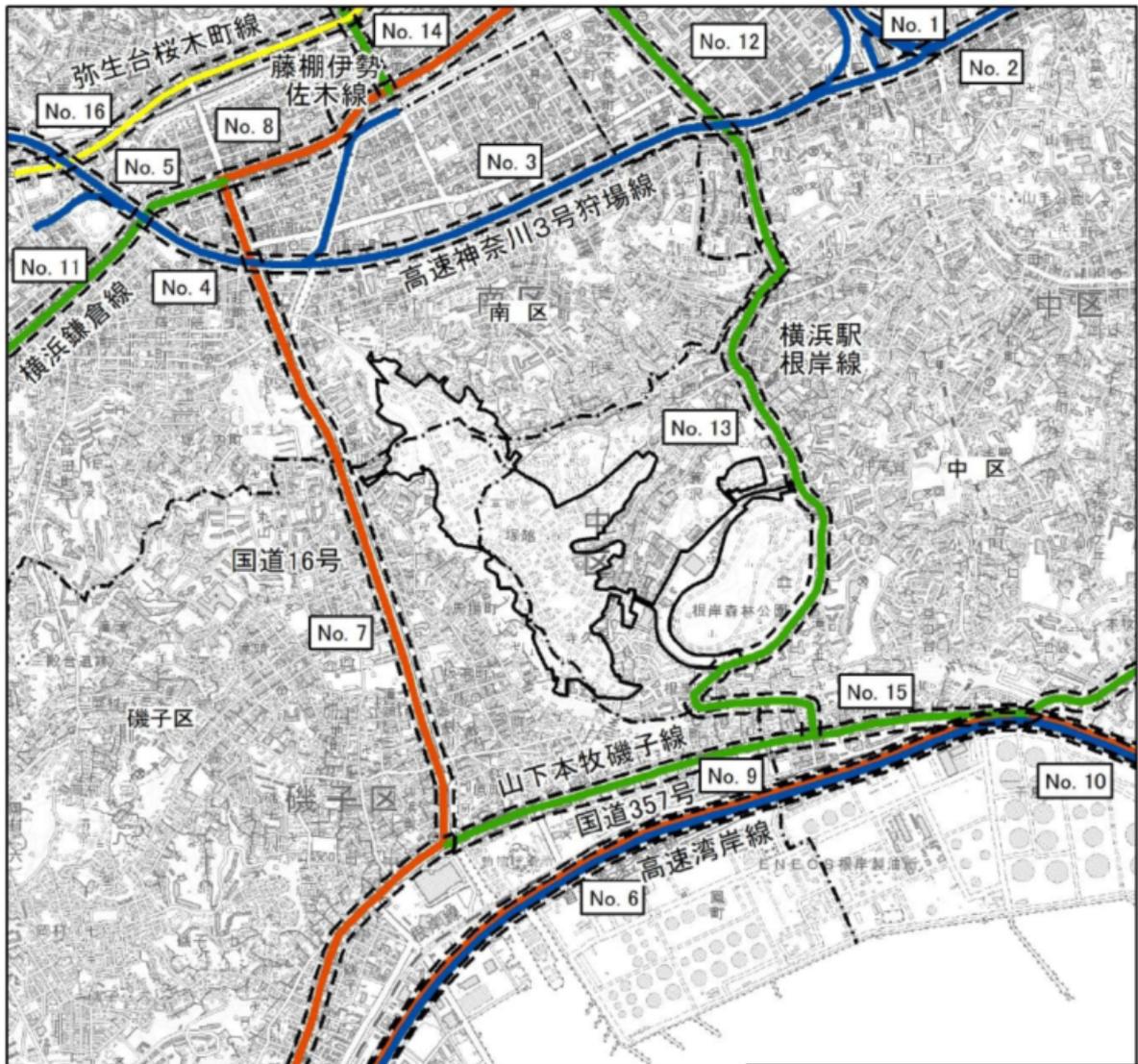
注 3：斜体は、推計値であることを示します。

注 4：No.10（基本区間番号：14700020005）は、平成 27 年度のセンサスでは「本牧第 28 号線（市道）」、令和 3 年度センサスでは「国道 357 号」として分類されており、本表ではより新しい令和 3 年度の区分に従いました。

資料：「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧）

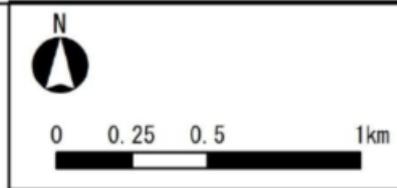
「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省、平成 29 年 6 月）

「平成 22 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省、平成 23 年 9 月）



凡例

- 計画区域
- 区界
- 高速自動車道
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 交通量調査区間



注：図中のNo.は、表 2.2-30 に対応します。

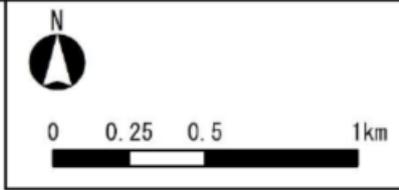
資料：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省ホームページ、令和7年3月閲覧）

図 2.2-24 主要道路網及び交通量調査区間



凡例

- 計画区域
- 区界
- 横浜市営バス
- 神奈川中央交通
- 京浜急行バス
- 相鉄バス
- フジエクスプレス（横浜タウンバス）
- バス停



資料：「横浜市営バス路線マップ（2025年1月版）」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）  
 「神奈川中央交通路線図（舞岡営業所路線図）」（神奈川中央交通ホームページ、令和7年3月閲覧）  
 「京浜急行バス路線図」（京浜急行バスホームページ、令和7年3月閲覧）  
 「相鉄バス路線図」（相鉄バスホームページ、令和7年3月閲覧）  
 「横浜タウンバス 路線図」（フジエクスプレスホームページ、令和7年3月閲覧）

図 2.2-25 バス路線図

## (2) 鉄道

調査区域における鉄道網は、図 2.2-26 に示すとおりです。

調査区域には、JR 京浜東北・根岸線、京浜急行本線、横浜市高速鉄道 1 号線（ブルーライン）及び神奈川臨海鉄道本牧線が通っています。調査区域の駅としては、JR 京浜東北・根岸線の石川町駅、山手駅及び根岸駅、京浜急行本線の南太田駅及び黄金町駅、横浜市高速鉄道 1 号線（ブルーライン）の吉野町駅及び阪東橋駅があります。また、貨物鉄道駅として神奈川臨海鉄道本牧線の根岸駅があります。

調査区域における鉄道駅の乗車人数は、表 2.2-31 に示すとおりです。

過去 5 年間の推移をみると、各駅ともに令和 2 年度に大きく減少しましたが、令和 3 年度以降は増加傾向となっています。

また、神奈川臨海鉄道本牧線の根岸駅における過去 5 年（令和元年～令和 5 年度）の貨物鉄道駅の発着量は、表 2.2-32 に示すとおりであり、令和 3 年度以降は、やや増加傾向にあります。

表 2.2-31 鉄道駅の乗車人数（1 日平均）

単位：人

路線	駅名	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
JR 京浜東北・根岸線	石川町駅	31,994	23,303	25,201	27,729	29,557
	山手駅	17,545	13,795	14,749	15,685	16,480
	根岸駅	21,998	17,747	18,254	19,152	20,001
京浜急行本線	黄金町駅	11,524	9,217	9,965	10,585	10,800
	南太田駅	8,731	7,028	7,539	8,055	8,436
横浜市高速鉄道 1 号線 （ブルーライン）	吉野町駅	8,131	6,593	7,245	7,977	8,387
	阪東橋駅	10,785	9,055	9,836	10,820	11,323

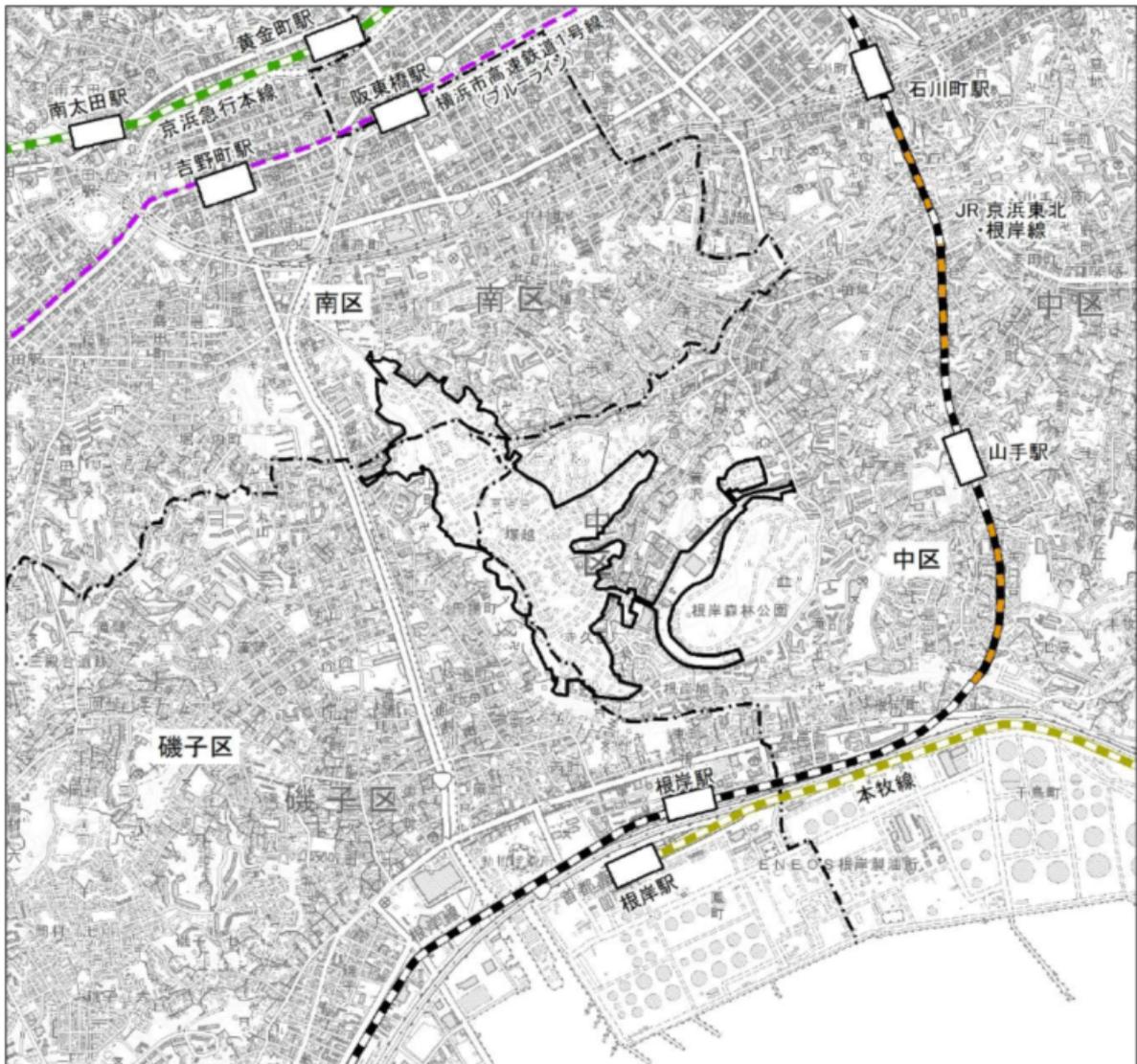
資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧）

表 2.2-32 貨物鉄道駅の発着量

単位：トン

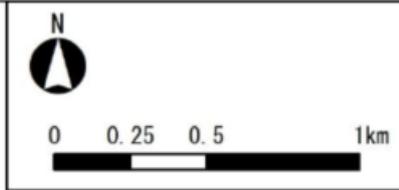
駅名	区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
根岸駅	発送	2,155,655	2,060,918	2,011,332	2,097,624	2,137,172
	到着	199,389	190,733	185,881	194,117	197,862

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧）



凡例

-  計画区域
-  区界
-  JR 京浜東北・根岸線(地上部)
-  JR 京浜東北・根岸線(トンネル部)
-  京浜急行
-  横浜市高速鉄道1号線(ブルーライン)
-  神奈川臨海鉄道
-  駅



資料：「国土数値情報（鉄道データ・令和4年度）」（国土交通省ホームページ、令和7年5月閲覧）

図 2.2-26 鉄道網図

### (3) 船舶

横浜港の入港船舶数は表 2.2-33 に、海上出入貨物量は表 2.2-34 に示すとおりです。

過去 5 年間（令和元年～令和 5 年）の入港船舶数は 28,579～32,295 隻、総トン数は 264,580,921～298,974,457 トン、海上出入貨物量は 93,622,944～110,623,229 トンで、入港船舶数及び海上出入貨物量ともにほぼ横ばいで推移しています。

表 2.2-33 横浜港の入港船舶数

区分		令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
総数	隻数 (隻)	32,295	28,995	30,024	30,345	28,579
	総トン数 (トン)	298,974,457	264,580,921	270,231,755	265,868,575	288,525,510
外航船	隻数 (隻)	9,455	8,525	8,556	8,230	8,800
	総トン数 (トン)	259,084,566	227,732,678	230,462,306	225,883,663	248,339,643
内航船	隻数 (隻)	22,840	20,470	21,468	22,115	19,779
	総トン数 (トン)	39,889,891	36,848,243	39,769,449	39,984,912	40,185,867

資料：「横浜港統計年報」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧）

表 2.2-34 横浜港の海上出入貨物量

単位：トン

区分		令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
総計	輸移出	44,132,287	35,016,869	42,267,741	43,459,591	41,662,169
	輸移入	66,490,942	58,606,075	62,534,473	62,764,352	59,305,796
	計	110,623,229	93,622,944	104,802,214	106,223,943	100,967,965
外国貿易	輸出	29,647,803	23,878,179	28,971,647	28,923,777	29,495,668
	輸入	50,295,019	41,333,617	45,015,713	46,860,453	41,929,862
	計	79,942,822	65,211,796	73,987,360	75,784,230	71,425,530
内国貿易	移出	14,484,484	11,138,690	13,296,094	14,535,814	12,166,501
	移入	16,195,923	17,272,458	17,518,760	15,903,899	17,375,934
	計	30,680,407	28,411,148	30,814,854	30,439,713	29,542,435

資料：「横浜港統計年報」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧）

## 2.2.8 公共施設等の状況

### (1) 主な教育施設等

調査区域における主な教育施設等は、表 2.2-35 及び図 2.2-27 に示すとおりです。

調査区域には、保育所・幼稚園が 74 箇所、小学校が 16 箇所、中学校が 10 箇所、高等学校が 8 箇所、特別支援学校が 4 箇所、大学が 2 箇所、専修学校が 2 箇所、各種学校が 2 箇所存在します。

計画区域の周辺には、「ヨコハマイングリッシュプリスクール (N02)」、「山元町保育園 (N04)」、「根岸幼稚園 (I06)」、「横浜市立山元小学校 (N27)」、「横浜市立根岸小学校 (I21)」及び「横浜テクノオート専門学校 (M43)」が存在します。

表 2.2-35(1) 主な教育施設等

行政区分	区分	No.	名称	住所
中区	保育所・幼稚園	N01	太陽の子不動下保育園	根岸町 3-176-59
		N02	ヨコハマイングリッシュプリスクール	根岸旭台 37-14
		N03	さゆり幼稚園	滝之上 2
		N04	山元町保育園	箕沢 50-1
		N05	のぞみ山手駅前保育園	立野 75-8-2
		N06	横浜市竹之丸保育園	竹之丸 53-1
		N07	打越保育園	打越 39
		N08	横浜三育幼稚園	山手町 32
		N09	横浜みこころ幼稚園	山手町 44
		N10	横浜クリスチャンスクール	山手町 66-2
		N11	保育園ころころキッズガーデン	末吉町 4-83
		N12	ララランド横浜伊勢佐木	伊勢佐木町 7-156
		N13	伊勢佐木町保育園	弥生町 4-39-2
		N14	ル・ボワ保育園	千歳町 1-13
		N15	ヨコハマきぼう保育園	三吉町 1-2
		N16	寿福祉センター保育所	寿町 4-13-1
		N17	ことぶき保育園	寿町 3-12-1
		N18	保育園ばんびーな	石川町 4-158-1
		N19	横浜学院幼稚園	山手町 203
		N20	保育園小紅	吉浜町 2-67
		N21	キディ石川町・横浜	吉浜町 1-6
		N22	熊猫（パンダ）幼稚園	吉浜町 2-66
		N23	ラフ・クルー元町保育園	石川町 2-64
		N24	愛嬰幼保学園横浜園	山下町 273
		N25	横浜学園附属元町幼稚園	元町 4-154
	小学校	N26	横浜市立立野小学校	立野 76
		N27	横浜市立山元小学校	山元町 3-152
		N28	横浜市立元街小学校	山手町 36
		N29	横浜雙葉小学校	山手町 226
		N30	横浜国立大学教育学部附属横浜小学校	立野 64
	中学校	N31	横浜市立仲尾台中学校	仲尾台 23
		N32	聖光学院中学校	滝之上 100
		N33	フェリス女学院中学校	山手町 178
		N34	横浜共立学園中学校	山手町 212
		N35	横浜女学院中学校	山手町 203
		N36	横浜雙葉中学校	山手町 88
	高等学校	N37	神奈川県立横浜緑ヶ丘高等学校	本牧緑ヶ丘 37
		N38	聖光学院高等学校	滝之上 100
		N39	フェリス女学院高等学校	山手町 178
		N40	横浜共立学園高等学校	山手町 212
		N41	横浜女学院高等学校	山手町 203
		N42	横浜雙葉高等学校	山手町 88
	特別支援学校	N43	横浜訓盲学院	竹之丸 181
	大学	N44	フェリス女学院大学山手キャンパス	山手町 37
		N45	湘南医療大学横浜山手キャンパス	山手町 27

表 2.2-35(2) 主な教育施設等

行政区分	区分	No.	名称	住所
中区	専修学校	N46	神奈川県立衛生看護専門学校	根岸町 2-85-2
	各種学校	N47	サンモールインターナショナルスクール	山手町 83
		N48	横浜山手中華学校	吉浜町 2-66
南区	保育所・幼稚園	M01	中村愛児園	平楽 133
		M02	玉泉寺幼稚園	中村町 1-6-1
		M03	やすらぎ保育園	万世町 2-38-16
		M04	みなみマーノ保育園	浦舟町 3-44-3
		M05	P-kaboo 保育園	白妙町 4-42-3
		M06	公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター 浜びよ保育園	浦舟町 4-57
		M07	横浜市しろばら保育園	中村町 4-270
		M08	ばばほいくしつ黄金町	前里町 1-10
		M09	保育園キディハウス	前里町 2-42
		M10	京急キッズランド黄金町保育園	白金町 1-23-2 地先
		M11	きらり保育園吉野町	吉野町 1-1-5
		M12	キッズハウスチャビィ	吉野町 1-3
		M13	神奈川中央ヤクルト販売株式会社 吉野町センター保育室	新川町 1-1-12
		M14	たんぼぼ保育園吉野町	吉野町 2-5
		M15	アスク吉野町保育園	山王町 3-24-8
		M16	ピースランド保育園	吉野町 3-7
		M17	横浜みなみ薫保育園	山王町 4-25
		M18	男女共同参画センター横浜南「子どもの部屋」	南太田 1-7-20
		M19	お三の宮日枝幼稚園	山王町 5-37
		M20	横浜れんげ幼稚園	三春台 19
		M21	めいとく保育園	庚台 48
		M22	白百合光の子幼稚園	南太田 1-37-10
		M23	山王台学園ゆずの実保育園	南太田 1-27-19
		M24	清水ヶ丘保育園	清水ヶ丘 25
		M25	チームナーサリーBigHug 南太田	花之木町 1-9-12
		M26	小学館アカデミーまいた保育園	宮元町 1-15-1
		M27	つくしんぼ園	睦町 1-17-4
		M28	睦町保育園	睦町 1-30
		M29	NL キッズランド	共進町 3-63
		M30	すもーるすてっぷ保育園	榎町 2-60-4
		M31	三星幼稚園	堀ノ内町 2-211
	小学校	M32	横浜市立石川小学校	中村町 1-66
		M33	横浜市立中村小学校	中村町 4-269-1
		M34	横浜市立南吉田小学校	高根町 2-14
		M35	横浜市立日枝小学校	山王町 5-31
		M36	横浜市立南太田小学校	南太田 1-17-1
		M37	横浜市立蒔田小学校	蒔田町 1020
	中学校	M38	横浜市立平楽中学校	平楽 1
		M39	横浜市立共進中学校	東蒔田町 1-5

表 2.2-35(3) 主な教育施設等

行政区分	区分	No.	名称	住所
南区	特別支援学校	M40	中村特別支援学校	中村町 4-269-1
		M41	浦舟特別支援学校	浦舟町 3-46
		M42	市大附属市民総合医療センター院内学級	浦舟町 4-57
	専修学校	M43	横浜テクノオート専門学校	中村町 5-315
磯子区	保育所・幼稚園	I01	横浜ナーサリー	丸山 1-17-17
		I02	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター保育所 ゆず保育園	丸山 1-26-27
		I03	あっぷる滝頭保育園	滝頭 1-2-17
		I04	横浜市東滝頭保育園（分園）	滝頭 3-1-68
		I05	横浜市東滝頭保育園	滝頭 2-31-32
		I06	根岸幼稚園	西町 1-1
		I07	育美幼稚園	岡村 4-26-7
		I08	岡村幼児園	岡村 2-13-11
		I09	神奈川中央ヤクルト販売株式会社 磯子センター保育室	久木町 1-17
		I10	八幡橋幼稚園	原町 11-2
		I11	根岸サンフラワー保育園	原町 9-7
		I12	根岸すみれ保育園	原町 13-10
		I13	原町星の子保育園	原町 14-2
		I14	西町星の子保育園	西町 10-2
		I15	根岸星の子保育園	東町 19-33
		I16	オリーブ保育園磯子	磯子 1-1-135
		I17	オリーブ保育園	磯子 1-4-88
		I18	日枝幼児園	磯子 4-3-11
	小学校	I19	横浜市立滝頭小学校	丸山 2-25-1
		I20	横浜市立岡村小学校	岡村 4-7-1
		I21	横浜市立根岸小学校	西町 2-46
		I22	横浜市立磯子小学校	久木町 11-1
		I23	横浜市立山玉台小学校	磯子 5-2-1
	中学校	I24	横浜市立岡村中学校	岡村 1-14-1
		I25	横浜市立根岸中学校	西町 17-13
	高等学校	I26	横浜市立横浜商業高等学校（別科）	丸山 1-22-21
		I27	横浜学園高等学校	岡村 2-4-1

注1：表中のNo.は、図 2.2-27 に対応します。

資料：「保育所・保育施設検索」（こども家庭庁ホームページ、令和7年3月閲覧）

「病児病後児保育一覧」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

「乳幼児一時預かり事業」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

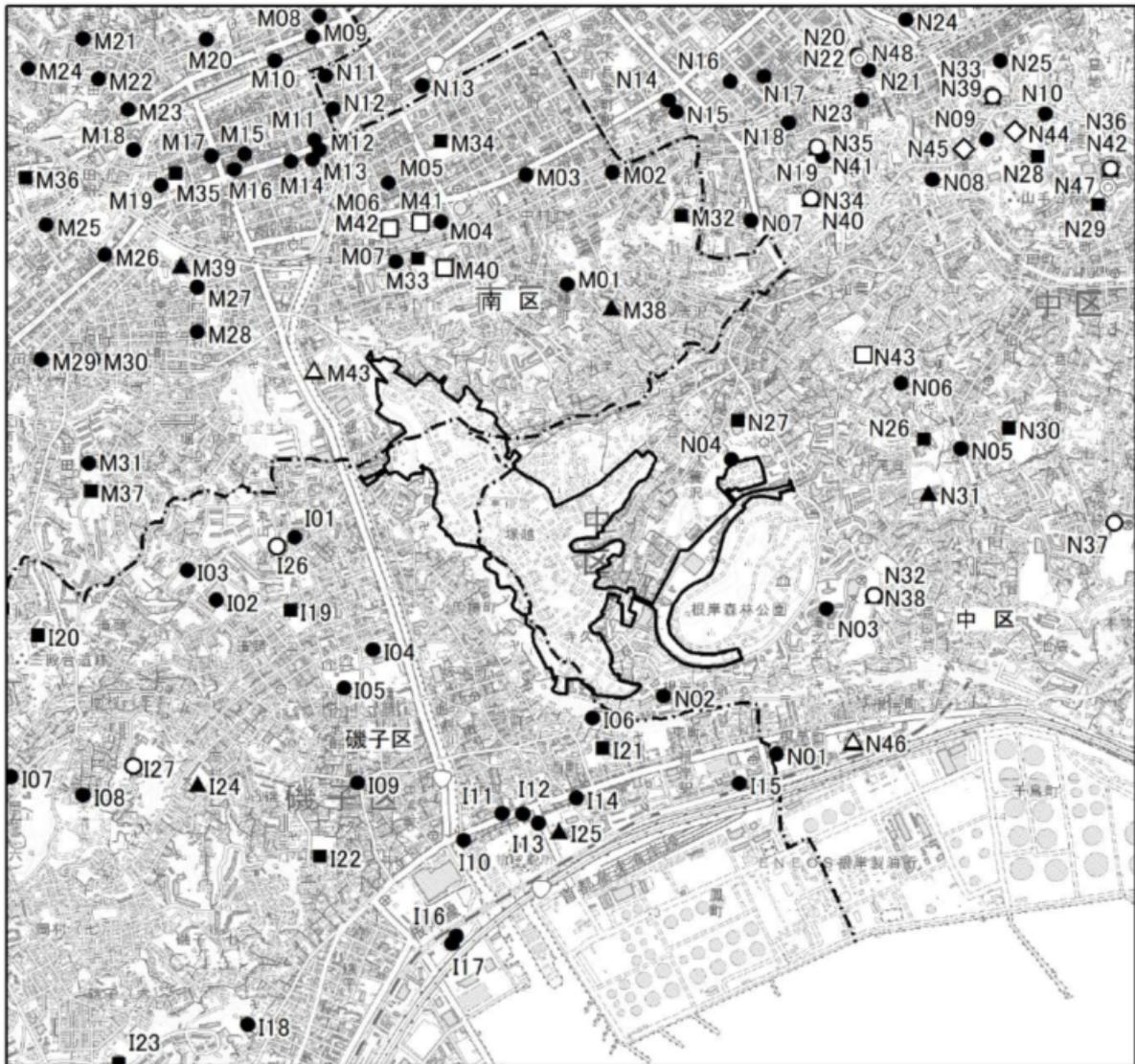
「幼稚園・認定こども園一覧」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

「横浜市立学校名簿」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

「神奈川県公立学校名簿」（神奈川県ホームページ、令和7年3月閲覧）

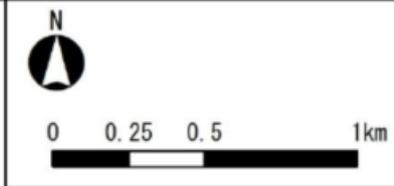
「神奈川県私立学校名簿」（神奈川県ホームページ、令和7年3月閲覧）

「県内大学一覧」（神奈川県ホームページ、令和7年3月閲覧）



凡例

- 計画区域
- 区界
- 保育所・幼稚園
- 小学校
- ▲ 中学校
- 高等学校
- ◇ 大学
- 特別支援学校
- △ 専修学校
- ◎ 各種学校



注：図中の No. は、表 2.2-35 に対応します。

資料：

- 「保育所・保育施設検索」(横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧)
- 「病児病後児保育一覧」(横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧)
- 「乳幼児一時預かり事業」(横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧)
- 「幼稚園・認定こども園一覧」(横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧)
- 「横浜市立学校名簿」(横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧)
- 「神奈川県公立学校名簿」(神奈川県ホームページ、令和7年3月閲覧)
- 「神奈川県私立学校名簿」(神奈川県ホームページ、令和7年3月閲覧)
- 「県内大学一覧」(神奈川県ホームページ、令和7年3月閲覧)

図 2.2-27 主な教育施設等

## (2) 主な医療機関

調査区域における主な医療機関は、表 2.2-36 及び図 2.2-28 に示すとおりです。

調査区域には、医療機関が 129 箇所存在します。

計画区域の周辺には、「やまもと整形外科医院 (N44)」、「山崎医院 (N45)」、「関谷クリニック (N53)」及び「住田こどもクリニック (I15)」が存在します。

表 2.2-36(1) 主な医療機関

行政区分	No.	名称	住所
中区	N01	向井クリニック	元町 1-51-1
	N02	元町アレルギー科・小児科クリニック	元町 2-99
	N03	横濱元町メンタルクリニック	元町 2-99
	N04	UnMed Clinic Motomachi	元町 3-116
	N05	元町耳鼻咽喉科	元町 3-133-9
	N06	グレイス在宅クリニック	元町 3-133-9
	N07	石川クリニック	山手町 55
	N08	元町マリン眼科	元町 4-166
	N09	元町アイクリニック	元町 4-168
	N10	元町美容皮膚科クリニック	元町 5-202-1
	N11	秋山内科クリニック	元町 5-209
	N12	元町眼科	石川町 1-3
	N13	もとまち皮フ科－横浜・石川町駅前－	石川町 1-12-201
	N14	小菅医院	石川町 1-11-2
	N15	石川町なのはなクリニック	吉浜町 1-2
	N16	桜井耳鼻咽喉科医院	吉浜町 1-9
	N17	石川町クリニック	寿町 1-1-2
	N18	石川町内科クリニック	松影町 1-3-7
	N19	川嶋泌尿器・皮膚科医院	吉浜町 2-4
	N20	ことぶき共同診療所	松影町 2-7-17
	N21	健仁整形外科・内科	松影町 2-8-10
	N22	横浜市寿町健康福祉交流センター診療所	寿町 4-14
	N23	ポーラのクリニック	不老町 3-14-5
	N24	長者町ファミリークリニック	長者町 3-7-5
	N25	白井医院	千歳町 1-2
	N26	平松整形外科クリニック	千歳町 1-2
	N27	横浜掖済会病院	山田町 1-2
	N28	イチロークリニック	山田町 8-1
	N29	産婦人科マチダクリニック	山田町 7-8
	N30	岩田クリニック	伊勢佐木町 5-129-14
	N31	小笹医院	末吉町 3-56-5
	N32	神人整形外科クリニック	伊勢佐木町 6-146
	N33	大石クリニック	弥生町 4-41
	N34	内田内科クリニック	中村町 1-1-1
	N35	かめのはしクリニック	石川町 3-108-1
	N36	ザ・ブラフ・メディカル&デンタル・クリニック	山手町 82
	N37	横浜山手クリニック	山手町 88-8
	N38	山手消化器・内科クリニック	麦田町 4-102-3
	N39	川俣クリニック	麦田町 4-107

表 2.2-36(2) 主な医療機関

行政区分	No.	名称	住所
中区	N40	野崎小児科医院	麦田町 4-99
	N41	大和外科・整形外科医院	大和町 1-21
	N42	かねこ内科	柏葉 33
	N43	山手クリニック	山元町 2-60
	N44	やまもと整形外科医院	山元町 2-77-10
	N45	山崎医院	山元町 3-142
	N46	元町クリニック	竹之丸 158-20
	N47	山手駅前通りつちや泌尿器科・内科	大和町 1-6-4
	N48	山手すずらん皮膚科クリニック	大和町 1-6-4
	N49	山手の森こころのクリニック	大和町 2-60-1
	N50	中島医院	大和町 2-34-5
	N51	宇都宮内科胃腸科医院	大和町 2-37
	N52	横浜やまて耳鼻咽喉科	大和町 2-48-7
	N53	関谷クリニック	滝之上 128
	N54	さくら t's クリニック	根岸町 2-80-2
	N55	新妻クリニック	根岸町 3-176-39
	N56	よこはま港南診療所	池袋 5
N57	黄金町・阪東橋眼科	伊勢佐木町 6-143	
南区	M01	横浜健診クリニック	万世町 1-18-2
	M02	村山クリニック	真金町 1-7
	M03	渡辺医院	真金町 1-3
	M04	横浜橋クリニック	浦舟町 1-1-14
	M05	うらふね耳鼻咽喉科	浦舟町 1-2-3
	M06	原クリニック	浦舟町 1-1
	M07	相原アレルギー科・小児科クリニック	高根町 3-17
	M08	碧水脳神経クリニック	白妙町 2-7
	M09	みらい在宅クリニック	浦舟町 2-22
	M10	もみやまクリニック	浦舟町 3-34
	M11	はやし整形外科	浦舟町 3-34
	M12	浦舟金沢内科クリニック	浦舟町 4-47-2-201
	M13	大沼皮フ科	浦舟町 4-50-4
	M14	うらふね脳外科クリニック	浦舟町 4-50
	M15	横浜市立大学附属市民総合医療センター	浦舟町 4-57
	M16	神奈川県結核予防会中央健康相談所	中村町 3-191-7
	M17	横浜いずみ泌尿器科	初音町 3-63-3
	M18	水野医院	白金町 1-9
	M19	千尋こころのクリニック	前里町 1-4-1
	M20	こがね町すこやか内科・内視鏡クリニック	西中町 2-31
	M21	吉野町うちだ内科クリニック	吉野町 1-1-6
	M22	ふたば整形外科	二葉町 1-1-30
	M23	久保クリニック	南吉田町 2-28
	M24	山王クリニック	山王町 2-22
	M25	吉野町第一クリニック	山王町 3-24-8
	M26	吉野町横東整形外科	吉野町 3-7-17
	M27	まえざわ内科クリニック	吉野町 3-7-17
	M28	横浜ひまわりクリニック	西中町 4-72
	M29	さいとう整形外科クリニック	日枝町 3-91-2
	M30	吉野町眼科	山王町 4-26-3

表 2.2-36(3) 主な医療機関

行政区分	No.	名称	住所
南区	M31	坂井医院	高砂町 3-28
	M32	三上耳鼻咽喉科	南太田 1-4-32
	M33	みうらクリニック	南太田 1-29-2
	M34	あずま医院	清水ヶ丘 1-21
	M35	清水ヶ丘病院	清水ヶ丘 17
	M36	南太田整形外科リハビリテーションクリニック	南太田 1-23-13
	M37	佐藤病院	南太田 1-10-3
	M38	富永医院	東蒔田町 16-19
	M39	よなみね内科クリニック	共進町 1-34
	M40	鳥山医院	宮元町 2-34
	M41	蒔田眼科クリニック	宮元町 2-37
	M42	鶴養医院	宮元町 3-55
	M43	蒔田皮膚科泌尿器科クリニック	榎町 2-69
	M44	横浜阪東橋・循環器内科外科クリニック	浦舟町 3-43-6
	M45	みやび内科クリニック	南太田 1-34-7
磯子区	I01	タンポポ診療所	丸山 1-20-9
	I02	更生施設甲突寮医務室	丸山 1-19-20
	I03	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター	滝頭 1-2-1
	I04	矢吹整形外科	丸山 2-3-6
	I05	武安医院	丸山 2-15-1
	I06	武安耳鼻咽喉科医院	丸山 2-15-2
	I07	林クリニック	丸山 2-9-10
	I08	なかや内科医院	丸山 2-18-6
	I09	特別養護老人ホーム新磯子ホーム医務室	滝頭 2-29-1
	I10	特別養護老人ホームたきがしら芭蕉苑医務室	滝頭 2-30-1
	I11	塚本医院	岡村 3-22-36
	I12	今井医院	岡村 3-1-25
	I13	大久保内科医院	広地町 2-12
	I14	ファミリークリニック山高医院	岡村 1-1-21
	I15	住田こどもクリニック	下町 8-16
	I16	おざわ整形外科クリニック	西町 12-1
	I17	横浜わたなべ内科・内視鏡クリニック 根岸院	西町 12-12
	I18	モンビルクリニック	東町 15-32
	I19	ENEOS 株式会社根岸製油所医務室	鳳町 5-1
	I20	志摩医院	岡村 7-29-3
	I21	さいとう小児科	岡村 7-20-14
	I22	飛鳥田医院	中浜町 4-21
	I23	平本医院	久木町 17-10
	I24	横浜市磯子区休日急患診療所	磯子 1-3-13
	I25	かげやま医院	久木町 23-15
	I26	矢崎小児科	磯子 2-13-13
	I27	及能内科クリニック	磯子 2-13-8

注：表中のNo.は、図 2.2-28 に対応します。

資料：「医療機関名簿（病院・救急診療所・休日急患診療所・療養病床を有する診療所）」

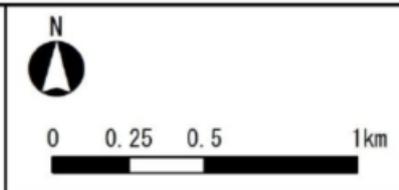
（神奈川県ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧）

「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧）



凡例

- 計画区域
- 区界
- 主な医療機関



注：図中のNo.は、表 2.2-36 に対応します。

資料：「医療機関名簿（病院・救急診療所・休日急患診療所・療養病床を有する診療所）」

（神奈川県ホームページ、令和7年3月閲覧）

「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

図 2.2-28 主な医療機関

### (3) 主な官公庁等

調査区域における主な官公庁等は、表 2.2-37 及び図 2.2-29 に示すとおりです。

調査区域には、警察署が 2 箇所、消防署が 3 箇所、郵便局が 15 箇所、区役所が 1 箇所存在します。

表 2.2-37 主な官公庁等

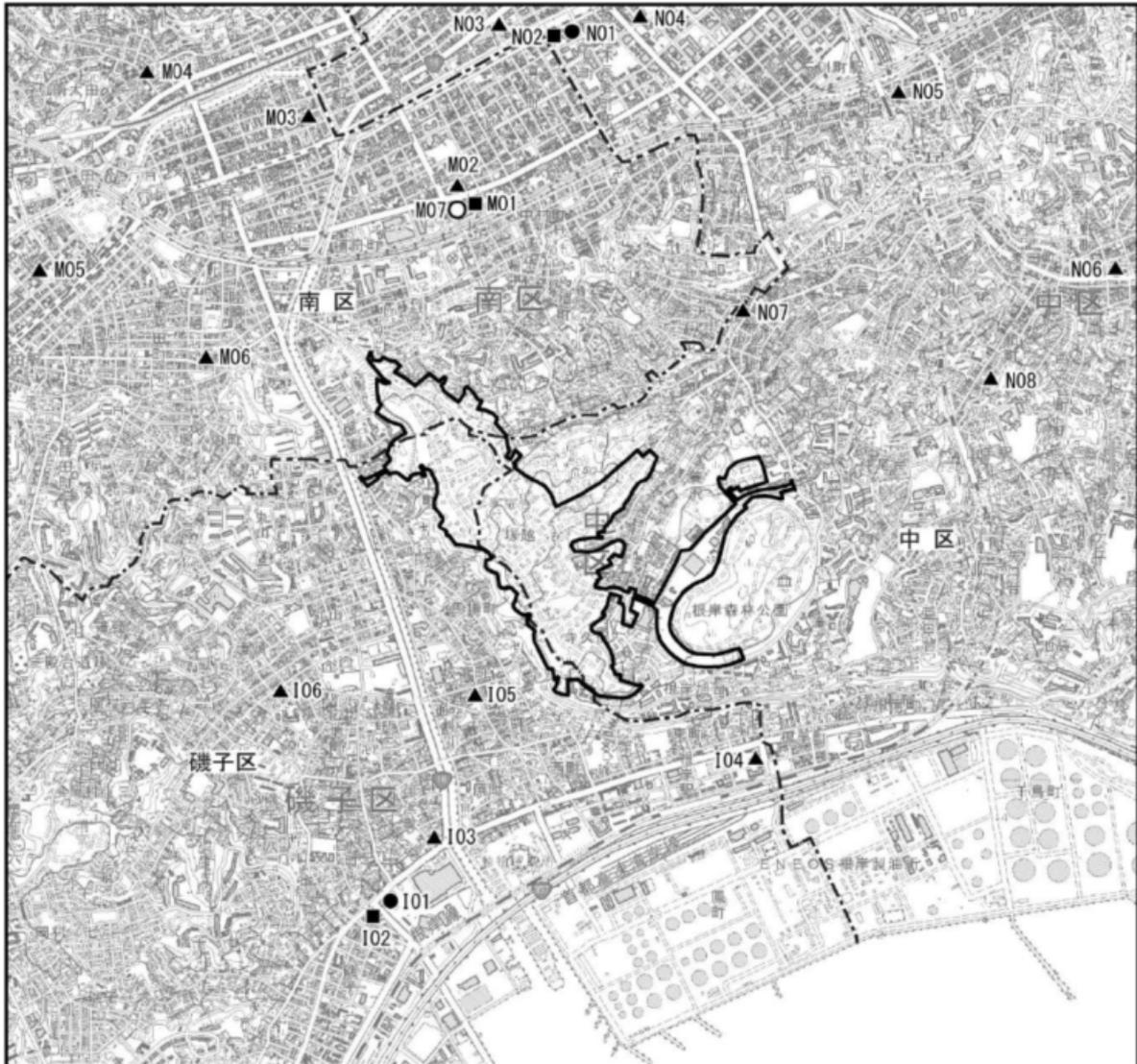
行政区分	区分	No.	名称	住所
中区	警察署	N01	伊勢佐木警察署	山吹町 2-3
	消防署	N02	中消防署	山吹町 2-2
	郵便局	N03	横浜中郵便局	曙町 2-31
		N04	横浜長者町郵便局	長者町 4-9-1
		N05	石川町駅前郵便局	石川町 2-76
		N06	横浜北方郵便局	上野町 2-65
		N07	横浜山元町郵便局	山元町 2-95
		N08	横浜大和郵便局	大和町 2-58-3
南区	消防署	M01	南消防署	浦舟町 2-33
	郵便局	M02	横浜浦舟郵便局	浦舟町 2-22
		M03	横浜吉野町郵便局	南吉田町 1-13
		M04	横浜南太田郵便局	南太田 1-32-34
		M05	横浜宿町郵便局	宿町 2-32
		M06	横浜中村橋郵便局	睦町 1-34-9
		区役所	M07	横浜市南区役所
磯子区	警察署	I01	磯子警察署	磯子 1-3-5
	消防署	I02	磯子消防署	磯子 2-1-3
	郵便局	I03	横浜中浜郵便局	中浜町 5-11
		I04	根岸駅前郵便局	東町 13-21
		I05	横浜坂下郵便局	坂下町 9-10
		I06	横浜滝頭郵便局	滝頭 2-37-18

注：表中の No. は、図 2.2-29 に対応します。

資料：「2023 年度版 暮らしのガイド」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧）

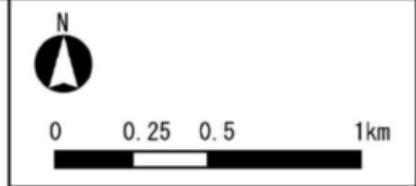
「郵便局・ATM をさがす」（日本郵政グループホームページ、令和 7 年 3 月閲覧）

「横浜市内の消防署」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧）



凡例

- 計画区域
- 区界
- 警察署
- 消防署
- ▲ 郵便局
- 区役所



注：図中のNo.は、表 2.2-37 に対応します。

資料：「2023年度版 暮らしのガイド」（横浜市ホームページ、令和更新済7年3月閲覧）

「郵便局・ATMをさがす」（日本郵政グループホームページ、令和7年3月閲覧）

「横浜市内の消防署」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

図 2.2-29 主な官公庁等

#### (4) 主な福祉施設等

調査区域における主な福祉施設等は表 2.2-38 及び図 2.2-30 に示すとおりです。

調査区域には、福祉施設が 42 箇所存在します。これらのうち計画区域の周辺には、「リハビリホームグランダ山手・横浜 (N03)」、「山手湊輝邸 (N04)」、「横浜市箕沢地域ケアプラザ (N09)」、「わかたけ南 (M02)」、「リバーサイドフェニックス (M03)」、「グループホームふあいと天神橋 (M08)」、「ちくぶ坂下ホーム (I03)」、「スマイル根岸の家 (I07)」及び「スマイル根岸の杜 (I11)」が存在します。

表 2.2-38(1) 主な福祉施設等

行政区分	区分	No.	名称	住所
中区	介護老人保健施設	N01	えきさい横浜	山田町 1-1
	認知症高齢者グループホーム	N02	バナナ園横浜山手	鷺山 88
	介護付有料老人ホーム等	N03	リハビリホームグランダ山手・横浜	根岸旭台 68-2
		N04	山手湊輝邸	根岸旭台 26-1
	住宅型有料老人ホーム	N05	ゆうゆう assist ナーシングホーム 横浜・長者町	長者町 3-7
	老人福祉センター	N06	麦田清風荘	麦田町 1-26-1
	地域ケアプラザ	N07	横浜市不老町地域ケアプラザ	不老町 3-15-2
		N08	横浜市麦田地域ケアプラザ	麦田町 1-26-2
		N09	横浜市箕沢地域ケアプラザ	箕沢 13-204
南区	特別養護老人ホーム	M01	横浜市浦舟ホーム	浦舟町 3-46
		M02	わかたけ南	山谷 115-5
		M03	リバーサイドフェニックス	中村町 5-316-1
		M04	みなもの桜	中村町 4-274-8
	認知症高齢者グループホーム	M05	グループホームクロスハート南・横浜	日枝町 1-5
		M06	花物語まいた	花之木町 1-15-5
		M07	グループホーム みのり	堀ノ内町 2-136-3
		M08	グループホーム ふあいと天神橋	中村町 5-317-3
	小規模多機能型居宅介護	M09	花織まいた	花之木町 1-15-5
	介護付有料老人ホーム等	M10	エクセルシオール横浜阪東橋	真金町 2-13
		M11	はなことば南	新川町 2-4-38
		M12	サニーステージ横濱吉野町	新川町 5-28-2
	地域ケアプラザ	M13	横浜市中村地域ケアプラザ	中村町 2-120-3
		M14	横浜市浦舟地域ケアプラザ	浦舟町 3-46
		M15	横浜市睦地域ケアプラザ	睦町 1-31-1
	障害者福祉施設	M16	南区生活支援センターサザンウインド	新川町 1-1

表 2.2-38(2) 主な福祉施設等

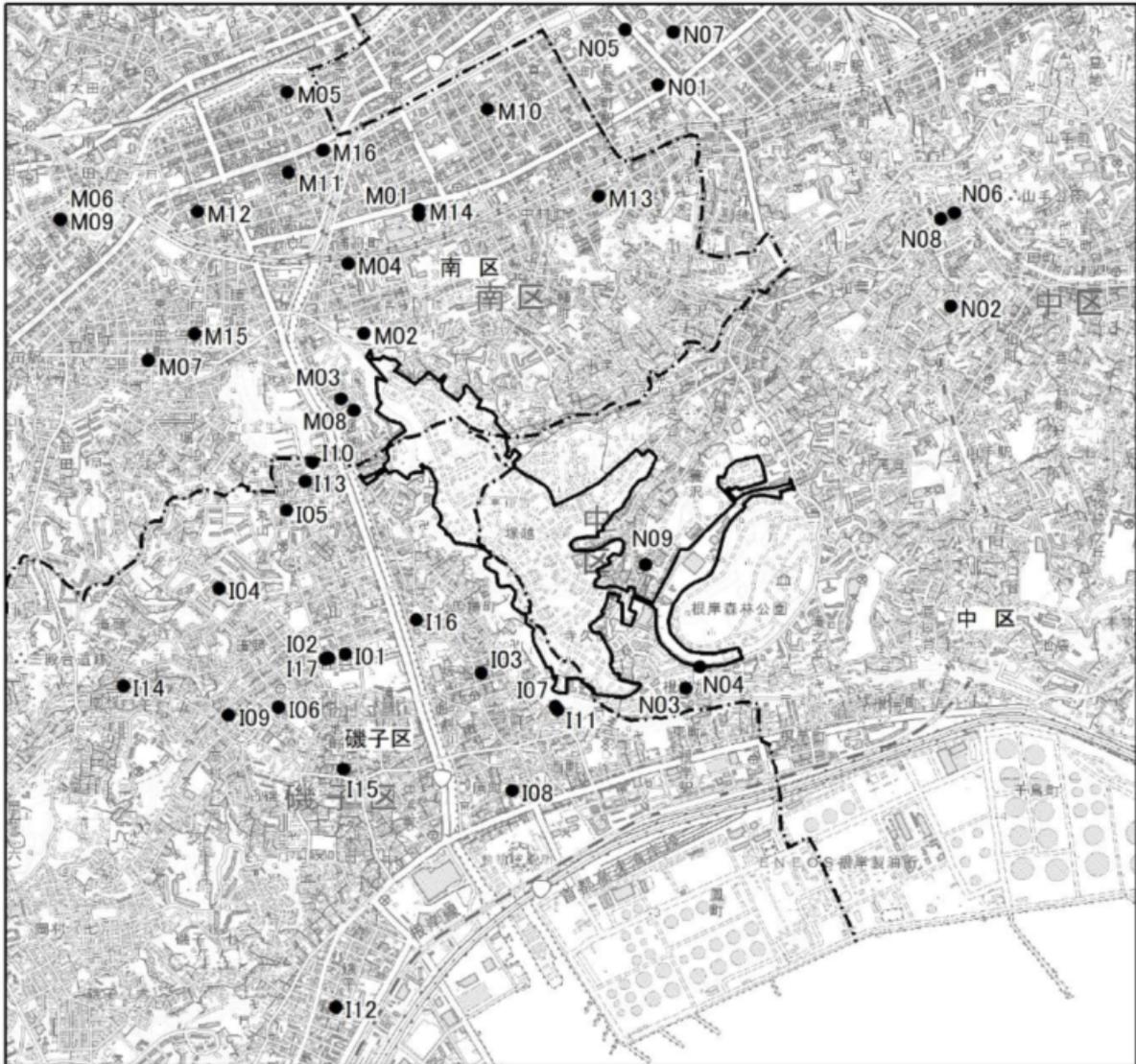
行政区分	区分	No.	名称	住所
磯子区	特別養護老人ホーム	I01	新磯子ホーム	滝頭 2-29-1
		I02	たきがしら芭蕉苑	滝頭 2-30-1
		I03	ちくぶ坂下ホーム	坂下町 3-22
	介護老人保健施設	I04	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター 介護老人保健施設	滝頭 1-2-1
	認知症高齢者グループホーム	I05	グループホームみのり丸ちゃん山ちゃん	丸山 1-16-5
		I06	グループホーム銀らんの丘	広地町 11-41
		I07	スマイル根岸の家	下町 11-16
		I08	グループホーム 磯子	原町 3-20
		I09	グループホーム エクセレント横濱磯子	岡村 3-2-4
		I10	ライブラリ横浜丸山	丸山 1-10-15
	小規模多機能型居宅介護	I11	スマイル根岸の杜	下町 11-18
	介護付有料老人ホーム等	I12	メディカル・リハビリホームくらら磯子	磯子 2-15-33
		I13	ホームシニアフォレスト横濱磯子	丸山 1-14-5
	住宅型有料老人ホーム	I14	まどかホーム岡村	岡村 3-17-32
		I15	あっとほーむ広地	広地町 7-12
	地域ケアプラザ	I16	横浜市根岸地域ケアプラザ	馬場町 1-42
		I17	横浜市滝頭地域ケアプラザ	滝頭 2-30-1

注：表中の No. は、図 2.2-30 に対応します。

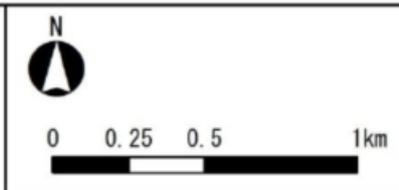
資料：「高齢者福祉保健施設一覧（令和 7 年 3 月 1 日時点）」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧）

「地域ケアプラザ一覧」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧）

「精神障害者生活支援センター」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧）



- 凡例
- 計画区域
  - - - 区界
  - 福祉施設



注：図中のNo.は、表 2.2-38 に対応します。  
 資料：「高齢者福祉保健施設一覧（令和7年3月1日時点）」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）  
 「地域ケアプラザ一覧」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）  
 「精神障害者生活支援センター」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

図 2.2-30 主な福祉施設等

## (5) その他の市民利用施設等

調査区域におけるその他の市民利用施設等は、表 2.2-39 及び図 2.2-31 に示すとおりです。

調査区域には、地区センター、コミュニティハウス及び図書館等の市民利用施設が 21 箇所存在します。これらのうち計画区域の近くには、「山元小学校コミュニティハウス (N03)」、「馬の博物館 (N05)」、「中村公園プール (M06)」及び「根岸地区センター (I01)」が存在します。

表 2.2-39 その他の市民利用施設等

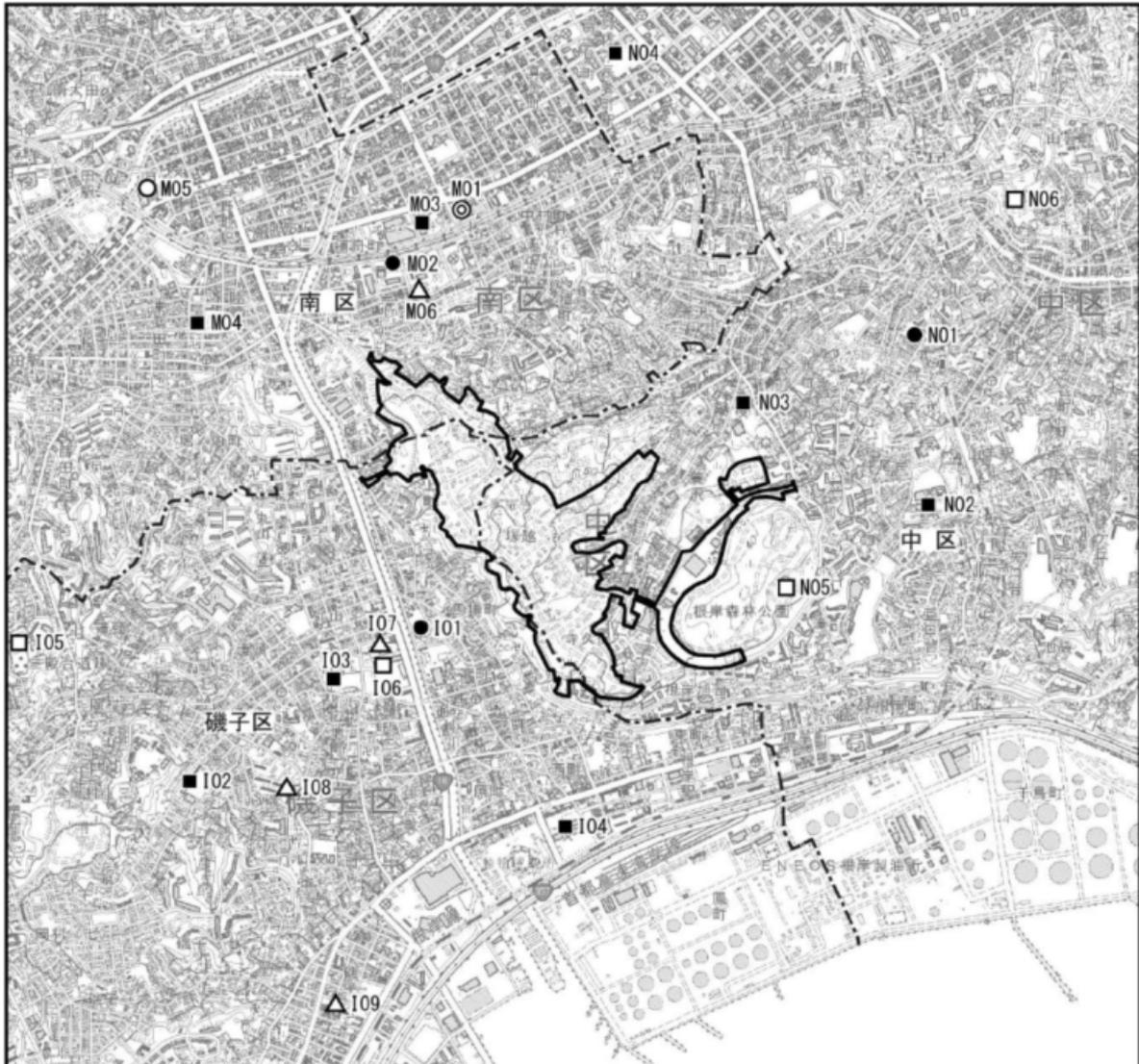
行政区分	区分	No.	名称	住所
中区	地区センター	N01	竹之丸地区センター	竹之丸 133-3
	コミュニティハウス	N02	仲尾台中学校コミュニティハウス	仲尾台 23
		N03	山元小学校コミュニティハウス	山元町 3-152
		N04	横浜吉田中学校コミュニティハウス	山田町 3-9
	文化施設	N05	馬の博物館	根岸台 1-3
		N06	横浜山手テニス発祥記念館	山手町 230
南区	公会堂	M01	南公会堂	浦舟町 2-33
	地区センター	M02	中村地区センター	中村町 4-270
	コミュニティハウス	M03	浦舟コミュニティハウス	浦舟町 3-46
		M04	睦コミュニティハウス	睦町 1-25
	区民文化センター	M05	吉野町市民プラザ	吉野町 5-26
	スポーツ施設	M06	中村公園プール	中村町 4-269-2
磯子区	地区センター	I01	根岸地区センター	馬場町 1-42
	コミュニティハウス	I02	岡村中学校コミュニティハウス	岡村 1-14-1
		I03	滝頭コミュニティハウス	滝頭 2-31-39
		I04	根岸中学校コミュニティハウス	西町 17-13
		I05	横浜市三殿台考古館	岡村 4-11-22
	文化施設	I06	横浜市電保存館	滝頭 3-1-53
		I07	たきがしら会館	滝頭 3-1-68
	スポーツ施設	I08	磯子腰越公園プール	磯子 8-12-3
		I09	芦名橋公園プール	磯子 2-15-6

注：表中の No. は、図 2.2-31 に対応します。

資料：「2023 年度版 横浜市暮らしのガイド」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧）

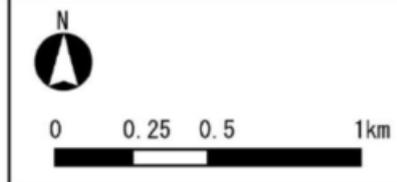
「横浜市地区センター情報」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧）

「学校施設活用型コミュニティハウス（スクール）」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧）



凡例

- |   |      |   |           |
|---|------|---|-----------|
|  | 計画区域 |  | 公会堂       |
|  | 区界   |  | 地区センター    |
|   |      |  | コミュニティハウス |
|   |      |  | 区民文化センター  |
|   |      |  | 文化施設      |
|   |      |  | スポーツ施設    |



注：図中のNo.は、表 2.2-39 に対応します。

資料：「2023年度版 横浜市暮らしのガイド」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

「横浜市地区センター情報」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

「コミュニティハウス」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

図 2.2-31 その他の市民利用施設等

## (6) 主な公園・緑地等

調査区域における主な公園・緑地等は、表 2.2-40 及び図 2.2-32 に示すとおりです。

調査区域には、主な公園・緑地等が 120 箇所存在します。これらのうち「根岸森林公園 (N01)」が計画区域に隣接して存在するほか、計画区域の近くには「大芝台公園 (N18)」、「箕沢公園 (N19)」、「根岸旭台公園 (N20)」、「中村冒険パーク (M13)」、「山谷公園 (M16)」、「中村町五丁目公園 (M18)」、「磯子上町公園 (I20)」、「根岸なつかし公園 (I01)」及び「根岸坂下公園 (I22)」が存在します。

表 2.2-40(1) 主な公園・緑地等

行政区分	区分	No.	名称	面積 (m <sup>2</sup> )
中区	総合公園	N01	根岸森林公園	193,102
		N02	本牧山頂公園	227,031
	近隣公園	N03	元町公園	23,389
		N04	山手イタリア山庭園	13,286
		N05	山手公園	27,753
		N06	柏葉公園	8,471
		N07	山吹公園	2,713
	街区公園	N08	千歳公園	2,310
		N09	寿公園	763
		N10	吉浜町公園	3,066
		N11	元町百段公園	750
		N12	牛坂下公園	1,006
		N13	石川町五丁目公園	484
		N14	地藏坂公園	1,058
		N15	鷺山さくら公園	1,214
		N16	鷺山公園	310
		N17	竹の丸公園	308
		N18	大芝台公園	2,314
		N19	箕沢公園	475
		N20	根岸旭台公園	475
		N21	山元町五丁目公園	969
		N22	仲尾台公園	1,362
		N23	本牧緑ヶ丘公園	629
		N24	矢口台公園	225
		N25	仲尾台第二公園	1,202
		N26	豆口台第三公園	316
		N27	豆口台第二公園	214
		N28	豆口台公園	674
		N29	豆口台第四公園	436
		N30	滝ノ上公園	339

表 2.2-40(2) 主な公園・緑地等

行政区分	区分	No.	名称	面積 (m <sup>2</sup> )
中区	街区公園	N31	加曾台公園	464
		N32	池袋第二公園	347
		N33	池袋公園	454
		N34	池袋第三公園	682
		N35	本牧荒井公園	955
		N36	不動下公園	3,495
		N37	七曲公園	1,046
	緑地	N38	加曾台緑地	—
		N39	本牧荒井緑地	—
南区	都市緑地	M01	蒔田緑地	423
	近隣公園	M02	唐沢公園	9,461
		M03	蒔田公園	24,355
		M04	阪東橋公園	11,203
		M05	東橋公園	673
	街区公園	M06	山ノ下公園	893
		M07	真金町公園	999
		M08	中居公園	1,696
		M09	中村東公園	1,584
		M10	双葉公園	495
		M11	八幡公園	1,187
		M12	平楽公園	2,086
		M13	中村冒険パーク	2,896
		M14	八幡第二公園	226
		M15	中村公園	6,351
		M16	山谷公園	1,246
		M17	中村稲荷公園	412
		M18	中村町五丁目公園	885
		M19	池下橋公園	861
		M20	庚台公園	226
		M21	山王橋公園	2,542
		M22	南太田公園	1,804
		M23	共進第一公園	719
		M24	東蒔田公園	1,160
		M25	睦町公園	3,953
		M26	石島公園	410
		M27	東蒔田第二公園	1,190
		M28	榎町公園	228
		M29	睦町さくら公園	1,762
		M30	西ノ谷公園	753
		M31	堀ノ内第二公園	363
		M32	睦町二丁目公園	252
		M33	門前公園	725
		M34	蒔田の森公園	7,170
		M35	蒔田伊勢山公園	3,420
		M36	谷戸田第二公園	496
		M37	蒔田谷戸田上第二公園	1,268

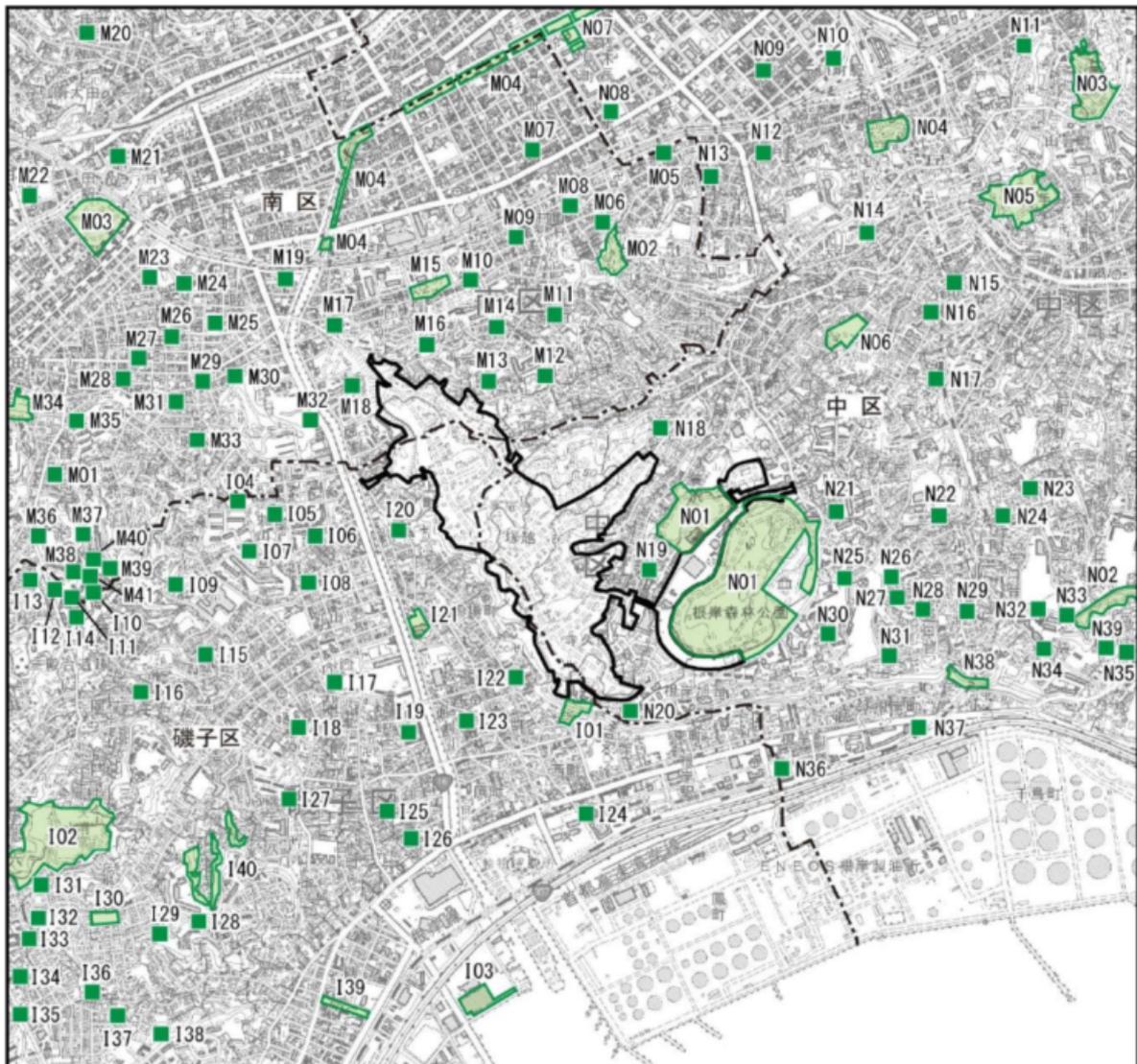
表 2.2-40(3) 主な公園・緑地等

行政区分	区分	No.	名称	面積 (m <sup>2</sup> )
南区	街区公園	M38	谷戸田公園	392
		M39	蒔田三度台公園	1,526
		M40	蒔田見晴らし公園	633
		M41	蒔田谷戸田上公園	614
磯子区	歴史公園	I01	根岸なつかし公園	6,148
	地区公園	I02	岡村公園	68,139
	近隣公園	I03	磯子・海の見える公園	8,306
	街区公園	I04	丸山一丁目公園	2,110
		I05	分田公園	525
		I06	丸山中公園	540
		I07	丸山一丁目第二公園	3,889
		I08	丸山町公園	2,313
		I09	滝頭公園	1,850
		I10	滝頭第三公園	587
		I11	岡村三丁目第三公園	524
		I12	岡村三丁目第二公園	1,428
		I13	岡村ひばりヶ丘公園	1,040
		I14	岡村三丁目第四公園	850
		I15	滝頭一丁目公園	1,080
		I16	岡村三丁目公園	356
		I17	滝頭二丁目公園	3,886
		I18	広地町公園	1,140
		I19	滝頭第二公園	1,500
		I20	磯子上町公園	1,535
		I21	根岸馬場町公園	2,200
		I22	根岸坂下公園	1,132
		I23	磯子下町公園	1,012
		I24	西町公園	1,294
		I25	中浜町公園	303
		I26	中浜町第二公園	1,519
		I27	磯子腰越公園	3,984
		I28	磯子峯第二公園	3,043
		I29	磯子峰公園	171
		I30	泉谷公園	3,474
		I31	泉谷第三公園	161
		I32	泉谷第二公園	328
		I33	笹堀第五公園	488
		I34	笹堀第三公園	648
		I35	笹堀第四公園	154
		I36	磯子山田第二公園	401
		I37	磯子山田公園	295
		I38	磯子谷第二公園	2,212
		I39	芦名橋公園	3,582
	緑地	I40	岡村一丁目緑地	—

注：表中のNo.は、図 2.2-32 に対応します。

資料：「横浜市の都市公園（令和6年3月31日時点）」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

「横浜市公園緑地配置図（平成29年7月1日時点）」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）



凡例

□ 計画区域

--- 区界

■ 主な公園・緑地等



0 0.25 0.5 1km

注：図中のNo.は、表 2.2-40 に対応します。

資料：「横浜市の都市公園（令和6年3月31日時点）」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

「横浜市公園緑地配置図（平成29年7月1日時点）」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

図 2.2-32 主な公園・緑地等

## 2.2.9 文化財等の状況

### (1) 指定・登録文化財

調査区域における指定・登録文化財の状況は、表 2.2-41 及び図 2.2-33 に示すとおりです。

調査区域には、指定・登録文化財が 15 箇所存在します。これらのうち計画区域の近くには、県指定文化財の「根岸八幡神社の社叢林 (I02)」が存在します。

表 2.2-41 指定・登録文化財の状況

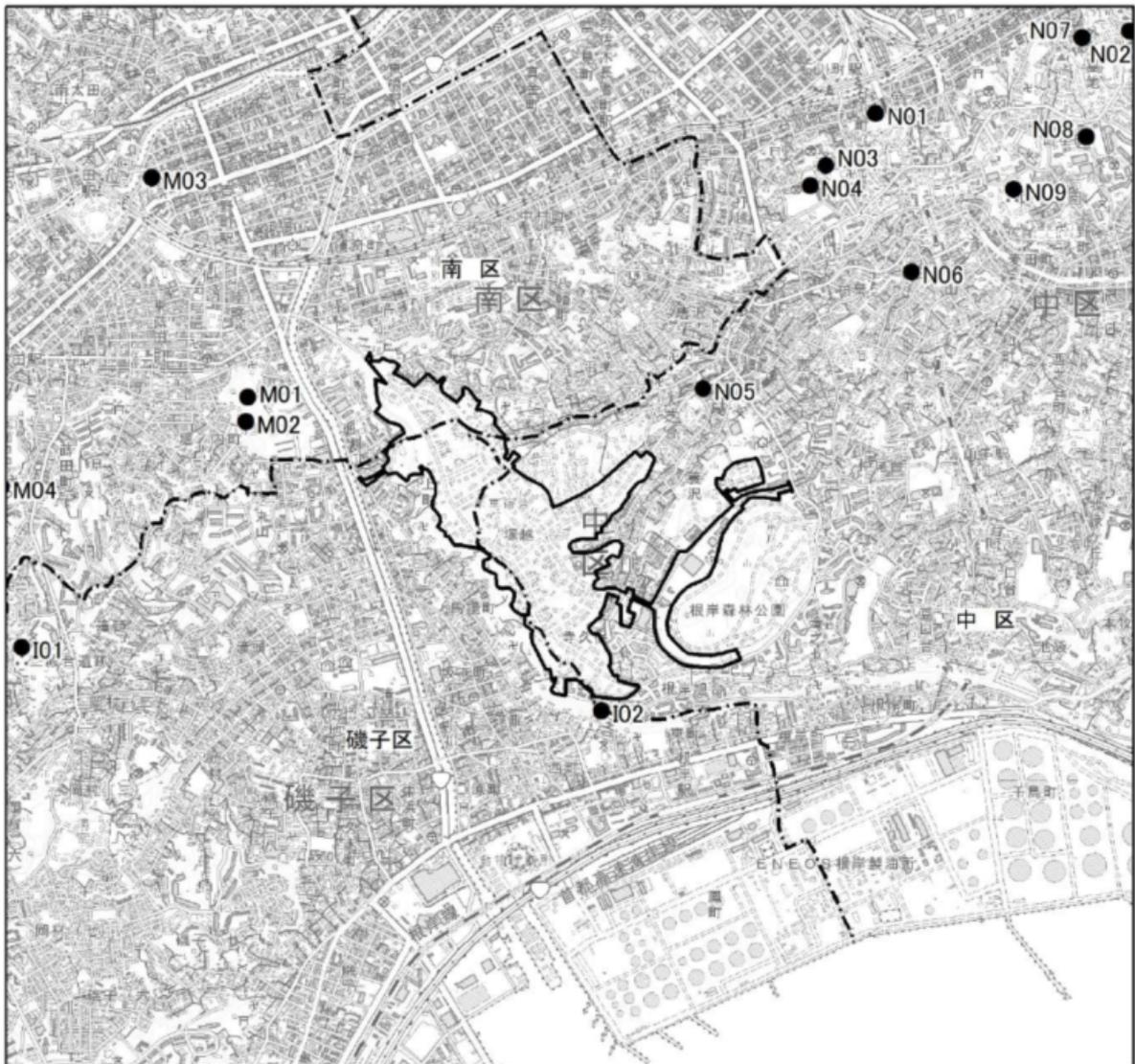
行政区分	No.	区分	種類	名称	所在地	指定・登録年月日
中区	N01	国指定	建造物	旧内田家住宅	山手町 16	H09.05.29
	N02	市指定		横浜地方気象台庁舎	山手町 99	H17.11.01
	N03			山手 214 番館	山手町 214	H06.11.01
	N04			横浜共立学園本校舎	山手町 211-1	S63.11.01
	N05			地藏王廟	大芝台 7	H02.11.01
	N06			岩田家住宅	柏葉 69	R04.12.15
	N07			国登録	ジェラール水屋敷地下貯水槽	元町 1-77-4
	N08	中嶋家住宅 (旧ピゴット邸) 主屋			山手町 69-7	R5.8.7
	N09	市登録	史跡	日本最初の洋式公園 (山手公園)	山手町 230	H08.11.05
南区	M01	県指定	天然記念物	宝生寺・弘誓院の寺林	堀ノ内町 1-68 (宝生寺)	S55.02.15
	M02	市指定	建造物	宝生寺本堂 (灌頂堂)		S63.11.01
	M03	市登録	史跡	吉田新田鎮守(日枝神社)境内	山王町 5-32 (日枝神社)	H02.11.01
	M04			吉良家の供養塔	蒔田町 933(勝国寺)	H05.11.01
磯子区	I01	国指定	史跡	三殿台遺跡	岡村 4-11-22	S41.04.02
	I02	県指定	天然記念物	根岸八幡神社の社叢林	西町 1-1(根岸八幡神社)	S55.02.15

注：表中の No. は、図 2.2-33 に対応します。

資料：「神奈川県文化財目録 (市町村別)」(神奈川県ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧)

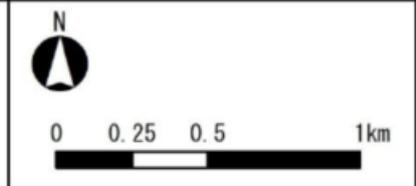
「国・神奈川県及び横浜市指定・登録文化財目録」(横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧)

「横浜市行政地図情報提供システム (文化財ハマ Site)」(横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧)



凡例

- 計画区域
- 区界
- 指定・登録文化財



注：図中のNo.は、表 2.2-41 に対応します。

資料：「神奈川県文化財目録（市町村別）」（神奈川県ホームページ、令和7年3月閲覧）

「国・神奈川県及び横浜市指定・登録文化財目録」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

図 2.2-33 指定・登録文化財の状況

## (2) 横浜市認定歴史的建造物

調査区域における横浜市認定歴史的建造物の状況は、表 2.2-42 及び図 2.2-34 に示すとおりです。

調査区域には、横浜市認定歴史的建造物が 28 箇所存在します。これらのうち「旧根岸競馬場一等馬見所 (N26)」は計画区域に隣接して存在します。

表 2.2-42 横浜市認定歴史的建造物の状況

行政区分	No.	名称	所在地	認定年度
中区	N01	カトリック山手教会聖堂	山手町 44	昭和 63 年度
	N02	横浜山手聖公会	山手町 235	平成元年度
	N03	石橋邸	山手町	平成 3 年度
	N04	松原邸	山手町	平成 6 年度
	N05	宇田川邸	山手町	平成 6 年度
	N06	BEATTY (ビーティ) 邸	山手町	平成 6 年度
	N07	エリスマン邸	元町 1 丁目(元町公園内)	平成 6 年度
	N08	ブラフ 18 番館 (旧カトリック山手教会司祭館)	山手町 16	平成 6 年度
	N09	カトリック横浜司教館別館	山手町 45-2	平成 6 年度
	N10	カトリック横浜司教館 (旧相馬永胤邸)	山手町	平成 8 年度
	N11	岡田邸	山手町	平成 10 年度
	N12	山手資料館	山手町 236	平成 11 年度
	N13	山手 234 番館	山手町 234-1	平成 11 年度
	N14	ベーリック・ホール	山手町 72(元町公園内)	平成 13 年度
	N15	山手 76 番館	山手町	平成 13 年度
	N16	山手隧道	麦田町 1-17～石川町 1-39	平成 13 年度
	N17	打越橋	打越 26～山手町 223	平成 15 年度
	N18	桜道橋	山手町 28～麦田町 1-17	平成 16 年度
	N19	西之橋	山下町 277～石川町 2-1	平成 17 年度
	N20	山手 89-8 番館	山手町	平成 18 年度
	N21	フェリス女学院 10 号館 (旧ライジングサン石油会社社宅)	山手町	平成 19 年度
	N22	フェリス女学院 6 号館別館	山手町	平成 24 年度
	N23	山手 26 番館	山手町	平成 25 年度
	N24	山手 237 番館	山手町	令和 5 年度
	N25	山手 69-6 番館	山手町	令和 5 年度
	N26	旧根岸競馬場一等馬見所	根岸台 根岸森林公園内	令和 6 年度
南区	M01	浦舟水道橋	浦舟町 2-33～ 中村町 3-191 地先	平成 12 年度
	M02	吉野橋	吉野町 1-26 番地 2 地先、 宮元町 1-7 番地先	平成 30 年度

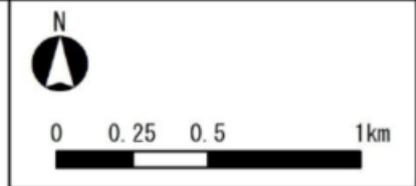
注：表中の No. は、図 2.2-34 に対応します。ただし、地番非公開の建造物については図示していません。

資料：「横浜市認定歴史的建造物一覧」(横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧)



凡例

- 計画区域
- 区界
- 横浜市認定歴史的建造物



注1：図中のNo.は、表 2.2-42 に対応します。ただし、地番非公開の建造物については図示していません。  
 資料：「横浜市認定歴史的建造物一覧」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

図 2.2-34 横浜市認定歴史的建造物の状況

### (3) 周知の埋蔵文化財包蔵地

調査区域における周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 2.2-43 及び図 2.2-35 に示すとおりです。

調査区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地が 37 箇所存在します。これらのうち計画区域内には、9 箇所 (N09、N10、N11、N12、N13、M03、I01、I02、I03) の周知の埋蔵文化財包蔵地が存在します。

表 2.2-43(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

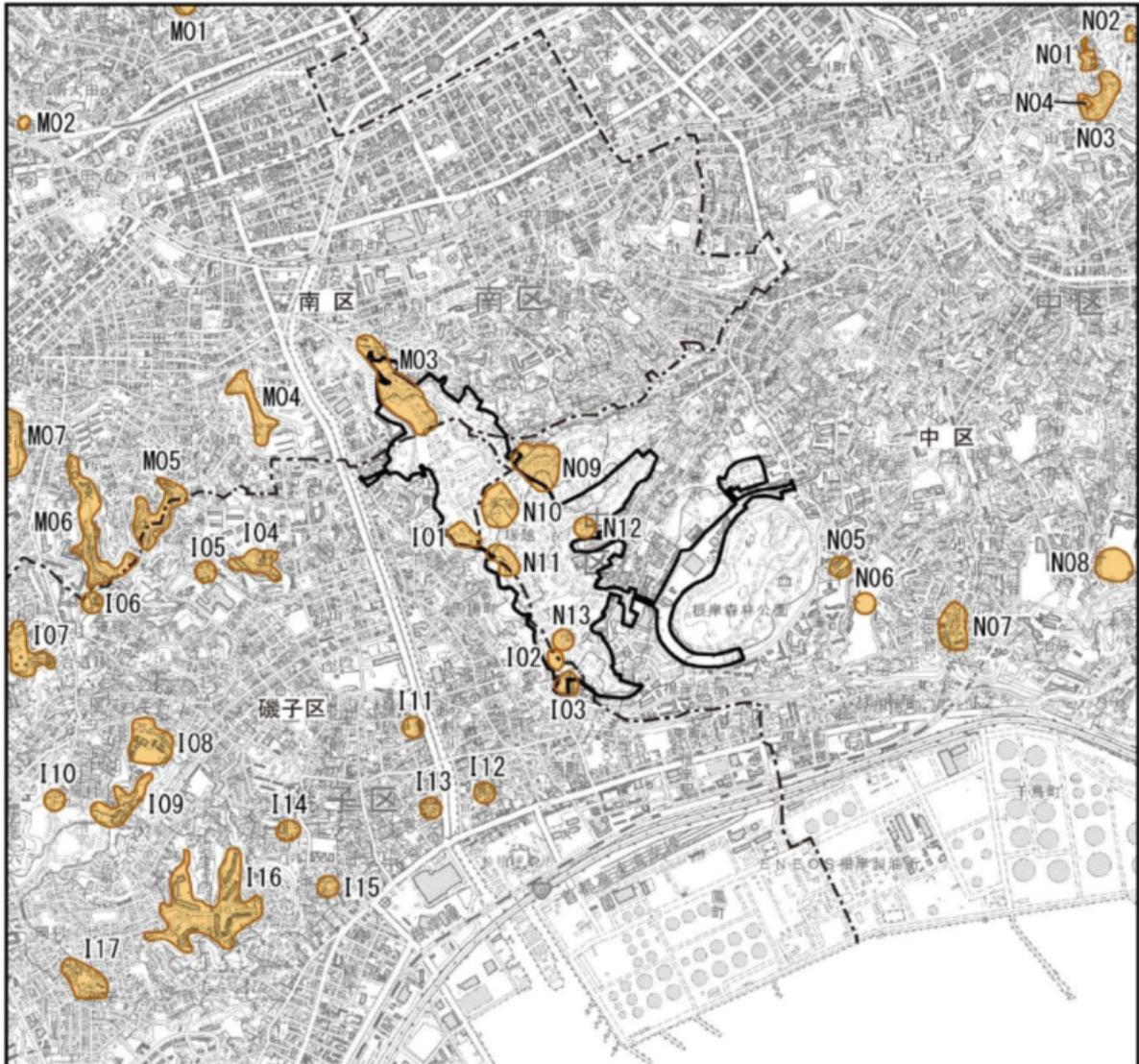
行政区分	No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期
中区	N01	元町一丁目 77-4 他 1	工場(船舶給水関連施設)跡	公園	台地上	近代(明治期)
	N02	山手町 99	散布地・近代建物跡	宅地	台地上	縄文・古墳・近代
	N03	山手町 77 付近	貝塚	墓地・公園	台地上・斜面	縄文(中・後期)
	N04	元町一丁目 77	外国人住宅跡	公園	台地上	近代(明治期～大正末期)
	N05	仲尾台 60 付近	散布地	宅地	台地斜面	不明
	N06	滝之上 100 付近	散布地	学校	台地上	縄文(早期)
	N07	豆口台 82 付近	散布地	畑地・荒地	台地斜面	不明
	N08	本牧緑ヶ丘 137 付近	貝塚	学校・宅地	台地上・斜面	縄文(前期)
	N09	大芝台 42 付近	散布地	墓地・山林	台地上	不明
	N10	塚越 92 付近	散布地	山林・宅地	台地上	縄文(早期)
	N11	塚越 35 付近	散布地	宅地・山林	台地上・斜面	縄文(前期)
	N12	塚越 5 付近	散布地・貝塚	宅地	台地上・斜面	縄文(前期)
	N13	寺久保町 89 付近	貝塚	宅地	台地上・斜面	縄文(後期)
南区	M01	三春台 42 付近	屋敷跡	学校	台地上	室町?
	M02	南太田二丁目 252 付近	塚	墓地・雑木林	台地上	不明
	M03	山谷 23 付近	集落跡・貝塚	宅地	台地上	縄文(後期)
	M04	堀ノ内町一丁目 68 付近	散布地	雑木林	台地上	縄文(早・前・中期)・歴史
	M05	堀ノ内町二丁目 239 付近	散布地	宅地・雑木林	台地上	不明
	M06	蒔田町 1020・1027 付近	散布地	学校・宅地	台地上・斜面	縄文・弥生(後期)・古墳
	M07	蒔田町 124 付近	集落跡・城跡	学校	台地上	縄文(前期)・弥生(中・後期)・古墳・室町?
磯子区	I01	上町 13 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(早期)
	I02	坂下町 5 付近	散布地	宅地・荒地	台地上	縄文(前期)
	I03	下町 13 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(中期)
	I04	丸山一丁目 23 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(前期)
	I05	滝頭一丁目 2 付近	屋敷跡	宅地	低地	中世
	I06	滝頭一丁目 6 付近	塚	宅地	台地上	不明
	I07	岡村四丁目 11 付近	集落跡・貝塚	史跡地	台地上・斜面	縄文(中・後期)・弥生(中・後期)・古墳
	I08	岡村二丁目 4 付近	貝塚	学校	台地上	縄文(前期)
	I09	岡村二丁目 15 付近	散布地	宅地・荒地	台地上	縄文(中期)・弥生(中期)
	I10	岡村六丁目 2 付近	散布地	宅地・公園	台地上	弥生(後期)・古墳・歴史

表 2.2-43(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

行政区分	No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期
磯子区	I11	滝頭三丁目 8 付近	塚	宅地	低地	不明
	I12	原町 8 付近	古墳?	宅地	低地	古墳?
	I13	中浜町 3 付近	塚	境内	低地	不明
	I14	磯子八丁目 11 付近	屋敷跡	宅地	低地	中世
	I15	久木町 20 付近	古墳	宅地	低地	古墳
	I16	磯子七丁目 6・12~13・岡村一丁目 22・24 付近	集落跡・貝塚	宅地	台地上・台地斜面	縄文(前・中・後期)・弥生(後期)・古墳(前期)・平安
	I17	磯子六丁目 32 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(中期)・弥生(後期)

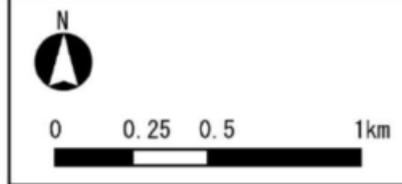
注：表中の No.は、図 2.2-35 に対応します。

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧）



凡例

- 計画区域
- 区界
- 周知の埋蔵文化財包蔵地



注：図中のNo.は、表 2.2-43 に対応します。

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

図 2.2-35 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

## 2.2.10 公害等の状況

### (1) 公害苦情の発生状況

調査対象地域における公害苦情の発生状況は、表 2.2-44 に示すとおりです。

公害苦情の発生件数は、中区が 122 件、南区が 77 件、磯子区が 61 件であり、各区ともに騒音に関する公害苦情が最も多くなっています。

表 2.2-44 公害苦情の発生状況（令和 5 年度）

区分	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
中区	11	—	—	75	19	—	15	2	122
南区	13	1	—	32	10	—	21	—	77
磯子区	16	—	—	21	6	—	17	1	61

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧）

## (2) 大気汚染の状況

調査区域における大気汚染常時監視測定局（一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局）の測定項目は表 2.2-45 に、位置は図 2.2-36 に示すとおりです。また、環境基準の適合条件は表 2.2-46 に、各測定局の過去 5 年間（令和元年度～令和 5 年度）の測定結果は表 2.2-47 に示すとおりです。

二酸化硫黄は、「南区南太田」のみで測定されており、測定年度の全てで環境基準に適合しています。

浮遊粒子状物質は 3 測定局で測定されており、測定年度の全てで環境基準に適合しています。

一酸化炭素は、調査区域の測定局では測定が行われていません。

二酸化窒素は 3 測定局で測定されており、測定年度の全てで環境基準に適合しています。

微小粒子状物質は、「南区南太田」のみで測定されており、測定年度の全てで環境基準に適合しています。

光化学オキシダントは、「南区南太田」のみで測定されており、測定年度の全てで環境基準に適合していません。

ダイオキシン類は、「南区南太田」のみで測定されており、測定年度の全てで環境基準に適合しています。

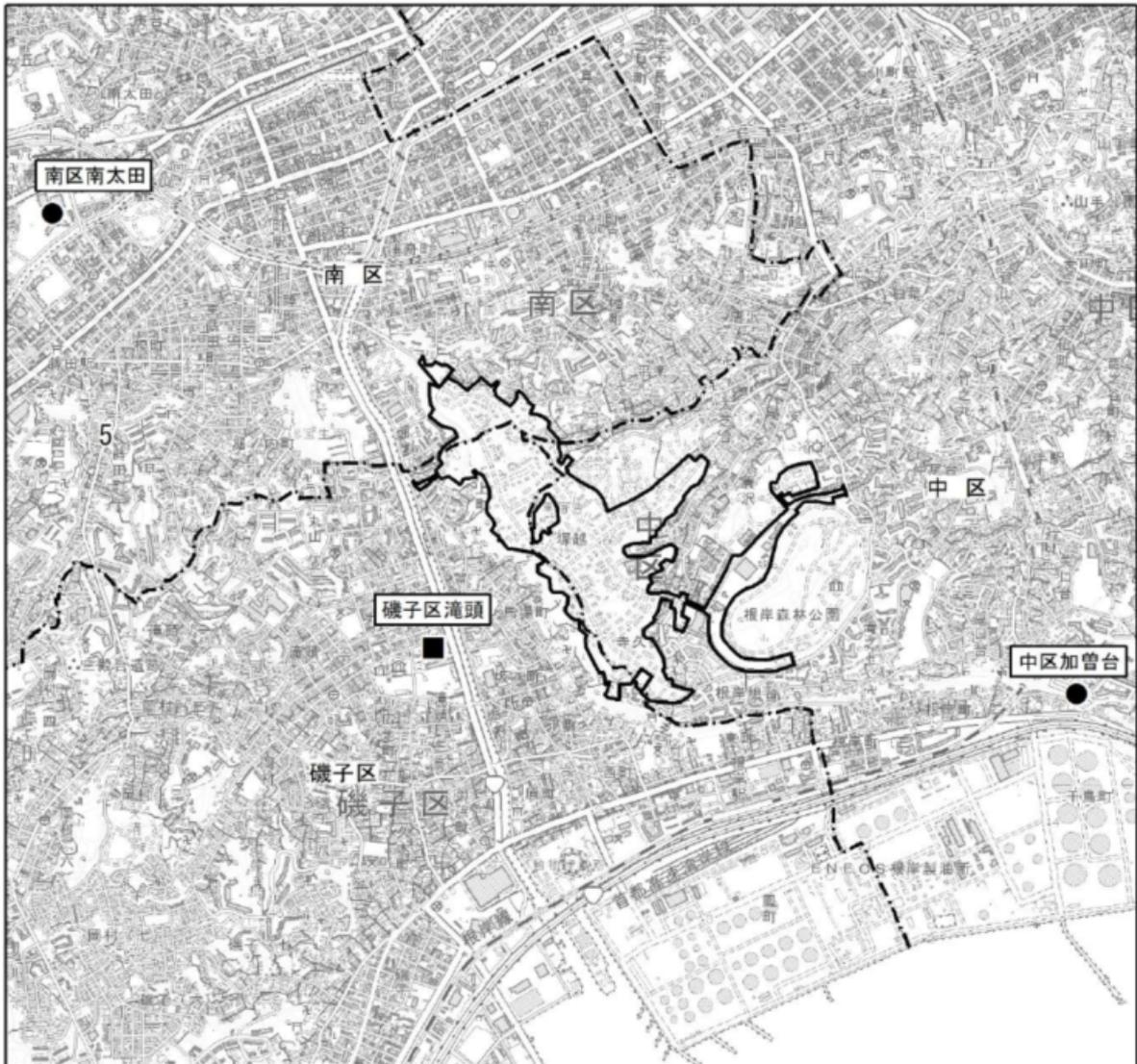
表 2.2-45 大気汚染常時監視測定局の測定項目

測定局		項目	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	二酸化窒素	微小粒子状物質	光化学オキシダント	ダイオキシン類
一般環境大気測定局	中区加曾台		—	○	—	○	—	—	—
	南区南太田		○	○	—	○	○	○	○
自動車排出ガス測定局	磯子区滝頭		—	○	—	○	—	—	—

注 1：「○」は測定項目、「—」は測定が行われていない項目を示します。

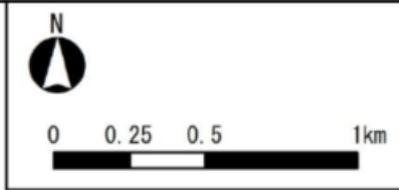
注 2：「中区加曾台」は、令和 2,3 年度は測定を休止し、令和 4 年度末で廃止となっています。

資料：「横浜市大気汚染調査報告書（令和元年度-2019）～（令和 5 年度-2023）」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧）



凡例

-  計画区域
-  区界
-  一般環境大気測定局
-  自動車排出ガス測定局



注：中区加曾台は、令和2,3年度は測定を休止し、令和4年度末で廃止となっています。  
 資料：「横浜市大気汚染調査報告書（令和元年度-2019）～（令和5年度-2023）」  
 （横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

図 2.2-36 大気汚染常時監視測定局

表 2.2-46 大気汚染に係る環境基準の適合条件について

大気汚染物質	評価方法	環境基準に適合するための条件
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	長期的評価・短期的評価の併用	【長期的評価】 日平均値が 0.04ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 <sup>注1</sup> ) 以内であり、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1 時間値が 0.1ppm を超えないこと。 日平均値が 0.04ppm を超えないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)		【長期的評価】 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 <sup>注1</sup> ) 以内であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を超えないこと。 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えないこと。
一酸化炭素 (CO)		【長期的評価】 日平均値が 10ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 <sup>注1</sup> ) 以内であり、かつ、日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 8 時間平均値が 20ppm を超えないこと。 日平均値が 10ppm を超えないこと。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	98% 値評価	【98% 値評価】 日平均値が 0.06ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 <sup>注2</sup> ) 以内であること。 【環境基準】 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	年平均値評価・98% 値評価の併用	年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 <sup>注2</sup> ) 以内であること。
光化学オキシダント (OX)	短期的評価	1 年間で昼間 (5 時～20 時) のすべての 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ダイオキシン類	年平均値評価	複数回の測定値の年平均値で 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。

注 1：2% 除外値で評価する二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素は、有効測定日数が 325 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。

注 2：98% 値で評価する二酸化窒素及び微小粒子状物質は、有効測定日数が 326 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。

注 3：横浜市は二酸化窒素について、「横浜市環境管理計画」において目標値を 0.04 ppm としています。

資料：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号)

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁 (水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号)

表 2.2-47(1) 大気質測定結果（二酸化硫黄）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを 超えた日が2日以上 連続したことの有無	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 (日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期的 評価)
南区南太田	令和元	0.002	0.005	無	0	0	○
	令和2	0.001	0.003	無	0	0	○
	令和3	0.002	0.004	無	0	0	○
	令和4	0.002	0.004	無	0	0	○
	令和5	0.002	0.003	無	0	0	○

注1:「環境基準の適合・不適合状況」の「○」は長期的評価、短期的評価ともに適合を示します。

注2:環境基準とは、長期的評価は、日平均値が0.04ppmを超えた日数が1年間で2%以内であり、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。短期的評価は、1時間値が0.1ppmを超えないこと。日平均値が0.04ppmを超えないこと。

資料:「横浜市大気汚染調査報告書(令和元年度-2019)～(令和5年度-2023)」(横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧)

表 2.2-47(2) 大気質測定結果（浮遊粒子状物質）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の 2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた 日が2日以上連続 したことの有無	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数 (日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期的 評価)
中区加曽台	令和元	0.015	0.045	無	0	0	○
	令和2	—	—	—	—	—	—
	令和3	—	—	—	—	—	—
	令和4	—	—	—	—	—	—
	令和5	—	—	—	—	—	—
南区南太田	令和元	0.017	0.050	無	0	0	○
	令和2	0.015	0.043	無	0	0	○
	令和3	0.015	0.034	無	0	0	○
	令和4	0.015	0.031	無	0	0	○
	令和4	0.016	0.035	無	0	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の 2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた 日が2日以上連続 したことの有無	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数 (日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期的 評価)
磯子区滝頭	令和元	0.017	0.052	無	0	0	○
	令和2	0.016	0.043	無	0	0	○
	令和3	0.015	0.037	無	0	0	○
	令和4	0.015	0.031	無	0	0	○
	令和5	0.015	0.035	無	0	0	○

注1:中区加曽台は、令和2,3年度は測定を休止し、令和4年度末で廃止となっています。

注2:環境基準適合状況の「○」は長期的評価、短期的評価ともに適合を示します。

注3:環境基準とは、長期的評価は、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日数が1年間で2%以内であり、かつ、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続しないこと。短期的評価は、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>を超えないこと。日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えないこと。

資料:「横浜市大気汚染調査報告書(令和元年度-2019)～(令和5年度-2023)」(横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧)

表 2.2-47(3) 大気質測定結果（二酸化窒素）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間 98% 値 (ppm)	日平均値が 0.06ppm を超えた 日数 (日)	98% 値評価による 日平均値が 0.06ppm を超えた日数 (日)	環境基準の適合・不適合 (98% 値評価)
中区加曽台	令和元	0.017	0.037	0	0	○
	令和2	—	—	—	—	—
	令和3	—	—	—	—	—
	令和4	—	—	—	—	—
	令和5	—	—	—	—	—
南区南太田	令和元	0.015	0.033	0	0	○
	令和2	0.014	0.035	0	0	○
	令和3	0.015	0.035	0	0	○
	令和4	0.014	0.033	0	0	○
	令和5	0.012	0.034	0	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間 98% 値 (ppm)	日平均値が 0.06ppm を超えた 日数 (日)	98% 値評価による 日平均値が 0.06ppm を超えた日数 (日)	環境基準の適合・不適合 (98% 値評価)
磯子区滝頭	令和元	0.019	0.038	0	0	○
	令和2	0.017	0.039	0	0	○
	令和3	0.017	0.034	0	0	○
	令和4	0.016	0.033	0	0	○
	令和5	0.014	0.034	0	0	○

注1：中区加曽台は、令和2,3年度は測定を休止し、令和4年度末で廃止となっています。

注2：「環境基準適合・不適合状況」の「○」は98%値評価に適合を示します。

注3：98%値評価とは、日平均値が0.06ppmを超えた日数が1年間で2%以内であること。

注4：環境基準とは、日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

資料：「横浜市大気汚染調査報告書（令和元年度-2019）～（令和5年度-2023）」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

表 2.2-47(4) 大気質測定結果（微小粒子状物質）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値の年間 98% 値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価・98%値評価)
南区南太田	令和元	8.9	21.0	0	○
	令和2	7.8	19.6	0	○
	令和3	7.5	16.5	0	○
	令和4	7.2	15.0	0	○
	令和5	7.3	16.8	0	○

注1：「環境基準適合・不適合状況」の「○」は「年平均値が  $15\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下、かつ98%値評価に適合」を示します。

注2：環境基準とは、年平均値が  $15\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、日平均値が  $35\mu\text{g}/\text{m}^3$  を超えた日数が1年間で2%以内であること。

資料：「横浜市大気汚染調査報告書（令和元年度-2019）～（令和5年度-2023）」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

表 2.2-47(5) 大気質測定結果（光化学オキシダント）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	昼間の1時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日数 (日)	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた時間数 (時間)	環境基準の適合・不適合 (短期的評価)
南区南太田	令和元	0.029	59	267	×
	令和2	0.028	44	192	×
	令和3	0.032	54	256	×
	令和4	0.031	60	265	×
	令和5	0.033	68	318	×

注1：「環境基準の適合・不適合状況」の「×」は不適合であることを示します。

注2：環境基準とは、1年間で昼間（5時～20時）のすべての1時間値が0.06ppm以下であること。

資料：「横浜市大気汚染調査報告書（令和元年度-2019）～（令和5年度-2023）」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

表 2.2-47(6) 大気質測定結果（ダイオキシン類）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価)
南区南太田	令和元	0.013	○
	令和2	—	—
	令和3	—	—
	令和4	0.012	○
	令和5	—	—

注1：「環境基準適合・不適合状況」の「○」は適合していることを示します。

注2：環境基準とは、複数回の測定値の年平均値が0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下であること。

注3：「—」は測定が行われていないことを示します。

資料：「横浜市大気汚染調査報告書（令和元年度-2019）～（令和5年度-2023）」

（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

### (3) 水質汚濁の状況

#### ① 河川

調査区域及びその周辺における河川の水質測定結果は表 2.2-48 に、測定地点は図 2.2-37 に示すとおりです。

清水橋における過去 5 年間（令和元年度～令和 5 年度）の測定結果は、生活環境項目では、令和 2 年度及び令和 4 年度の水素イオン濃度、令和 3 年度の生物学的酸素要求量、令和 2 年度～令和 5 年度の溶存酸素量、全ての年度の大腸菌群数（大腸菌数）を除いて環境基準に適合しています。

健康項目、要監視項目及びダイオキシン類は、各年度の測定項目の全てで環境基準に適合しています。

表 2.2-48(1) 河川の水質測定結果（生活環境項目）

項目	地点	大岡川				
	測定地点	清水橋				
	類型	B 類型				
	測定年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
水素イオン濃度[pH]	年平均値	8.0	8.1	8.0	8.1	8.0
	最小～最大	7.5～8.5	7.7～8.6	7.5～8.5	7.6～8.6	7.5～8.3
生物学的酸素要求量 [BOD] (mg/L)	75%値	2.1	1.7	3.6	1.4	1.4
	最小～最大	0.6～3.1	0.7～6.3	0.8～9.9	<0.4～2.4	0.5～3.5
浮遊物質 [SS] (mg/L)	年平均値	4	3	4	3	3
	最小～最大	1～9	1～11	1～9	1～13	1～7
溶存酸素量[DO] (mg/L)	年平均値	7.8	7.5	7.8	8.2	7.6
	最小～最大	5.4～9.7	4.0～10.7	3.8～13	4.6～12.4	4.4～11.5
大腸菌群数 (MPN/100mL) 大腸菌数 <sup>注3</sup> (CFU/100mL)	年平均値 (90%値)	6.6E+03	9.0E+03	2.4E+05	(5.4E+04)	(1.2E+04)
	最小～最大	3.3E+02～ 2.3E+04	4.9E+02～ 3.3E+04	1.3E+03～ 1.3E+06	3～ 8.5E+04	370～ 1.2E+04
全亜鉛 (mg/L)	年平均値	0.007	0.006	0.008	0.008	0.007
	最小～最大	0.003～ 0.011	0.002～ 0.014	0.004～ 0.013	0.005～ 0.010	0.004～ 0.014
ノニルフェノール (mg/L)	年平均値	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
	最小～最大	<0.00006～ <0.00006	<0.00006～ <0.00006	<0.00006～ <0.00006	<0.00006～ <0.00006	<0.00006～ <0.00006
L A S (mg/L)	年平均値	0.0017	0.0015	0.0010	0.0002	0.0020
	最小～最大	0.0009～ 0.0025	<0.0006～ 0.0024	0.0010～ 0.0010	0.0001～ 0.0002	0.0019～ 0.0021

注 1：網掛けは、環境基準に適合していないことを示します。

注 2：環境基準値（B 類型）

水素イオン濃度指数：6.5 以上 8.5 以下

生物学的酸素要求量：3mg/L 以下（75%値）

浮遊物質：25mg/L 以下

溶存酸素量：5mg/L 以上

大腸菌群数：5,000MPN/100mL 以下

大腸菌数：1,000CFU/100mL 以下（90%値）

注 3：大腸菌に関する指標については、令和 3 年 4 月 1 日から「大腸菌数」に変更となっており、令和 4 年度以降の測定は「大腸菌数」で行われています。

資料：「令和元年度～令和 5 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧）

表 2.2-48(2) 河川の水質測定結果（健康項目）

項目	地点	大岡川					環境基準
		清水橋					
		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	検出されないこと
鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.01	<0.01	0.05 以下
砒素	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	(mg/L)	—	—	—	—	—	検出されないこと
P C B	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	0.02 以下
四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	0.006 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0005	<0.0005	0.006 以下
シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0003	<0.0003	0.02 以下
ベンゼン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	0.01 以下
セレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	1.6	0.99	1.1	1.4	1.5	10 以下
ふっ素	(mg/L)	—	—	—	—	—	0.8 以下
ほう素	(mg/L)	—	—	—	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注1:「—」は、測定が行われていない項目を示します。

注2:「ND」及び「<」は、測定下限値未満であることを示します。

注3:「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。

注4:複数回測定された項目については、最大値を記載しています。

資料:「令和元年度～令和5年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

(横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧)

表 2.2-48(3) 河川の水質測定結果（要監視項目）

項目	地点	大岡川					指針値
		清水橋					
		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	
EPN (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	<0.0005	0.006 以下	
ニッケル (mg/L)	<0.008	<0.008	<0.001	0.001	<0.001	—	
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) (mg/L)	—	—	—	—	0.000004	—	
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)(直鎖体) (mg/L)	—	—	—	—	0.000002	—	
ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) (mg/L)	—	—	—	—	0.000007	—	
ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) (直鎖体) (mg/L)	—	—	—	—	0.000006	—	
PFOS 及び PFOA の合算値 (mg/L)	—	—	—	—	0.000012	0.00005 以下 (暫定)	

注1:「—」は、測定が行われていない項目を示します。

注2:「ND」及び「<」は、測定下限値未満であることを示します。

資料:「令和元年度～令和5年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

(横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧)

表 2.2-48(4) 河川の水質測定結果（ダイオキシン類）

項目	地点	大岡川					環境基準
		清水橋					
		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	
水質 (pg-TEQ/L)	0.096	—	0.072	—	0.046	1 以下	
底質 (pg-TEQ/g)	8.2	—	0.91	—	1.3	150 以下	

注:「—」は、測定が行われていない項目を示します。

資料:「令和元年度～令和5年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

(横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧)

## ② 海域

調査区域及びその周辺における海域の水質測定結果は表 2.2-49 に、測定地点は図 2.2-37 に示すとおりです。

磯子沖における過去 5 年間（令和元年度～令和 5 年度）の測定結果は、生活環境項目では、令和 3 年度～令和 5 年度の水素イオン濃度を除いて環境基準に適合しています。

健康項目は、各年度の測定項目の全てで環境基準に適合しています。

表 2.2-49(1) 海域の水質測定結果（生活環境項目）

項目	地点	東京湾				
	海域	磯子沖				
	測定地点	磯子沖				
	類型	C 類型				
	測定年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
水素イオン濃度[pH]	年平均値	8.1	8.2	8.3	8.2	8.2
	最小～最大	8.0～8.3	8.1～8.3	8.0～8.6	8.0～8.6	8.0～8.6
化学的酸素要求量 [COD] (mg/L)	75%値	2.8	3.2	2.7	2.7	2.9
	最小～最大	1.4～3.4	1.6～3.8	1.4～3.6	1.2～4.3	1.5～4.3
溶存酸素量[DO] (mg/L)	年平均値	7.8	8.4	11.9	8.1	8.1
	最小～最大	4.7～9.6	5.6～10.4	7.2～12	4.8～10	5.3～10.5
大腸菌群数 (MPN/100mL)	年平均値 (90%値)	4.8E+02	1.7E+02	660	(86)	(55)
大腸菌数 <sup>注4</sup> (CFU/100mL)	最小～最大	<2.0E+00～ 4.9E+03	<2.0E+00～ 1.7E+03	2～4.9E+03	<1～120	<1～210
n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	年平均値	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	最小～最大	<0.5～<0.5	<0.5～<0.5	<0.5～<0.5	<0.5～<0.5	<0.5～<0.5
全窒素 (mg/L)	年平均値	0.50	0.48	0.61	0.40	0.49
	最小～最大	0.31～0.78	0.27～0.65	0.32～1.0	0.26～0.58	0.28～0.72
全燐 (mg/L)	年平均値	0.046	0.045	0.059	0.043	0.044
	最小～最大	0.024～ 0.084	0.027～ 0.068	0.031～ 0.14	0.026～ 0.057	0.027～ 0.087
全亜鉛 (mg/L)	年平均値	—	—	—	—	—
	最小～最大	—	—	—	—	—
ノニルフェノール (mg/L)	年平均値	—	—	—	—	—
	最小～最大	—	—	—	—	—
L A S (mg/L)	年平均値	—	—	—	—	—
	最小～最大	—	—	—	—	—

注1:「—」は、測定が行われていない項目を示します。

注2:網掛けは、環境基準に適合していないことを示します。

注3:環境基準値（C類型）

水素イオン濃度指数 : 7.0 以上 8.3 以下

化学的酸素要求量 : 8mg/L 以下 (75%値)

溶存酸素量 : 2mg/L 以上

注4: 大腸菌に関する指標については、令和3年4月1日から「大腸菌数」に変更となっており、令和4年度以降の測定は「大腸菌数」で行われています。

資料:「令和元年度～令和5年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

(横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧)

表 2.2-49(2) 海域の水質測定結果（健康項目）

項目	地点	東京湾					環境基準
		磯子沖					
		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	検出されないこと
鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.01	<0.01	0.05 以下
砒素	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	(mg/L)	—	—	—	—	—	検出されないこと
P C B	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	0.02 以下
四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	0.006 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0005	<0.0005	0.006 以下
シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0003	<0.0003	0.02 以下
ベンゼン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0001	0.01 以下
セレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.28	0.26	0.30	0.25	0.25	10 以下
ふっ素	(mg/L)	—	—	—	—	—	0.8 以下
ほう素	(mg/L)	—	—	—	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注1：「—」は、測定が行われていない項目を示します。

注2：「ND」及び「<」は、測定下限値未満であることを示します。

注3：「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。

資料：「令和元年度～令和5年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

(横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧)

### ③ 地下水

調査区域における地下水の水質測定地点（調査メッシュ）は、図 2.2-38 に示すとおりです。

過去5年間（令和元年度～令和5年度）の調査区域の測定地点では、表 2.2-50 に示す測定項目の全てで環境基準に適合しています。

表 2.2-50 地下水の水質測定項目

項目	地点	メッシュ調査					環境基準
		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	
カドミウム	(mg/L)	○	○	○	○	○	0.003 以下
全シアン	(mg/L)	○	○	○	○	○	検出されないこと
鉛	(mg/L)	○	○	○	○	○	0.01 以下
六価クロム	(mg/L)	○	○	○	○	○	0.05 以下
砒素	(mg/L)	○	○	○	○	○	0.01 以下
総水銀	(mg/L)	○	○	○	○	○	0.0005 以下
P C B	(mg/L)	○	○	○	○	○	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	○	○	○	○	○	0.02 以下
四塩化炭素	(mg/L)	○	○	○	○	○	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	○	○	○	○	○	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	○	○	○	○	○	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	○	○	○	○	○	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	○	○	○	○	○	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	○	○	○	○	○	0.006 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	○	○	○	○	○	0.01 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	○	○	○	○	○	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	○	○	○	○	○	0.002 以下
チウラム	(mg/L)	○	○	○	○	○	0.006 以下
シマジン	(mg/L)	○	○	○	○	○	0.003 以下
チオベンカルブ	(mg/L)	○	○	○	○	○	0.02 以下
ベンゼン	(mg/L)	○	○	○	○	○	0.01 以下
セレン	(mg/L)	○	○	○	○	○	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	○	○	○	○	○	10 以下
ふっ素	(mg/L)	○	○	○	○	○	0.8 以下
ほう素	(mg/L)	○	○	○	○	○	1 以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	○	○	○	○	○	0.05 以下
クロロホルム	(mg/L)	○	—	—	—	—	0.06 以下
pH		○	○	○	○	○	5.8~8.6

注1:「○」は環境基準を達成した項目を、「×」は環境基準を達成していない項目を示します。

年間に複数回測定がある場合は、全ての測定で達成した場合に「○」としています。

注2:「—」は、測定の行われていない項目を示します。

注3:「ND」及び「<」は、測定下限値未満であることを示します。

注4:「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。

資料:「令和元年度～令和5年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

(横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧)

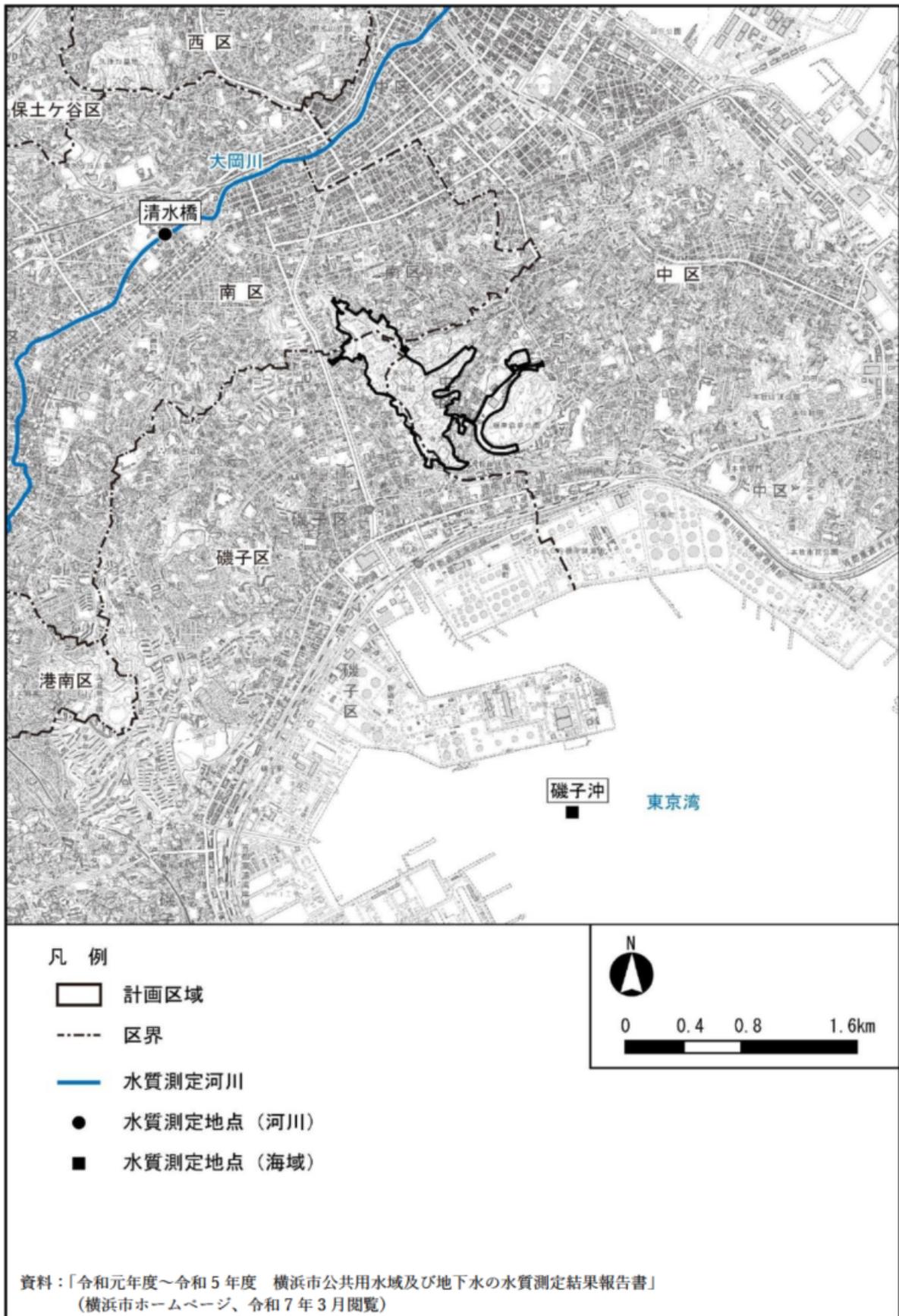


図 2.2-37 水質測定地点

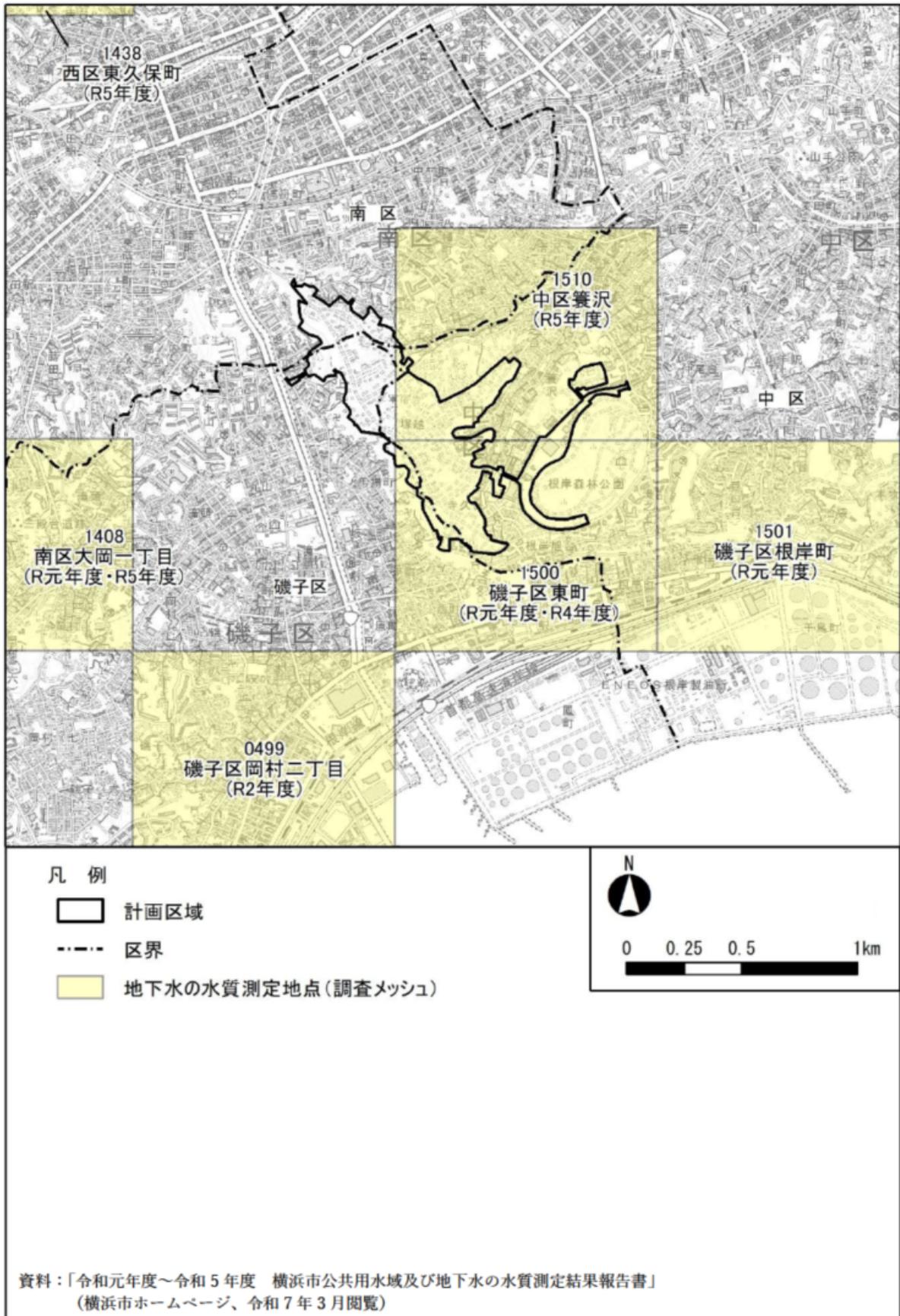


図 2.2-38 地下水の水質測定地点

#### (4) 騒音の状況

##### ① 道路交通騒音

調査区域における道路交通騒音の測定結果は表 2.2-51 に、測定地点は図 2.2-39 に示すとおりです。

調査区域では、令和 4 年度・令和 5 年度に測定が行われており、国道 357 号・高速湾岸線 (No.1) は昼間及び夜間ともに、市道山下高砂線 (No.3) は夜間に環境基準 (幹線交通を担う道路に係る基準値 (特例適用)) に適合していません。

表 2.2-51 道路交通騒音の測定結果 (令和 4 年度・令和 5 年度)

No.	道路名	測定場所	用途地域	地域の 類型	特例 適用	等価騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> ) 単位: dB (デシベル)				測定 年度
						昼間		夜間		
						環境 基準		環境 基準		
1	国道 357 号 高速湾岸線	磯子区 磯子 二丁目	工業地域	C	○	72	70	69	65	R5
2	国道 16 号	磯子区 滝頭 三丁目	近隣商業地域	C	○	68	70	65	65	R5
3	市道山下高砂線	南区 浦舟町 四丁目	商業地域	C	○	70	70	66	65	R4

注 1: 表中の No. は、図 2.2-39 に対応します。

注 2: 特例適用とは、「幹線交通を担う道路」に近接する地域の場合は、特例として、通常の「道路に面する地域」とは別の基準が設定されていることを示します。

注 3: 網掛けは、環境基準に適合していないことを示します。

注 4: 環境基準(幹線交通を担う道路に係る基準値(特例適用))とは昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下であること。

注 5: 地域の類型は以下のとおりです。

C: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 6: 昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりです。

昼間: 午前 6 時～午後 10 時 夜間: 午後 10 時～午前 6 時

注 7: 等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)とは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

資料: 「令和 4 年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書 一道路・新幹線一」

(横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧)

「令和 5 年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書 一道路・新幹線一」

(横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧)

##### ② 一般環境騒音

調査区域に一般環境騒音の測定地点は存在しません。

##### ③ 鉄道騒音

調査区域に鉄道騒音の測定地点は存在しません。

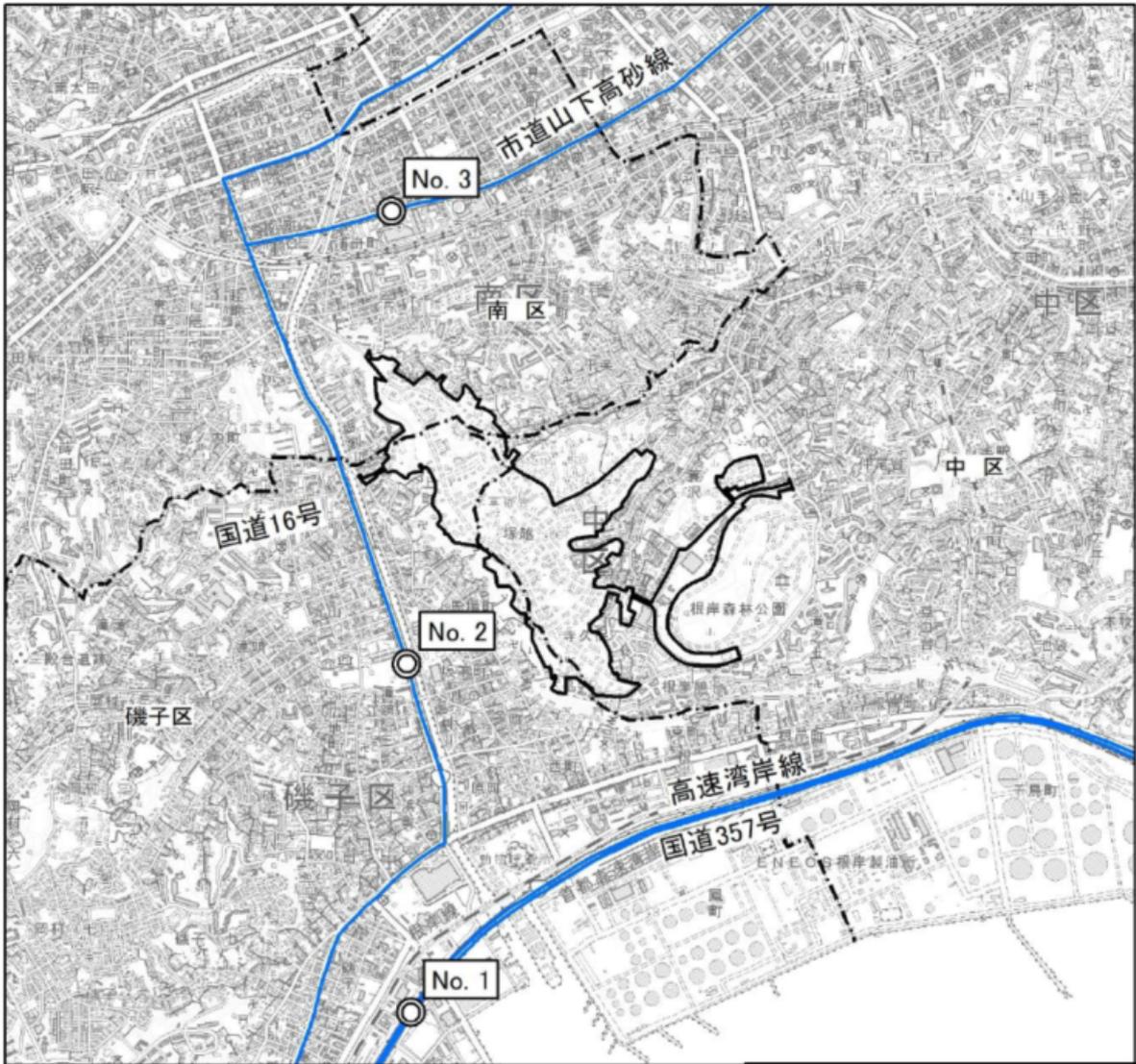
#### (5) 振動の状況

##### ① 道路交通振動

調査区域に道路交通振動の測定地点は存在しません。

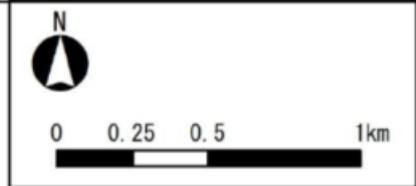
##### ② 鉄道振動

調査区域に鉄道振動の測定地点は存在しません。



凡例

- 計画区域
- 区界
- 道路交通騒音測定地点
- 道路交通騒音測定路線



資料：「令和4年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書 ー道路・新幹線ー」  
 (横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧)  
 「令和5年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書 ー道路・新幹線ー」  
 (横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧)

図 2.2-39 道路交通騒音測定地点

(6) 土壌汚染の状況

① 土壌汚染対策法に基づき指定された汚染された土地の指定状況

調査区域における「土壌汚染対策法」(平成 14 年 5 月法律第 53 号)及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号)に基づく土壌汚染に係る区域の指定状況は、表 2.2-52 及び図 2.2-40 に示すとおりです。

調査区域には、「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域の指定が 7 箇所、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく形質変更時要届出区域の指定が 2 箇所あります。

なお、計画区域には、「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域(指-215)の指定があります。

表 2.2-52(1) 形質変更時要届出区域の指定状況(土壌汚染対策法)

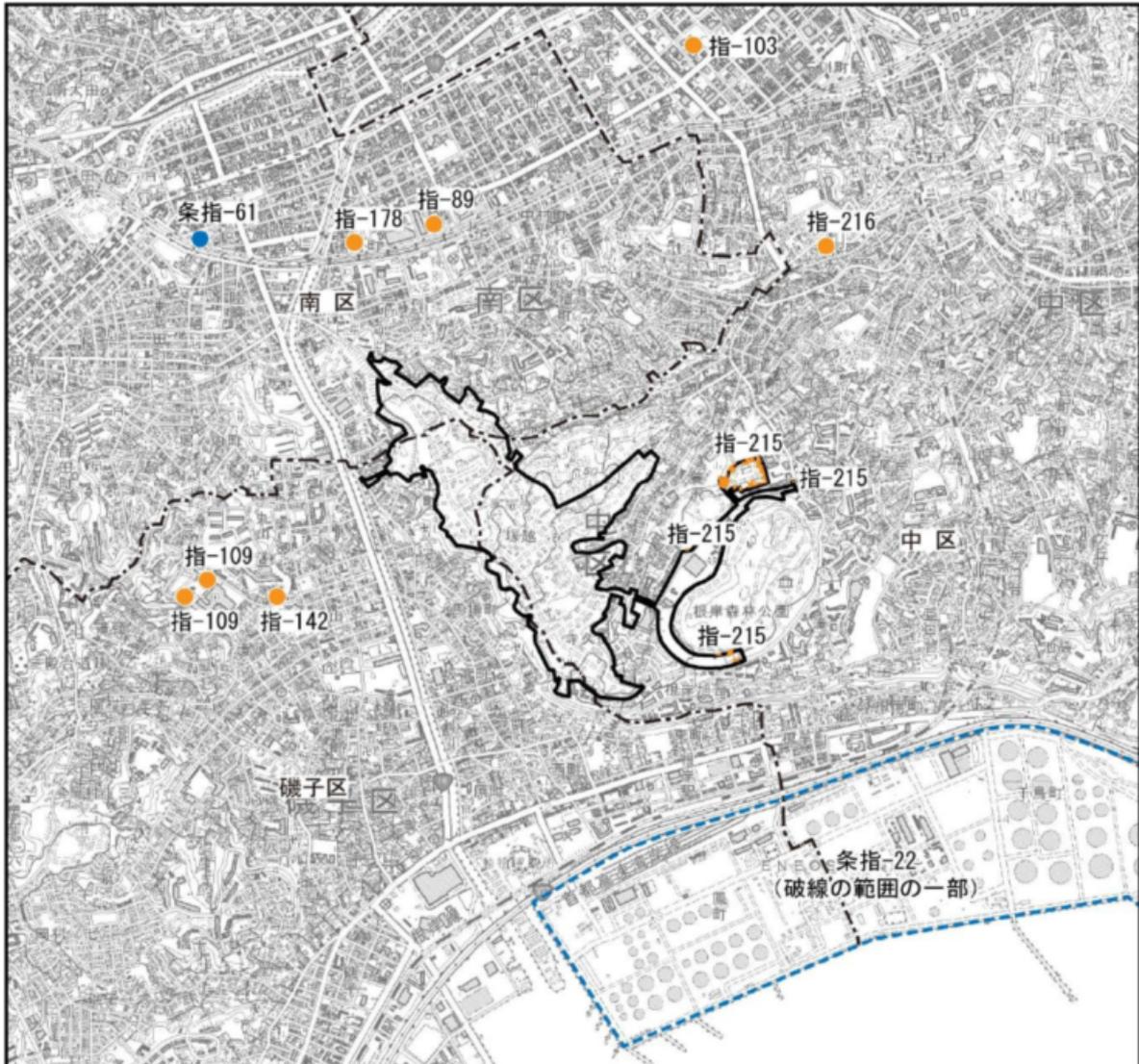
指定番号	所在地	指定年月日	面積(m <sup>2</sup> )	指定に係る特定有害物質
指-89	南区浦舟町 3 丁目 44 番 4 及び 45 番 3 の各一部並びに 45 番 4	H27.2.13	830	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
指-103	中区翁町 2 丁目 9 番 10 の一部	H28.5.2	1,162.82	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
指-109	磯子区滝頭 1 丁目及び丸山 1 丁目地内	H28.5.25	1,385.549	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
指-142	磯子区丸山 1 丁目 459 番 2 の一部	H30.2.15	134.18	クロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン
指-178	南区浦舟町 5 丁目 77 番 3、77 番 4 の各一部	R2.3.13	297.9	鉛及びその化合物
指-215	中区箕沢、根岸台及び山元町 4 丁目地内	R5.1.13	5,003.381	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物 砒素及びその化合物
指-216	中区山手町 277 番の一部	R5.4.5	300	鉛及びその化合物

資料：「汚染された区域に指定された土地一覧」(横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧)  
「形質変更時要届出区域台帳」(横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧)

表 2.2-52(2) 形質変更時要届出区域の指定状況(横浜市条例)

指定番号	所在地	指定年月日	面積(m <sup>2</sup> )	指定に係る特定有害物質
条指-22	中区千鳥町 3 番 1、7 番、豊浦町 1 番、磯子区鳳町 5 番 1 の各一部	H29.11.15 H30.6.5 R1.7.5 R1.11.25	248.565	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
条指-61	南区二葉町 4 丁目 39 番 3	R5.3.15	248.56	六価クロム化合物 水銀及びその化合物 砒素及びその化合物 鉛及びその化合物

資料：「汚染された区域に指定された土地一覧」(横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧)  
「形質変更時要届出区域台帳」(横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧)



凡例

□ 計画区域

----- 区界

● 形質変更時要届出区域（土壤汚染対策法）

■ 形質変更時要届出区域（横浜市条例）



0 0.25 0.5 1km

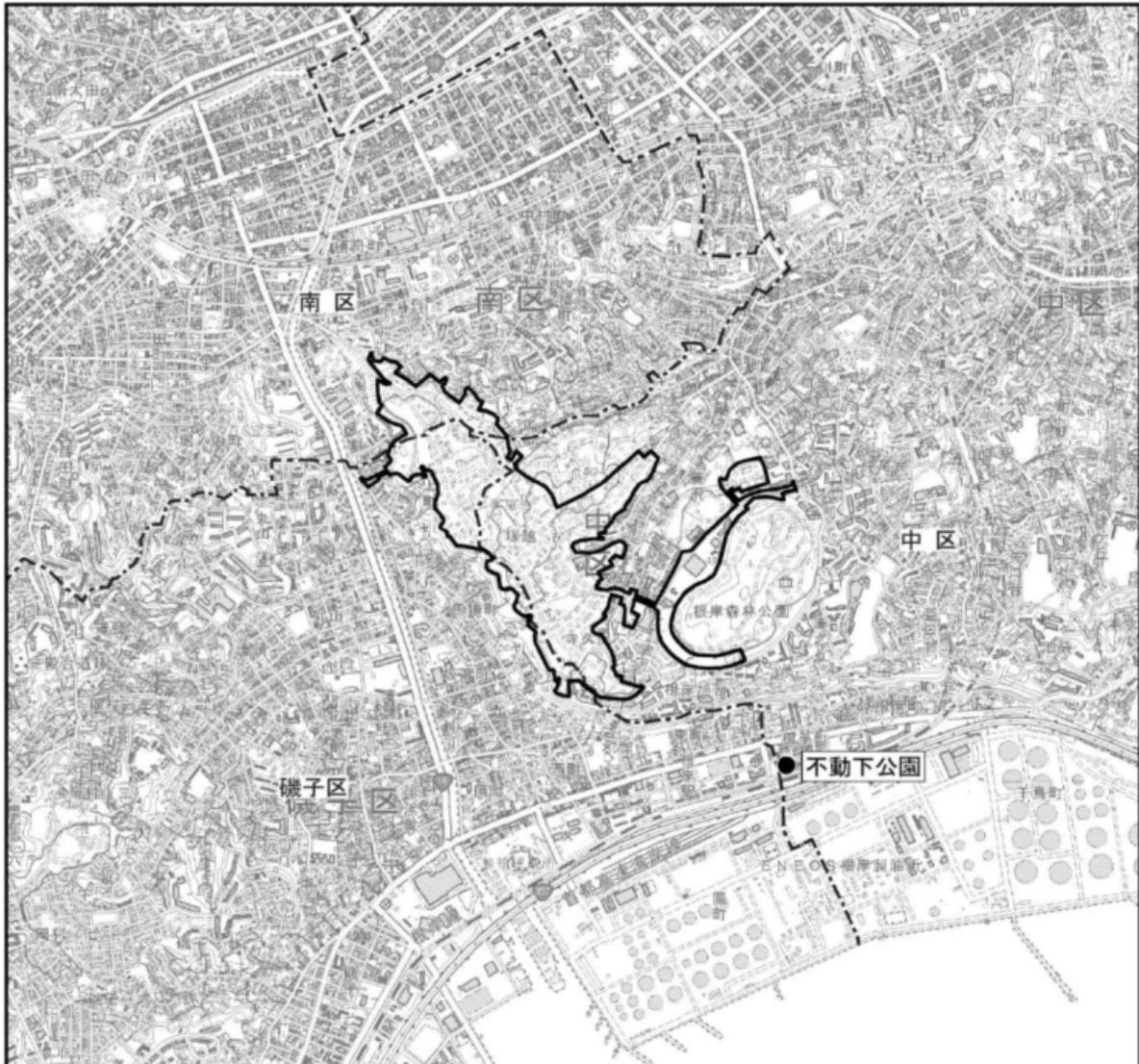
資料：「汚染された区域に指定された土地一覧」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

図 2.2-40 土壤汚染に係る形質変更時要届出区域

## ② 土壌中のダイオキシン類汚染

調査区域における土壌中のダイオキシン類の調査は、「不動下公園」で行われており、調査地点は図 2.2-41 に示すとおりです。

令和 5 年度の調査結果は、0.84pg-TEQ/g であり、環境基準（1,000pg-TEQ/g 以下）に適合しています。



凡例

□ 計画区域

----- 区界

● 土壌中のダイオキシン類調査地点



0 0.25 0.5 1km

資料：「土壌中のダイオキシン類調査結果（令和5年度）」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

図 2.2-41 土壌中のダイオキシン類調査地点

## (7) 悪臭の状況

調査区域において、公的機関による悪臭の測定は行われていません。

横浜市では「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（昭和 48 年 5 月横浜市告示第 129 号）により市街化区域が悪臭の規制地域に指定されています。

なお、「悪臭防止法施行令」（昭和 47 年 5 月政令第 207 号）に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は、計画区域に存在しません。

## (8) 地盤沈下の状況

調査区域における水準測量成果は表 2.2-53 に、水準点の位置は図 2.2-42 に示すとおりです。

調査区域の水準点では、平成 27 年～平成 30 年の 4 年間では、大きな変動はみられませんでした。なお、令和元年以降は、全ての水準点において測定は行われていません。

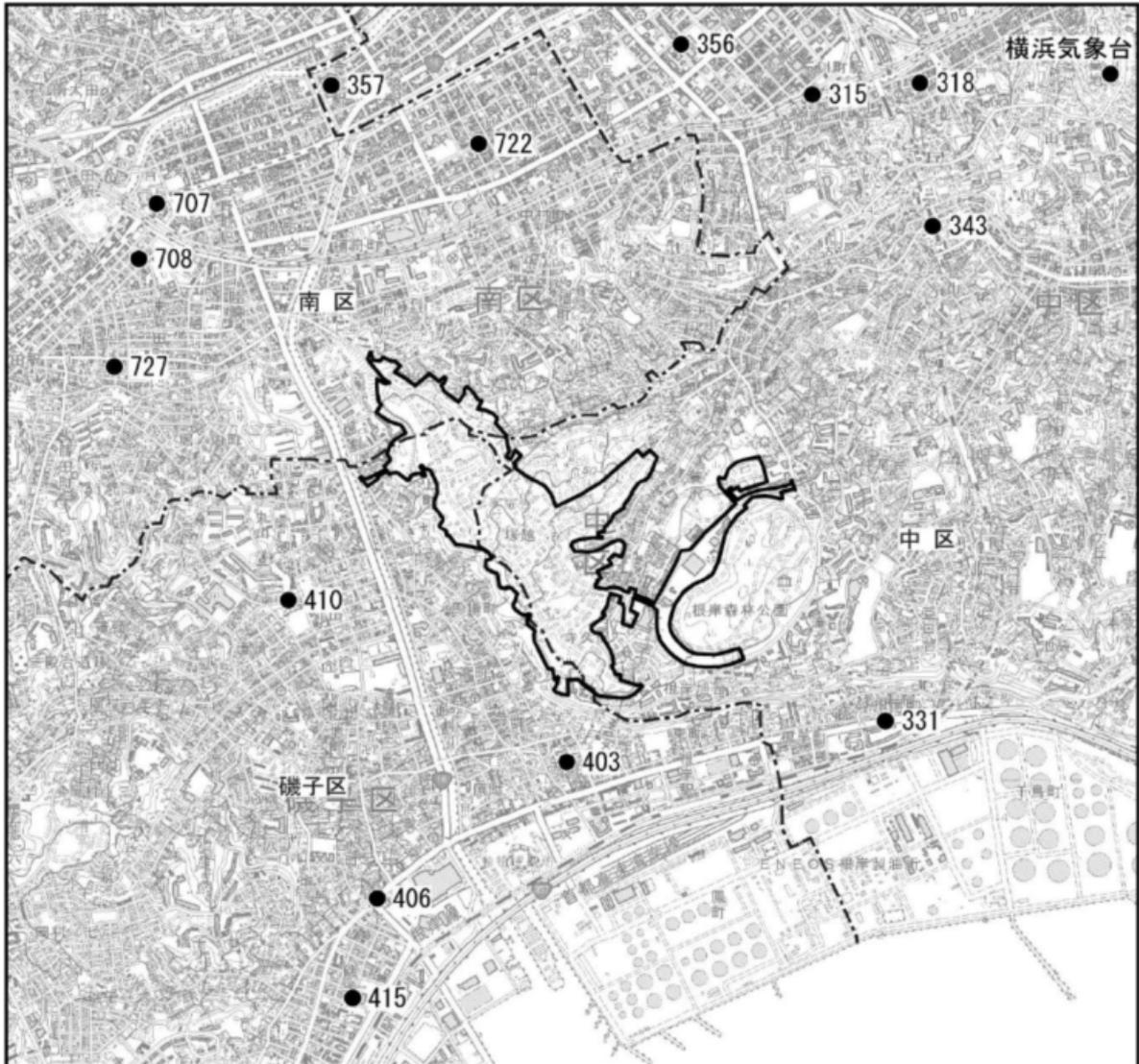
表 2.2-53 水準測量成果

区名	水準点 番号	測量結果[標高] (m)									
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
中区	横浜气象台	39.0668	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	315	2.5957	-	-	-	-	-	-	-	-	
	318	4.3053	-	-	-	-	-	-	-	-	
	331	2.0483	2.0497	2.0516	2.0505	-	-	-	-	-	
	343	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	356	2.1021	-	-	-	-	-	-	-	-	
	357	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
南区	707	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	708	2.3145	-	-	-	-	-	-	-	-	
	722	1.5925	-	-	-	-	-	-	-	-	
	727	3.5843	-	-	-	-	-	-	-	-	
磯子区	403	2.9969	2.9982	2.9995	2.9975	-	-	-	-	-	
	406	1.9396	1.9413	1.9414	1.9399	-	-	-	-	-	
	410	5.5508	-	-	-	-	-	-	-	-	
	415	1.5543	1.5563	1.5561	1.5526	-	-	-	-	-	

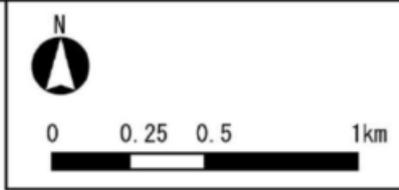
注 1：観測基準日は、各年 1 月 1 日です。

注 2：「-」は、測定が行われていないことを示します。

資料：「水準測量成果表（水準点の標高）」（横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧）



- 凡例
- 計画区域
  - 区界
  - 水準点



注：水準点のNo.は表 2.2-53 に対応します。  
 資料：「水準測量成果表（水準点の標高）」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

図 2.2-42 水準点位置図

## 2.2.11 災害の状況

### (1) 災害による被害の発生状況

調査対象地域における災害による被害の発生状況は、表 2.2-54 に示すとおりです。

令和元年から令和 6 年の被害の状況を見ると、中区、南区及び磯子区ともに令和元年の住家被害及びその他の被害数が多くなっています。

なお、計画区域北西部の斜面地では、平成 11 年に大規模な崩落事故が発生し、斜面地の下側に立地するマンションなどに大きな被害を与えました。現在は国によって、コンクリートによる法面保護対策が実施され、維持管理されています。

表 2.2-54 横浜市の災害による被害の発生状況の経年変化

被害分類		横浜市						中区						南区						磯子区						
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
人的被害	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	行方不明者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	負傷者	重傷者	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		軽傷者	13	0	7	0	11	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
住家被害	全壊	8	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	半壊	102	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	
	一部破損	2,377	1	4	0	2	293	0	0	0	0	1	70	0	0	0	1	0	260	0	0	0	0	0	0	
	床上浸水	51	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	
	床下浸水	33	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	
非住家被害	公共建物	全壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		半壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部破損	55	0	1	3	1	0	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
		浸水	12	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他浸水	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	全壊	10	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		半壊	19	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
		一部破損	249	0	0	0	4	31	0	0	0	1	0	4	0	0	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0
		浸水	504	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0
		その他浸水	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
畑被害	田の流出・埋没	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	田の冠水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	畑の流出・陥没	2	0	0.0268	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	畑の冠水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の被害	文教施設	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	道路	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
	橋梁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	河川	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	港湾	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	砂防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	清掃施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	塵くずれ	60	4	9	0	9	0	0	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	2	0	1	0	2	0	0	
	鉄道不通	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	被害船舶	隻	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水道	戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電話	回線	1	0	0	0	940	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ガス	戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀等	箇所	72	0	6	3	2	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
その他	箇所	2,397	2	58	15	34	14	83	0	7	1	6	0	176	0	2	1	0	3	90	0	2	1	4	2	

注1：全壊とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。

注2：半壊とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。

注3：一部破損とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

資料：「令和元年～令和6年 横浜市の災害」(横浜市ホームページ、令和7年5月閲覧)

## (2) 地震

調査区域において地震発生時に想定される震度は、図 2.2-43 に示すとおりです。

対象とした地震は、「横浜市地震被害想定調査報告書」（横浜市、平成 24 年 10 月）にて被害想定対象とされた 3 地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）としました。

調査区域では、元禄型関東地震で震度 6 弱～7、東京湾北部地震で震度 5 強～6 強、南海トラフ巨大地震で震度 5 弱～6 弱の揺れが想定されています。

なお、計画区域では、元禄型関東地震で震度 6 弱～6 強、東京湾北部地震で震度 5 強～6 弱、南海トラフ巨大地震で震度 5 弱～5 強の揺れが想定されています。

## (3) 浸水想定区域

調査区域における浸水想定区域は、図 2.2-44 に示すとおりです。

洪水による浸水想定区域は、主に大岡川、中村川、堀川及び堀割川の周辺に分布しています。なお、計画区域に浸水想定区域は存在しません。

内水による浸水想定区域は、調査区域の全域に分布しています。なお、計画区域の一部には、0～0.02m未満、0.02～0.2m未満及び0.2～0.5m未満の浸水想定区域が分布しています。

高潮による浸水想定区域は、主に大岡川、中村川、堀割川の周辺及び東京湾沿いに分布しています。なお、計画区域に浸水想定区域は存在しません。

## (4) 津波浸水予測区域

調査区域における津波浸水予測区域は、図 2.2-45 に示すとおりです。

津波浸水予測区域は、主に大岡川、中村川、堀川、堀割川の周辺及び東京湾沿いに分布しています。なお、計画区域に津波浸水予測区域は存在しません。

## (5) 液状化の可能性が高いと想定される地域

調査区域における液状化の可能性が高いと想定される地域は、図 2.2-46 に示すとおりです。

対象とした地震は、「横浜市地震被害想定調査報告書」（横浜市、平成 24 年 10 月）にて被害想定対象とされた 3 地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）としました。

調査区域には、元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震において「液状化危険度が高い」、「液状化する可能性がある」、「液状化危険度は低い」とされる区域が存在します。なお、計画区域は、大部分が「液状化危険度はかなり低い」とされる区域ですが、一部に「液状化する可能性がある」、「液状化危険度は低い」とされる区域が存在します。

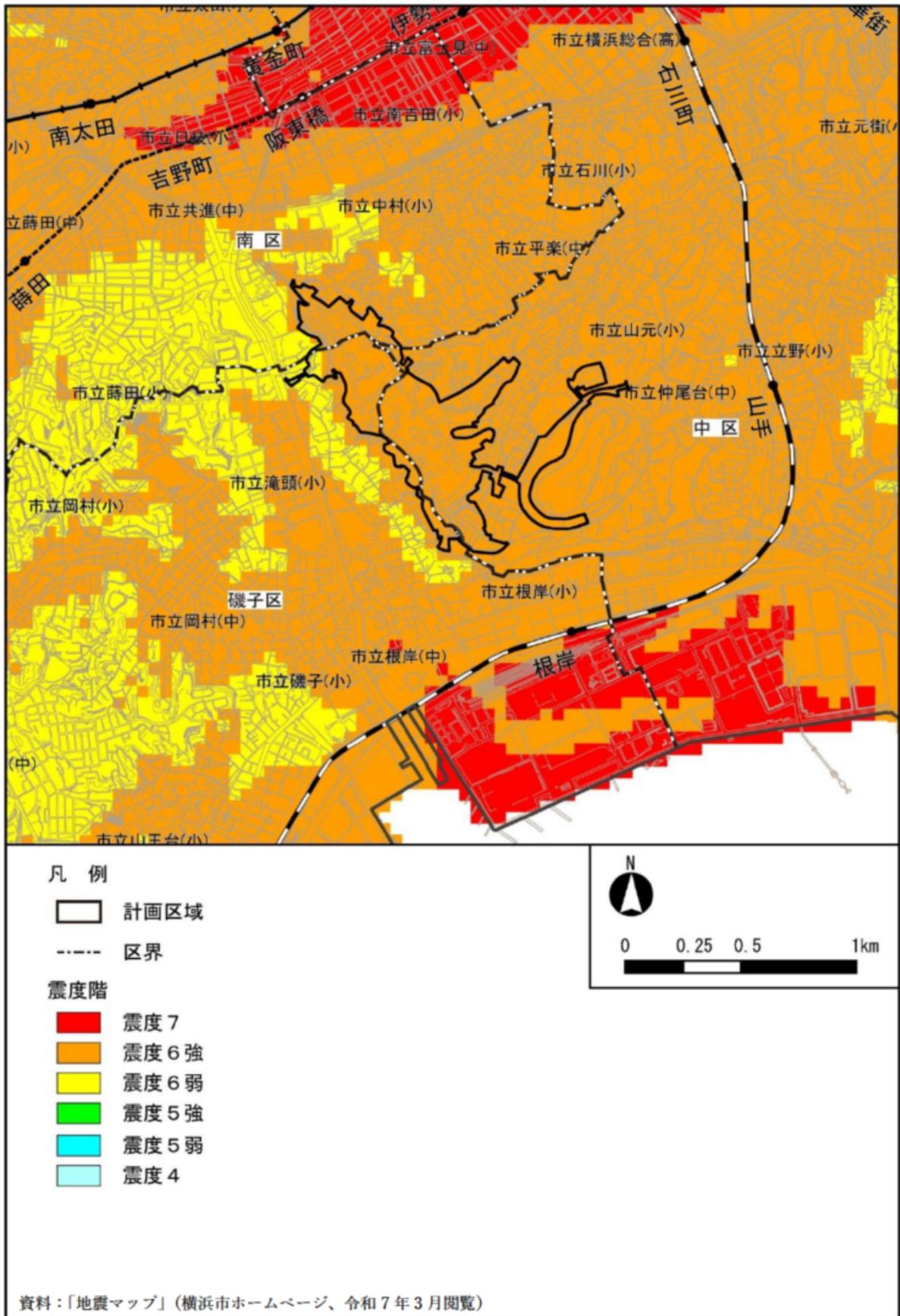


図 2.2-43(1) 地震マップ（元禄型関東地震）

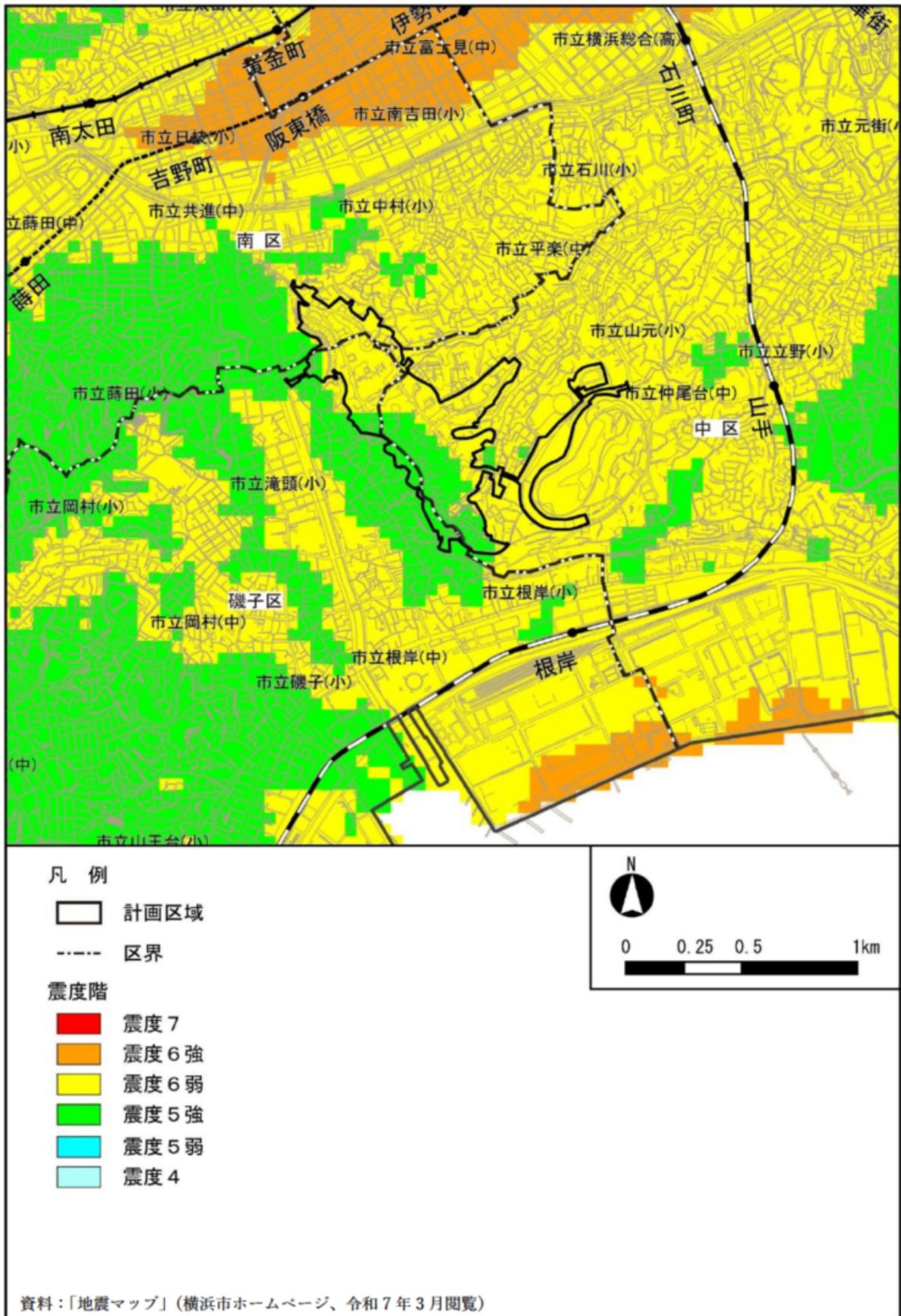


図 2.2-43(2) 地震マップ（東京湾北部地震）

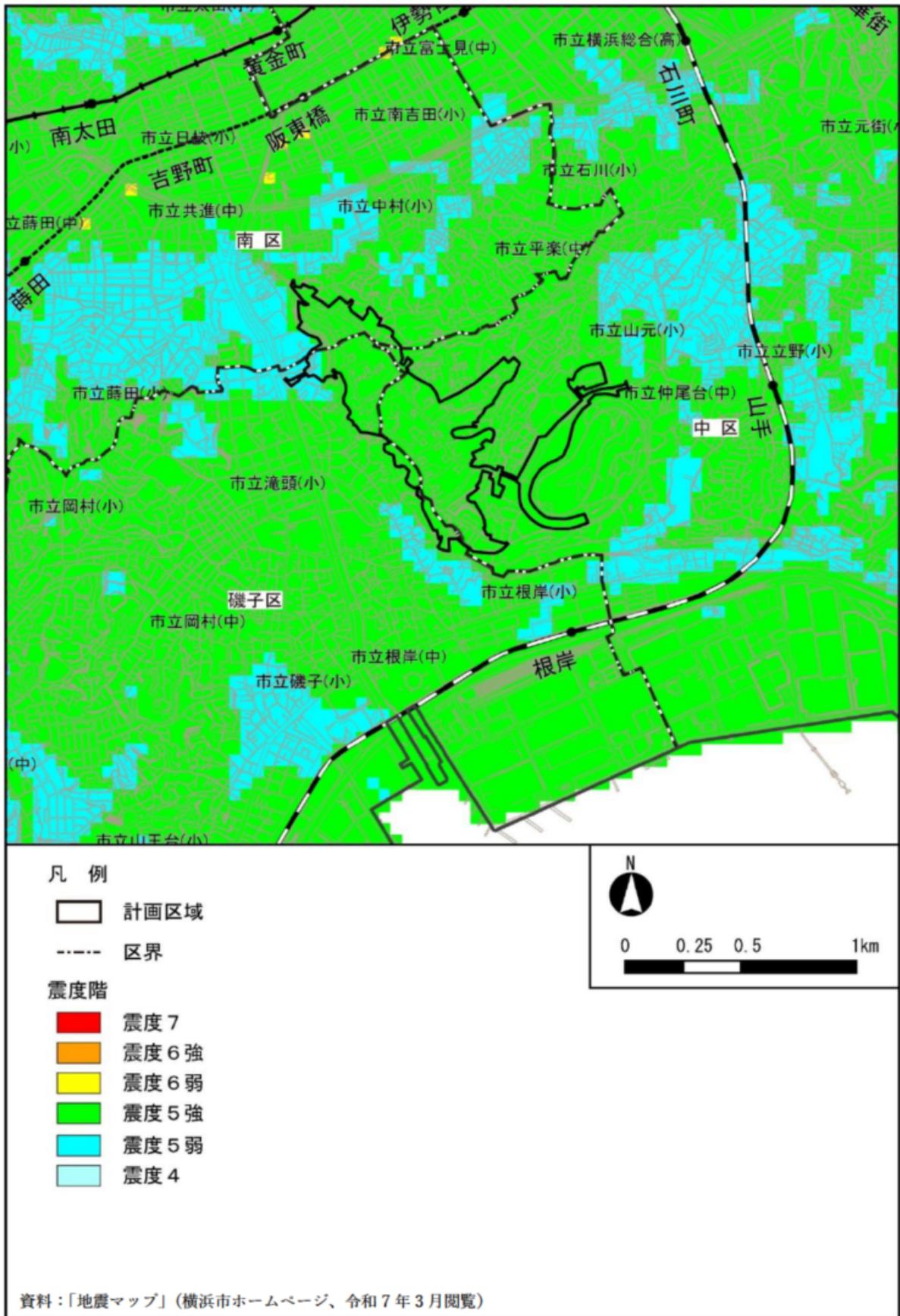


図 2.2-43(3) 地震マップ（南海トラフ巨大地震）



凡例

□ 計画区域

----- 区界

浸水想定区域

0～0.5m未満

0.5～3.0m未満

3.0～5.0m未満

5.0～10.0m未満

10.0～20.0m未満



0 0.25 0.5 1km

資料：「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

図 2.2-44(1) 浸水想定区域（洪水）



凡例

□ 計画区域

----- 区界

浸水想定区域

0~0.02m未満

0.02~0.2m未満

0.2~0.5m未満

0.5~1.0m未満

1.0~2.0m未満

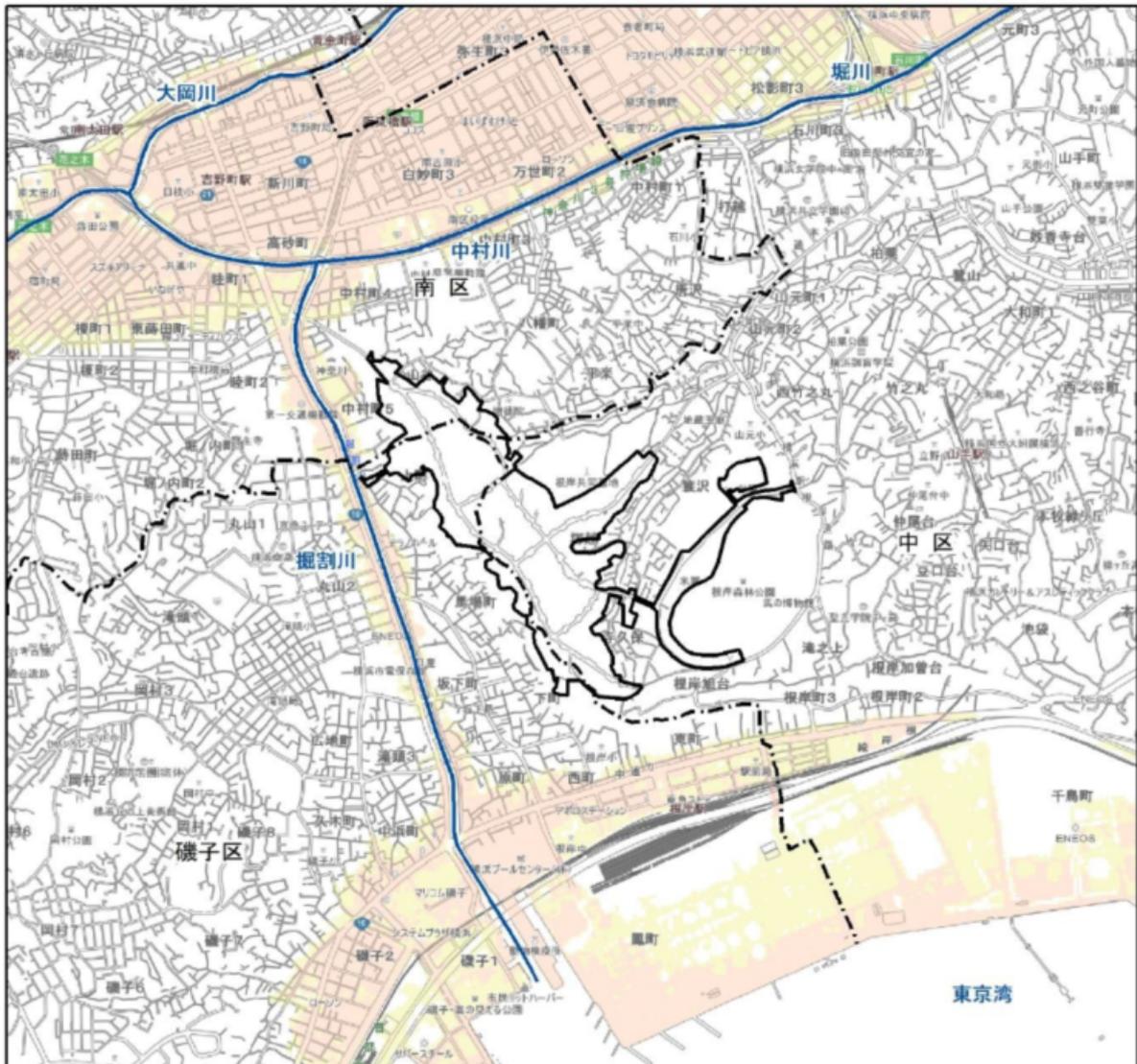
2.0m以上



0 0.25 0.5 1km

資料：「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

図 2.2-44(2) 浸水想定区域（内水）



凡例

□ 計画区域

--- 区界

浸水想定区域

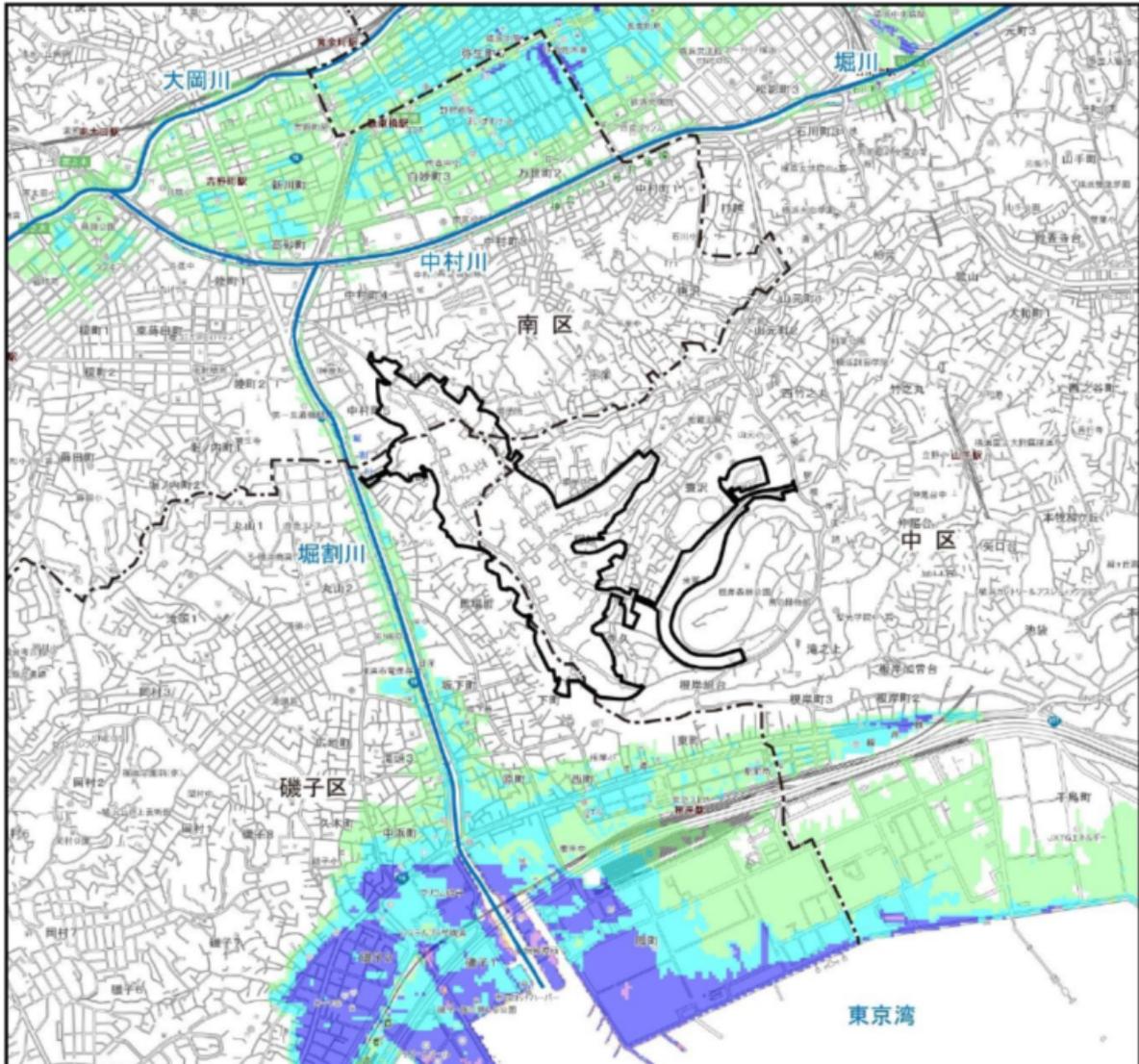
- 0～0.5m未満
- 0.5～3.0m未満
- 3.0～5.0m未満
- 5.0～10.0m未満
- 10.0～20.0m未満
- 20.0m以上



0 0.25 0.5 1km

資料：「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

図 2.2-44(3) 浸水想定区域（高潮）



凡例

□ 計画区域

----- 区界

浸水予測区域

0~0.5m未満

0.5~1.2m未満

1.2~2.0m未満

2.0~3.0m未満

3.0~4.0m未満

4.0~5.0m未満

5.0m以上



0 0.25 0.5 1km

資料：「わいわい防災マップ（津波浸水予測区域）」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

図 2.2-45 津波浸水予測区域

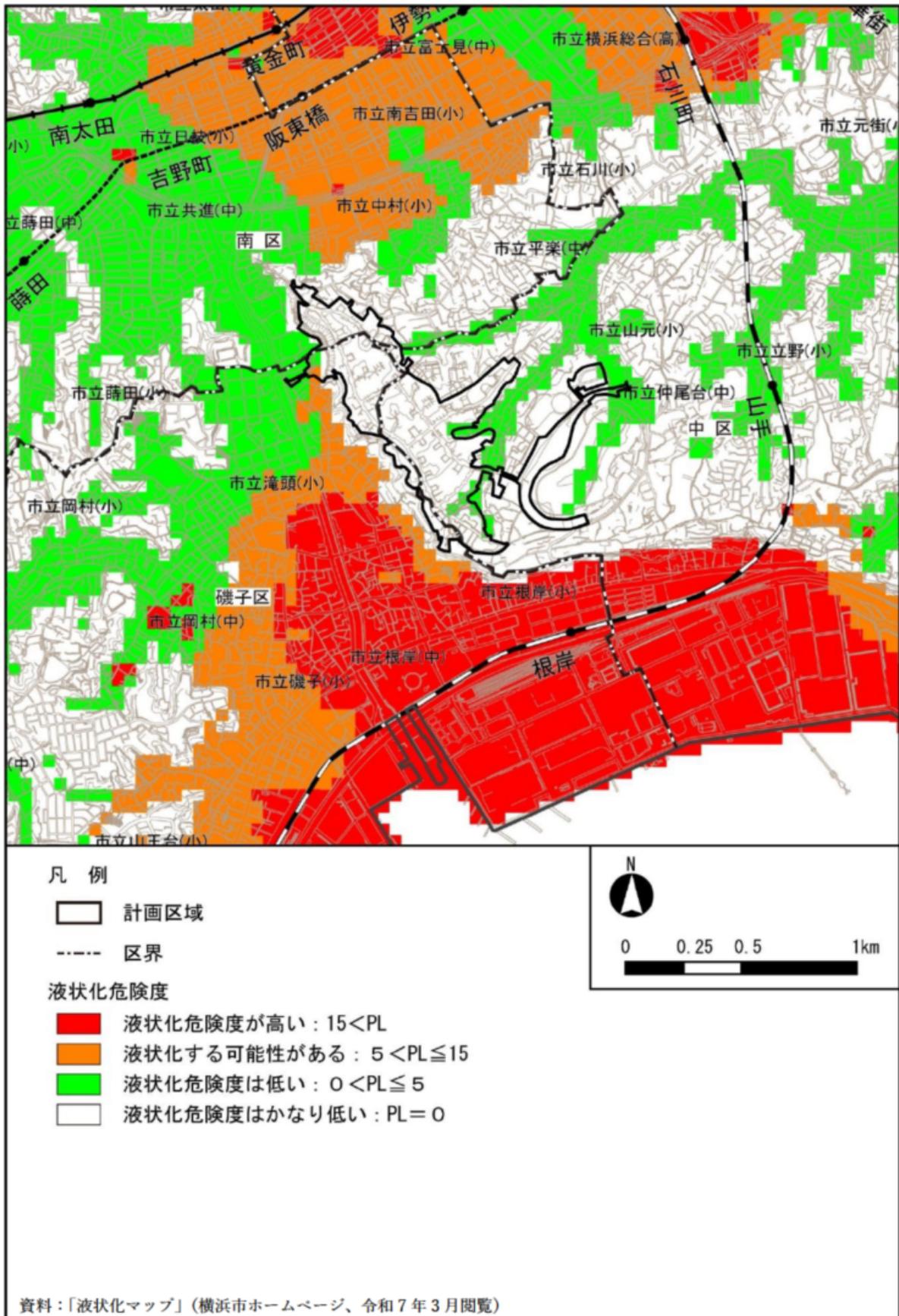


図 2.2-46(1) 液状化マップ（元禄型関東地震）

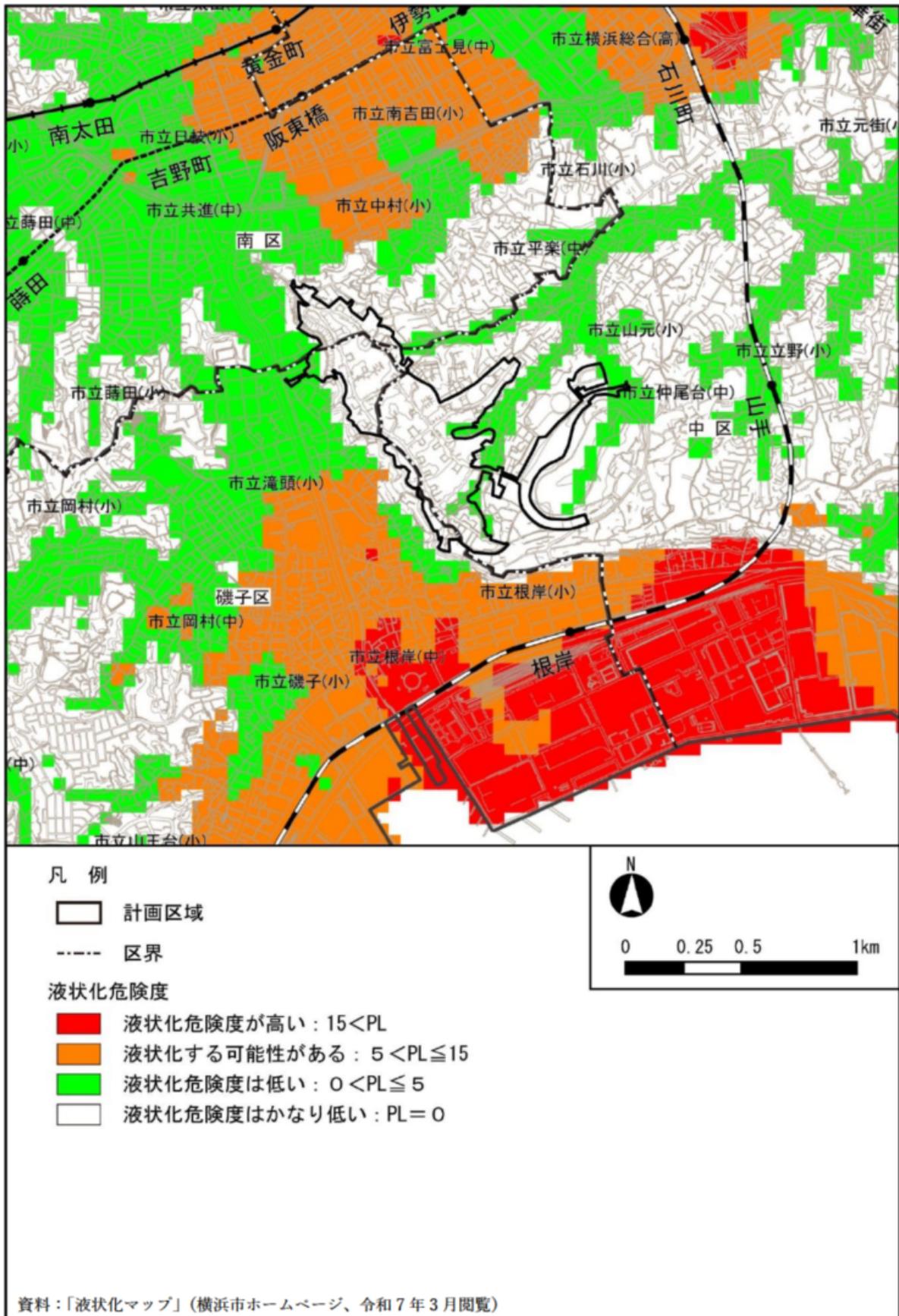


図 2.2-46(2) 液状化マップ（東京湾北部地震）

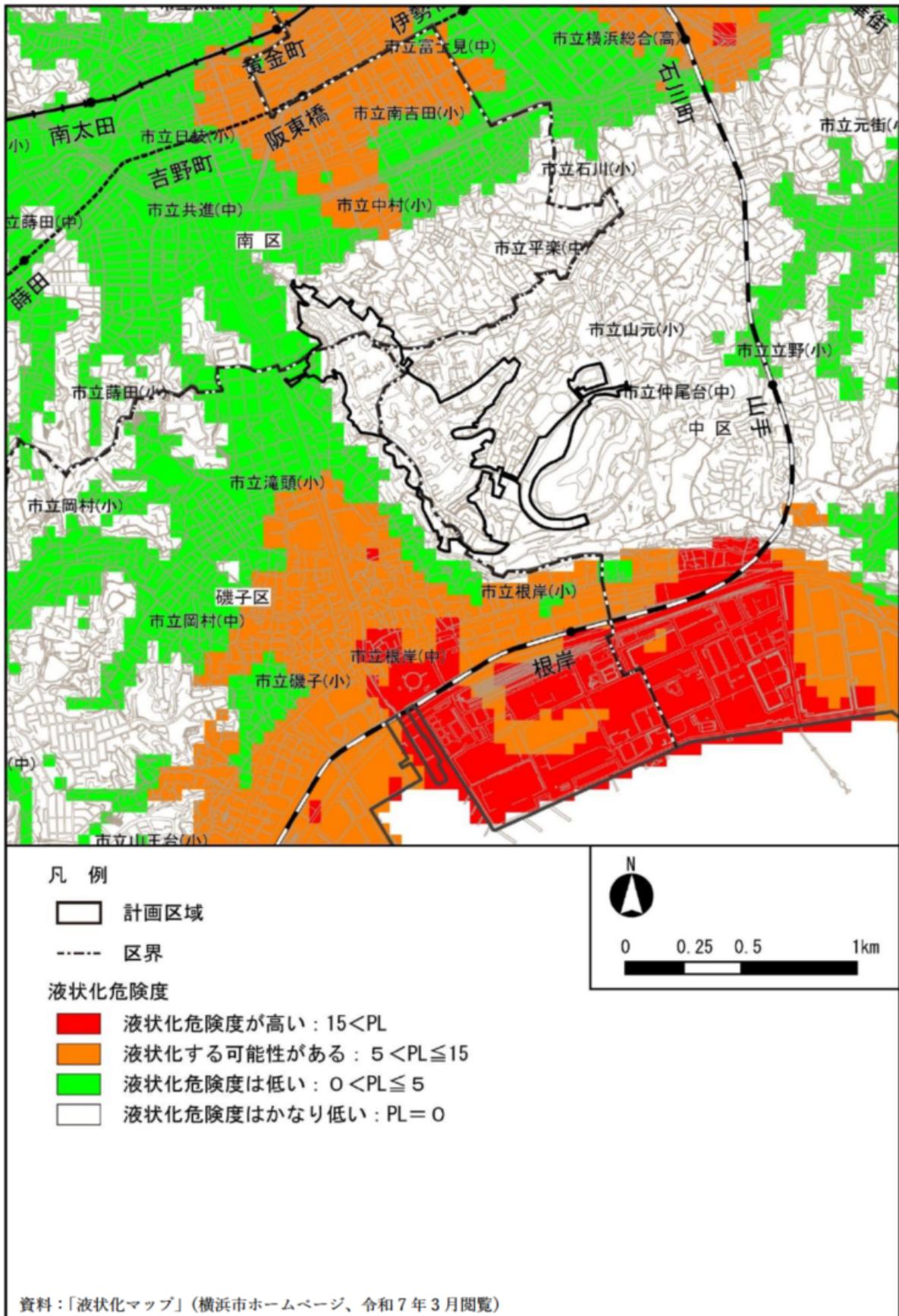


図 2.2-46(3) 液状化マップ（南海トラフ巨大地震）

## (6) 関係法令による指定状況

### ① 保安林

調査区域における「森林法」(昭和 26 年 6 月法律第 249 号)に基づく保安林の指定状況は、図 2.2-47 に示すとおりです。

調査区域には保安林の指定があります。なお、計画区域に隣接する西側斜面には保安林の指定があります。

### ② 砂防指定地

調査区域に「砂防法」(明治 30 年 3 月法律第 29 号)に基づく砂防指定地の指定はありません。

### ③ 地すべり防止区域

調査区域に「地すべり等防止法」(昭和 33 年 3 月法律第 30 号)に基づく地すべり防止区域の指定はありません。

### ④ 急傾斜地崩壊危険区域

調査区域における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年 7 月法律第 57 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は、図 2.2-48 に示すとおりです。

調査区域及び計画区域には、急傾斜地崩壊危険区域の指定があります。

### ⑤ 土砂災害警戒区域

調査区域における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年 5 月法律第 57 号)に基づく土砂災害警戒区域の指定状況は、図 2.2-49 に示すとおりです。

調査区域及び計画区域には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定があります。

### ⑥ 港湾区域

調査区域における「港湾法」(昭和 25 年 5 月法律第 218 号)に基づく港湾区域の指定状況は図 2.2-50 に示すとおりであり、横浜港に港湾区域の指定があります。

### ⑦ 河川保全区域

調査区域に「河川法」(昭和 39 年 7 月法律第 167 号)に基づく河川保全区域の指定はありません。

### ⑧ 宅地造成等工事規制区域

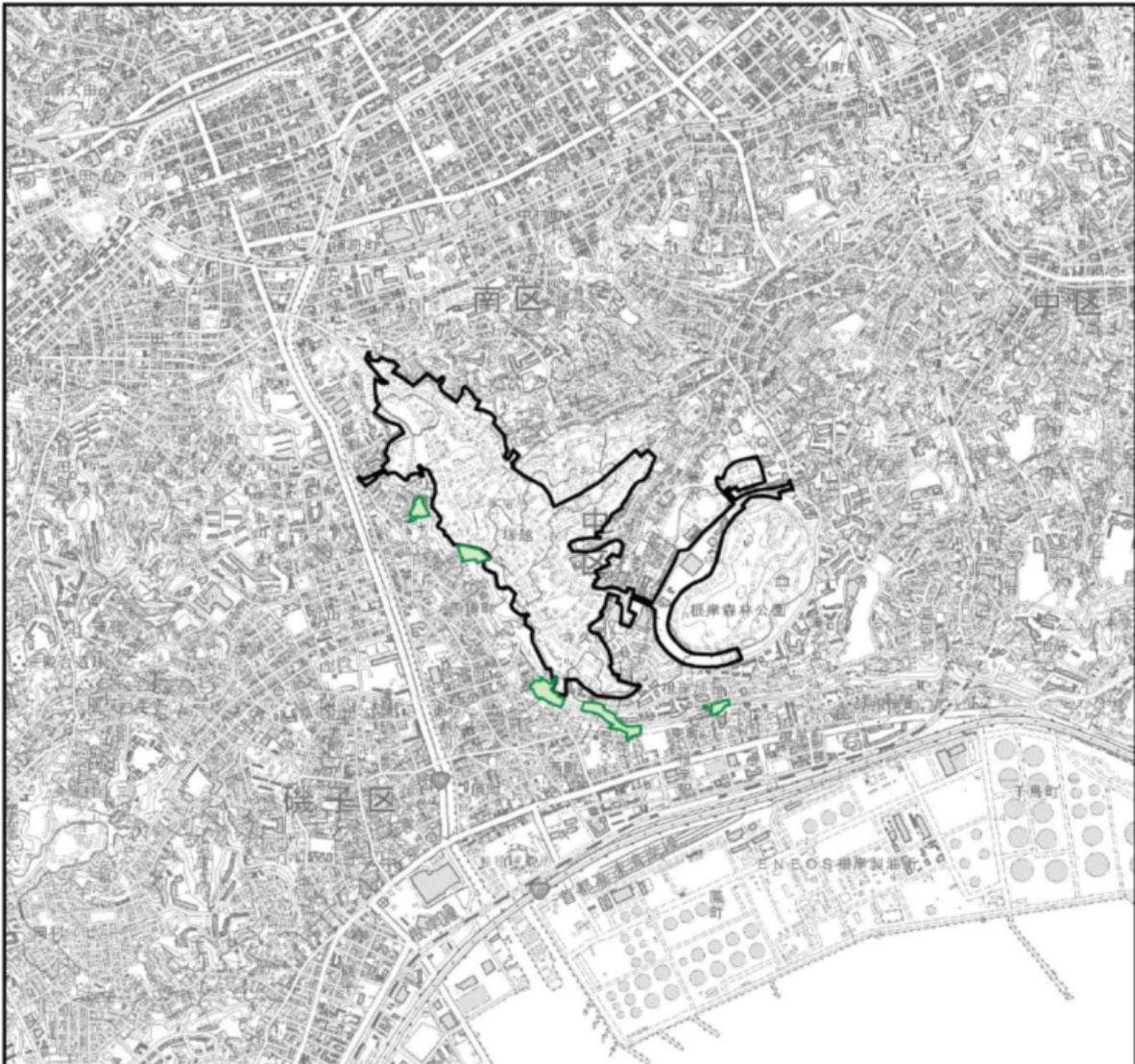
調査区域における「宅地造成及び特定盛土等規制法」(昭和 36 年 11 月法律第 191 号)に基づく宅地造成等工事規制区域の指定状況は、図 2.2-51 に示すとおりです。

調査区域及び計画区域を含む横浜市全域は、宅地造成等工事規制区域の指定があります。

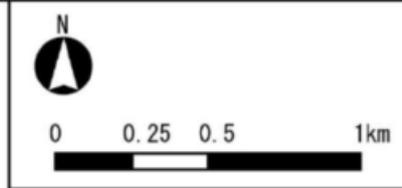
## (7) 災害応急用井戸の状況

横浜市では、民間の協力の元、地震等災害時に洗浄水等飲料水以外の生活用水として活用できる井戸を「災害応急用井戸」に指定しています。

調査区域における災害応急用井戸の分布状況は、図 2.2-52 に示すとおりであり、中区に 29 箇所、南区に 13 箇所、磯子区に 15 箇所存在しています。なお、計画区域には、1 箇所の災害応急用井戸が存在します。



- 凡例
- 計画区域
  - 区界
  - 保安林



資料：「神奈川県横浜川崎地区農政事務所からの提供情報より作成した図」

図 2.2-47 保安林の指定状況

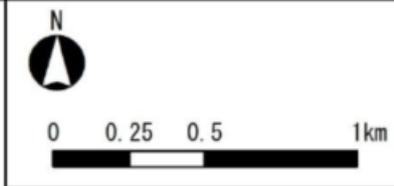


凡例

□ 計画区域

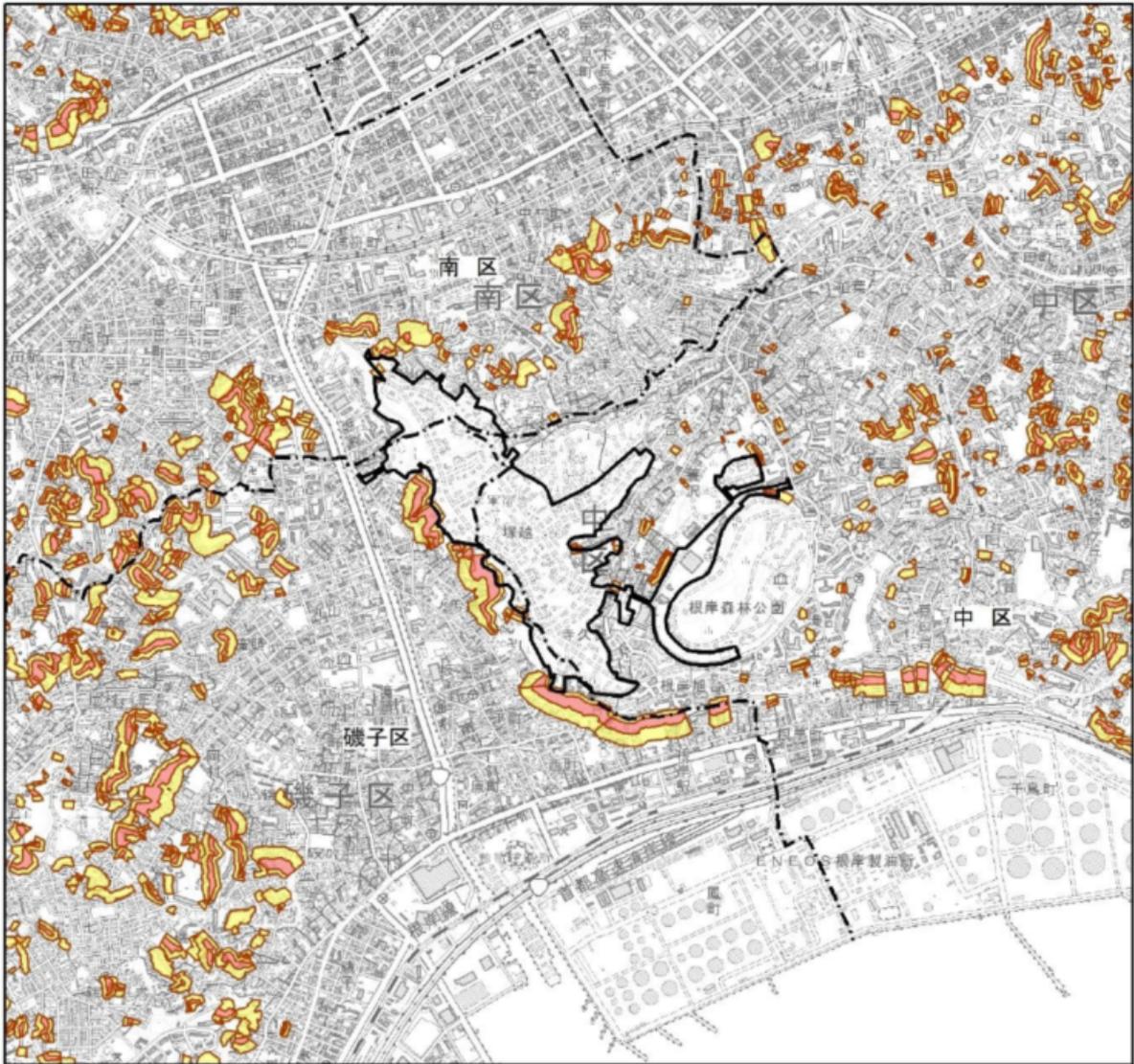
--- 区界

■ 急傾斜地崩壊危険区域



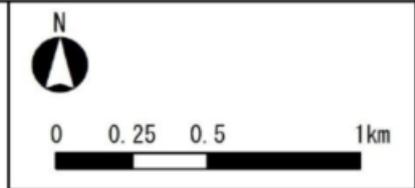
資料：「国土数値情報（急傾斜地崩壊危険区域）」（国土交通省ホームページ、令和7年3月閲覧）  
 「神奈川県土砂災害情報ポータル」（神奈川県ホームページ、令和7年3月閲覧）

図 2.2-48 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況



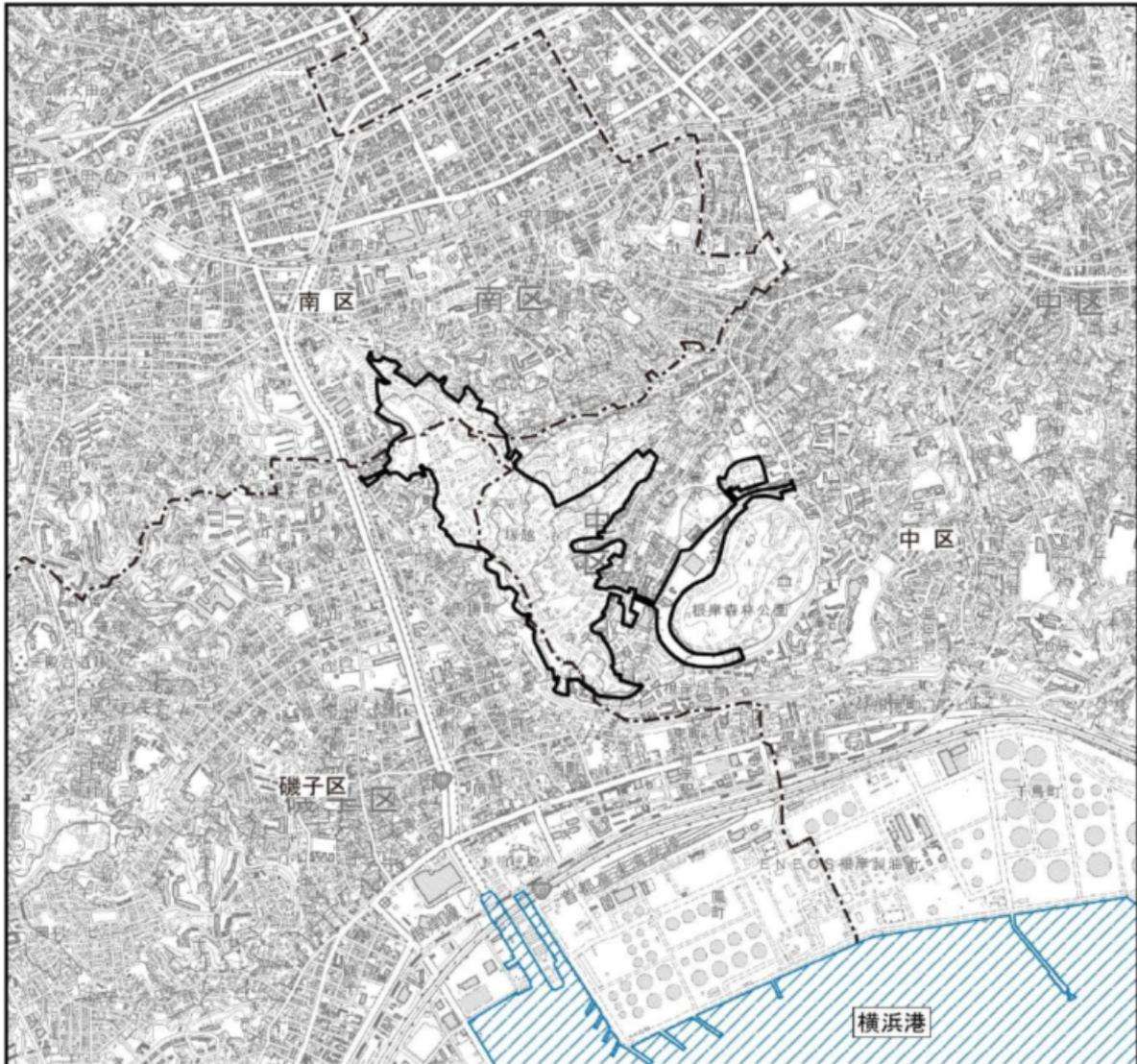
凡例

- 計画区域
- 区界
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域

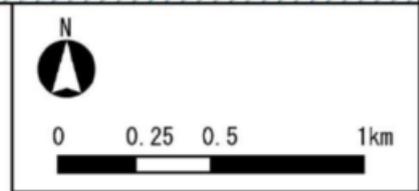


資料：「国土数値情報（土砂災害警戒区域）」（国土交通省ホームページ、令和7年3月閲覧）  
 「わいわい防災マップ（土砂災害）」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

図 2.2-49 土砂災害警戒区域の指定状況

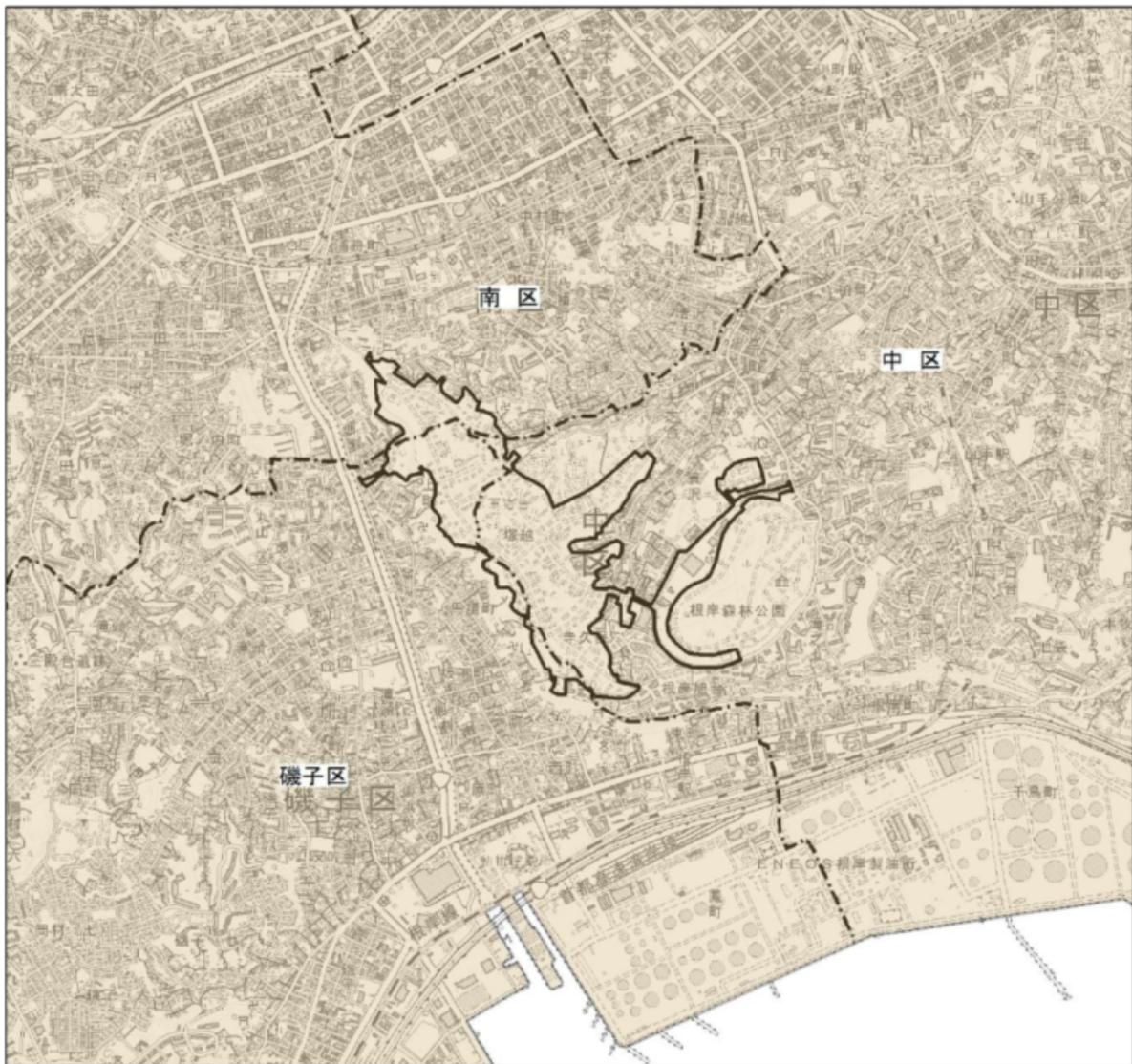


- 凡例
- 計画区域
  - 区界
  - 港湾区域



資料：「海洋状況表示システム（海事）」（海上保安庁ホームページ、令和7年3月閲覧）

図 2.2-50 港湾区域の指定状況



凡例

□ 計画区域

--- 区界

■ 宅地造成等工事規制区域(横浜市全域)

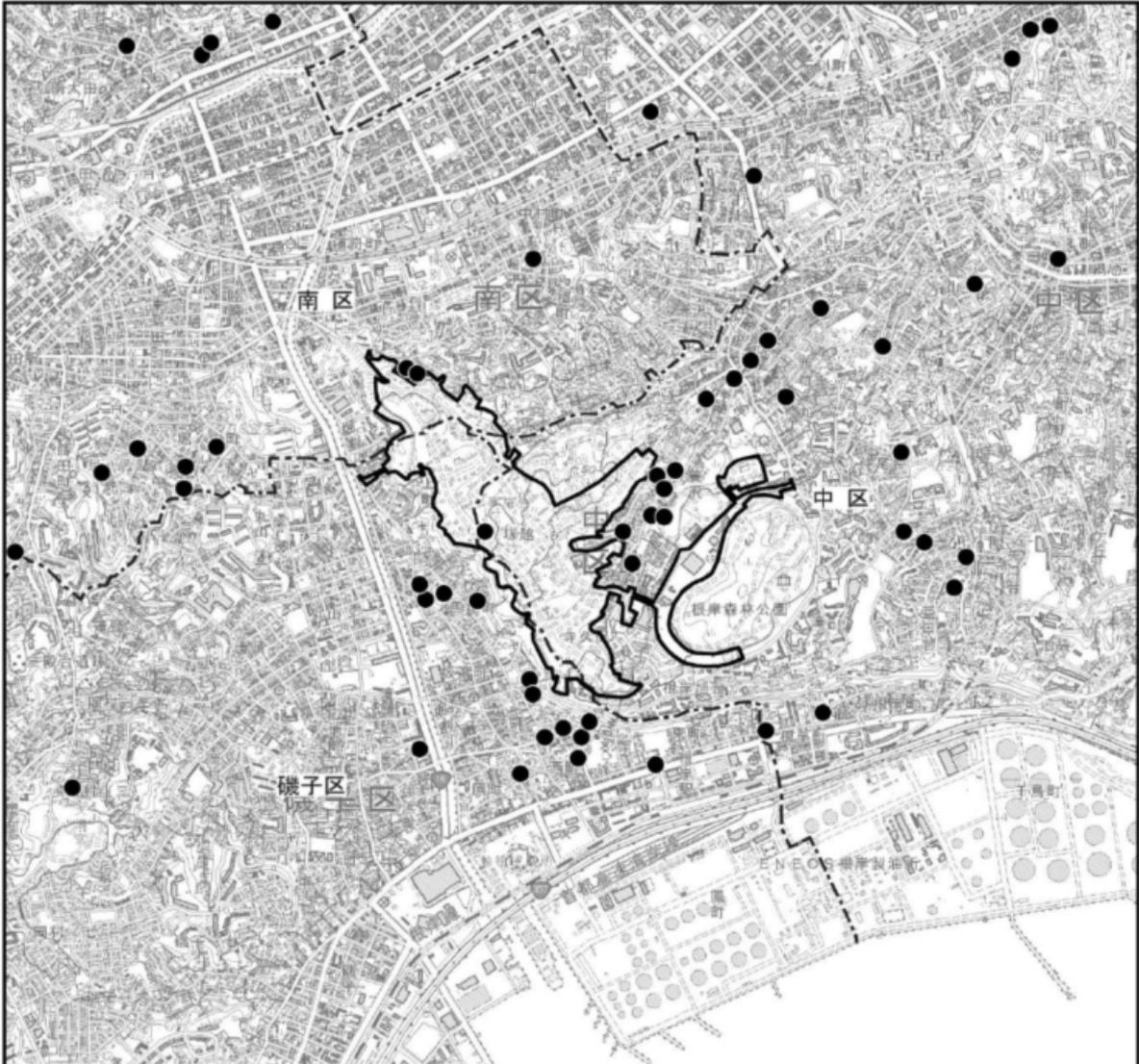


0 0.25 0.5 1km



資料：「横浜市行政地図情報提供システム（宅地造成等工事規制区域）」（横浜市ホームページ、令和7年6月閲覧）

図 2.2-51 宅地造成等工事規制区域の指定状況



凡例

□ 計画区域

----- 区界

● 災害応急用井戸



0 0.25 0.5 1km

資料：「わいわい防災マップ（災害用井戸協力の家）」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

図 2.2-52 災害応急用井戸の状況

## 2.2.12 廃棄物の状況

### (1) 一般廃棄物

計画区域が位置する横浜市における一般廃棄物の処理状況は、表 2.2-55 に示すとおりです。

令和 5 年度のごみと資源の総量は約 112 万トンで、ごみ量が約 82 万トン、資源化量が約 30 万トンとなっています。

過去 5 年間（令和元年度～令和 5 年度）の推移は、ごみ量、資源化量共に概ね減少傾向となっています。

表 2.2-55 横浜市におけるごみと資源の総量

単位：トン

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
ごみと資源の総量		1,220,597	1,200,410	1,178,320	1,160,264	1,119,824		
処理内訳	ごみ量	家庭系	焼却	581,269	598,514	578,970	565,853	546,318
		埋立	312	316	307	286	290	
		小計	581,581	598,830	579,277	566,139	546,608	
		事業系	焼却	305,374	267,824	273,094	278,706	274,207
		埋立	3,692	2,610	2,766	2,655	2,319	
		小計	309,066	270,434	275,860	281,362	276,526	
	計	890,647	869,264	855,137	847,500	823,134		
	資源化量	家庭系	缶	8,671	9,728	9,533	8,968	8,336
			びん	19,534	20,538	19,566	18,193	16,556
			ペットボトル	13,094	14,077	14,372	14,176	14,032
			ガラス残さ	4,354	4,907	5,098	5,011	5,042
			小さな金属類	4,648	5,276	4,726	4,256	4,022
			プラスチック製容器包装	48,817	51,129	50,094	48,276	46,555
			スプレー缶	611	620	619	611	611
			古紙	1,209	1,254	973	968	929
			古布	508	467	426	387	420
			蛍光灯、電球	82	77	70	59	56
			乾電池	321	319	336	341	358
			粗大金属	6,704	7,209	7,077	6,533	6,220
			羽毛布団	10	8	12	12	13
小型家電			61	85	91	95	99	
燃えないごみ	1,333	1,327	1,233	1,192	1,128			
その他	60	0	0	0.4	4			
小計	110,018	117,023	114,225	109,079	104,402			
資源集団回収	152,637	149,024	142,784	136,438	128,058			
事業系	せん定枝	50,197	49,457	49,313	47,817	42,795		
	生ごみ	17,099	15,643	16,861	19,430	21,434		
	小計	67,296	65,100	66,174	67,246	64,230		
計	329,950	331,146	323,183	312,763	296,690			
処理内訳	ごみ量	焼却	886,643	866,338	852,065	844,559	820,525	
		直接埋立	4,004	2,926	3,072	2,941	2,609	
		計	890,647	869,264	855,137	847,500	823,134	
資源化量	324,377	329,950	331,146	323,183	296,690			
焼却残さ	埋立	123,686	124,000	120,803	117,688	114,426		
	資源化	1,032	830	796	986	793		

注1：家庭系の「その他」は、せん定枝リサイクル実証実験及び水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

注2：事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含んでいます。

事業系の資源化量は、学校給食および許可を受けた事業者が資源化した量です。

注3：令和元年度の値では、次の災害等から発生したごみ量は計上していません。

- ・令和元年の台風第15号による災害廃棄物（2,139トン）
- ・令和元年台風第19号による他都市化からの搬入ごみ（神奈川県川崎市：187トン、宮城県丸森町：163トン）
- ・新型コロナウイルス対策によるダイヤモンド・プリンセス号からの受入廃棄物（306トン）

注4：表中の数値は端数処理のため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料：「令和2年度～令和6年度 事業概要」（横浜市ホームページ、令和7年3月閲覧）

## (2) 産業廃棄物

横浜市及び神奈川県における産業廃棄物の状況は、表 2.2-56 に示すとおりです。

令和 4 年度における横浜市の産業廃棄物発生量は約 900 万トンで、神奈川県全体 (1,740 万トン) の約 52%となっています。

横浜市における過去 5 年間 (令和元年度～令和 4 年度) の産業廃棄物発生量は、令和元年度より 1,000 万トン以下に減少しています。

表 2.2-56(1) 産業廃棄物の状況 (横浜市)

単位：万トン

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
発生量	1,060	952	956	960	901
減量化量	770	651	660	663	600
再生利用量	245	284	267	269	287
最終処分量	45	17	29	28	14

注：端数処理により、内訳の合計と発生量が一致しない場合があります。  
資料：「令和 6 年度 事業概要」(横浜市ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧)

表 2.2-56(2) 産業廃棄物の状況 (神奈川県)

単位：万トン

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
発生量	1,808	1,737	1,714	1,740
減量化量	1,089	1,060	1,020	1,035
再生利用量	691	650	668	678
最終処分量	28	27	26	27

注：端数処理により、内訳の合計と発生量が一致しない場合があります。  
資料：「神奈川県産業廃棄物実態調査」(神奈川県ホームページ、令和 7 年 3 月閲覧)

## 2.2.13 法令等の状況

関連法令及び関連計画と本事業との関係の有無は、表 2.2-57 に示すとおりです。

適用法令等は、現在の法令の施行状況より判断したものであり、本事業と関連のある適用法令は順守します。

表 2.2-57(1) 関連法令等

項目	関係法令等	本計画との関係
環境一般	環境基本法	○
	神奈川県環境基本条例	○
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	○
	横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○
	横浜市生活環境の保全等に関する条例	○
	環境影響評価法	—
	神奈川県環境影響評価条例	—
	横浜市環境影響評価条例	○
	横浜市開発事業の調整等に関する条例	—
	生活環境保全推進ガイドライン	○
	環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき指針）	○
	大気汚染	大気汚染防止法
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法		○
神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画		○
水質汚濁	水質汚濁防止法	○
	下水道法	○
	横浜市下水道条例	○
土壌汚染	土壌汚染対策法	○
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	—
騒音	騒音規制法	○
振動	振動規制法	○
地盤沈下	工業用水法	—
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	—
悪臭	悪臭防止法	—
日照障害	建築基準法	—
	横浜市建築基準条例	—
	横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例	—
	横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例	—

注：「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」等、複数の項目に関係する関係法令がありますが、これらについては「環境一般」もしくは主に関係する項目のところに示しています。

表 2.2-57(2) 関連法令等

項目		関係法令等	本計画との関係	
公害防止	廃棄物	循環型社会形成推進基本法	○	
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○	
		資源の有効な利用の促進に関する法律	○	
		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	○	
		食品循環資源の再利用等の促進に関する法律	－	
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○	
		神奈川県土砂の適正処理に関する条例	○	
		神奈川県循環型社会づくり計画	○	
		神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	－	
		石綿排出等工事に関する指導指針	○	
		神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	○	
		横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○	
		神奈川県分別収集促進計画	○	
		横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ プラ 5.3 プラン～	○	
		横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	○	
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	－		
グリーン調達	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	○		
環境計画等		神奈川地域公害防止計画	○	
		エコツーリズム推進法	－	
		横浜市環境管理計画	○	
		横浜市水と緑の基本計画	○	
		「横浜スマートシティプロジェクト」マスタープラン	○	
		横浜グリーンバレー構想	－	
自然環境保全	自然環境一般	生物多様性基本法	○	
		遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	－	
		地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	○	
		生物多様性保全上重要な里地里山	－	
		自然環境保全条例（神奈川県）	－	
		神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	－	
		横浜市生物多様性保全再生指針	○	
		横浜市みどりアップ計画（2024-2028）	○	
		横浜自然観察の森条例	－	
	横浜つながりの森構想	－		
	国立公園、県立自然公園、都市公園等		自然公園法	－
			神奈川県県立自然公園条例	－
			都市公園法	○
			神奈川県都市公園条例	－
			横浜市公園条例	○
自然環境保全地域等	自然環境保全法	－		
特別緑地保全地区	都市緑地法	－		
近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法	－		

注：「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」等、複数の項目に関係する関係法令がありますが、これらについては「環境一般」もしくは主に関係する項目のところに示しています。

表 2.2-57(3) 関連法令等

項目		関係法令等	本計画との関係
自然環境保全	風致地区	都市計画法	○
		風致地区条例（神奈川県）	—
		横浜市風致地区条例	○
	敷地内緑地、施設の設置	緑の環境をつくり育てる条例（横浜市）	○
		横浜市緑化地域に関する条例	—
		緑化地域制度	—
	海岸保全地域	海岸法	—
	森林地域	国土利用計画法	○
	生産緑地地区	生産緑地法	○
	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	—
		横浜市農業専用地区制度	—
	農業専用地区	横浜都市農業推進プラン 2024-2028	—
	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	○
	野生生物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	—
		特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	—
自然再生	自然再生推進法	—	
	かながわ水源環境保全・再生施策大綱	—	
災害防止	保安林	森林法	—
	砂防指定地	砂防法	—
	地すべり防止区域	地すべり等防止法	—
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	○
	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	○
	港湾区域	港湾法	—
	河川保全区域	河川法	—
	宅地造成等工事規制区域	宅地造成及び特定盛土等規制法	○
	地震	神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）	○
		横浜市防災計画	○
	航空障害	航空法	—
	防火・危険物等の取り扱い	消防法	○
		横浜市火災予防条例	○
		化学物質の適正な管理に関する指針 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	— —
	地球環境保全	温暖化対策	地球温暖化対策の推進に関する法律
横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例			○
横浜市地球温暖化対策実行計画			○
エネルギー政策基本法			—
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法			—
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律			—
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律			—
非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律			—
バイオマス活用推進基本法			—
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律			—
新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法			—
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律			—
神奈川県地球温暖化対策推進条例	○		

注：「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」等、複数の項目に関係する関係法令がありますが、これらについては「環境一般」もしくは主に関係する項目のところに示しています。

表 2.2-57(4) 関連法令等

項目		関係法令等	本計画との関係
地球環境保全	温暖化対策	神奈川県循環型社会づくり計画	○
		神奈川県バイオマス利活用計画	—
		横浜市地域冷暖房推進指針	—
		横浜市建築物環境配慮制度（CASBEE 横浜）	—
		地球温暖化対策計画書制度（横浜市）	○
		横浜市低炭素電気普及促進計画書制度	—
		再生可能エネルギー導入検討報告制度（横浜市）	—
その他	景観	景観法	○
		都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	—
		古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	—
		屋外広告物法	—
		神奈川県屋外広告物条例	—
		横浜市屋外広告物条例	—
		神奈川県景観条例	○
		神奈川県景観づくり基本方針	○
		横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	○
		横浜市景観ビジョン	○
		横浜市景観計画	○
		関内地区・山手地区都市景観協議地区	—
		関内地区・山手地区都市景観形成ガイドライン	—
		まちづくり方針	横浜都市交通計画
	横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）・区プラン		○
	横浜市都心臨海部再生マスタープラン		—
	土地区画整理法		○
	建築協定		—
	横浜市駐車場条例		—
	横浜市自転車活用推進計画		—
	横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例		—
	横浜市放置自転車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例		—
	根岸住宅地区跡地利用基本計画		○
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	○	
	文化財	文化財保護法	○
		神奈川県文化財保護条例	—
		横浜市文化財保護条例	○
	その他	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	—
		地下空間における浸水対策ガイドライン	—
		光害対策ガイドライン	○
		工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン	○

注：「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」等、複数の項目に関係する関係法令がありますが、これらについては「環境一般」もしくは主に関係する項目のところに示しています。

## 2.3 調査区域の地域特性

「2.2 地域の概況」から要約される調査区域等における地域特性の概況は、表 2.3-1 に示すとおりです。

計画区域の大半は、米軍施設であり、昭和 22 年に米軍人やその家族などが居住する住宅地区として接収されました。その後、平成 16 年の日米合同委員会における返還方針の合意、平成 30 年 11 月の返還方針の合意の見直しを経て、令和 2 年 6 月から原状回復作業が開始されています。

主な道路網としては、調査区域に高速湾岸線、高速神奈川 3 号狩場線、国道 16 号、横浜駅根岸線及び山下本牧磯子線が通っており、バス路線としては、横浜市営バス、神奈川中央交通、京浜急行バス、相鉄バス及びフジエクスプレス（横浜タウンバス）が運行しています。

また主な旅客用鉄道は、JR 京浜東北・根岸線及び横浜市高速鉄道 1 号線（ブルーライン）が通っており、最寄りの駅としては、JR の根岸駅及び山手駅、横浜市高速鉄道の吉野町駅及び阪東橋駅があります。

「横浜市都市計画マスタープラン」の中区プラン（令和 2 年 3 月）では、「土地利用分野の目標」として「業務・商業等の都心機能や港湾・物流機能が高まり、海・港・歴史的資源と一体となった市街地の多様な魅力を区民も来街者も満喫できるまち」が掲げられ、南区プラン（平成 31 年 2 月）では、「土地利用の方針」として「多世代が暮らしやすく、安全で快適な住環境をつくっていきます」、「南区のにぎわいや活力形成につながる良好な商業、業務、工業等の環境を維持し、地域のニーズや立地環境に合わせた適正な土地利用を誘導していきます」、「土地利用転換等が行われる際には、周辺環境へ配慮した計画を誘導します」の 3 項目が掲げられ、磯子区プラン（平成 30 年 3 月）では、「土地利用の方針」として「良好な市街地環境となるよう秩序ある土地利用を図ります」が掲げられています。また、根岸住宅地区に関しては、各区のプランともに、まちづくりの方針として「米軍根岸住宅地区の跡地利用の検討」が掲げられています。

調査区域の地域特性は、「根岸住宅地区跡地利用基本計画」（令和 3 年 3 月）における、「横浜らしい景観をつくり出している歴史的な建造物や多くの教育施設等が立地する山手地区に近接するとともに、緑豊かで多くの人々が集う根岸森林公園に隣接しています。また、本市のターミナル駅である横浜駅や、多彩な機能が集積する、みなとみらい 21 地区などの都心臨海部に近く、緑に囲まれた高台を有する約 43ha<sup>注</sup>の広大な地区であり、その立地や周辺環境の状況から、ポテンシャルの高い地区と捉えることができます」と言い表すことができます。

注：「約 43ha」は跡地利用基本計画で示される面積（ここでは引用部分）であり、民有地及び国有地の合計である。本事業としては 1 章に示したように約 50ha を面積として設定しており、これには民有地及び国有地のほか、計画区域内の無番地や非提供地も計上している。

表 2.3-1(1) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
気象の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜地方気象台における令和6年の気象状況は、平均気温が18.0℃、最高気温が37.1℃、最低気温が0.6℃、平均湿度が69%、平均風速が3.5m/s、最多風向が北、日照時間が2,227.3時間、降水総量が1,819.0mmとなっています。</li> </ul>
地形、地質、地盤の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画区域の地形は、下末吉段丘面群、平坦化地及び盛土地となっています。</li> <li>・計画区域の標高（250mメッシュの最高標高）は、一部を除き「40m以上～50m未満」及び「50m以上」となっています。</li> <li>・計画区域の表層地質は、大部分が「火山灰・泥・砂及び礫」であり、一部に「泥を主とする未固結堆積物」、「砂・泥互層及び砂質泥岩」となっています。</li> <li>・計画区域の土壌は、「人工改変土」となっています。</li> <li>・計画区域は、一部を除き「丘陵地および台地面」となっており、軟弱地盤の分布はほとんどありません。</li> </ul>
水循環の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域の周辺には、大岡川、中村川、堀川、堀割川及び大岡川分水路の5河川が流れています。また、調査区域の南側は、東京湾となっています。</li> <li>・計画区域の周辺の河川としては、計画区域の西側を堀割川が流れています。</li> <li>・調査地域には、地下水利用施設が1箇所（学校法人 聖光学院）存在します。</li> <li>・調査区域には、湧水が2箇所（打越湧水、滝之上白滝不動尊）存在します。</li> </ul>
植物、動物の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画区域の現存植生は、「緑の多い住宅地」が大部分を占めており、一部が「シイ・カシ二次林」、「オニシバリーコナラ群集」、「ゴルフ場・芝地」「市街地」となっています。</li> <li>・調査区域及びその周辺において確認された植物の重要な種は、33目61科148種です。</li> <li>・調査区域には、神奈川県指定の天然記念物である「根岸八幡神社の社叢林」、「宝生寺・弘誓院の寺林」及び特定植物群落の「大岡のイロハモミジケヤキ群集」が存在します。また、植生自然度9に該当する植生として、「ヤブコウジースダジイ群集」、「イノデータブノキ群集」が存在します。</li> <li>・調査区域には、巨樹・巨木林が1本、横浜市の名木古木が89件存在します。</li> <li>・調査区域及びその周辺において確認された動物の重要な種は、哺乳類3目3科4種、鳥類12目30科64種、爬虫類2目4科7種、両生類1目3科6種、魚類6目11科23種、昆虫類等6目28科67種、底生動物7目11科14種及び陸産貝類2目4科5種です。</li> <li>・調査区域及びその周辺の動物の注目すべき生息地としては、鳥獣保護区及び保安林の指定があります。</li> <li>・計画区域の環境類型区分は大部分が「市街地等」であり、計画区域の西側から南側にかけては帯状に「樹林（代償植生）」となっています。</li> <li>・調査区域の重要な自然環境のまとまりの場としては、天然記念物、鳥獣保護区、植生自然度9、特定植物群落及び湧水が存在します。</li> <li>・計画区域には、「鳥獣保護区（根岸）」の指定があります。</li> </ul>

表 2.3-1(2) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
人口、産業の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象地域における令和6年10月1日時点の人口及び世帯数は、中区が約15万人、約8万9千世帯、南区が約20万人、約10万9千世帯、磯子区が約16万人、約8万世帯となっています。</li> <li>・令和2年から令和6年における人口及び世帯数の推移は、各区ともにほぼ横ばいで推移しています。</li> <li>・調査対象地域における事業所数は、各区ともに「卸売業、小売業」が最も多く、従業者数は、中区では「サービス業（他に分類されないもの）」、南区及び磯子区では「医療、福祉」が最も多くなっています。</li> </ul>
土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象地域における地目別土地利用は、各区ともに宅地の割合が最も多くなっています。</li> <li>・計画区域は、大部分が低層建物で、一部が森林、高層建物、低層建物（密集地）、公園・緑地となっています。計画区域の周辺は、低層建物、低層建物（密集地）、公共施設等用地、公園・緑地等となっています。</li> <li>・計画区域は、大部分が第1種低層住居専用地域であり、一部に第1種住居地域、第2種住居地域、準工業地域の指定があります。また、計画区域の周辺は、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準工業地域に指定されています。</li> </ul>
交通、運輸の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域には、高速湾岸線、高速神奈川3号狩場線、国道16号、横浜駅根岸線及び山下本牧磯子線等が通っています。</li> <li>・調査区域では、横浜市営バス、神奈川中央交通、京浜急行バス、相鉄バス及びフジエクスプレス（横浜タウンバス）が運行しています。</li> <li>・調査区域の鉄道駅としては、JR京浜東北・根岸線の石川町駅、山手駅及び根岸駅、京浜急行本線の南太田駅及び黄金町駅、横浜市高速鉄道1号線（ブルーライン）の吉野町駅及び阪東橋駅、貨物鉄道駅として神奈川臨海鉄道本牧線の根岸駅があります。</li> <li>・横浜港における入港船舶数、総トン数及び海上出入貨物量は、ほぼ横ばいで推移しています。</li> </ul>
公共施設等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画区域の周辺の主な教育施設等としては、「ヨコハマイングリッシュプリスクール（N02）」、「山元町保育園（N04）」、「根岸幼稚園（I06）」、「横浜市立山元小学校（N27）」、「横浜市立根岸小学校（I21）」及び「横浜テクノオート専門学校（M43）」が存在します。</li> <li>・計画区域の周辺の主な医療機関としては、「やまもと整形外科医院（N44）」、「山崎医院（N45）」、「関谷クリニック（N53）」及び「住田こどもクリニック（I15）」が存在します。</li> <li>・調査区域には、警察署が2箇所、消防署が3箇所、郵便局が15箇所、区役所が1箇所存在します。</li> <li>・計画区域の周辺の主な福祉施設等としては、「リハビリホームグランダ山手・横浜（N03）」、「山手湊輝邸（N04）」、「横浜市箕沢地域ケアプラザ（N09）」、「わかたけ南（M02）」、「リバーサイドフェニックス（M03）」、「グループホームふあいと天神橋（M08）」、「ちくぶ坂下ホーム（I03）」、「スマイル根岸の家（I07）」及び「スマイル根岸の杜（I11）」が存在します。</li> <li>・計画区域の周辺のその他の市民利用施設等としては、「山元小学校コミュニティハウス（N03）」、「馬の博物館（N05）」、「中村公園プール（M06）」及び「根岸地区センター（I01）」が存在します。</li> <li>・計画区域の周辺の主な公園・緑地等としては、「根岸森林公園（N01）」、「大芝台公園（N18）」、「箕沢公園（N19）」、「根岸旭台公園（N20）」、「中村冒険パーク（M13）」、「山谷公園（M16）」、「中村町五丁目公園（M18）」、「磯子上町公園（I20）」、根岸なつかし公園（I01）及び「根岸坂下公園（I22）」が存在します。</li> </ul>
文化財等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画区域の周辺の指定・登録文化財としては、県指定文化財の「根岸八幡神社の社叢林（I02）」が存在します。</li> <li>・計画区域の周辺の横浜市認定歴史的建造物としては、「旧根岸競馬場一等馬見所（N26）」が存在します。</li> <li>・計画区域には、9箇所（N09、N10、N11、N12、N13、M03、I01、I02、I03）の周知の埋蔵文化財包蔵地が存在します。</li> </ul>

表 2.3-1(3) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
公害等の状況	<p>公害苦情</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度における公害苦情の発生件数は、中区が122件、南区が77件、磯子区が61件であり、各区ともに騒音に関する公害苦情が最も多くなっています。</li> </ul>
	<p>大気汚染</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度～令和5年度における二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質の測定結果は、各測定局の全ての年度で環境基準に適合しています。</li> <li>光化学オキシダントは、全ての年度で環境基準に適合していません。</li> <li>ダイオキシン類は、測定年度の全てで環境基準に適合しています。</li> </ul>
	<p>水質汚濁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度～令和5年度における河川の水質測定結果は、生活環境項目では、令和2年度及び令和4年度の水素イオン濃度、令和3年度の生物化学的酸素要求量、令和2年度～令和5年度の溶存酸素量、全ての年度の大腸菌群数（大腸菌数）が環境基準に適合していません。</li> <li>健康項目は、全ての年度の測定項目の全てで環境基準に適合しています。</li> <li>令和元年度～令和5年度における海域の水質測定結果は、生活環境項目では、令和3年度～令和5年度の水素イオン濃度が環境基準に適合していません。</li> <li>健康項目は、全ての年度の測定項目の全てで環境基準に適合しています。</li> <li>令和元年度～令和5年度における地下水の水質測定結果は、全ての年度の測定項目の全てで環境基準に適合しています。</li> </ul>
	<p>騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査区域では、道路交通騒音の測定が3地点で行われており、令和4年度では、市道山下高砂線（No.3）の夜間、令和5年度では、国道357号・高速湾岸線（No.1）の昼間及び夜間が環境基準（幹線交通を担う道路に係る基準値（特例適用））に適合していません。</li> <li>調査区域に一般環境騒音及び鉄道騒音の測定地点は存在しません。</li> </ul>
	<p>振動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査区域に道路交通振動及び鉄道振動の測定地点は存在しません。</li> </ul>
	<p>土壌汚染</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査区域には、「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域の指定が7箇所、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく形質変更時要届出区域の指定が2箇所あります。</li> <li>計画区域には、「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域の指定（指-215）があります。</li> </ul>
	<p>悪臭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域に特定悪臭物質を排出する事業所は存在しません。</li> </ul>
	<p>地盤沈下</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査区域における水準測量成果では、平成27年～平成30年の4年間では、大きな変動はみられませんでした。なお、令和元年以降の測定は行われていません。</li> </ul>
災害の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域では、元禄型関東地震で震度6弱～6強、東京湾北部地震で震度5強～6弱、南海トラフ巨大地震で震度5弱～5強の揺れが想定されています。</li> <li>計画区域に洪水及び高潮による浸水想定区域は存在しませんが、一部に内水による浸水想定区域が分布しています。</li> <li>計画区域に津波浸水予測区域は存在しません。</li> <li>計画区域の一部に元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震において「液化化する可能性がある」、「液化化危険度は低い」とされる区域が分布しています。</li> <li>計画区域の一部及び周辺に急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等が分布しています。</li> </ul>
廃棄物の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市における令和5年度の一般廃棄物の処理状況は、ごみ量が約82万トン、資源化量が約30万トンとなっています。過去5年間の推移は、ごみ量、資源化量共に概ね減少傾向となっています。</li> <li>横浜市における令和4年度の産業廃棄物発生量は約900万トンで、神奈川県全体の約52%となっています。過去5年間の産業廃棄物発生量は、令和元年度より1,000万トン以下に減少しています。</li> </ul>
法令等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業に関連のある法令としては、「環境基本法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」、「大気汚染防止法」等があります。</li> </ul>

### 第3章 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

「横浜市環境配慮指針」（令和7年4月改定）の「別記 事業別の配慮事項 10 開発行為等に係る事業（工業団地の造成、流通業務団地の造成、土地区画整理事業を含む）」に掲げられている各配慮事項から、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえて配慮すべき事項を選定しました。また、選定した配慮事項について、本事業で検討した計画段階配慮の内容を表 3-1 に記載しました。

表 3-1(1) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮事項		選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息・生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画区域の選定については、米国に提供されていた土地（非提供地を含む）の境界（提供地界）を原則として検討を行います。斜面地や周辺地域の土地利用状況を踏まえて今後詳細に検討し、道路整備等による宅地造成に伴う建設発生土を、可能な限り土地の改変を避けることで、低減していくよう配慮した区域の設定を計画します。</li> <li>・文教ゾーン、住宅地等ゾーン及び森林公園ゾーンの配置に当たっては、地盤の造成高さ等の影響を踏まえて検討します。</li> <li>・土地利用における生物多様性への配慮として、斜面林の保全、公園の整備、調整池の緑化、街路樹・植樹帯の整備、公園と一体となった緑の回遊空間の形成等を検討します。</li> <li>・整備する道路及び公園においては、「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、関係機関と協議のうえ、生物多様性の保全に配慮し、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断を避けるような配置計画を検討します。</li> <li>・また、事業の実施に当たっては、「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、エネルギー効率の高い建設機械や工事用車両の積極的な採用及び省エネ運転（アイドリングストップ等）を実施します。</li> <li>・低騒音、低振動タイプの重機械をできる限り選定し、周辺住民への配慮した施工計画を検討します。</li> </ul>

表 3-1(2) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮事項		選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	(2)	○	・計画段階配慮書の作成を通じて計画区域及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。
	(3)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況に応じた設計や工法を検討し、安全な構造物の構築、工事作業上の安全確保、地下水位・地盤沈下、近接する構造物等への影響の低減を図り、市民への情報提供に努めます。</li> <li>・建設機械の稼働や工事用車両の通行が集中しないよう検討します。</li> <li>・長時間連続して稼働する建設機械等がある場合、防音型仮囲いの設置等により周辺への影響の低減に努めます。</li> <li>・工事区域への仮囲いの設置や交通誘導員の配置等により、周辺住民の安全及び円滑な通行の確保に配慮します。</li> <li>・事業全般や工事に関する問い合わせには真摯に対応し、周辺住民とのコミュニケーションを図り情報提供を行います。</li> </ul>
	(4)	○	・第2章「2.2.13 法令等の状況」で整理したような、環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。
本事業に係る配慮事項	(5)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や公園等では、積極的に緑化を図り、ヒートアイランド現象の緩和に寄与するよう努めます。また、生物の生息・生育の場、良好な景観、緑の回遊空間を確保し、自然や緑が身近に感じられるよう配慮することを通じて、グリーンインフラの保全・活用を図っていきます。</li> <li>・透水性舗装の導入を検討し、健全な水循環の創出に努めます。</li> </ul>

表 3-1(3) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮事項		選定	配慮の内容	
本事業に係る配慮事項	(6)	建物屋上や壁面、調整池などの工作物、敷地の緑化を図り、生物の生息・生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や公園等の緑化を通じて、生物多様性の保全と創造に努めるほか、生物の生息・生育環境の確保に努めます。</li> <li>・生物多様性の観点から、緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽に努めます。</li> <li>・隣接する根岸森林公園や斜面緑地などの緑豊かな環境などを生かしながら、道路や公園等の緑化を図ることで、計画区域全体で連携した緑の回遊空間の形成に努めます。</li> </ul>
	(7)	高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。さらに、これらによる地域単位での最適なエネルギー需給システムの導入に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業で整備する道路照明には省エネルギー型機器の導入を検討します。</li> </ul>
	(8)	使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業で整備する道路照明に使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めます。また、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図ります。</li> </ul>
	(9)	次世代自動車の積極的な導入や公共交通等の利用促進などにより、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業においては、次世代自動車や公共交通等の運輸は対象外なので、非選定とします。</li> </ul>
	(10)	建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの抑制に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の造成工事においては、建設発生土の再利用、低燃費型の建設機械の採用等を検討し、温室効果ガス排出抑制に努めます。</li> <li>・道路照明の LED 電球採用等、省エネルギー型機器の導入を検討し、温室効果ガス排出量の抑制に努めた計画とします。</li> </ul>
	(11)	微気候に配慮し、人工排熱の抑制、緑化、保水性舗装や遮熱性舗装等の採用、風通しのためのオープンスペースの確保、緑陰や日除け等を活用した日射の低減などにより、ヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応に努める。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業において整備する道路や公園等においては、街路樹や植樹帯などの緑化を図るとともに、保水性舗装、遮熱性舗装等の採用を検討し、ヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境への適応に努めます。</li> </ul>

表 3-1(4) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮事項		選定	配慮の内容	
本事業に係る配慮事項	(12)	街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺住環境に配慮した宅造地盤の高さとなるよう検討に努めます。</li> <li>・計画区域の大半は高台に位置していることから、開放的で眺望に優れています。また、計画区域周辺には良好な街並みを形成する山手地区や、多くの人々でにぎわう緑豊かな根岸森林公園があります。これらの特性を生かし、周辺環境と調和した計画とします。</li> </ul>
	(13)	大雨や洪水、高潮等による浸水が想定される区域において建物に地下空間を設ける場合は、地下空間の用途及び規模を考慮し、浸水を可能な限り生じさせない構造や避難設備の採用に努める。	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業では、建物の建築を想定していないため、非選定とします。</li> </ul>
	(14)	駐車場整備に当たっては、充電器等のインフラ整備に努めるとともに、配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業では、駐車場整備を想定していないため、非選定とします。</li> </ul>
	(15)	風害、光害、日照障害等の影響を少なくする。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「光害対策ガイドライン（平成10年3月、環境省）」等を踏まえ、周辺に悪影響を及ぼさない道路照明計画を検討します。</li> <li>・夜間道路照明においては、適切な照度とし、配光を検討します。</li> </ul>
	(16)	地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の交通経路の分断を避ける。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画区域内に周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しますが、計画区域は米軍施設であることから、埋蔵文化財の把握を十分に行えていません。そのため工事の内容に応じて本市の関係機関と協議して、埋蔵文化財の試掘調査を実施し、発掘された場合は、文化財保護法に基づき適切に対応します。</li> </ul>
	(17)	雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・透水性舗装の導入、緑化等により地下水の涵養に配慮した計画を検討します。</li> </ul>
	(18)	廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の実施においては、コンクリート廃材や建設汚泥等の建設副産物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努めます。なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理します。</li> <li>・木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの活用を促します。</li> <li>・建設発生土は、場内再利用に努めます。</li> </ul>

## 卷末添付資料



# 根岸住宅地区 跡地利用基本計画

令和3（2021）年3月  
横浜市



# 目 次

第1章 計画策定の背景	1
1 背景・目的	1
2 本地区の課題と可能性	2
(1) 本市を取り巻く状況	2
(2) 本地区の特性と課題	3
3 跡地利用検討の経緯	6
(1) 米軍施設返還跡地利用指針	6
(2) まちづくり基本計画（協議会案）	7
4 上位計画・関連計画	8
(1) 上位計画	9
(2) 関連計画	16
第2章 跡地利用の考え方	18
1 まちづくりの全体像	18
2 まちづくりのテーマとコンセプト	19
3 分野別方針	22
(1) 教育・研究	22
(2) 景観・環境	24
(3) 道路・交通	28
(4) 防災・減災	30
第3章 土地利用計画	38
1 導入機能	38
2 道路	39
3 公園・緑地	40
4 土地利用計画（ゾーニング）	41
第4章 事業手法とスケジュール	42
1 都市基盤整備	42
2 まちづくりのルール	42
3 スケジュール	43

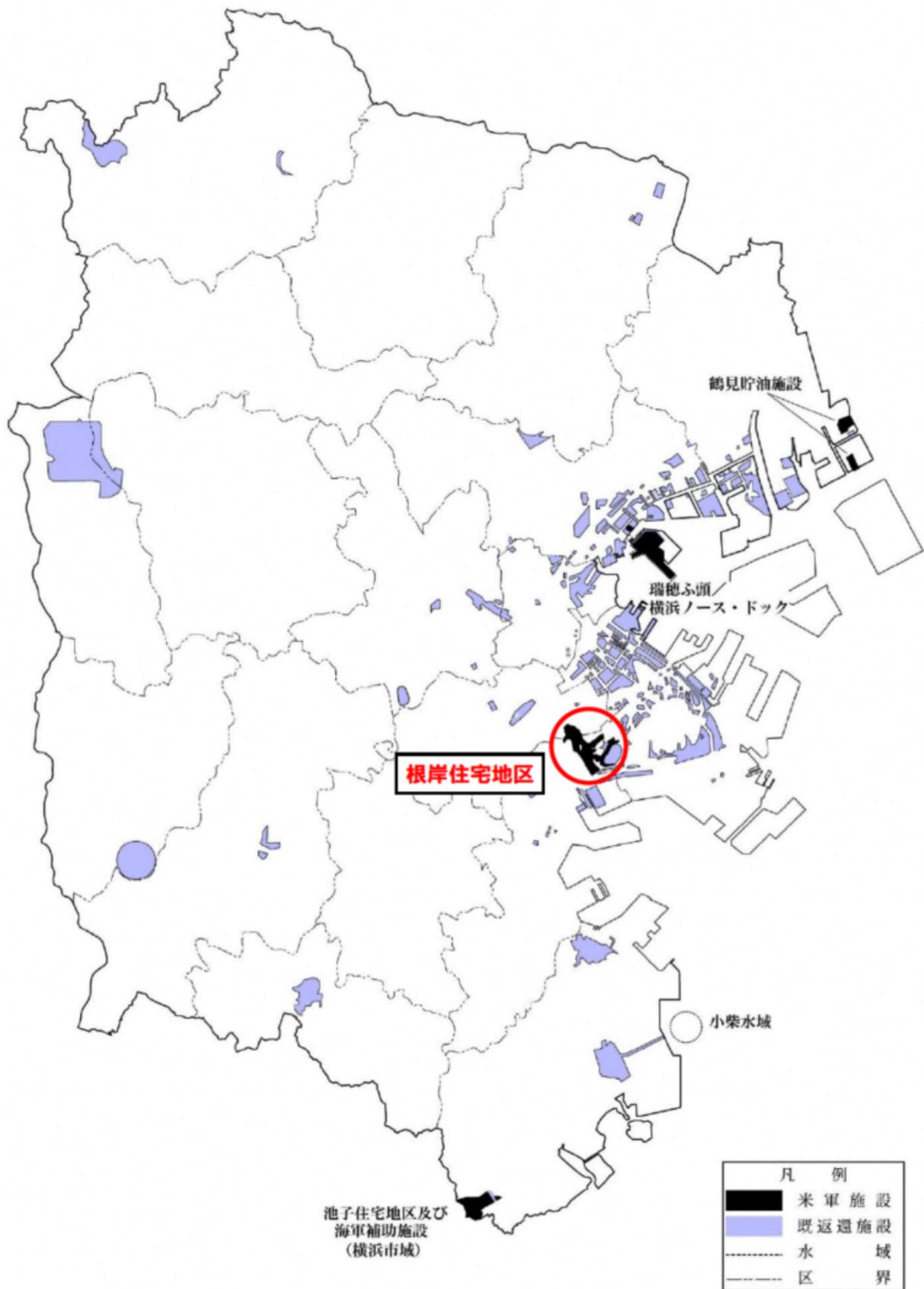


図 位置図

## 第1章 計画策定の背景

### 1 背景・目的

根岸住宅地区（以下「本地区」という。）は中区、南区、磯子区にまたがる約43haの米軍施設であり、昭和22（1947）年に米軍人やその家族などが居住する住宅地区として接収されました。その後、平成16（2004）年の日米合同委員会における返還方針の合意を経て、平成18（2006）年6月に「米軍施設返還跡地利用指針」を策定しました。平成27（2015）年には米軍関係居住者が全て退去し、平成30（2018）年11月に平成16（2004）年の返還方針の合意の見直しがされました。本地区に関する見直しの主な内容は、「土地所有者の方々に当該土地を早期に引き渡し、跡地が利用できるようにするための原状回復作業を速やかに実施する」ことであり、本地区の返還が現実的になってきました。

本市としては、戦後70数年に渡り、貴重な土地を使用する制限を受けてきた地権者の方々はもちろんのこと、米軍施設があることで不便を強いられてきた周辺にお住まいの方々の想いも汲み、地域の活性化を図るための魅力的なまちづくりを実現させるとともに、返還後の跡地利用が本市の様々な都市課題を解決する契機と捉えています。

現時点において、返還の時期は示されておりませんが、返還後のまちづくりの具体化に向け、地権者の方々の意向や本地区周辺の状況等を踏まえ、根岸住宅地区跡地利用基本計画（以下「本基本計画」という。）を、本地区における土地利用の基本方針として定めるものです。



根岸住宅地区の航空写真

## 2 本地区の課題と可能性

### (1) 本市を取り巻く状況

本市の人口は今後減少に転じることが見込まれ、人口減少社会の到来や超高齢社会の進展といったこれまで経験したことのない社会状況を迎えます。

このような状況の中で、都市間競争の加速や、経済活動のグローバル化等に対応するため、人や企業を惹きつける魅力あるまちづくりの推進や、市内企業の事業機会の拡大を促し、経済の更なる活性化を推進することがこれまで以上に求められます。市内では、横浜環状道路や神奈川東部方面線の開業など、交通ネットワークに大きな変化が見込まれ、これらの利便性向上の機会を最大限に活用して、都市の活性化に繋げることが必要です。

また、COP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）においてパリ協定が採択されたことで世界的に温室効果ガス排出量削減の取り組みが加速しており、本市も地球温暖化対策などを積極的に推進し、環境分野の取り組みを加速しています。そのほか、本市では文化芸術への関心が高まっており、横浜トリエンナーレの開催などの取り組みを通じて、文化芸術創造都市としての魅力を国内外に発信しています。

一方、地域課題が複雑化・多様化し、地域の関係の希薄化が進む中で、魅力と活力あふれる地域をつくるためにも地域コミュニティの活力向上が不可欠です。また、全国的に多発している局地的な大雨等や大規模地震から市民の生命と財産を守るため、防災・減災機能の強化や、都市インフラの老朽化の進行に対する適切な保全・更新を今後も行っていく必要があります。

上記のように、本市を取り巻く環境が大きな転換期を迎える中で、都市課題の解決や地域の活性化を着実に進めていくため、戦略的・計画的な土地利用誘導の推進、及び都市環境の変化に対応した土地利用規制の見直しの検討が必要です。

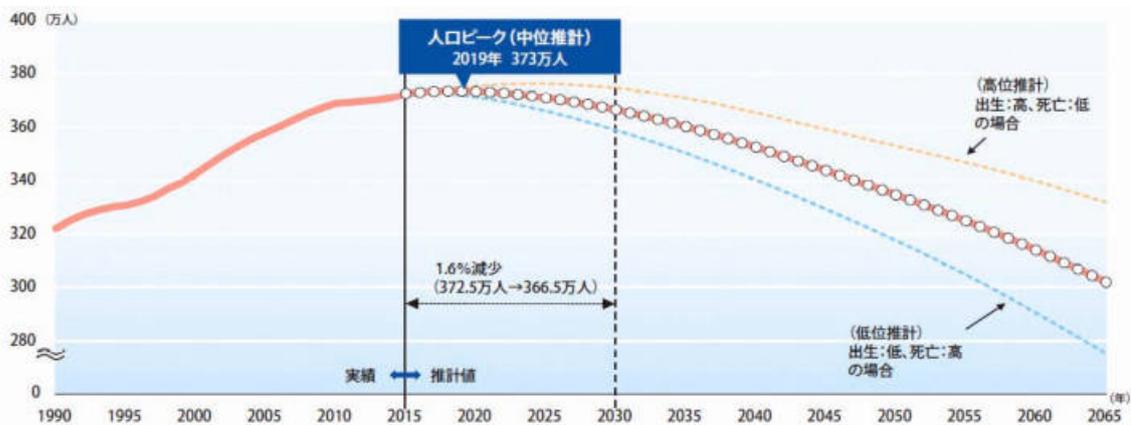


図 横浜市の将来人口推計

出典：横浜市中期4か年計画2018～2021



図 年齢3区分別人口

出典：横浜市中期4か年計画2018～2021

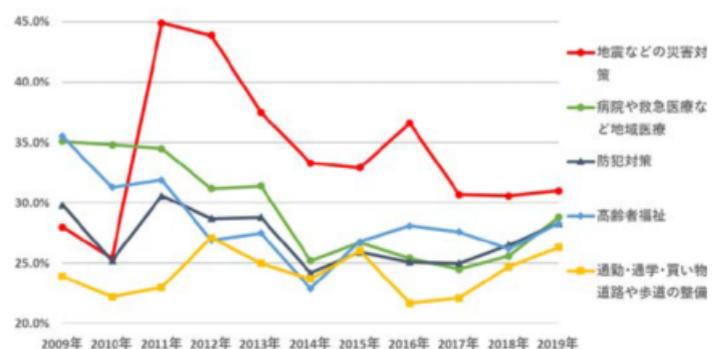


図 市政への要望

出典：横浜市民意識調査をもとに作成

## (2) 本地区の特性と課題

### ア 本地区の特性

本地区はJR根岸駅の北側約1km、横浜市営地下鉄吉野町駅の南側約1km、横浜駅やみなとみらい21地区の南側約5kmに位置しており、大半が標高約50mの高台となっています。また、地区南側には国道357号、地区西側には国道16号、地区北側には鎌倉街道と国道16号、地区東側には横浜駅根岸線といった幹線道路が存在します。

本地区は、横浜らしい景観をつくり出している歴史的な建造物や多くの教育施設等が立地する山手地区に近接するとともに、緑豊かで多くの人々が集う根岸森林公園に隣接しています。また、本市のターミナル駅である横浜駅や、多彩な機能が集積する、みなとみらい21地区などの都心臨海部に近く、緑に囲まれた高台を有する約43haの広大な地区であり、その立地や周辺環境の状況から、ポテンシャルの高い地区と捉えることができます。

#### 【本地区の現状】

地区における土地所有者別の構成は、国有地が約27ha、民有地が約16ha、市有地が約0.03haであり、民有地の権利者数は約180名となっています。

現在の主な都市計画は、概ね全域が低層住宅の良好な環境を維持する地域として、第一種低層住居専用地域に指定されているほか、緑豊かな居住環境の形成と都市の風致を維持するため、風致地区（第3種）に指定されています。



図 本地区の周辺図

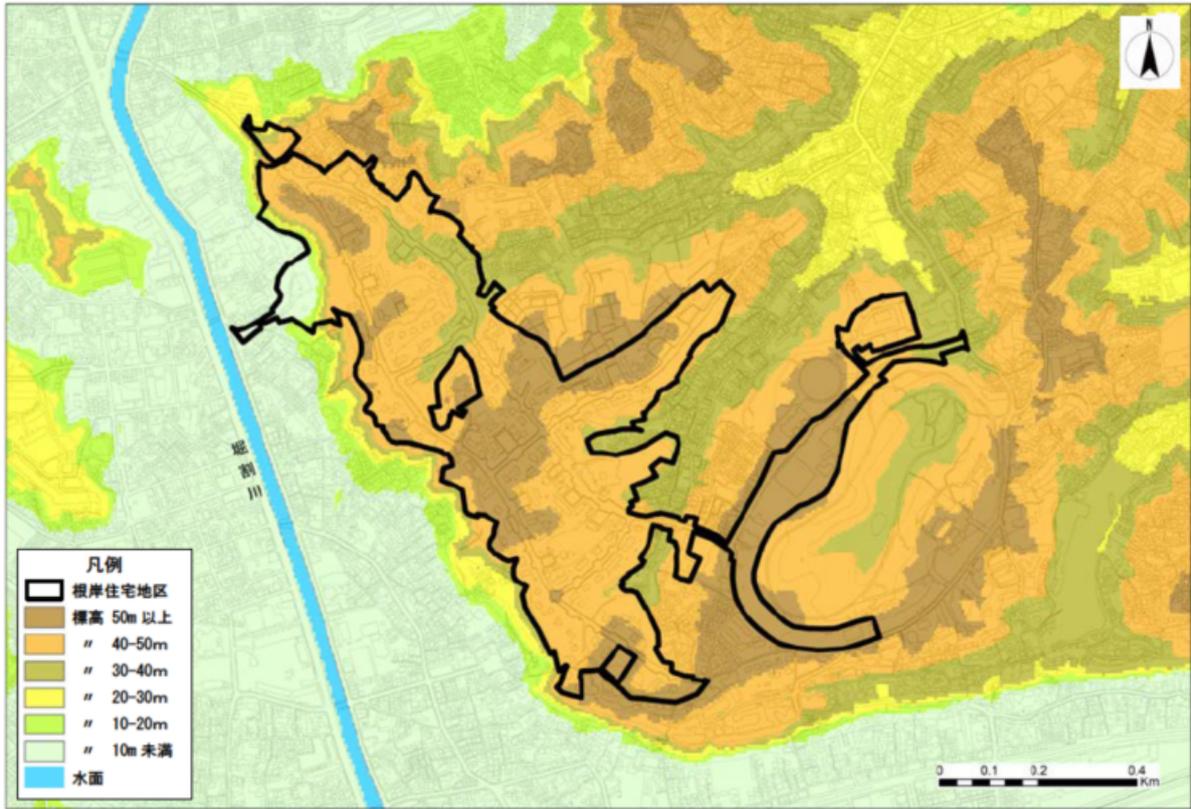


図 地形図

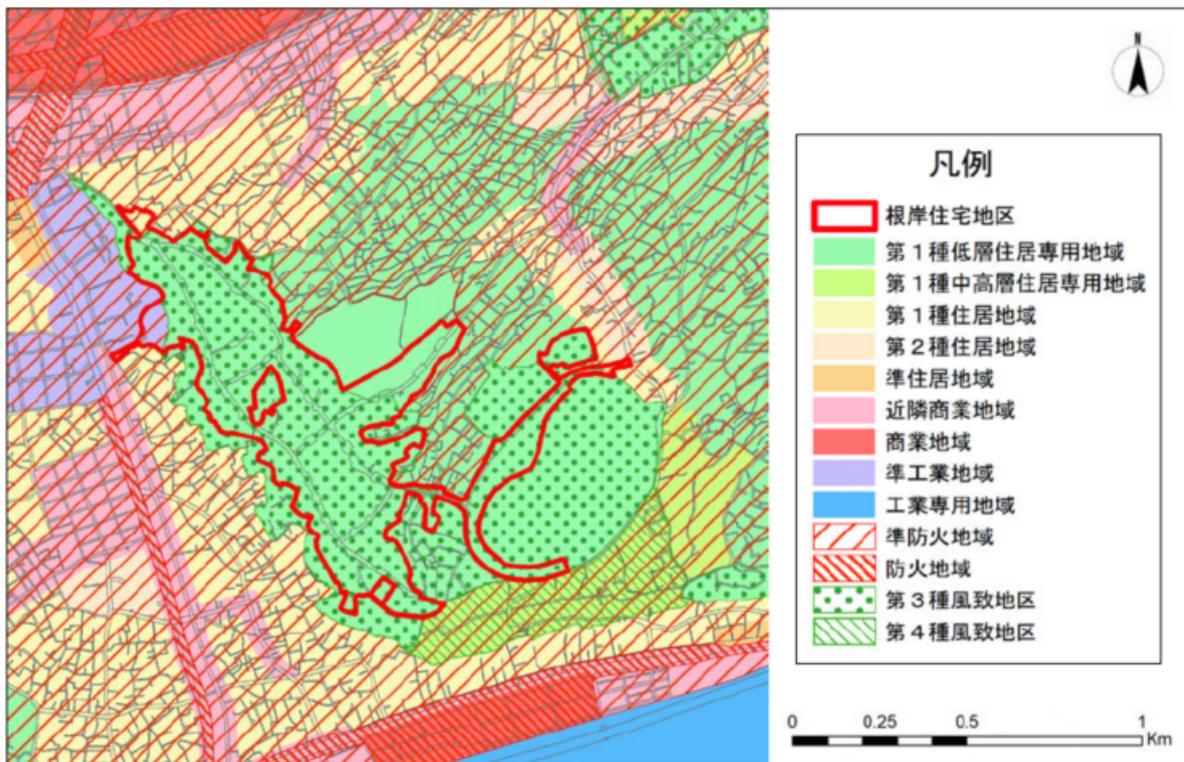


図 都市計画図 (地域・地区図)

## イ 本地区の課題

### (ア) 交通

本地区は地区周辺の鉄道駅から1km程度あり、高低差が約50mあるため、公共交通の導入など、鉄道駅からのアクセスの確保が課題です。

また、本地区周辺には国道16号や横浜駅根岸線などの幹線道路が存在しますが、これらの幹線道路をつなぐ骨格となる道路の整備や、幹線道路との接続に係る交差点改良等をどのように計画していくかが課題です。



根岸旭台交差点

### (イ) 防災

本地区周辺には建物が密集し、狭い道路や行き止まり道路が存在しています。また、本地区のほとんどの区域が広域避難場所に指定されていることから、返還後においても広域避難場所としての機能や地区周辺からの避難路を確保することが課題です。



狭い道路のイメージ

### (ウ) 都市基盤

本地区は細長い区域形状で国有地と民有地がモザイク状に分布しており、国による原状回復作業では、将来のまちづくりに不可欠な道路、公園、上下水道等のインフラ整備が実施されないため、返還後において個々に土地活用ができないことが課題です。

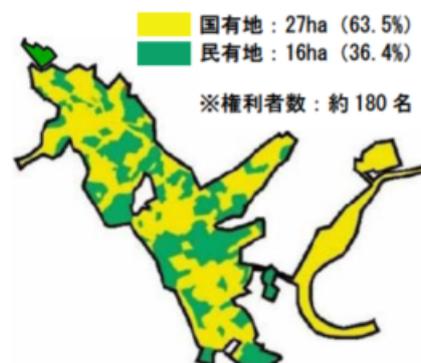


図 土地所有分布図

### (エ) 斜面地

本地区は大半が高台に位置し、地区西側の堀割川と並行して約1.2kmの斜面が続いており、標高が約50mとなっています。また、斜面地の多くは傾斜30度前後ですが、最も急な箇所では60度程度、緩い箇所では20度程度となっており、これらの斜面地への対応を踏まえて、どのように土地利用を図っていくかが課題です。



地区西側の斜面地

### 3 跡地利用検討の経緯

#### (1) 米軍施設返還跡地利用指針：平成18（2006）年6月

本市の米軍返還施設の跡地利用に関する方針を定めた「米軍施設返還跡地利用指針」においては、全体テーマ「横浜から始める首都圏の環境再生」が掲げられ、それを受け、本地区においても施設別利用方針が設定されています。

#### 《施設別利用方針：根岸住宅地区》

**～ヨコハマの歴史・文化を伝える庭園散策空間～**

横浜都心部に近接し、海が見える丘の芝生に囲まれた米国風住宅地という、独特の景観や雰囲気を持っています。こうした特色や隣接する根岸森林公園の環境を活用しながら、接收の歴史・文化を伝える憩いの空間の形成を目指します。

#### 《跡地利用の方向》

##### ○特色ある現環境の活用

米軍住宅地となっている西側部分は、接收の歴史・文化を伝える空間として、現在の開放的な米国風住宅地の景観や雰囲気を可能な限り継承することを検討していきます。

##### ○根岸森林公園との一体利用

根岸森林公園や一等馬見所に隣接する東側部分は、これらと一体的に公園等として利用するとともに、公園の魅力が高めるための活用を図ることを目指します。

##### ○周辺市街地の都市機能改善への寄与

地区周辺の住宅市街地においては、建物が密集して狭あいな道路や行き止まり道路が存在し、防災性も低いため、これら周辺の都市機能の改善に寄与するよう、道路等の整備や広域避難場所の確保を図ることを目指します。



図 根岸住宅地区 跡地利用概念図

(2) まちづくり基本計画（協議会案）：平成29（2017）年5月

本地区の跡地利用について、地権者組織である「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」（以下、「ねぎまち協議会」という。）が長期間に渡り検討した成果をとりまとめたものです。経緯や計画概要は以下のとおりです。

年月	経緯等
平成22年(2010)3月	「米軍根岸住宅地区返還とまちづくりの会」（ねぎまち会）発足
平成24年(2012)3月	「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」に移行
平成24年(2012)7月	横浜市地域まちづくり推進条例の規定に基づく地域まちづくり組織として認定
平成29年(2017)5月	まちづくり基本計画（協議会案）とりまとめ

まちづくり基本計画（協議会案）

《まちづくりのテーマ》

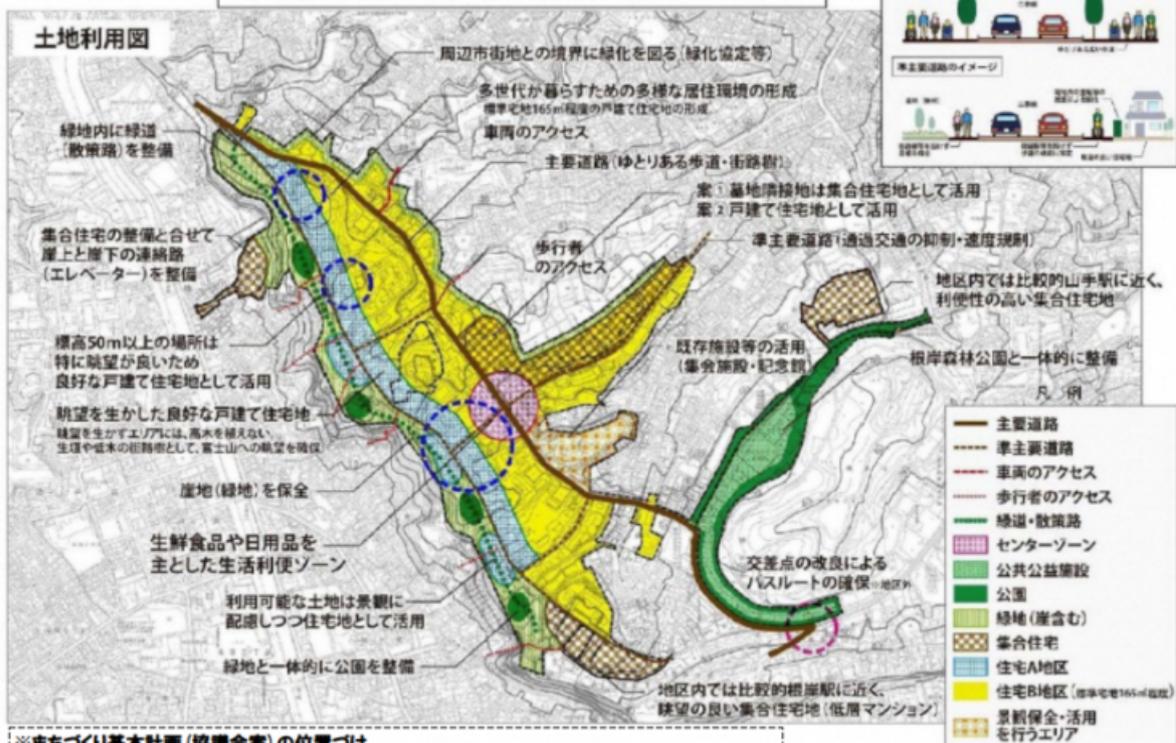
多世代が息づき、緑と文化の風かおるまち

《まちづくりの方向性》

- 自然や緑が身近に感じられる、環境と共生するまち
  - ・根岸住宅地区の魅力である「眺望」や「緑」を生かした公園を設け、緑の回遊空間を確保します。
  - ・自然エネルギーを積極的に活用していきます。
- 開放的で空間にゆとりの感じられる、質の高いまち
  - ・景観に優れた質の高い、連続性のあるまちなみを形成します。
  - ・空間に広がりを感じられるゆとりあるまちを目指します。
- 高齢者をはじめ、いろいろな世代の人が住めるまち
  - ・敷地の規模や建物の種類（戸建住宅・低層マンションなど）を工夫し、いろいろな世代の方が住めるまちを目指します。
  - ・ミニバスなどによる交通利便性の向上や生活利便施設の配置により、子供から高齢者まで日常生活を送りやすい環境を整えます。
- 安全・安心なまち
  - ・道路や公園等のバリアフリー化、セキュリティの向上、通過交通を減らす工夫、防災機能などにより、誰もが安心して住めるまちを目指します。
- コミュニティのつながりが感じられるまち
  - ・いろいろな世代がコミュニケーションを図りながら健康に暮らせるまちを目指します。
  - ・住民の安全・安心やまちなみの維持につなげるため、行政区の垣根を越えた一体的なコミュニティを形成します。

《土地利用図》

多世代が息づき、緑と文化の風かおるまち



※まちづくり基本計画（協議会案）の位置づけ  
 1.ねぎまち協議会が平成22年から検討してきた成果として取りまとめた案です。  
 2.今後、この案を基に国等関係機関との協議をより具体的に進めていきます。  
 3.この案を更に魅力あるものにするよう様々な可能性を検討していきます。

図 土地利用図

#### 4 上位計画・関連計画

本基本計画では、「米軍施設返還跡地利用指針」の検討内容を踏まえ、次頁以降に示す本市の上位計画や関連計画との整合を図り、跡地利用の基本方針を定めるものです。なお、上位計画や関連計画と本基本計画との関係性を下記に示します。

また、本基本計画は10～15年先を見据えたものであり、引き続き、国の政策と連携し、新たな技術や取組等を積極的に取り入れていくことで、社会・経済情勢の変化に対応していきます。

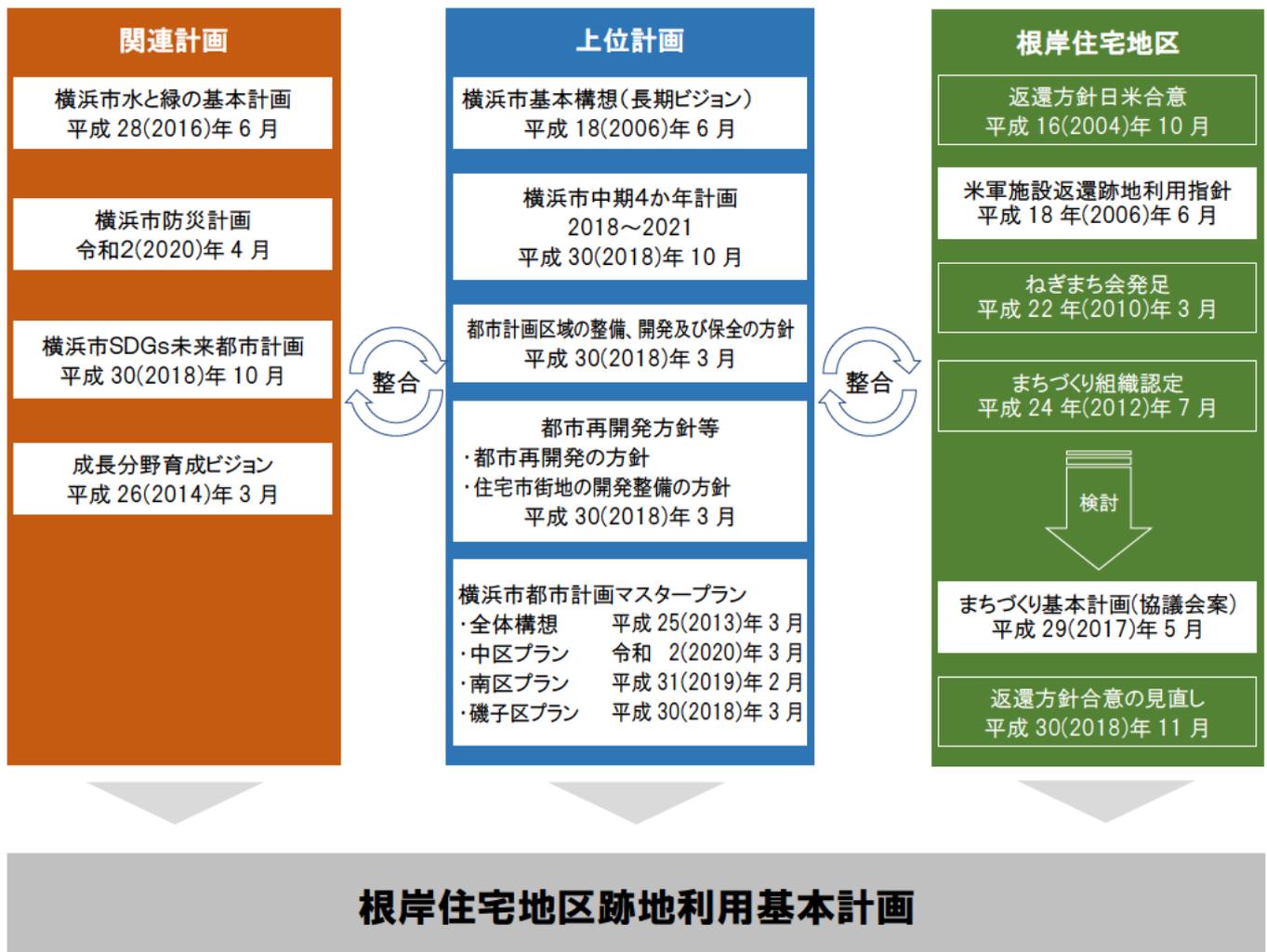
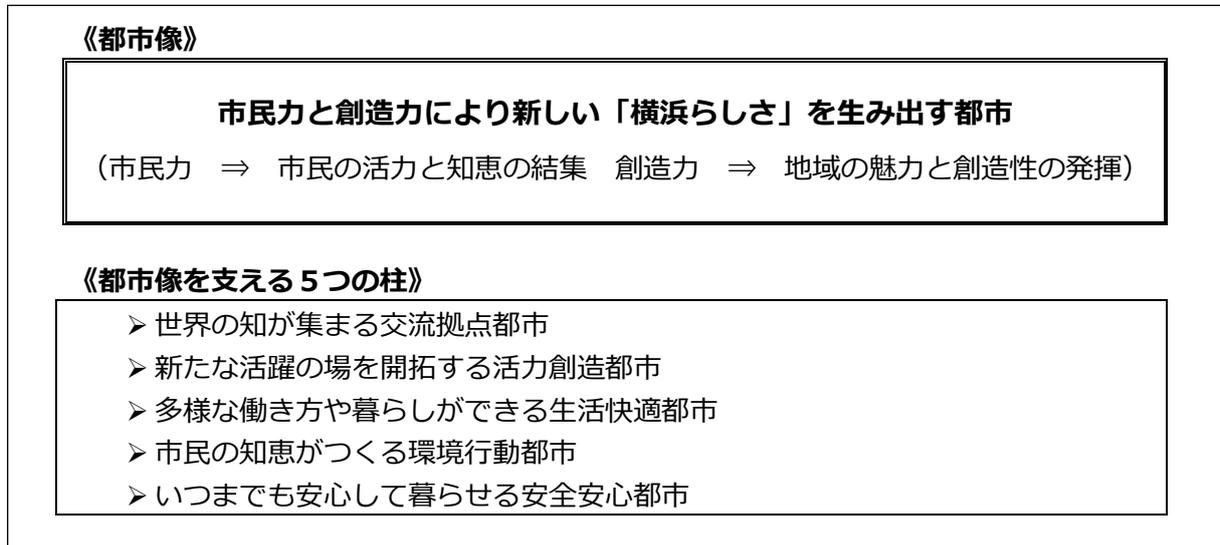


図 上位計画・関連計画と跡地利用基本計画の関連性

## (1) 上位計画

## ア 横浜市基本構想（長期ビジョン）：平成18（2006）年6月

市政運営の基本理念である「横浜市基本構想（長期ビジョン）」では横浜市の都市像が掲げられ、都市像を支える5つの柱が示されています。



## イ 横浜市中期4か年計画 2018～2021：平成30（2018）年10月

「横浜市中期4か年計画2018～2021」では2030年を展望した中長期的な6つの戦略が掲げられ、計画期間の4か年に重点的に推進すべき38の政策が示されています。



図 中期4か年計画の構成

また、「横浜市中期4か年計画2018～2021」において、特に米軍施設の跡地利用の記載が含まれる戦略・政策は以下のとおりです。

**戦略4（2） 『人が、企業が集い躍動するまちづくり』**

～誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思える郊外部～

●戦略的な土地利用誘導・まちづくりの推進

・米軍施設の跡地利用の推進

市内に残された貴重な資産である米軍施設跡地では、広大な土地や立地特性等をいかし、地域や市域の活性化、広域的課題の解決に向けた土地利用を進めます。

旧上瀬谷通信施設では、国際園芸博覧会の招致と連携し、農業振興や新たな都市的土地利用を図るとともに、新たな交通の整備など、総合的なまちづくりを進めます。また、旧深谷通信所では、緑豊かな環境をいかしながら、健康・スポーツの拠点形成を目指していくとともに、**根岸住宅地区等の跡地活用の検討を進めます。**

●戦略の方向性

駅周辺の生活拠点機能の強化や住宅地の活性化・魅力向上、それらをつなぐ身近な交通ネットワーク等の維持・充実により、若い世代をはじめ多世代に選ばれるまちづくりを推進します。また、**米軍施設の跡地利用など、地域や市域の活性化、広域的課題の解決に資する戦略的な土地利用誘導によるまちづくりを推進します。**



図 郊外部活性化のまちづくり

**政策21 コンパクトで活力のある郊外部のまちづくり**

●政策の目標・方向性

駅やインターチェンジの周辺、**米軍施設跡地等の都市的土地利用が見込まれる地域では、緑や農地の保全とのバランスや周辺環境との調和を図りながら、戦略的な土地利用を推進**します。また、都市環境の変化を踏まえた土地利用規制の見直しの検討を進めます。

●現状と課題

神奈川東部方面線・横浜環状道路等の整備や、**米軍施設跡地の活用等の機会をいかし、地域や市域の活性化、広域的課題の解決など戦略性を持った土地利用誘導が必要**です。

●主な施策（事業）5 米軍施設の跡地利用の推進

旧深谷通信所、旧上瀬谷通信施設など市内**米軍施設跡地**について、**地権者等と連携しながら、アクセス道路など周辺の都市基盤整備等も含め跡地利用を推進**します。

## ウ 横浜市都市計画マスタープラン

### (ア) 横浜市都市計画マスタープラン全体構想：平成25（2013）年3月

本市の都市計画に関する長期的な基本の方針である横浜市都市計画マスタープランのうち、全体構想では、都市づくりの課題に対応するための7つの目標が設定されています。

#### 《7つの都市づくりの目標》

- ▶ 超高齢社会や将来の人口減少社会に対応できる「集約型都市構造」への転換と、人にやさしい「鉄道駅を中心としたコンパクトな市街地」の形成
- ▶ 地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和に向けた、エネルギー効率のよい低炭素型の都市づくり
- ▶ 首都圏全体の発展をけん引するとともに、国際競争力を高めるための基盤づくり
- ▶ 地域特性に応じた、計画的・効率的な土地利用と地域まちづくり
- ▶ 誰もが移動しやすく環境にやさしい交通の実現
- ▶ 横浜らしい水・緑環境の実現と、都市の魅力を生かしたまちづくり
- ▶ 震災や風水害などの自然災害に強い、安全安心のまちづくり

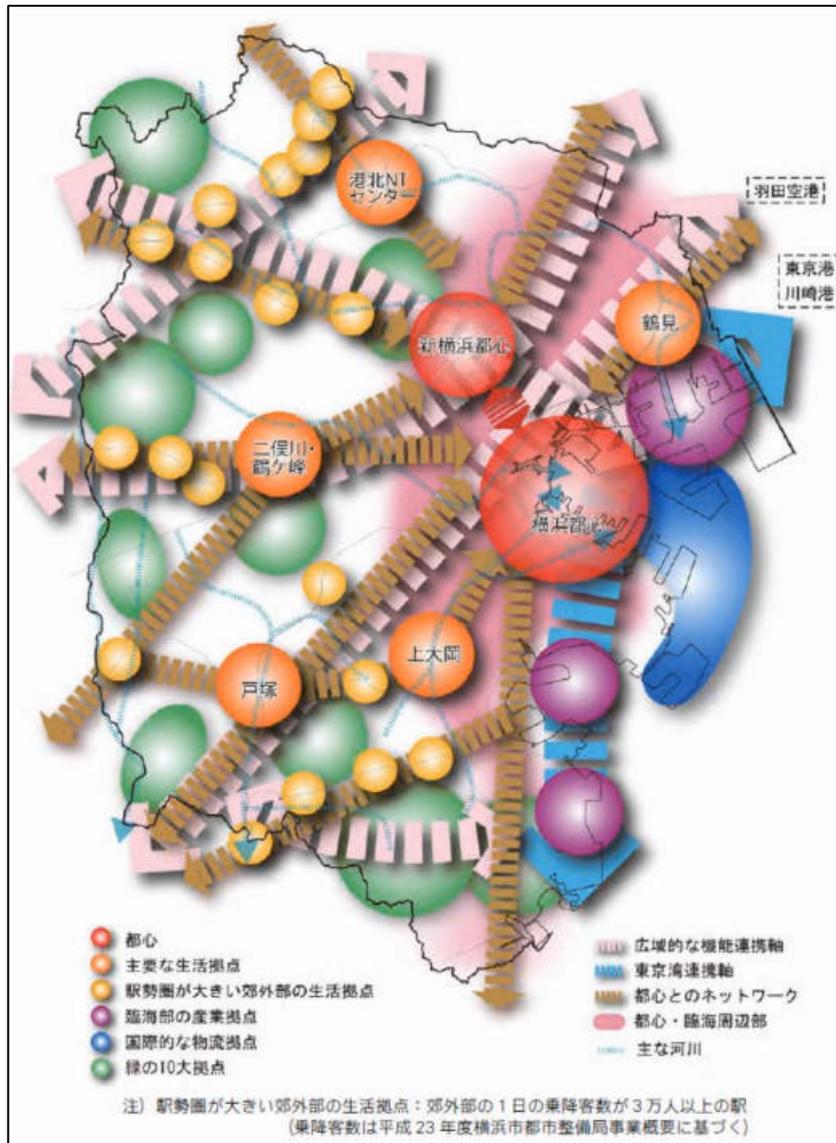


図 都市構造図



(ウ) 都市計画マスタープラン南区プラン：平成31（2019）年2月

「横浜市都市計画マスタープラン南区プラン」において本地区に関するまちづくり方針は、以下の事項が示されています。

《まちづくりの方針》

【土地利用の方針】

- ▶ 多世代が暮らしやすく、安全で快適な住環境をつくっていきます。
- ▶ 南区のにぎわいや活力形成につながる良好な商業、業務、工業等の環境を維持し、地域のニーズや立地環境に合わせた適正な土地利用を誘導していきます。
- ▶ 土地利用転換等が行われる際には、周辺環境へ配慮した計画を誘導します。

【大規模施設地区等】

- ・ **米軍根岸住宅地区は、「米軍施設返還跡地利用指針」及び「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」等を踏まえ、土地所有者等と必要な機能の導入を含め、跡地利用の検討を進めていきます。**

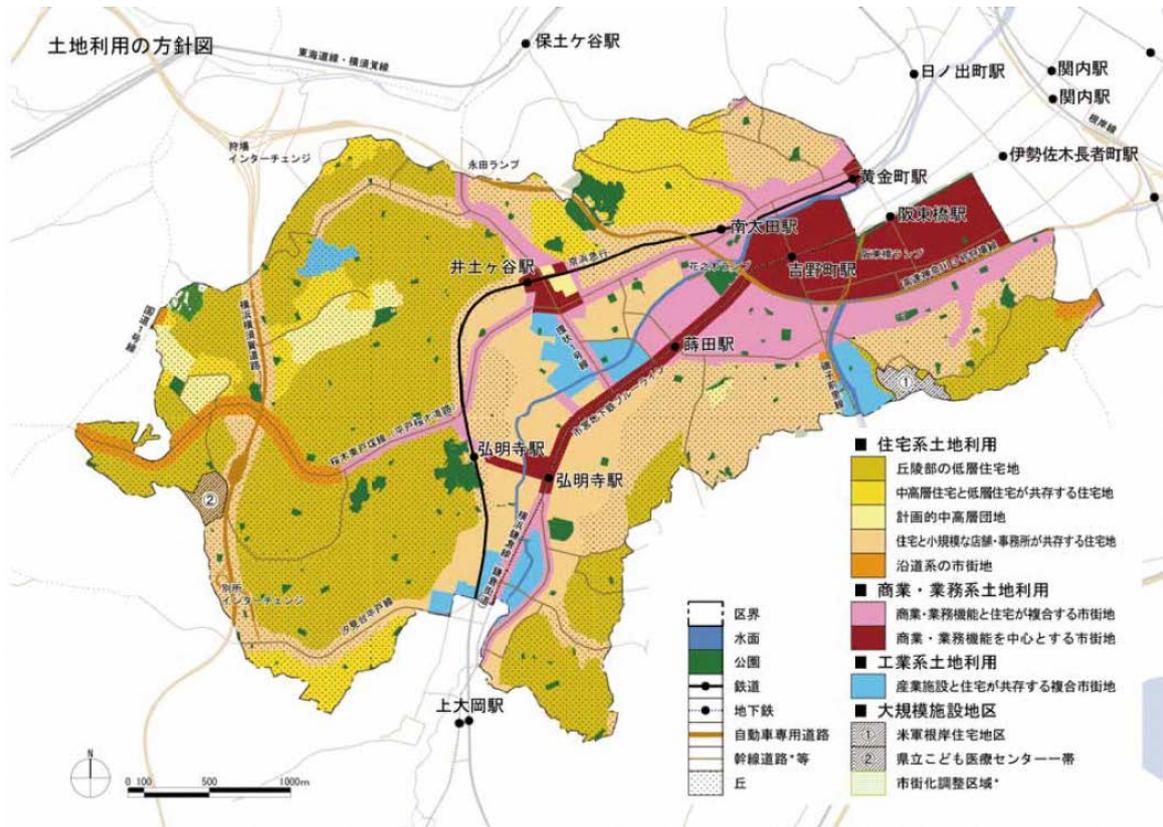


図 土地利用の方針図

(エ) 都市計画マスタープラン磯子区プラン：平成30（2018）年3月

「横浜市都市計画マスタープラン磯子区プラン」において本地区に関するまちづくり方針は、以下の事項が示されています。

《根岸地区のまちづくり方針》

【目標】 水と緑と歴史を生かした魅力あふれるまち

【方針】 ●根岸駅前の都市機能強化を図るとともに、地区の特色を生かした魅力あふれる空間を形成します

・米軍根岸住宅地区は、平成18（2006）年にまとめられた「米軍施設返還跡地利用指針」を踏まえ、土地所有者等と米軍根岸住宅地区の周辺環境に配慮した跡地利用を検討します。

●水・緑・景観・歴史を生かした魅力あるまちを形成します

・景観的な特徴である連続的な斜面緑地、ふもとの神社・仏閣等の歴史資源は、磯子区に残された貴重な財産として、地域や所有者等の協力を得ながら、保全・継承していきます。

●津波浸水と高潮対策を含め、災害に強いまちづくりを進めます

・急傾斜地崩壊危険区域における崩壊防止工事や新たな区域指定など、県と連携したがけ崩れ対策を進めます。

・土砂災害警戒区域では、警戒避難体制の整備を図ります。

根岸地区まちづくり方針図



## エ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針：平成30（2018）年3月

本市の目指すべき都市の将来像を示す「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、以下の基本理念が掲げられています。

### 《都市づくりの基本理念》

#### ～新しい横浜らしさの創造と持続を支える都市づくり～

- 超高齢社会や将来の人口減少社会の到来を見据え、環境に配慮した持続可能な都市の構築
- 港、水・緑、歴史、文化など、横浜の持つ資産や環境を生かしたまちづくり
- 市民生活の利便と安全安心を支えるとともに、国際競争力の強化を図るための基盤づくり

### 《市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針》

人口動態や産業構造等の変化に対応した持続可能な都市を構築するために、市民生活の利便性向上や国際競争力強化のための拠点整備、魅力ある市街地環境の創造に向けた土地利用を推進する。そのため、都心部、臨海部、またこれらの周辺部や郊外部における鉄道駅周辺、駅から離れた住宅団地、工業地、木造密集市街地等において、それぞれの地域特性に応じた計画的な市街地開発事業を進める。

## オ 都市再開発方針等

### (ア) 都市再開発の方針：平成30（2018）年3月

#### 《基本方針》

##### ● 横浜型のコンパクトな市街地の形成

産業の活性化や国際競争力の強化、市民生活の利便性向上をはかるため、鉄道駅や高速道路インターチェンジ周辺等の都市基盤施設の整備効果を最大限に生かした土地利用、米軍施設跡地や内陸部の工業地などで大規模な土地利用転換があった場合の適切な対応、地域特性を踏まえた望ましい土地利用の誘導など、戦略的・計画的な土地利用を周辺環境との調和を図りながら進める。

### (イ) 住宅市街地の開発整備の方針：平成30（2018）年3月

#### 《良好な住宅市街地の整備又は開発の方針》

##### ● 都心・臨海周辺部及び郊外部の住宅地

計画的に開発された住宅地では、建築協定や景観協定、地区計画等の制度を活用し、良好な住環境の維持・保全を図る。また、緑豊かな自然環境を生かし、環境と共生した魅力ある住宅市街地づくりを推進するとともに、生活支援機能の充実や、拠点駅との交通の確保に努める。

(2) 関連計画

ア 横浜市水と緑の基本計画：平成 28（2016）年 6 月

本市の水・緑環境を保全し創造するための総合的な計画である「横浜市水と緑の基本計画」では、以下の目標像が示されています。

**《目標像》**

**多様なライフスタイルを実現できる水・緑豊かな都市環境**

また、「横浜市水と緑の基本計画」における本地区に関連する記述は以下のとおりです。

《水・緑環境の保全と創造の推進計画》

●流域ごとの水・緑環境をつくり・高めます

- ・流域ごとの推進計画（⑧ 直接海にそそぐ小流域の集まり）

【流域の取組方針】

流域全体	
量	源・上流域については緑の保全を中心に、中流、下流域は、旧海岸線の斜面緑地の保全や水と緑の回廊形成を進める。
質	緑地の担保率向上による質の維持と合わせて、横浜らしい斜面緑地の保全を進めるとともに、生物多様性に配慮した、水・緑環境を創造する。
魅力	源・上流域のまとまった緑や旧海岸線の斜面緑地など、横浜らしい景観を保全するとともに、海辺を最大限に活用した魅力アップを図る。
中流域	
量	まとまりのある緑地や旧海岸線の斜面緑地を保全するとともに、街路樹や道路沿いの緑化を進める。
質	旧海岸線の斜面緑地の保全を図る。また、歴史ある街並みの保全に向けて、風致地区の保全施策を進める。
魅力	身近な公園整備や歴史ある水と緑の空間を保全するとともに、海に近いという地域特性をいかした魅力づくりを進める。

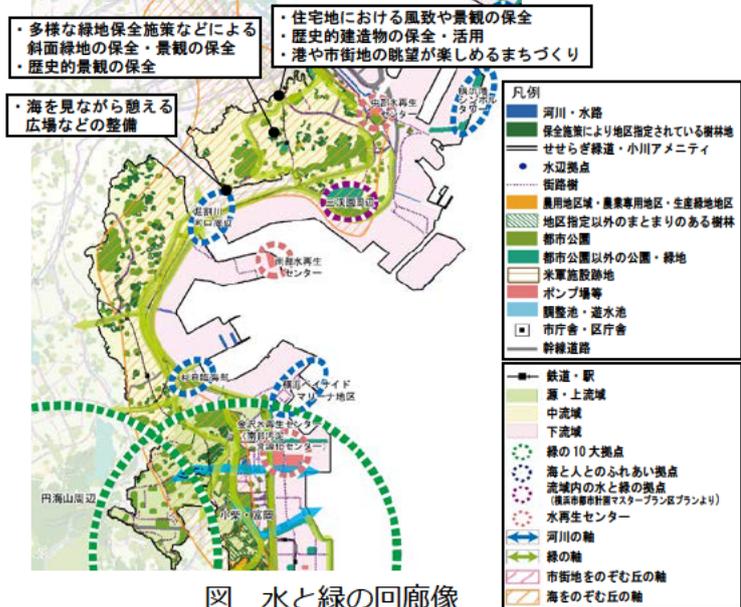


図 水と緑の回廊像

●拠点となる水と緑、特徴ある水と緑をまもり・つくり・育てます

- ・海をのぞむ丘の軸の水と緑をまもり、海と人とのふれあい拠点をつくり・育てます

旧海岸線沿いに連なる台地や丘陵地の緑の軸を「海をのぞむ丘の軸」と位置付け、横浜独特の崖地形、眺望とともに、海側からのぞむことができる斜面緑地を保全するほか、軸内の樹林地や農地の保全や水・緑環境の整備、民有地の緑化を進めます。保全した斜面緑地は、景観に配慮しながら安全性の向上を図ります。



図 海をのぞむ丘の軸・海と人とのふれあい拠点位置図

## イ 横浜市防災計画（資料編 2020）：令和 2（2020）年 4 月

「横浜市防災計画」において、地震による延焼火災の輻射熱や煙から市民の生命・身体を守るために一時的に避難する場所として根岸森林公園及び根岸住宅地区は広域避難場所に指定されており、規模、割り当て地区等は以下のとおりです。

・総面積	: 625,007 m <sup>2</sup>
・収容定員	: 504,605 人
・要避難人口	: 70,834 人
・収容率	: 14.0%
・割り当て地区	: 中区 大芝台、大平町、柏葉、鷺山、滝之上、竹之丸、立野、塚越、寺久保、仲尾台、西竹之丸、根岸旭台、根岸台、豆口台、箕沢、麦田町 1～4 丁目、山手町の一部、大和町 1、2 丁目、山元町 1～5 丁目 南区 浦舟町 1～5 丁目、永楽町 1、2 丁目、唐沢、山谷、白妙町 1～5 丁目、高根町 1～4 丁目、中村町 1～5 丁目、八幡町、平楽、堀ノ内町 1、2 丁目の各一部、真金町 1、2 丁目、万世町 1、2 丁目、睦町 1、2 丁目 磯子区 鳳町、上町、坂下町、下町、西町、馬場町、原町、東町

## ウ 横浜市 SDGs 未来都市計画：平成 30（2018）年 10 月

「横浜市 SDGs 未来都市計画」では、SDGs の達成年次である 2030 年を見据え、「環境を軸に経済や文化・芸術による新たな価値・賑わいを創出し続ける都市」の実現に向け、様々な取組を進めています。「横浜市中期 4 力年計画 2018-2021」及び「横浜市地球温暖化対策実行計画」の政策・施策の中から環境・経済・社会の統合的解決を目指す 6 つの取組が以下のように示されています。

環境面	豊かな自然環境と暮らしが共存する都市
	脱炭素・循環型社会構築
経済面	成長と活力を生み出す都心部
	国際競争力の強化と市民生活を豊かにする総合港湾
社会面	「住みたい」「住み続けたい」と思える郊外部
	未来を作る多様な人づくり

## エ 成長分野育成ビジョン：平成 26（2014）年 3 月

「成長分野育成ビジョン」では、産業拠点戦略として京浜臨海部エリア、都心臨海部エリア、金沢産業団地周辺エリアが位置づけられています。また、米軍施設返還跡地についても、今後の動向も踏まえ、検討していくエリアとして位置づけられています。

## 第2章 跡地利用の考え方

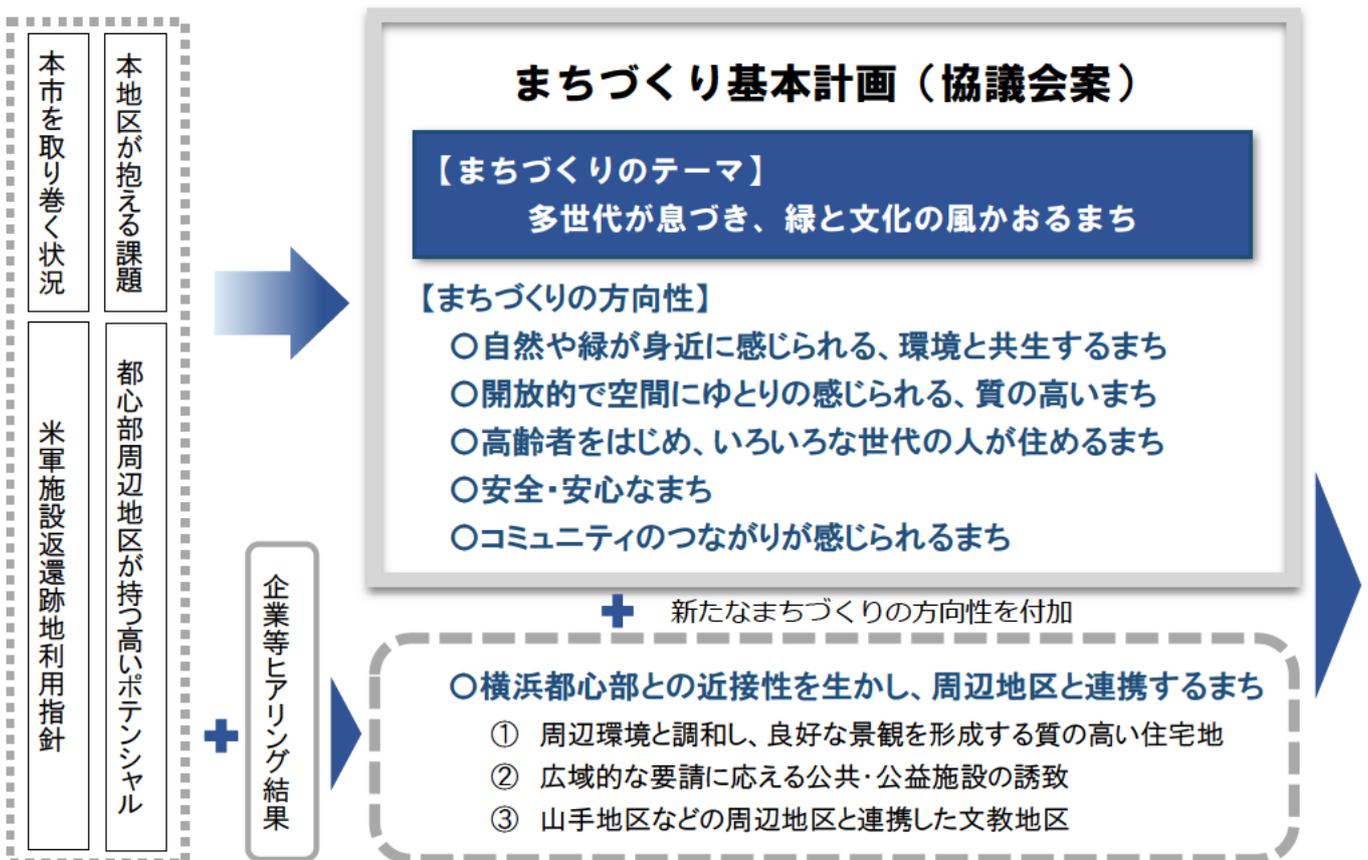
### 1 まちづくりの全体像

本地区の跡地利用は、ねぎまち協議会にて長期間に渡って議論され、平成29（2017）年5月に「まちづくり基本計画（協議会案）」としてとりまとめられました。同案では、まちづくりのテーマ「多世代が息づき、緑と文化の風かおるまち」と併せて、5つのまちづくりの方向性や土地利用図が示され、「この案を更に魅力あるものにするよう様々な可能性を検討」すると位置づけられました。

協議会案を受け、本市としても跡地利用の可能性を再確認する必要があったこと、平成30（2018）年11月の返還方針の見直しによる返還に向けた動きもあったことから、「本市及び本地区が抱える課題や可能性」を整理し、本基本計画にて新たなまちづくりの方向性を付加することとしました。

具体的には、まずは「周辺環境と調和し、良好な景観を形成する質の高い住宅地」を掲げ、協議会案でも触れられていますが、市としても緑に囲まれた高台という特性を生かし、ゆとりある質の高い住宅地の形成を目指します。

次に、協議会案を尊重しつつ、民間企業等の意見やノウハウを取り入れながら、計画を補完する要素として「広域的な要請に応える公共・公益施設の誘致」を掲げ、都心部周辺の広大な土地や立地等を生かした地域・市内の活性化や広域的な都市課題の解決を図るとともに、「山手地区などの周辺地区と連携した文教地区」を掲げ、教育・研究機能の立地や、文教地区としてのまちの賑わいの創出に向けて検討を進めていきます。



## 2 まちづくりのテーマとコンセプト

「まちづくり基本計画（協議会案）」におけるまちづくりのテーマを基調としながら、新たなまちづくりの方向性を付加し、まちづくりのコンセプトとしています。

まちづくり  
のテーマ

### 多世代が息づき、緑と文化の風かおるまち

- ・根岸住宅地区の魅力である「眺望」や「緑」を生かした公園を設け、緑の回遊空間を確保します。
- ・周辺環境と調和しながら地区全体の積極的な緑化等を図るなど、良好な景観を形成する質の高い住宅地を目指します。
- ・自然エネルギーを積極的に活用していきます。

- ・横浜都心部周辺に位置する大規模な空間資源を活用し、本市における都市課題を解決するとともに、広域的な要請にも応えられる公共・公益施設の誘致を目指します。
- ・近接する山手地区などと連携し、文教地区として教育・研究機能の立地を目指します。

自然や緑が身近に  
感じられる、環境と  
共生するまち

横浜都心部との近  
接性を生かし、周辺  
地区と連携するまち

- ・道路や公園等のバリアフリー化、セキュリティの向上、通過交通を減らす工夫、防災機能などにより、誰もが安心して住めるまちを目指します。

開放的で空間に  
ゆとりの感じられる  
質の高いまち

まちづくりの  
コンセプト

安全・安心なまち

- ・景観に優れた質の高い、連続性のあるまちなみを形成します。
- ・空間に広がりを感じるゆとりあるまちを目指します。

コミュニティの  
つながりが  
感じられるまち

高齢者をはじめ、  
いろいろな世代の  
人が住めるまち

- ・いろいろな世代がコミュニケーションを図りながら健康に暮らせるまちを目指します。
- ・住民の安全・安心やまちなみの維持につなげるため、行政区の垣根を越えた一体的なコミュニティを形成します。

- ・敷地の規模や建物の種類（戸建住宅・低層マンションなど）を工夫し、いろいろな世代の方が住めるまちを目指します。
- ・ミニバスなどによる交通利便性の向上や生活利便施設の配置により、子供から高齢者まで日常生活を送りやすい環境を整えます。



図 周辺地区との連携イメージ

**【参考】企業等ヒアリング結果**

本地区における将来の市場性などを捉えながら、導入施設や機能等を検討するため、平成30（2018）年度に「建設・不動産業界」「住宅業界」「スーパー・小売業界」「学校教育業界」「自動車業界」「観光業界」に対し、進出条件や意向等を中心にヒアリング調査を実施しました。

市場性に係るヒアリング調査結果の主なものとしては、以下のようなご意見がありました。

**○住宅**

「マンションよりも戸建てのイメージであるが、個性を出さなければ難しい」「高級住宅街にするメリットや魅力づくりを行うことで高級住宅街として成立」「農地利用には個性があり、横浜駅から近く、地産地消が体験できる街など、“田舎に帰らなくても農業ができるまち”も良い」

**○商業**

「日常スーパーを中心に、近隣商圈を狙って取り組む考えは検討可能」

**○教育研究**

「業務・居住人口の集積がある市の中心部に近い場所に大規模開発が可能なまとまった土地があることは大きなプラス要因」「都心部や横浜港に近く、研究所などを集めやすい地域だと考える」

**○その他**

「広大なまとまった土地を一から使えることはニーズが合えばメリットがあり、ゆとりある建物利用が可能」

### 3 分野別方針

まちづくりのテーマや、まちづくりのコンセプトを踏まえて、教育・研究、景観・環境、道路・交通、防災・減災といった分野ごとに考え方をまとめています。

#### (1) 教育・研究

##### ア 山手地区などの周辺地区と連携した文教地区

本地区は本市を代表する文教地区として教育施設が多く立地する山手地区に近接しており、小・中学校や高等学校等についても、本地区周辺には多数立地しています。また、本地区は研究開発拠点である京浜臨海部エリアと金沢臨海部産業団地エリアの中間点にも位置しています。

教育・研究機能に係る近年の動向として、大学キャンパスの立地が都心回帰の傾向にあることや、中高一貫校の大学附属化や共学化が進んでいることにより、新キャンパスへの再編の動きが見られます。また、次の時代をけん引する成長分野の研究開発に係る産学連携も進んでおり、引き続きこれらの動向に注視することが重要と考えます。

その一方、本地区の跡地利用については、都心臨海部の周辺に位置しながら大規模な土地が確保できる貴重な機会と捉えることができます。

本地区への教育・研究機能が立地するメリットとしては、学生・研究者等と地区住民との交流のほか、近接する山手地区との連携を通じて、地域全体の活性化やブランド力の向上などの相乗効果も期待できます。このため、山手地区などの周辺地区と連携した文教地区を目指します。



文教地区のイメージ

#### 【近年の県内の大学・中高一貫校の再編等】

※各大学・学校のホームページ資料をもとに作成

平成 25 (2013) 年 4 月  
中央大学附属横浜中学校・高等学校  
(大学附属化・共学化・移転：中区→都筑区)

平成 27 (2015) 年 4 月  
湘南医療大学 (新設：戸塚区)

令和 3 (2021) 年 4 月予定  
神奈川大学 (学部移転：平塚市→西区)

令和 4 (2022) 年 4 月予定  
関東学院大学 (学部移転：金沢区→中区)



図 本地区と研究開発拠点の位置関係

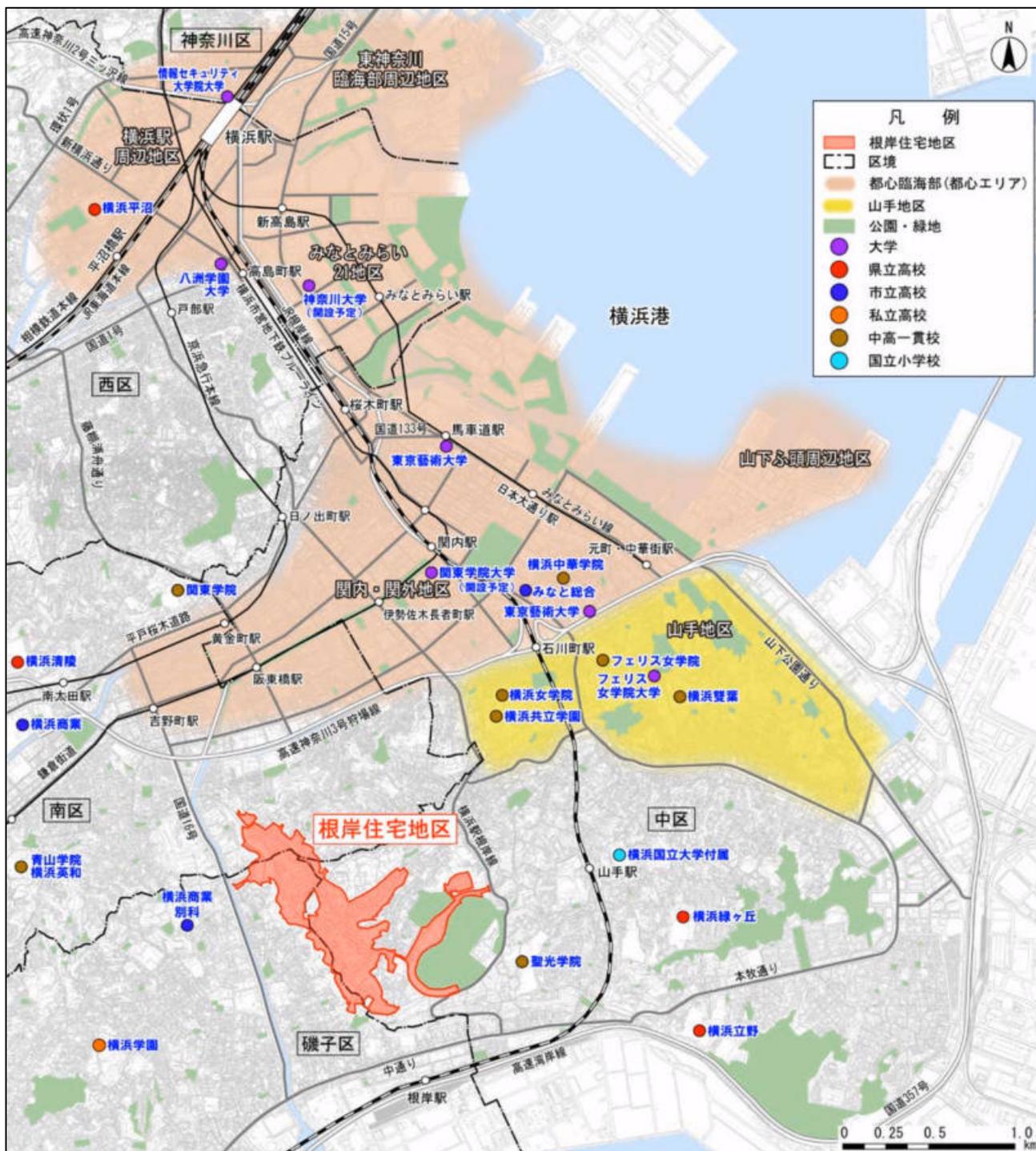


図 本地区周辺の文教施設等の立地状況

## (2) 景観・環境

### ア ゆとりある質の高い住宅地の整備

本地区の大半は緑に囲まれた高台に位置していることから、開放的で眺望に優れています。また、本地区周辺には良好な街並みを形成する山手地区や、多くの人々でにぎわう緑豊かな根岸森林公園があります。これらの特性を生かし、周辺環境と調和した魅力的なゆとりある質の高い住宅地の整備を目指します。

また、将来にわたって良好なコミュニティを形成していくため、建物敷地や住宅の規模等を街区レベルで区分して配置することなどにより、子育て世帯や高齢者世帯など、いろいろな世代の方々が住みやすい住宅地となるよう配慮していきます。

更に、日常生活を送りやすい環境を整えるため生活利便施設や公共・公益施設を適正に配置するほか、地区全体で環境負荷を軽減するエネルギーマネジメントシステムの導入などの先導的な取組についても検討します。



質の高い低層住宅地のイメージ



生活しやすい住環境のイメージ

## イ 地区の魅力を生かした緑の回遊空間の形成

本地区は大半が標高約50mの高台に位置し、米軍住宅地の芝生の庭が広がり、西側には地区内外にわたって斜面緑地が連なっています。このため、本地区は都心臨海部の周辺にありながら富士山をのぞむことができるなど、開放的で眺望が良いという特色があります。また、本地区の南東側に隣接する根岸森林公園には、市民の憩いの場となる森に囲まれた広大な芝生広場などが整備されており、春には桜の名所として多くの市民が訪れています。

本地区の跡地利用にあたっては、良好な住環境などを創出するため、周辺の緑豊かな環境などを生かしながら、緑を身近に感じ、心地良く、癒しや安らぎを感じることができるような空間を目指していきます。主に公園、道路及び公共・公益施設等では、積極的な緑化を図るとともに、地区全体で連携した緑の回遊空間の形成を図っていきます。

なお、公園については、緑に親しむなど誰もが快適に過ごせる環境や、子供の遊び場の確保を目指すとともに、地区内外の市街地の防災性向上にも寄与できるよう配慮していきます。また、根岸森林公園に隣接する部分については、根岸森林公園を拡張し一体利用することで、公園の更なる魅力向上や広域避難場所の機能継続を図っていきます。



本地区の西側に広がる斜面緑地と南東側に隣接する緑あふれる根岸森林公園



富士山を臨む本地区からの眺望



積極的な緑化のイメージ



子供の遊び場のイメージ

### 根岸森林公園

本地区に隣接する根岸森林公園は、中区根岸台の丘の上に広がる約19haの雄大な公園です。なだらかな自然の丘陵を生かした気持ちよい芝生広場のほか、それを囲むように包む深緑の森や日本初の洋式競馬場跡地として名高く、横浜を代表する名所のひとつです。



芝生広場



ふれあい広場



図 園内マップ

出典：根岸森林公園のパンフレットデータをもとに作成

## ウ 米国風住宅地の景観等の継承

本地区の米軍住宅は385戸が現存しており、昭和22（1947）年の接収から平成27（2015）年の居住者の退去まで約70年間利用されてきました。住宅の周りには開放的な芝生の庭が広がるほか、道路沿いの駐車スペースや路線名を示す英語の標識、黄色い消火栓などが随所に見られ、独特な景観を形成しています。また、平成27（2015）年まではフレンドシップデーなどの米軍施設を開放するイベントが開催され、地域住民がアメリカの雰囲気を楽しむ機会もありました。そのため、こうした接収の歴史や文化を伝える空間として、米国風住宅地の景観や雰囲気の継承を目指していきます。



消火栓と標識



フレンドシップデー

かつて米軍住宅が存在した他地区の活用例では、モニュメントとして保存しているもののほか、保存したものを一部改修、又は保存ではなく元の建物を参考としながら新たに建築したものを住宅や店舗等として活用しているものがあり、各地区の経緯や周辺環境などの特性に応じた様々な方法で継承されています。

本地区の米軍住宅は築70年を超える木造住宅であり、老朽化が進んでいることから、元の建物を参考にするなど米国風住宅地の景観や雰囲気の継承を目指します。また、長期に渡り愛着を持って親んでもらえるよう、例えば集会所などの地域住民が利用する施設や、民間事業者等が経営する生活利便施設とするなど、活用方法については時期を見据えて幅広く検討していきます。

### 【米軍住宅の活用例】



ワシントンハイツ  
（東京都渋谷区）

米軍宿舎からオリンピック宿舎となったものをモニュメントとして保存



アメリカンハウス  
（東京都福生市）

米軍ハウスを一部改修し、内装も当時の雰囲気を再現した上で、店舗等として活用



ジョンソンタウン  
（埼玉県入間市）

米軍ハウスの雰囲気を継承しつつ、現代的な建築基準で新築し、住宅等として活用

### (3) 道路・交通

#### ア 様々な機能に対応する道路の整備

本地区内の骨格を形成する主要な道路の整備にあたっては、周辺市街地における既存道路の現況も考慮しながら、周辺地域を含めた道路ネットワークを構築し、本地区へのアクセス性を向上させるため、本地区内の新たなまちづくりにより発生する交通量と本地区周辺の幹線道路や交差点に与える影響を予測し、必要に応じて交差点改良等の対応を行うことで、円滑な交通処理を図っていきます。このほか、住宅地などの土地利用の特性に応じ、自動車、自転車、歩行者それぞれについて、安全かつ円滑で快適に通行できるように、歩道・車道の幅員や車線数を確保していきます。

また、主要な道路の整備と併せて無電柱化を積極的に推進するとともに、街路樹や植樹帯等を整備し公園や斜面緑地とつながる緑の回遊空間を形成するなど、景観や環境等に配慮した道路空間の創出を図っていきます。

さらに、本地区のほとんどの区域は広域避難場所に指定されていることから、防災性の向上を図るため、大規模災害時に誰もが安心して広域避難場所へ避難できるよう、周辺市街地の既存道路と接続する避難路ともなる生活道路等の整備を行います。



主要な道路のイメージ



生活道路のイメージ

## イ 公共交通によるアクセス向上

本地区は鉄道駅から約1 kmに位置しているものの高低差約50mの高台にあること、また周辺市街地の状況等を踏まえると、新たな軌道等による公共交通機関の整備よりもバス交通を基本として、本地区周辺の鉄道駅からのアクセス性の向上を図ります。

バスの路線については、本地区周辺の既存バス路線の延伸や新規バス路線の開設等の再編をバス事業者へ働きかけるとともに、本地区内に主要な道路やバス発着所等を整備するほか、根岸旭台交差点の改良など、バスの走行環境を確保できるよう検討を進めていきます。

また、地区内の交通手段として、環境負荷の低減や、文教施設、公共・公益施設、住宅等の土地利用を踏まえ、パーソナルモビリティや自動運転といった交通環境の変革について、実施時期を見据えながら対応を検討していきます。

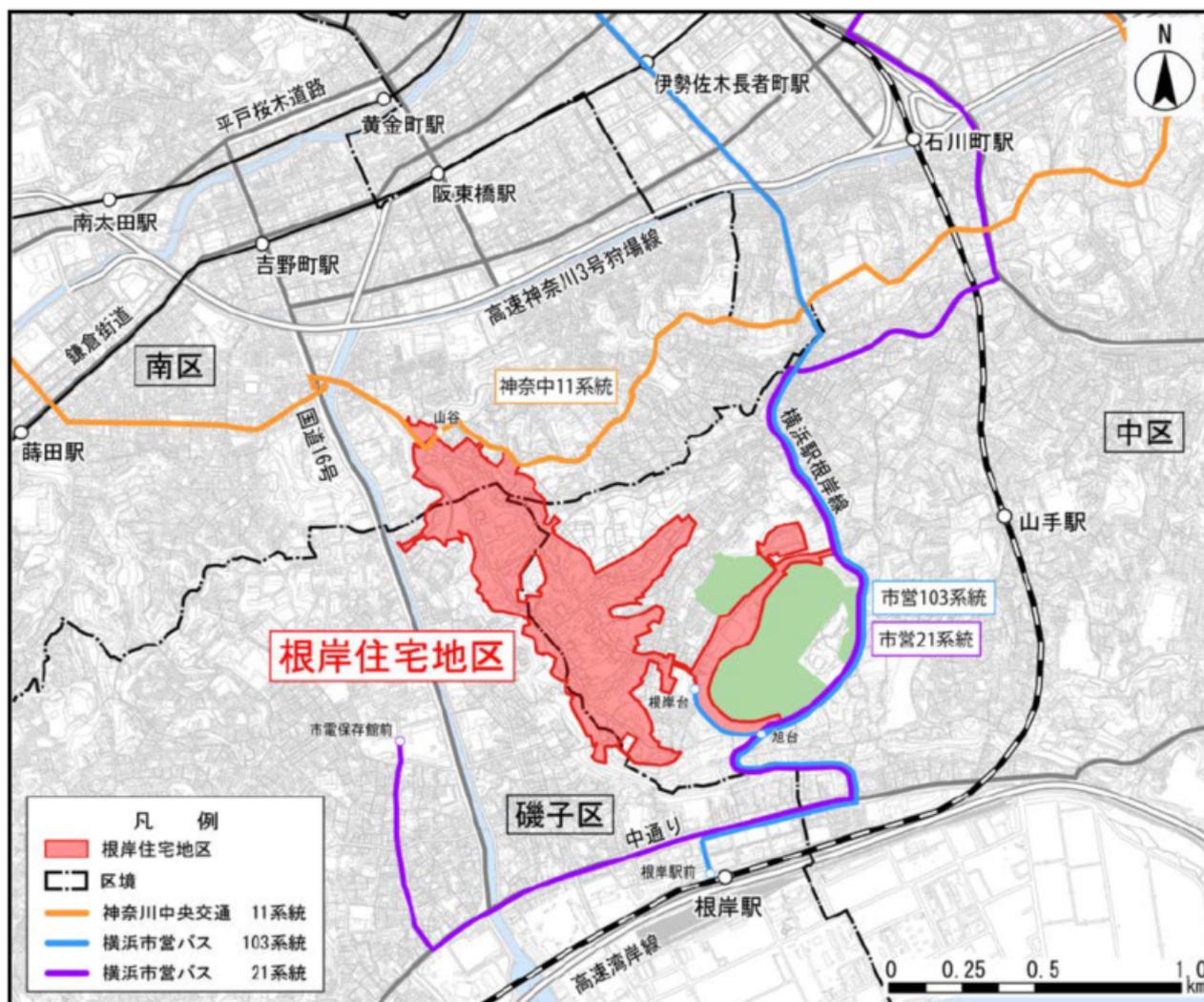


図 本地区周辺に存在する既存バス路線

(4) 防災・減災

ア 広域避難場所の継続、避難路の確保

(ア) 広域避難場所としての機能の継続

根岸森林公園及び本地区のほとんどの区域が、現在、横浜市防災計画において「根岸森林公園及び根岸住宅地区」として広域避難場所に指定されており、大地震により発生した火災が多発し延焼拡大した場合、その輻射熱や煙から市民の生命・身体を守るために避難する場所となります。

引き続き、本地区の広大な土地という地勢を生かして防災・減災の取組を進めていくため、広域避難場所としての機能が継続できるよう土地利用を図っていきます。

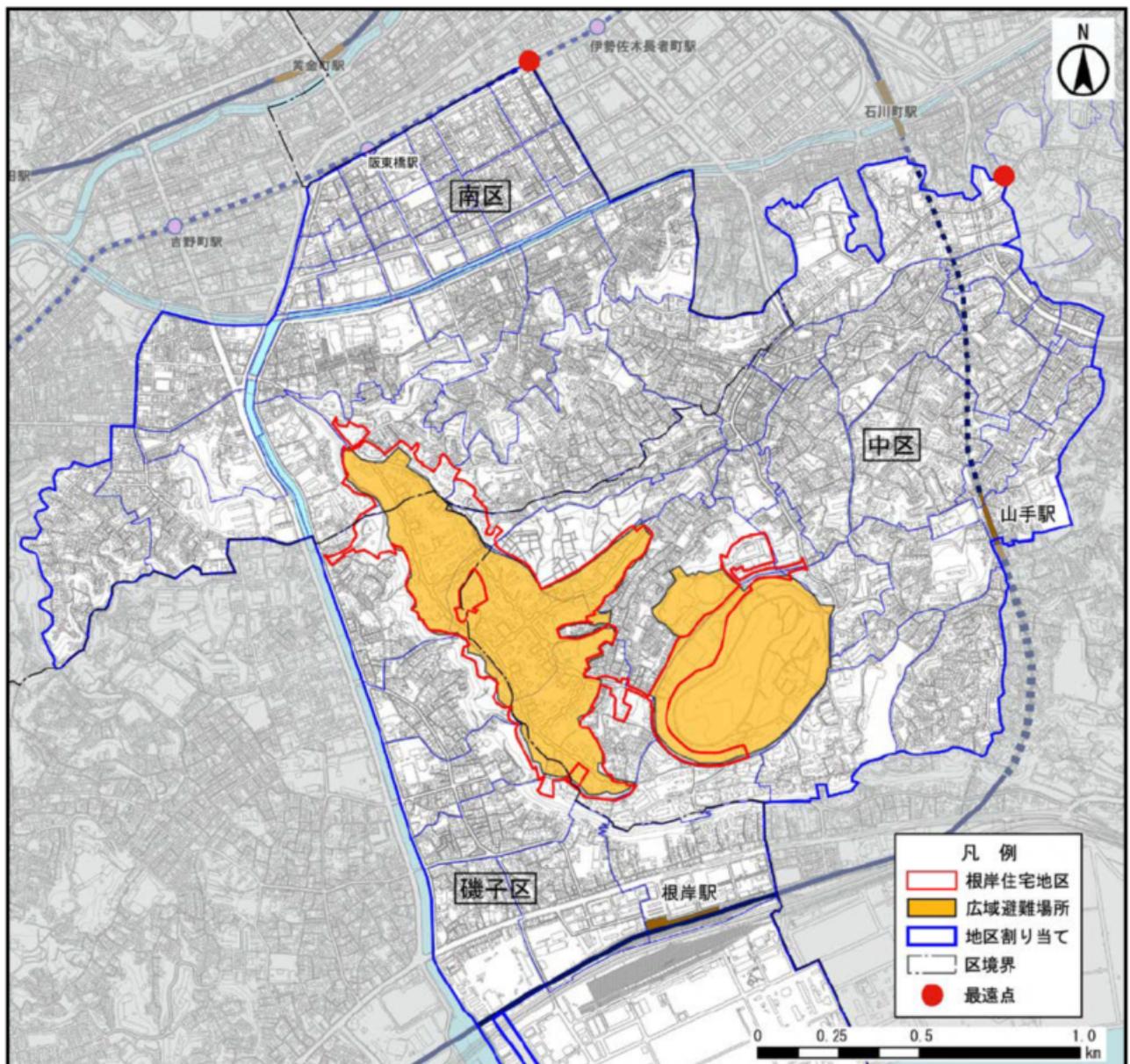


図 広域避難場所「根岸森林公園及び根岸住宅地区」と地区割り当て

出典：横浜市総務局危機管理室のデータをもとに作成

### (イ) 避難路の確保

本地区周辺の東側及び西側には、狭あい道路の沿道に建物が密集する地区が存在し、大規模な火災による延焼被害が懸念されます。このため、災害時に誰もが安全かつ迅速に避難できるよう、地区外の既存道路から地区内の道路へつなぐなど、避難路を確保します。

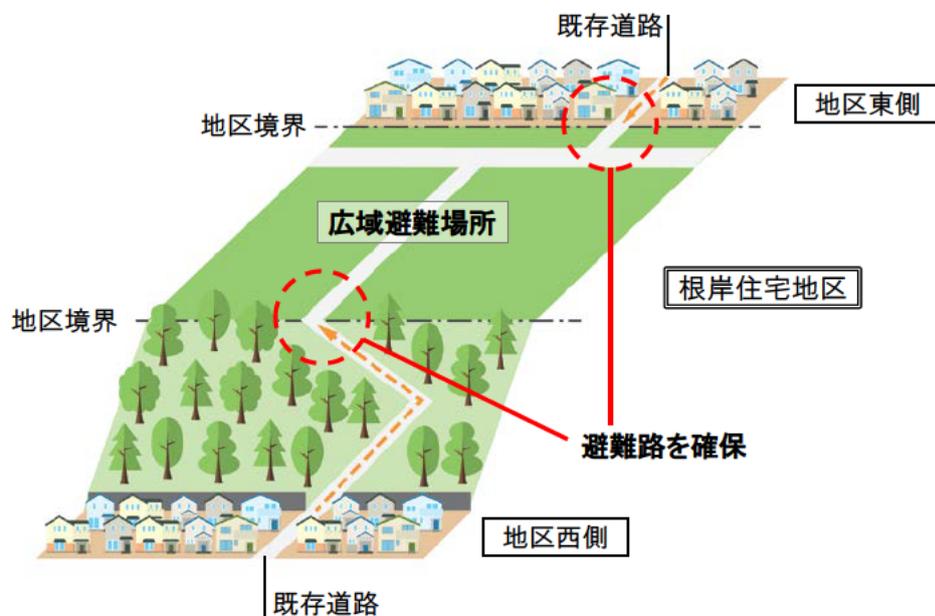


図 避難イメージ

## イ 斜面地への対応

## (ア) 斜面地の概要

本地区は、都心臨海部の南方に広がる本牧台地と呼ばれる標高約50mの台地の西部に位置しており、地区の西側には北西-南東方向に長さ1.2kmにわたって斜面地が存在しています。また、斜面地の西方を流れる堀割川の川岸からの高低差は40mから50mです。斜面の勾配については、20～60度程度で、特に本地区北西部では比較的急傾斜となっています。

堀割川は明治初期につくられた人工河川であり、本牧台地の北西縁の稲荷山と西側の堀ノ内が、元々は尾根で繋がっていたのを掘削し、根岸湾に至る運河を通すという工事によって造られました。そのため、比較的急傾斜の斜面地が連続している本地区北西部の斜面地は、堀割川掘削時に削られたり、その後の土砂採取などで削られたりした地形が残っている可能性も考えられます。

この本地区北西部の斜面地では、平成11年に大規模な崩落事故が発生し、斜面地の下側に立地するマンションなどに大きな被害を与えました。現在は国によって、コンクリートによる法面保護対策が実施され、維持管理されています。



図 位置図

(イ) 斜面地の現況

① 地区境界の位置

本地区の境界と斜面地の位置関係については、右記の「図 斜面地と地区境界との位置関係」に示すように3つのケースがあります。

ケースaは地区境界が斜面地より上方にあり斜面地全体が地区に含まれないケースです。

ケースbは地区境界が斜面地内にあり地区に斜面上部の一部が含まれるケースです。

ケースcは地区境界が斜面地の下方にあり地区に斜面地全体が含まれるケースです。

本地区の大部分はケースa及びケースbで、斜面地は概ね地区外となっていますが、斜面地の下方に米軍施設があるところではケースcのように斜面地が地区内に含まれる箇所もみられます。また、地区外にある斜面地は、概ね民有地となっています。

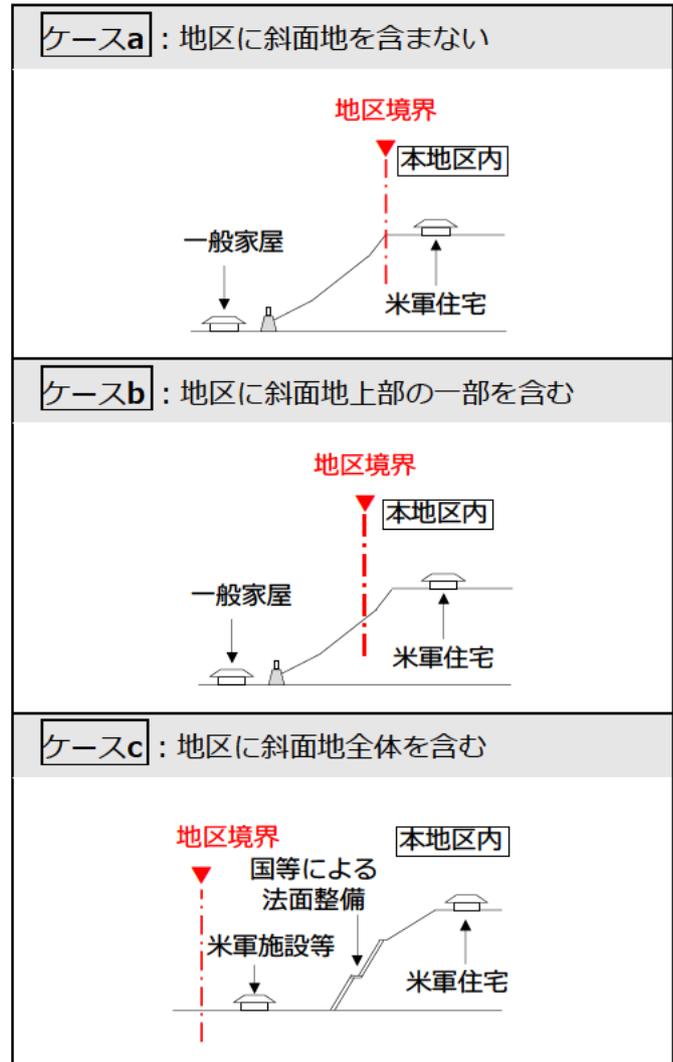


図 斜面地と地区境界との位置関係

② 斜面地の地形地質

斜面地を構成する地質は、泥岩層を基盤として、上位にはローム層が分布しています。斜面地の標高が50m前後であるのに対し、標高35m付近に泥岩層とローム層の境界があることから、斜面地の上部15m程度はロームを主体とする地層からなっており、それより下部については強固な地層である泥岩層が厚く分布していることが分かります。さらに、自然斜面の表層部には過去に流れたと推測される土砂が数mの厚さで斜面に沿って堆積しています。

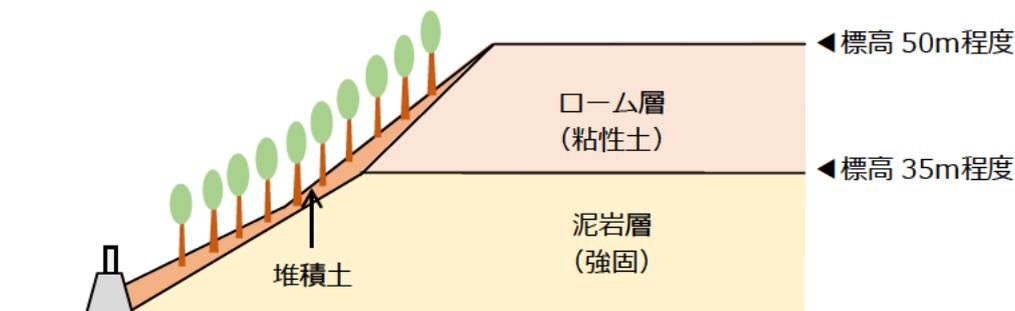


図 地層模式図

(ウ) 斜面地の条件に応じた類型化

傾斜が急なところでは、表層付近の堆積土やローム層の一部が崩れたり、泥岩層において表面が露出している場合に、長期的な風化によって一部が崩れたりすることが懸念されます。これに対して、県が急傾斜地崩壊危険区域の指定を行ったところについては、既に斜面下側へ擁壁の設置等が行われ、一定の対策が実施されてきました。

また、平成11(1999)年の斜面地の北西部で発生した崩壊についても、当時の横浜防衛施設局により法面対策が実施されました。

この他、多くの場所で土砂災害防止法による土砂災害警戒区域の指定がなされており、警戒避難体制の整備が進められています。

このように本地区西側の斜面地については、それぞれの場所で対策状況や法指定の状況が異なります。そのため、斜面地を13の区域に分け、それぞれの区域を対策状況などの条件によって以下のように類型化し、それぞれのパターンに応じた対応の方向性を検討しました。なお、それぞれの区域の類型化は、既存資料を基に行っているため、実際の対応時には、予め現地調査等を行い、斜面状況を精査した上で適切なパターンにより対応します。

パターン	概要	区域
I	地区境界が斜面地より上にあり、一定の対策工が行われている箇所	B、F、I
I'	地区境界が斜面地より上にあり、現在、対策工が実施されていない箇所	G、M
II	地区境界が斜面地内にあり、一定の対策工が行われている箇所	C、H、J、K、L
III	地区内に斜面が含まれており、全面対策工が行われているところ	A、D、E

表 各区域の地区境界位置、法令の指定状況、対策施設の整備状況

地区境界位置		区域	土砂災害(特別)警戒区域	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜事業による対策工事	民間による対策工事	国による対策工事	類型化(パターン)結果
ケース	模式図							
a 地区に斜面地を含まない		B	指定なし	指定あり	実施済み	-	-	I
		F	指定あり	指定あり	実施済み	-	-	I
		G	指定あり	指定なし	-	部分的に実施済み	-	I'
		I	指定あり	指定あり	実施済み	-	-	I
		M	指定あり	指定なし	-	-	-	I'
b 地区に斜面地上部の一部を含む		C	指定なし	指定あり	実施済み	-	-	II
		H	指定あり	指定あり	実施済み	-	-	II
		J	指定あり	指定あり	実施済み	-	-	II
		K	指定なし	指定なし	-	実施済み	-	II
		L	指定あり	指定あり	実施済み	-	-	II
c 地区に斜面地全体を含む		A	指定あり	指定あり	実施済み	-	-	III
		D	指定なし	指定なし	-	-	実施済み	III
		E	指定なし	指定なし	-	-	実施済み	III

※表中の法令の指定状況、対策施設の整備状況については各区域の主な部分を基に記載しています。

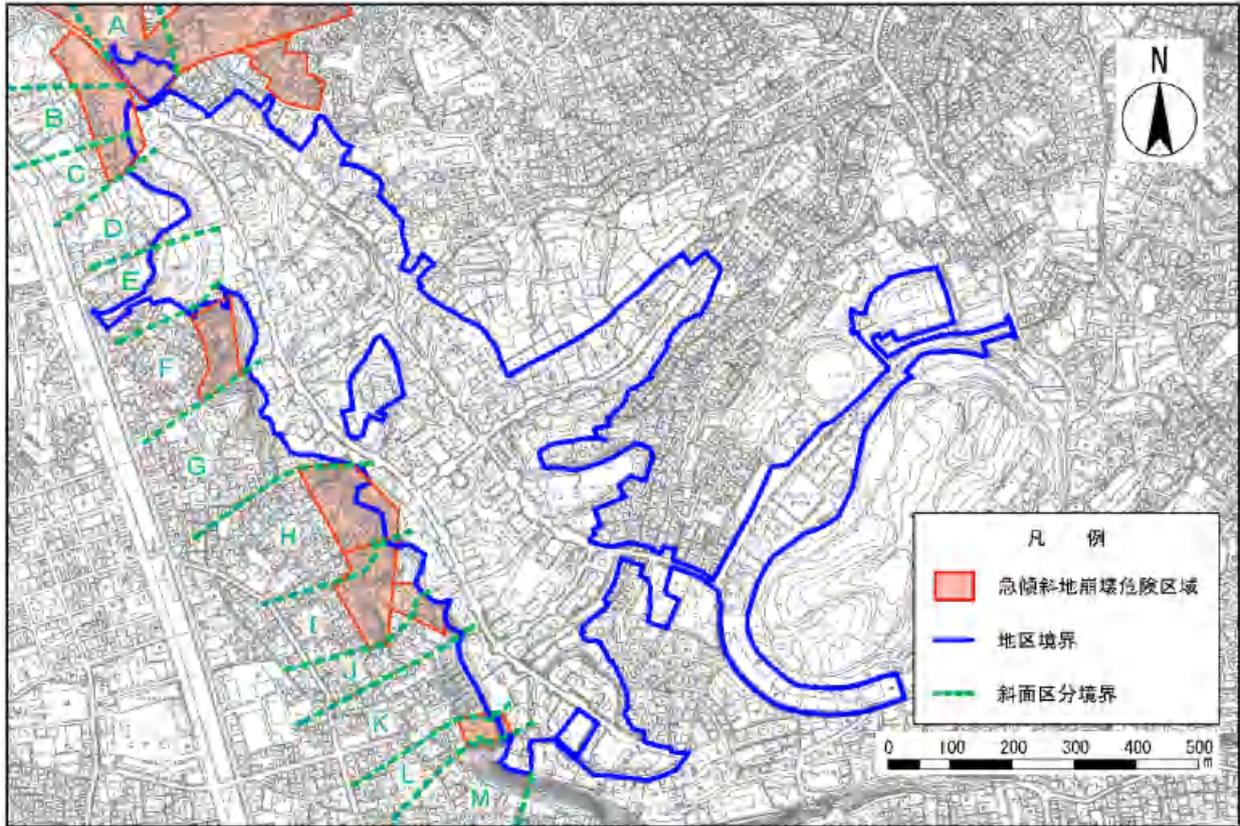


図 斜面地区分と急傾斜地崩壊危険区域

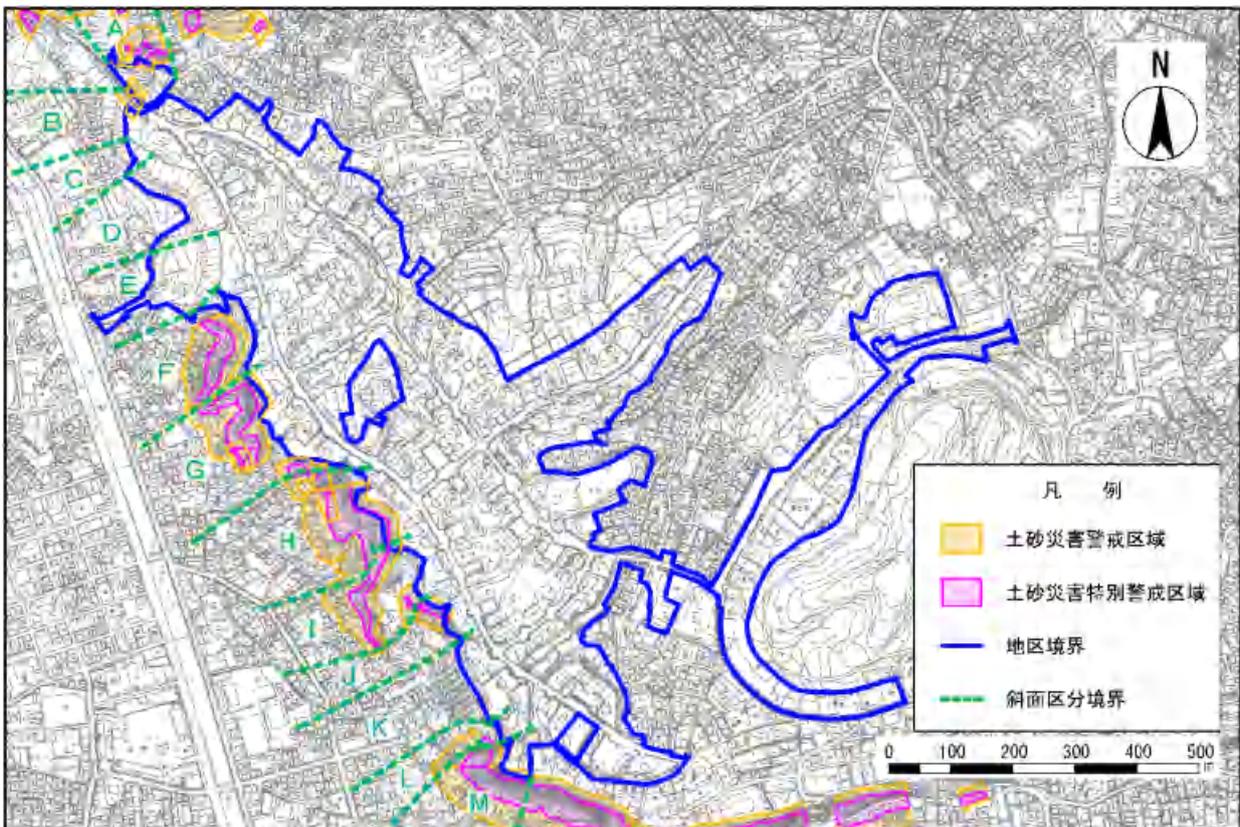


図 斜面地区分と土砂災害警戒区域

(エ) 対応の方向性

本地区のまちづくりを進めるにあたっては、類型化したパターンごとに以下の方針に従って対応していきます。

①パターンI及びI'の対応方針

パターンI及びI'においては、境界が斜面上部のため、地区外の斜面地に負荷をかけないように雨水排水を適切に確保し、地区内の雨水を斜面地側に表流水として流出することをできる限り防止します。斜面地近傍の宅地においては、関係法令等を遵守し適切な造成を行い、土砂災害の防止に努めます。

土地利用においても、斜面下端から斜面の高さ(H)の2倍の範囲(2×H)内は建築行為を避けるなど、土質に応じて横浜市建築基準条例を遵守し、土地利用を行います(以下【横浜市建築基準条例】参照)。

また、地区外の斜面地について、パターンIにおいては引き続き、土地所有者による管理を基本とし、斜面の多くが急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害(特別)警戒区域に指定されていることから、急傾斜地法による急傾斜地崩壊対策工事での対応や土砂災害防止法に基づく対応を継続していきます。

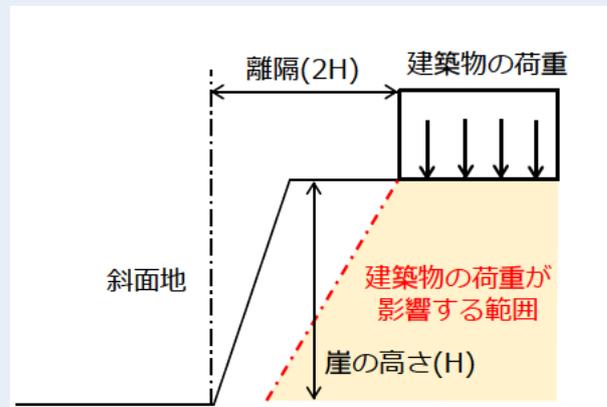
パターンI'においては、これまで構造物による対策工が実施されず、自然斜面のままであることから、必要に応じて、土地所有者に対して斜面地の管理に必要となる情報の提供を行うとともに、土砂災害(特別)警戒区域に指定されているため、土砂災害防止法に基づく対応も継続していきます。

【横浜市建築基準条例】

地区内の土地利用にあたっては、崖に近接して建築物を建てる場合、崖の下端から崖の高さの2倍以上の離隔をとる必要があり、この考え方に基づいて土地利用を行います。ただし、本条例には以下に示す除外事項がありますので、これを適用する場合は個々の斜面で検討を行います。

◇除外事項例

- ・ 崖(斜面地)の勾配が土質によって決められた斜面勾配よりも緩く、崖崩れのおそれがない場合
- ・ 崖(斜面地)の上に建築物を建築する場合で、建築物の基礎の応力が崖(斜面地)に影響を及ぼさないとき(右図)
- ・ 土質試験に基づき地盤の安定計算をした結果、崖(斜面地)の安全性が認められたとき。



### ② パターンⅡの対応方針

パターンⅡにおいては、パターンⅠと同様の方針としますが、斜面地の一部が地区内に含まれるため、地区内の斜面地については必要に応じて、以下の例に示すような切土工による斜面の整形や、堆積土の流出防止工などを検討し、地区内の土砂に起因する土砂災害の防止に努めます。

なお、切土する場合では、地山の観察を十分に行い、その結果として造成計画の見直しを行うなど、現地の状況に応じた対応を行います。また、堆積土の流出防止工を行う場合においては、緑地保全の観点から、樹木の適切な管理が行えるような工法も検討します。

#### 対策例 切土工+植生工

切土工により、現地の地盤を下げることで、斜面にかかる負担を低減するとともに、雨水の制御を行います。また、切土面に植生工を施すことで、表面土の安定化を図ります



#### 対策例 ノンフレーム工法

樹木伐採や切土を行わず、現況地山のままで施工することができ、施工後も元々の景観・環境が維持できます。また、現況斜面のままで施工することで、施工時の斜面安定性の確保にもつながります



### ③ パターンⅢの対応方針

パターンⅢについては、斜面地全体に対策工事が実施されているため、その構造物が適切に管理されるよう構造物の所有者に働きかけるとともに、斜面地にアクセスできる道路を配置するなど、将来に渡り、草刈、点検等の適切な維持管理が行えるよう配慮した土地利用を行います。

また、建物などの設置については宅地ごとに斜面地への影響を考慮しながら、横浜市建築基準条例を遵守した土地利用を行います。

## 第3章 土地利用計画

### 1 導入機能

本地区の跡地利用では、多世代の方々が安心して住むことができ、緑に囲まれた高台という特性を生かした、ゆとりある質の高い住宅地の整備を目指し、JR根岸駅や根岸森林公園から比較的近く、住宅需要が見込まれる地区の南側と吉野町駅側からのアクセス性を考慮した地区の北側に居住機能を配置することを基本とします。また、地区周辺の既存住宅地と隣接して居住機能を配置することにより、地区内外をまたぐ新たなコミュニティの形成を図ります（左下図参照）。

他方、超高齢社会の進展や公共施設の老朽化などの広域的な課題に対応し、地域の活性化にもつながる公共・公益施設や、山手地区などと連携した教育・研究機能を有する文教地区については、各方面からの公共交通等によるアクセスを想定し、地区の中央に配置することを基本とします（右下図参照）。

文教地区へ配置する施設については、地区内の宅地面積の約6割を占める国有地の有効活用を踏まえ、都心回帰等による新キャンパスの拡張の動きや、研究開発拠点の立地などを考慮し、産学連携が見込まれる研究のできる大学を想定します。現時点では、横浜市立大学医学部及び附属2病院等の再整備の最有力候補地としています。また、次の時代をけん引する成長分野の研究開発を促進するため、産学連携の充実に向けた土地利用を図っていくことなども引き続き検討していきます。

なお、本地区周辺を含む住民の方々が利用する日常生活を支える生活利便施設などについては、徒歩圏内で利用しやすい場所に適宜配置します。

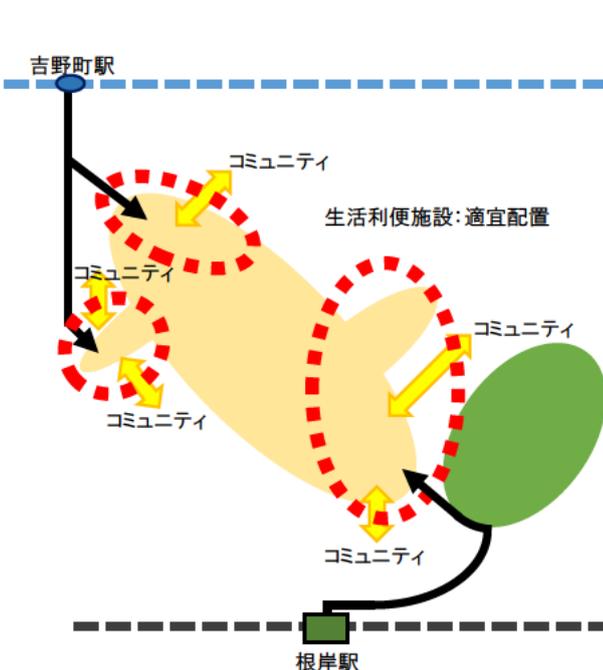


図 居住機能等の配置

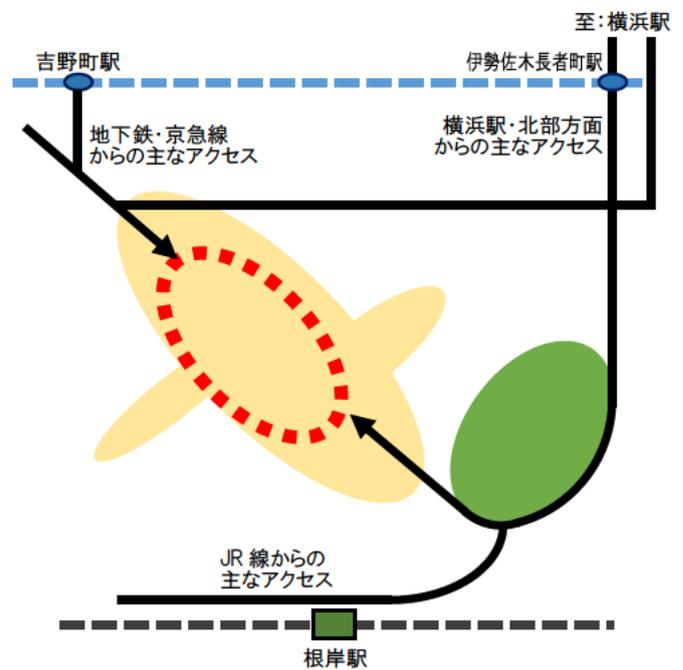


図 文教地区の配置

## 2 道路

本地区の道路については、子供から高齢者までを含む様々な利用者の通行機能や、沿道施設へのアクセス機能のほか、緑化・景観形成や延焼防止・避難路の確保などの公共空間として求められる機能に応じて、主要な道路や生活道路に区分して配置します。また、沿道の土地利用状況を踏まえて歩車分離等に配慮した道路形状とすることにより、自動車、歩行者がそれぞれ安全で快適かつ円滑に通行できるよう計画します。

主要な道路については、地区の骨格を形成する道路として、周辺幹線道路に連絡させ、本地区へのアクセス性の向上を図ります。

生活道路については、専ら地区内の住民が利用する道路として、地区内外を通過する自動車交通等が安易に流入しないよう配置又は道路形状を工夫することで良好な住環境を創出するとともに、大規模火災時には、周辺市街地から通じる生活道路を避難路として活用し、防災性の向上を図ります。

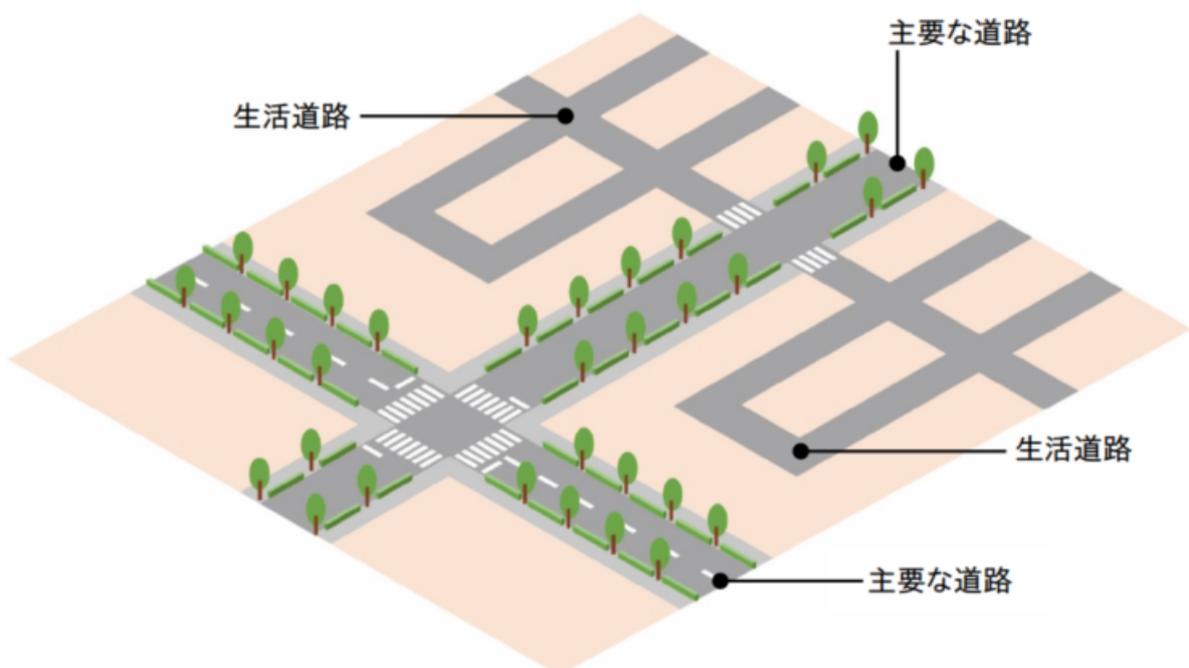


図 道路配置イメージ

### 3 公園・緑地

本地区の公園・緑地については、良好な住環境などを創出し、防災性の向上にも寄与できるよう、「横浜市水と緑の基本計画」を考慮しながら、公園を配置していきます。

身近な公園については、本地区内の新たな住宅地や周辺の住宅地の居住者に寄与するよう、住宅地の整備を予定している本地区の南西側や、建物が密集し比較的公園が少ない住宅地が周辺に存在する本地区の北東側など、数箇所に分けて配置します。なお、公園の配置にあたっては、周辺地域の公園や緑地の配置状況、新たに整備する道路や公共・公益施設等との位置関係を踏まえて、バランスよく配置していきます。

また、本地区南東側の根岸森林公園に隣接する部分については、主要な道路を通行する車両と公園利用者の動線を分離しながら根岸森林公園を拡張し、ふれあい広場や旧一等馬見所などのゾーンと一体的に利用できるようにするなど安全性の確保と回遊性の向上を図りつつ、周辺地区からのアクセス性を高めていくことや、緑を増やしていくことで、公園の魅力を高めていきます。

なお、多くの市民が利用する公共・公益施設、文教施設などについては、建物敷地内に憩いや賑わいをもたらす樹木や芝生などを植栽するほか、斜面の安全性に配慮した上で緑を連担させるなど、緑あふれる良好な景観形成を誘導していきます。

参考：横浜市水と緑の基本計画

・身近な公園は、小学校区を単位に、1校区当たり1か所の近隣公園、2か所の街区公園を標準として配置します。なお、公園配置に偏在がみられる地域では、公園数が充足している学区でも、市街地整備の状況などを勘案しながら公園を配置します。

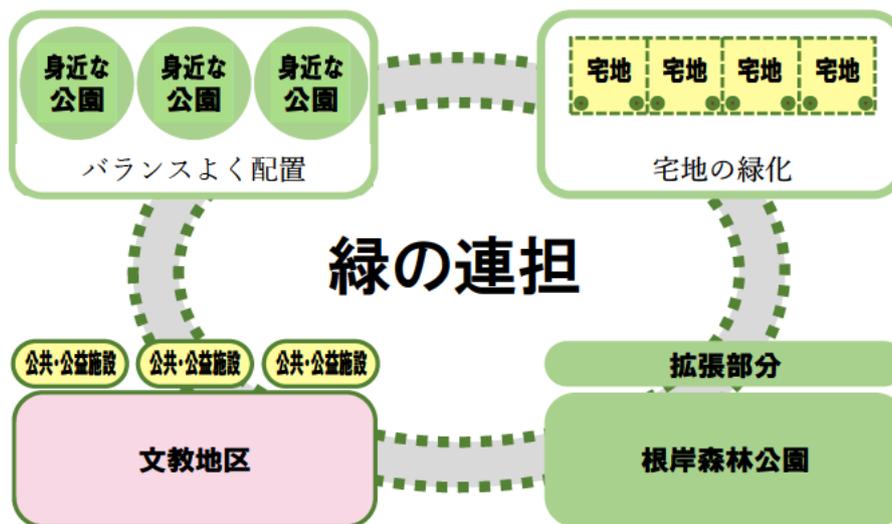


図 緑の連担イメージ



## 第4章 事業手法とスケジュール

### 1 都市基盤整備

本地区の課題として、国有地と民有地が細分化されてモザイク状に混在していることや、長年の施設提供により道路、公園、下水道などの都市基盤が未整備である状況にあります。他方、将来の土地利用計画では、まちづくりのコンセプトを踏まえ、良好な住環境の創出を図りながら文教地区としての土地利用や誘致検討のほか、アクセス性の向上や根岸森林公園との一体利用による公園の更なる魅力向上、広域避難場所の機能継続を示しています。

本地区の課題を解決し、土地利用計画を実現するためには、土地の入れ替えや集約などの土地の再配置とともに、道路や身近な公園等の公共施設の整備が必要となります。このため、整備手法としては、公共施設の整備改善と宅地利用の増進を目的とする土地区画整理事業を基本とします。

土地区画整理事業では、地権者の方々の権利を地区内に残すため、換地という手法により土地の再配置を行います。他方、道路や身近な公園等の公共施設の用地は地権者の方々から少しずつ公平に土地を提供していただくことで生み出します。なお、入れ替え等を行った土地は、位置が変わっても新たな土地の取得と見なされない不動産取得税の税制特例などの優遇措置があります。

今後は、地権者の方々の意向や、返還国有財産の効果・効率的な活用、事業採算性等を総合的に勘案し、事業スキームの具体化の検討を進めていきます。

### 2 まちづくりのルール

米軍施設の返還を契機に実施する土地区画整理事業を基本とした大規模な都市基盤整備に合わせ、土地利用計画の実現に向け、風致地区や用途地域、高度地区、準防火地域などの地域地区について適正な見直しを行います。

また、地区レベルのきめ細かな規制誘導や良好な市街地景観の創出を図っていくため、地区計画や建築協定、任意のまちづくりルールなどの導入について検討していきます。

### 3 スケジュール

本地区の返還時期は明確になっていませんが、早期に引き渡し、跡地が利用できるよう、令和元（2019）年11月に、国による原状回復作業の実施が日米間で合意されました。

国による原状回復作業が完了した後、円滑に跡地のまちづくりを進め、早期に土地利用を開始できるよう、まちづくりに係る事業計画案の作成や環境影響評価、都市計画手続きの準備を進めていきます。

また、本地区の面積は約43haと広大であるため、造成工事等の施工順序を工夫し、段階的な整備を行うなど、早期に整備を進めていくための対応策を講じていきます。

なお、国による原状回復作業や跡地のまちづくりに向けた造成工事等の工事中であっても、可能な限り広域避難場所の機能を維持できるよう、根岸森林公園への広域避難場所の一時的な集約・代替措置や工事の施工方法を工夫するなど、関係機関等と調整しながら適切に対応していきます。

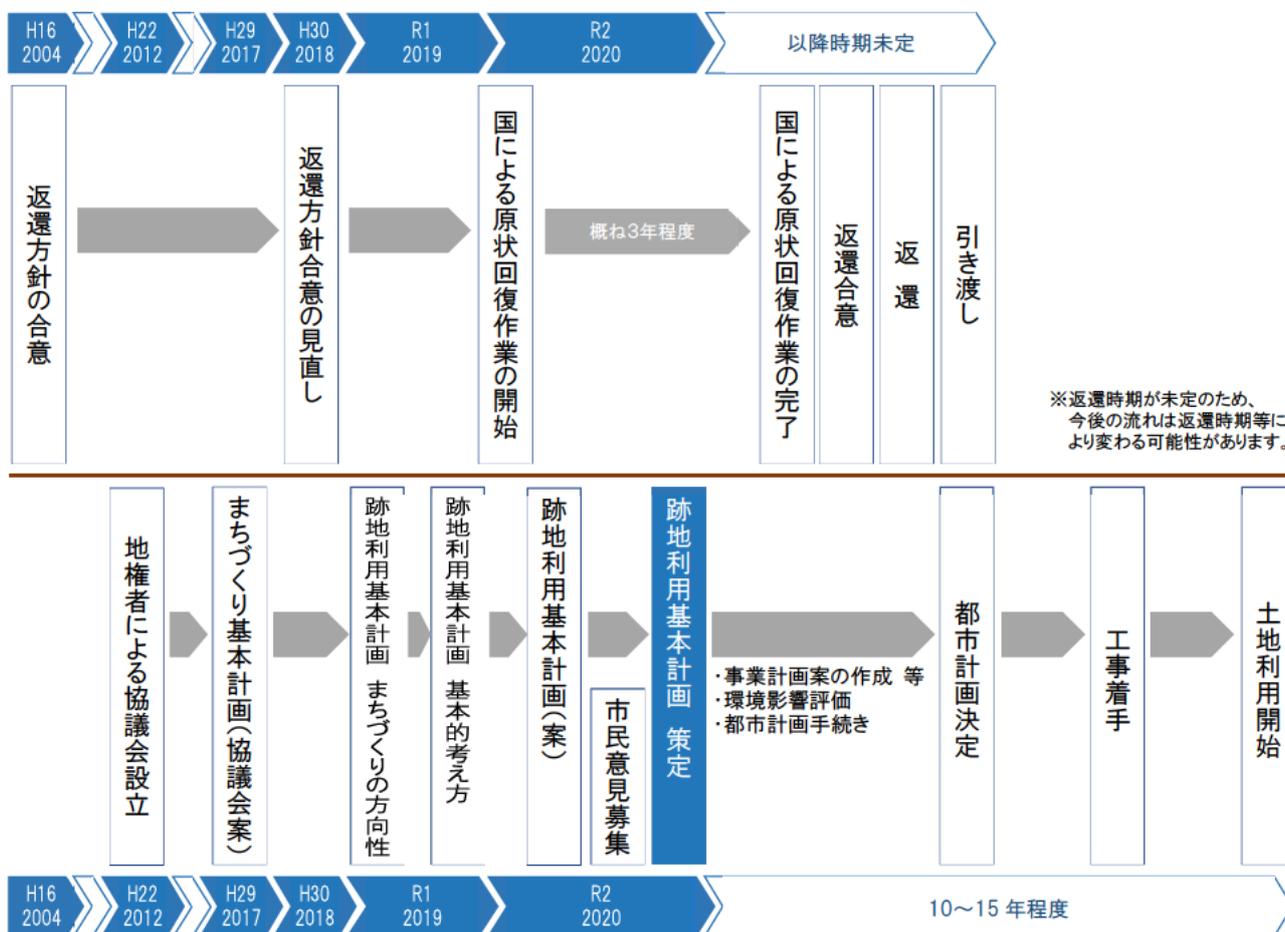


図 これまでの経過と今後の流れ

